



令和7年度
トランプ第2次政権の通商産業政策が
日本や中国などに与える影響調査研究

2026年2月

一般財団法人 **国際貿易投資研究所(ITI)**

INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT

令和7年度 (一財) 貿易・産業協力振興財団 助成事業

はじめに

1. 米国研究会の問題意識と目的

トランプ大統領は中国に対して 2025 年 2 月～3 月にかけて、麻薬関連（フェンタニル）で計 20%の追加関税を賦課した。そして、トランプ大統領は中国に 4 月 9 日から 34%の相互関税を課すことを表明。ところが、中国への相互関税は発動予定の 4 月 9 日の前日に 84%まで引き上げられた。そして、トランプ大統領は 4 月 9 日、中国を除く多数の国に対して、相互関税の適用を 90 日間停止し、ベースライン関税の 10%を適用すると発表。同時に、中国に対しては相互関税率を 125%に引き上げると表明した（中国へのトランプ関税は計 145%）。

しかしながら、その後中国に対する 125%の相互関税は 34%に引き下げられた。そして、米中貿易交渉において中国から「レアアースなどの輸出規制強化」というカードを切られたため、米国は中国への 34%の相互関税を 2026 年 11 月 10 日まで停止した。その代わりに、ベースライン関税の 10%は引き続き適用することになった。そして、中国へのフェンタニル向けの追加関税率は、2025 年 11 月 10 日以降において、それまでの 20%から 10%に削減した。

このように、トランプ大統領の中国への通商政策は、厳しいやり取りはあるものの現実的なトランプ関税の水準に落ち着くというプロセスをたどっており、互いに着地点を探る展開になっている。つまり、米中対立はトランプ第一次政権と比べて弱まってはいないものの、トランプ大統領は第二次政権において、関税引き上げの対象を、中国以外のカナダやメキシコ、日本、EU、台湾、韓国、ASEAN などにも広げており、同盟国にも負担を強いている。

また、トランプ大統領は、2025 年 7 月の日米合意に基づき、日本に対して 25%であった自動車・同部品の追加関税率と相互関税率を 15%に引き下げた。仮に 2024 年に自動車・同部品の追加関税率や相互関税率が 25%から 15%に切り下げられたと仮定した場合、日本のトランプ関税総額の減少額は 2 兆 1,434 億円となる（GDP の 0.3%）。したがって、関税の 25%から 15%への引き下げは、日本の名目 GDP を 0.3%ほど押し下げる直接的な効果を抑制したことになる。

日本への自動車関税や相互関税は 15%に引き下げられたが、トランプ関税の影響から日本の対米輸出が減少し、生産と雇用が低下圧力を受ける可能性がある。したがって、日本

のトランプ関税政策への対応としては、米国以外の国に対して、一層の FTA の活用や新たな FTA の締結を進めることで、全体の輸出を拡大することが望まれる。

そして、日本は 1985 年のプラザ合意後において対米投資を果敢に進めたことを思い起こし、トランプ関税への対応として再び米国での生産や販売に積極的に取り組むことが期待される。日本は 2025 年 7 月の日米合意に伴い、5,500 億ドル（約 80 兆円）の対米投資の実施を約束した。米国はこれまで日本に対して自国の戦略的産業への投資を制限することはあっても、これほど強く同分野への資金投入を求めたことはない。米国が自国主導で「日本の投資資金」を戦略産業に投入する枠組みを導入したのは、初めてのことであり、日本はこの状況の変化を上手く捉えることが肝要である。

本調査事業では、中国などとのトランプ関税の貿易赤字削減の効果を検証するとともに、日米合意に基づく自動車関税率や相互関税率の 15% への引き下げにより、日本が米国に支払う関税額にどのくらいの影響が現れるのか、さらには今後の日本企業の対応について探ってみたい。そして、その研究成果を報告書等にまとめることで、日本企業のグローバル戦略に資する情報を提供することとしたい。

2. 研究会の発足と研究体制

トランプ大統領は、麻薬・移民の流入の阻止のため、中国には 2025 年 2 月と 3 月、カナダとメキシコには 3 月に追加関税を発動した。また、世界各国からの分野別の輸入に関する関税賦課の動きとしては、3 月に鉄鋼・アルミ、4 月に自動車、5 月に自動車部品に追加関税を発動した。

さらに、トランプ大統領は 25 年 4 月 9 日、57 か国・地域ごとに異なる相互関税を発動。日本には 24% という高率の相互関税を賦課した。しかし、それにもかかわらず、前述のように 4 月 10 日からの 90 日間において相互関税を一時停止するとし、その代わりに 10% のベースライン関税を導入した。そして、90 日間の一時停止が切れる直前の 7 月 7 日、日本を含む 14 か国に書簡を送付し、8 月 1 日から新たな相互関税の賦課を開始することを発表した（日本への相互関税は 25% に引き上げられた）。

この他に、トランプ大統領は 8 月 1 日から銅の輸入に 50% の追加課税、8 月 7 日からブラジルに既存の 10% のベースライン関税に加えて 40% の追加関税を適用した（ただし、4 割強の品目が対象外）。そして 7 月 12 日、EU とメキシコに 8 月 1 日から 30% の追加関税を賦課する旨を通告した。その後、メキシコへの 30% の追加関税は 90 日間延長され、

2026年1月下旬の時点においてもこの延長は継続されている。また、カナダに対しては、25年8月1日から追加関税を35%に引き上げた。

そして、トランプ大統領は10月14日から木材製品に対して10～25%の追加関税率を課税、11月1日から中・大型トラックに25%の追加関税率を賦課、さらに26年1月14日には1962年通商拡大法232条に基づき特定の半導体に25%の追加関税を課す大統領布告を発表した。

また、トランプ大統領は、日本（2025年7月23日）、EU（7月27日）、韓国（7月30日）との貿易交渉において、自動車関税と相互関税をそれぞれ15%に引き下げることにご同意した。その見返りに、日韓 EU から対米投資資金を用いた米国への投資の約束を取り付けた。

国際貿易投資研究所（ITI）は、こうしたトランプ政権のトランプ関税の賦課などの通商産業政策が日本等の貿易投資に与える効果について探るため、トランプ関税等の影響調査プロジェクト（2025年度米国研究会）を立ち上げた。ITI 米国研究会の委員は通商産業政策に関する様々な分野の専門家から成っており、種々のデータを駆使することで実証的な分析に努めた。

令和7年度の米国研究会（「トランプ第2次政権の通商産業政策が日本や中国などに与える影響調査研究」）における委員長や委員の構成は、以下のとおりである。

<主査> 高橋俊樹 国際貿易投資研究所（ITI）研究主幹

<委員>

- ① 石川 幸一 亜細亜大学 アジア研究所 特別研究員、
国際貿易投資研究所（ITI）客員研究員
- ② 伊藤 恵子 千葉大学大学院 社会科学研究院 教授
- ③ 伊藤実佐子 日本貿易振興機構（ジェトロ） 調査部 米州課長
- ④ 岩田 伸人 青山学院大学 名誉教授、国際貿易投資研究所（ITI）客員研究員
- ⑤ 馬田 啓一 杏林大学 名誉教授、国際貿易投資研究所（ITI）理事、
国際貿易投資研究所（ITI）客員研究員
- ⑥ 大木 博巳 国際貿易投資研究所（ITI）研究主幹
- ⑦ 瀧井 光夫 桜美林大学 名誉教授、国際貿易投資研究所（ITI）客員研究員

⑧ 田中 雄作 (株) 旭リサーチセンター 主席研究員、旭化成 (株) リードエキスパート、国際貿易投資研究所 (ITI) 客員研究員

⑨ 福山 章子 (株) オウルズコンサルティンググループ チーフ通商アナリスト

<事務局> 高橋俊樹、鈴木聡子

<オブザーバー>

① 阿部 賢介 Marubeni America Corp ワシントン DC 事務所
Senior Policy and Economic Research Manager

② 上之山 陽子 パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社 グローバル取引管理
コンプライアンス室

③ 菅原 淳一 (株) オウルズコンサルティンググループ シニアフェロー、
国際貿易投資研究所 (ITI) 客員研究員

④ 百本 和弘 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 調査部 中国北アジア課アドバイザー、
国際貿易投資研究所 (ITI) 客員研究員

3. 報告書における各章の概要

本報告書における第 1 章から第 11 章までの構成は以下の通りである。

第 1 章 トランプ第 2 期政権の経済・通商政策と 1 年目の動向 (瀧井委員)

第 2 章 トランプ第 2 次政権におけるデジタル貿易政策の特徴と課題 (岩田委員)

第 3 章 米国の輸出規制がイノベーションや貿易・投資に与える影響 (伊藤恵子委員)

第 4 章 米国は USMCA をどう変えようとするのか (阿部オブザーバー)

第 5 章 問題だらけのトランプ 2.0 の対中通商戦略 (馬田委員)

第 6 章 トランプ関税と米国の輸入 (大木委員)

第 7 章 トランプ関税が米中の国際競争力およびグローバル・サプライチェーンに与える影響 (福山委員)

第 8 章 第 2 次トランプ政権の関税措置と韓国政府・企業の対応 (百本オブザーバー)

第 9 章 トランプ関税の日本の対米投資や製造業への影響 (高橋委員)

第 10 章 トランプ通商政策が企業に与えた影響 (田中委員)

第 11 章 ASEAN のトランプ関税や中国との貿易拡大への対応 (石川委員)

また、第 1 章から第 11 章までの各章の要約に基づく本報告書の概要は以下の通りである。

(1) 第1章「トランプ第2期政権の経済・通商政策と1年目の動向」(瀧井光夫)の概要

- 2025年1月20日から始まったトランプ第2期政権は、第1期とは全く違った政権となった。第1期の経験を踏まえて閣僚の構成、政権運営、政策実行のすべてにトランプ大統領の主義主張が貫かれている。
- 政権の最重要原則は「米国第一主義」。環境問題や世界秩序や大国としての役割などは眼中にない。自分の政権をベストとし、他を徹底的に見下すナルシズムも根強い。第2期政権は政府の構造改革から始め、まず USAID を消滅させた。不法移民対策なども保守主義のシンクタンク・ヘリテージ財団作成の「プロジェクト 2025」に従って進められている。
- 成立した大減税・歳出拡大法案(一つの大きく美しい法案)は今後の債務増大が懸念される。通商政策も WTO ルールを無視し、米国の安全保障を最優先している。財の貿易赤字は、米国が他国に利用され、略奪された結果だとし、略奪から脱するために、すでにある関税に追加関税を課す「相互関税」制度が創設され、戦後の自由貿易原則も危うい。
- 相互関税率は二国間のディールにより、相手国の対米投資額が影響した。8月初旬から課税が始まったこの制度に、最高裁がどのような判断を下すかが注目される。
- 物価上昇に慄く米国庶民の期待に十分応えないため、政権支持率も低下し始めた。2026年の中間選挙はトランプ政策に対する信任の度合を測る重要な機会となる。

(2) 第2章「トランプ第2次政権におけるデジタル貿易政策の特徴と課題」(岩田伸人)の概要

- 米国トランプ政権は、「貿易収支」の巨額な赤字を国家安全保障上の問題と位置づけ、これを是正するために、WTO 協定における安全保障例外(GATT 第21条)に該当すると主張して、世界共通関税(10%)と相互関税のいずれも政治スローガンの関税であり、実態は追加関税(additional duties)と総称できる高率関税措置を多用した。
- 他方、1990年代以降、米国の「サービス貿易収支」は恒常的な黒字基調を維持している。その背景には、金融・知識集約型サービス分野の拡大に加え、世界的な競争力と市場支配力を有する米国のデジタル関連サービス分野の成長が大きく寄与している。
- 米国のデジタル貿易の黒字基調は、1998年のWTO第2回閣僚会議で成立したモラトリウム合意(後述)が延長されることが前提となる。
- しかし近年、インド、ブラジル、南アフリカ、インドネシアなど一部新興国は、このモラトリウムの継続(延長)や恒久化に対して批判的な姿勢を示している。

- トランプ政権は、他国との交渉において、議会の承認や司法審査を要する通常の「条約型の協定」よりも、政権（ホワイトハウス）主導で迅速かつ柔軟な内容で締結が可能な「合意」や「枠組み合意」を志向する傾向が強い。このことから、同政権は既存の WTO 上の FTA や EPA などの GATT 第 24 条および GATS 第 5 条の要件を満たさねばならない地域貿易協定（RTA）とは異なる、独自の（関税引き下げ交渉を伴わない）二国間枠組みの中で、高水準のデジタル貿易規律を構築する可能性がある。

(3) 第 3 章「米国の輸出規制がイノベーションや貿易・投資に与える影響」（伊藤恵子）の概要

- 本章は、米国の対中輸出規制がイノベーション、貿易、投資、サプライチェーンに与える影響を、最新の実証研究レビューを通じて分析している。
- 2018 年以降、米国は特に中国企業をターゲットとしてエンティティ・リスト（EL）に掲載したり、外国直接製品規制（FDPR）の対象とするなど、対中輸出規制を強化してきた。
- 日本やオランダも半導体製造装置の輸出管理を強化した。輸出規制の影響経路として、市場アクセス制限による研究開発（R&D）収益性の低下、技術・中間財へのアクセス遮断による学習効果の低下、一方で国産化 R&D の誘発、さらに規制国・第三国を含むサプライチェーン再編や政策不確実性の上昇が指摘される。
- 先行研究では、EL に掲載された中国企業で R&D 支出は増えるが特許成果は研究により結果が分かれ、米国企業側のイノベーションには負の影響が生じる可能性も示されている。
- 貿易面では、米国企業は中国企業との取引を縮小するが代替先の開拓は容易でなく、収益や雇用に悪影響が及ぶ。日本企業については、ファーウェイ主要サプライヤーの対中輸出が一時的に約半減し、EL 掲載企業向け輸出は約 9 割減少するなど、直接規制対象でなくても政策不確実性による「予防的撤退」が確認される。
- 半導体貿易全体では米中間の取引は減少する一方、第三国から中国への輸出は大きく落ち込んでおらず、分断というより再配置が進んでいると結論づける。

(4) 第 4 章「米国は USMCA をどう変えようとするのか」（阿部賢介）の概要

- USMCA（United States-Mexico-Canada Agreement：米国・メキシコ・カナダ協定）のレビューが 2026 年 7 月に行われる。この共同レビューはどのように行われるのか、また協定を修正する場合の米国内の手続きはどうか。不明な点が多々ある。
- USMCA で共同レビューが設けられたのは、「貿易協定を定期的かつ強制的に見直すメカ

ニズムが必要」という考えから。従い今回の共同レビューで、現行のまま延長される可能性は小さい。

- 米国産業界は自動車、繊維、医薬品産業などは原産地規則の緩和を訴える一方、鉄鋼、アルミ、木材産業などは原産地規則強化を求めている。政権の交渉方針では、原産地規則強化のほかに、安全保障面での域内連携強化や、メキシコ、カナダそれぞれに対する市場開放や制度変更の要求が挙げられた。それらは長年議論が続けられてきており、解決の糸口が見えにくい課題から、比較的容易に合意が見出せそうな課題まで網羅されている。
- USMCA の共同レビューと密接に関係してくるのが、232 条関税（1962 年通商拡大法 232 条により、安全保障の脅威となる輸入品に対し、関税を賦課する権限が大統領に付与されている）の動向。カナダ、メキシコからはもちろん、米国内からも USMCA 適合製品の 232 条関税適用免除を求める声は大きい。
- 2026 年 11 月の中間選挙に向け、トランプ政権が通商政策をどのように修正するのかわからないのが、米側の共同レビューに対する姿勢を大きく左右する。日本企業は、これまでのサプライチェーン最適化に加え、必要に応じて政権、議会への働きかけも検討する余地がある。

(5) 第 5 章「問題だらけのトランプ 2.0 の対中通商戦略」（馬田啓一）の概要

- 関税を武器に他国にディール（取引）を仕掛けて譲歩を引き出すトランプ米大統領は、「史上最強の貿易交渉人」と自画自賛するが、中国に対しては勝手が違うようだ。米メディアから「TACO」（トランプはいつも腰砕け）としばしば揶揄されるように、トランプの対中関税も腰砕けになっている。
- トランプ関税への対抗措置として 2025 年 4 月に実施された中国によるレアアース（希土類）の輸出規制は、軍需を含む幅広い米先端産業に甚大な影響を及ぼす。中国の対米依存を突こうとしたトランプが、逆に米国の対中依存を突かれ、白旗を揚げた。
- トランプ関税に司法の壁が立ちはだかった。国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき発動した相互関税などについて、米裁判所は一審、二審とも「違法で無効」と判断した。トランプ政権は判決を不服として最高裁に上訴、遅くとも 26 年 6 月までには判断が下される予定だ。
- 米国が AI（人工知能）向け半導体の対中輸出規制を強める中、米エヌビディアは性能を落とした半導体を開発し対中輸出を続けた。しかし、トランプ政権は 25 年 4 月に性能低下版「H20」を規制対象に加えた。規制強化のきっかけは 1 月の「ディープシーク・ショック」だ。

- トランプ政権は 25 年 8 月、エヌビディアなどに中国への半導体輸出を認める代わりに、売り上げの 15%を米政府に支払わせる方針を表明した。だが、半導体の対中輸出への「上納金」は、安全保障をリスクにさらすことになりかねない。
- 中国は 25 年 9 月、エヌビディアの中国向け半導体 H20 の国内使用に待ったをかけた。外部からシステムに侵入できる「バックドア」が H20 に仕込まれ、情報が抜き取られる可能性を指摘しているが、その裏には、AI 半導体の国産化を進め、半導体の対米依存を減らしたいという中国の思惑がある。
- レアアースだけでなく、中国政府は大豆輸入を対米交渉のカードに使い、トランプを揺さぶる構えだ。中国は世界最大の大豆輸入国であり、米国産大豆の中国依存を見据えた中国のしたたかな戦略といえる。
- 韓国での APEC 首脳会議に合わせ、25 年 10 月末に米中首脳会談が行われた。トランプは、その成果について「10 点満点中 12 点」と楽観的な見方を示したが、本当にそうだろうか。今回の合意は高関税や輸出規制の実施を「1 年延期」したに過ぎない。米中の「火種」が先送りされた格好だ。
- 中国は 26 年 4 月のトランプ訪中を、台湾問題でトランプから譲歩を引き出す絶好のチャンスと踏む。このため、11 月の中間選挙も睨み、「休戦」によってレアアース規制や大豆輸入の交渉カードを温存した。下手をすると「飛んで火に入る夏の虫」のごとく、4 月訪中で「中国に急所を握られたトランプが手玉に取られる」という米中の新たな構図が浮き彫りになりかねない。
- 25 年 12 月に公表されたトランプ 2.0 の「国家安全保障戦略 (NSS)」は、米国の国益を優先し、南北米大陸を含む西半球を勢力圏と位置づけた。強大国が世界を各々の勢力圏に分割、支配するという話は、米国だけでなく中国にとっても好都合。米国が西半球を支配するのと引き換えに、中国に東アジアでの支配を認めることになれば、「超ウルトラ級のデール」となる。
- 米国は 25 年 12 月、ベネズエラへの軍事作戦を決行した。今後、埋蔵量が世界一とされるベネズエラの石油資源の確保に力を注ぐ方針であり、中国をベネズエラの石油資源から引き離すことが、トランプが「裏庭」に軍事介入した理由の一つだ。
- 中国に台湾問題を「高値」で売ろうとしているトランプの魂胆を、習近平は見抜いている。米国の介入を排除し、台湾を中国の好き勝手にできるのであれば、ベネズエラへの中国の関与を放棄するかもしれない。4 月の米中首脳会談でベネズエラと台湾に関する「G2 の密約」が交わされるとの懸念も、まんざら絵空事ではなさそうだ。

(6) 第6章「トランプ関税と米国の輸入」(大木博己)の概要

- 米国製造業の復活を目指すトランプ関税は、中国を対象とした追加関税措置(トランプ 1.0)から EU、日本、ASEAN 等全世界を対象とする相互関税(トランプ 2.0、2025 年 4 月に発表)へと拡大した。
- 相互関税によって、米国の実効関税率は、2025 年 10 月で 10.91% (FT 紙試算)と 1930 年代の高関税時代以降では、最も高い水準に跳ね上がった。特に、対中実効関税率はトランプ 1.0 の 6.88% (2019 年 1 月)から 37.71% (2025 年 10 月)に高まった。
- トランプ関税は、トランプ 1.0 では米国の輸入に占める中国の比率を、2018 年の 21.6%から 2024 年には 13.8%まで引き下げてサプライチェーンの脱中国を推進し、トランプ 2.0 は、さらに 9.7% (2025 年 1~10 月)にまで対中輸入依存度を引き下げている。
- トランプ大統領は、トランプ 2.0 を始めて僅か 1 年で、「私の関税(相互関税)が米国を復活させた」(WSJ 紙 2026 年 2 月 1 日)とその成果を自画自賛している。しかし、相互関税は米製造業に黄金時代を呼び戻すはずだったが、これまでのところ効果はないという見方が妥当であろう。
- トランプ関税の成果として、確実に言えることは、米国の対中輸入がピークを過ぎ、今後とも一段と縮小することである。中国に代わり米国市場向けに製品を供給する新たな国として、メキシコ、ベトナム、インドなどが台頭し、世界貿易の拡大を牽引することになるろう。

(7) 第7章「トランプ関税が米中の国際競争力およびグローバル・サプライチェーンに与える影響」(福山章子)の概要

- 第 2 期トランプ政権において、関税政策は再び米国通商政策の中核に据えられ、経済安全保障や産業政策と密接に結び付けられる形で運用されている。
- 本章では、同政権下で拡張された関税措置に加え、輸出規制や制裁といった関連政策を含め、これらが①米中両国の国際競争力、②グローバル・サプライチェーンの構造、③第三国とりわけ ASEAN 諸国にいかなる影響を及ぼすかを分析した。
- 関税と規制の応酬は、米中いずれか一方の競争力を一方的に低下させるという単純な帰結をもたらしているわけではなく、むしろ両国における競争力のあり方や政策手段の選択を変化させる要因ともなっている。
- また、関税は、貿易赤字や雇用といった短期的指標に対しては限定的な効果にとどまる一方、サプライチェーンの再編や企業行動の変化を通じて中長期的な影響を及ぼしている。

- 関税や輸出規制が相互に作用する昨今のグローバル情勢下で、「国際競争力」は単なるコストや効率性、技術力のみならず、政策の予見可能性や需給構造等の変化に耐える適応力としても再定義されつつある。

(8) 第8章「第2次トランプ政権の関税措置と韓国政府・企業の対応」(百本和弘)の概要

- 韓国の対米輸出は 2020 年以降、急増した。牽引役は自動車・同部品で、米国市場での韓国車の販売が堅調だったことが大きかった。
- 韓国の対米直接投資も 2020 年代に入り大幅に増加した。対米投資の狙いは、成長する米国市場を取り込むことや、半導体・二次電池などの分野における米国政府の外資誘致政策に対応することにあった。
- 2025 年 1 月に発足した第 2 次トランプ政権が新たな関税措置をとると、状況が変化した。2025 年の対米輸出は一転して減少に転じた。およそ半年間、25%の輸入関税が課せられた自動車の輸出減が輸出を押し下げた。他方、対米直接投資は、米国の関税措置に対応するかたちで、2025 年も引き続き底堅かった。
- 米韓関税交渉は 2025 年 7 月末に大筋合意、10 月末に合意がなされ、11 月中旬に両国共同で合意内容が公表された。合意の内容について、韓国国内では概ね肯定的に評価された。
- 対米投資に関しては、韓国は 3,500 億ドルの対米投資（造船分野向けの米韓造船協力ファンド 1,500 億ドル、半導体をはじめとした戦略的投資 2,000 億ドル）を行うこととなった。また、韓国の大手企業も相次いで対米投資計画を発表している。

(9) 第9章「トランプ関税の日本の対米投資や製造業への影響」(高橋俊樹)の概要

- 米国の関税措置に関する日米協議は難航したが、日本時間の 2025 年 7 月 23 日に合意に達した。トランプ大統領は日本に対して自動車関税と相互関税を 15%に引き下げ、日本は 80 兆円の対米投資の実施に合意した。
- トランプ大統領は 9 月 4 日、「日米合意に関する大統領令」に署名。同時に、日本が出資・融資・融資保証を行う対米投資に関する覚書が署名された。覚書によれば、投資から生じる利用可能なキャッシュフローは、一定の利益を日米に配分すべきと定めた基準額である「みなし配分額」に達する段階までは日米で 50%ずつ分配され、みなし配分額に達した後は「米国 9 対日本 1」の割合で分配される。
- これは、ある意味では、投資の初期段階での日本の利益確保に配慮していると言えるものの、全体的には米国側の利益分配を重視するスキームと考えられる。

- 日本企業は USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）の見直しを控え、北米サプライチェーンの中で米国産部材の割合を高めざるを得なくなっている。その一環として、米国の製造業への投資拡大を検討せざるを得ないし、成長する米国の市場の確保にはさらなる投資が求められる。
- 米国はこれまで日本に対して自国の戦略的産業への投資を制限することはあっても、これほど強く同分野への資金投入を求めたことはない。米国が自国主導で「日本の投資資金」を戦略産業に投入する枠組みを導入したのは初めてのことであり、日本はこの状況の変化を上手く捉えることが肝要である。
- 2024 年の日本の米国へ輸出において、自動車・同部品の追加関税率や相互関税率が 25% から 15% に切り下げられたと仮定した場合、日本のトランプ関税総額の減少額は 2 兆 1,434 億円となる。つまり、トランプ関税に関する日米合意は、2.1 兆円の対米関税支払額の減少をもたらしたと指摘することができる。
- 同様に、自動車追加関税率と相互関税率を 15% まで切り下げた日米合意により、日本の関税負担額は生産年齢人口一人当たり約 3 万円減少する。また、GDP 比では 0.3% ほど減ることになり、その分だけトランプ関税の日本の名目 GDP を押し下げる直接的な効果を抑制したことになる。

(10) 第 10 章「トランプ通商政策が企業に与えた影響」（田中雄作）の概要

- 本稿は、第 2 次トランプ政権下で展開されている米国の通商政策について、国際通商秩序および企業実務への影響を分析し、輸出事業者が取るべき実務対応案を整理するものである。
- 2025 年の米国は、国際緊急経済権限法（IEEPA）や 1962 年通商拡大法 232 条、1974 年通商法 301 条などを根拠に、相互関税や用途別関税などを相次いで賦課し、関税を経済・外交交渉の主要な手段として位置付けた。一方で、物価高や中国によるレアアース輸出管理といった制約を受け、農産品の除外といった関税政策の部分的修正も進んだ。
- 米中関係では、関税率引上げと先端技術・重要鉱物を巡る輸出管理措置が相互に影響し合い、中国によるレアアース輸出規制が実体経済に波及したことで、関税を主軸とする米国の対中圧力戦術の限界が浮き彫りとなった。結果として、両国は関税・先端技術・レアアースなどの武器を使い分けながら、妥協と再燃を繰り返す「条件闘争」の局面に入り、企業にとって政策の予見可能性は大きく低下している。
- 加えて、IEEPA に基づく追加関税措置を巡る訴訟は、最高裁の判決次第で、巨額の関税還付や新たな追加関税措置の検討、さらには各国・地域との合意済貿易協定への波及といっ

た制度的不確実性が生じる可能性がある（2026年1月16日時点）。

- 並行して、米国以外では欧州連合（EU）やアジア太平洋地域を軸に自由貿易協定（FTA）の拡大が進み、貿易多角化のための通商環境整備も加速している。他方、世界的には AD（アンチダンピング）措置が高止まりし、日本でも迂回輸入防止制度の検討が進むなど、価格競争への規律は一層強化されている。
- こうした環境下で輸出事業者には、①取引条件の再検証、②関税還付制度の活用検討、③ HS コード・原産国の再検証、④適切な輸出価格の設定、以上を踏まえた⑤サプライチェーンの再検証と官民連携の強化が求められる。既存ルールの順守・活用と、新たなルールの形成活動を融合した「通商戦略」の実行が、変動する通商環境下での競争力を左右する重要な鍵となるだろう。

(11) 第 11 章「ASEAN のトランプ関税や中国との貿易拡大への対応」（石川 幸一）の概要

- 第 1 期トランプ政権では ASEAN は漁夫の利を得たと評された。中国に対して最大 25% の制裁関税が課され、中国の対米輸出が減少した中で ASEAN の対米輸出は増加し、米中対立という投資リスクが増加した中国が対内投資を減らす中で ASEAN は対内外国投資が増加したからである。
- 特に中国から ASEAN への製造業投資は大幅に増加した。しかし、漁夫の利の対価は大きく、第 2 期トランプ政権により ASEAN に対しては高率の相互関税が発表された。米国の対 ASEAN 貿易赤字が大幅に増加したためである。米国と ASEAN 各国は貿易交渉を行い、ASEAN に対する相互関税は 19%あるいは 20%に引き下げられた。交渉では ASEAN 各国は大幅な譲歩を余儀なくされ、対米輸入関税撤廃、非関税障壁撤廃、航空機・エネルギー・農産品輸入、迂回輸出の管理強化などを内容とする不平等な協定を結んだ。
- 米国は ASEAN にとり中国と並ぶ輸出市場であり、引き下げられたとはいえ相互関税の影響は大きく、ASEAN の 25 年および 26 年の GDP 成長率は下方修正されている。影響の大きさは輸出依存度、輸出に占める米国のシェアによる。
- 相互関税によりチャイナプラスワンの投資先としての ASEAN の魅力は減退したと報じられているが、第 1 期トランプ政権時の制裁関税と合計した中国に対する追加関税は 45%（25 年 12 月時点、相互関税は交渉中でベースラインの 10%が賦課）であり ASEAN 各国より高く、人件費も中国は ASEAN より高いため中国から ASEAN への投資は今後も継続するだろう。
- 相互関税、不平等な貿易協定と USAID の解散による ASEAN への経済協力の削減により ASEAN の米国に対する信頼度は低下するだろう。

- 一方、中国は相互関税発表直後に習近平国家主席が ASEAN3 か国を訪問し経済協力強化を打ち出すなど ASEAN へのアプローチを強めており、影響力が増す可能性が高い。ただし、ASEAN の均衡戦略は維持されるだろう。ASEAN は EU との FTA や BRIS 参加、GCC との FTA など貿易での対米依存を低下させようとしている。

令和 7 年度の ITI 米国研究会の報告書「トランプ第 2 次政権の通商産業政策が日本や中国などに与える影響調査研究」が、関係者の皆様に少しでもお役に立てれば幸いです。

2026 年 2 月
(一般財団法人) 国際貿易投資研究所

目次

第1章	トランプ第2期政権の経済・通商政策と1年目の動向	1
	要約	1
	はじめに	1
	第1節 第2期トランプ政権の特色	2
	1. 連邦政府の体制と行政権の拡大	2
	2. 「政府効率化局」と「プロジェクト2025」	2
	第2節 大減税・歳出法案の成立と厳格化する不法移民政策	3
	1. 包括法案 OBBBA の内容	3
	2. 法案の成立過程と財政への影響	4
	3. 民主党側の法案批判	5
	4. 目標を「達成」した不法移民対策	6
	第3節 通商政策と関税主義	6
	1. 既存の通商法による追加関税賦課	6
	2. 初の IEEPA 発動	8
	3. 相互関税政策と国家非常事態宣言	9
	おわりに	11
第2章	トランプ第2次政権におけるデジタル貿易政策の特徴と課題	14
	要約	14
	第1節 デジタル貿易の特徴と概要	14
	第2節 米国の貿易赤字とデジタル貿易	15
	1. 貿易収支の赤字	15
	2. デジタル貿易を含むサービス収支の黒字	16
	3. モラトリウム合意	16
	第3節 「脅かし」または「制裁」としての相互関税	17
	第4節 米国通商代表部 (USTR) の動向	17
	1. USTR の方針転換	17
	2. ジェイミソン・グリア USTR 代表の方針	18
	3. 安全保障例外 (GATT 第21条) と最恵国待遇 (GATT 第1条)	19
	第5節 WTO で進行中のデジタル貿易協定案作り	19
	第6節 デジタル貿易協定案の成立可能性とトランプ政権の対応	20
	1. 有志国会合としての JSI 交渉	20
	2. モラトリウム合意とデジタル貿易協定案	20
	第7節 米中関係とデジタル貿易の規律化	21
	1. 米中間で異なるデータの越境移転ルール	21
	2. フリーライダー	21
	第8節 第2次トランプ政権のデジタル交渉目標	22
	1. USMCA 型	22

2. TPP 型.....	22
第 9 節 米政権のデジタル貿易対応と関連の枠組み交渉	23
1. 第 1 次トランプ政権.....	23
2. バイデン政権.....	23
3. 第 2 次トランプ政権.....	23
4. カナダの DST.....	24
5. EU の DMA/DSA	24
6. 米・英の EPD (Economic Prosperity Deal)	24
7. 米・インドネシア相互貿易協定.....	25
第 10 節 終わりに.....	25
第 3 章 米国の輸出規制がイノベーションや貿易・投資に与える影響.....	28
要約.....	28
はじめに.....	28
第 1 節 米国の輸出規制の展開と制度的背景	29
第 2 節 輸出規制が経済に影響するメカニズム.....	31
第 3 節 米国の対中輸出規制強化の影響に関する先行研究.....	33
1. イノベーションへの影響.....	33
2. 貿易・投資やサプライチェーンへの影響	34
3. 米国による対中輸出規制強化が日本企業に与えた影響.....	36
第 4 節 半導体関連の対中輸出規制が各国の貿易に与えた影響.....	39
第 5 節 結論と政策的含意	44
参考文献.....	45
第 4 章 米国は USMCA をどう変えようとするのか.....	49
要約.....	49
はじめに.....	49
第 1 節 USMCA の共同レビューとは?	50
1. NAFTA から USMCA へ	50
2. 共同レビューの仕組み	51
第 2 節 米国が求める USMCA 2.0 は.....	52
1. 米国産業界の要求.....	52
2. USTR の交渉方針	54
3. USMCA と 232 条関税	55
第 3 節 政治的計算と日系企業に求められる対応.....	56
1. 政治的に見た共同レビュー	56
2. 日系企業に求められる対応	57
第 5 章 問題だらけのトランプ 2.0 の対中通商戦略	60
要約.....	60
はじめに.....	61
第 1 節 「TACO」と揶揄されるトランプ：対中関税の死角.....	62

1. トランプの対中関税は腰砕け？	62
2. 重要鉱物レアアースの中国支配、トランプの誤算	63
第2節 独りよがりのタリフマン：司法の判断	65
1. トランプ関税に司法の壁	65
2. 関税を巡る法廷闘争は最高裁へ	66
第3節 対中半導体規制強化の虚実	66
1. 「自立自強」を目指す中国：ディープシーク・ショック	66
2. 対中半導体輸出への「上納金」、悪しき前例	67
3. エヌビディア半導体に「バックドア」疑惑	68
第4節 中国のもう一枚の交渉カード	68
1. 大豆輸入の「脱米国」、中国で加速	68
2. 中国がちらつかせる「大豆カード」の威力	69
第5節 中国が狙う貿易休戦の取引：くすぶる「火種」	70
1. 米中首脳会談で先送りされた「火種」	70
2. 台湾問題が取引材料になれば、中国の思う壺	71
3. トランプの急所を握った中国	71
第6節 トランプ2.0の「国家安全保障戦略」と米中関係	72
1. 危険な「ドンロー主義」	72
2. 米国のベネズエラ攻撃：中国の建前と本音	73
主な参考文献	74
第6章 トランプ関税と米国の輸入	76
要約	76
第1節 トランプ1.0	76
1. 対中追加関税措置	76
2. 中国の報復措置	78
3. バイデン政権の戦略分野	79
第2節 相互関税の発動と実行関税率の高まり	80
1. 相互関税	80
2. 米国の実効関税率の高まり	82
第3節 トランプ関税の成果と展望	85
1. 米国の対中輸入依存度の低下	85
2. トランプ関税の成果	89
3. 米国の輸入における脱中国	92
第7章 トランプ関税が米中の国際競争力およびグローバル・サプライチェーンに与える影響	94
要約	94
第1節 はじめに	94
第2節 米国の関税政策と国内影響	96
第3節 中国の対応：国家主導モデルと供給面での支配的地位	98
第4節 先端産業における中国の国際競争力	100

第5節	中国のサプライチェーンの再構築と第三国の役割.....	102
第6節	国際競争力の再定義.....	103
	参考文献.....	103
第8章	第2次トランプ政権の関税措置と韓国政府・企業の対応.....	104
	要約.....	104
第1節	増加から減少に転じた米韓貿易.....	104
	1. 増加が続いた韓国の対米輸出.....	104
	2. 2025年の対米輸出総額・貿易赤字と品目別対米輸出の動向.....	106
第2節	引き続き堅調な韓国の対米直接投資.....	107
	1. 2020年代に増加した韓国の対米直接投資.....	107
	2. 第2次トランプ政権発足以降の韓国企業の対米投資事例.....	111
第3節	米韓関税交渉の経緯と結果.....	113
	1. 合意内容の概要.....	113
	2. 韓国メディアの評価.....	115
第4節	主要企業が発表した対米投資計画.....	117
	参考文献.....	118
第9章	トランプ関税の日本の対米投資や製造業への影響.....	119
	要約.....	119
	はじめに.....	120
第1節	トランプ大統領は日本やEU及び韓国などとの関税交渉に合意.....	120
	1. 主要国・地域との関税交渉の動向と課題.....	120
	2. 自動車関税と相互関税を15%まで引き下げる日米合意を発表.....	123
	3. 日米合意直後に米EU合意と米韓合意を発表.....	124
	4. 20%前後の相互関税率でベトナム、インドネシア、フィリピンと合意.....	125
第2節	米戦略産業への80兆円投資スキームはこれまでとは何が違うか.....	126
	1. 米戦略産業での緊密な連携を謳う日米合意.....	126
	2. 投資アクセラレーターやSPVの支援を盛り込んだ対米投資スキーム.....	126
	3. 投資回収までの利益配分は日米半々、その後は日米1対9.....	127
	4. トランプ大統領は日本企業に一層の対米投資促進を迫るか.....	128
	5. 対米投資スキームは戦略産業への新たな投資機会か.....	130
	6. 今後の対米投資などのシナリオとは何か.....	131
第3節	15%の自動車関税・相互関税で製造業の負担はどのくらい減るか.....	131
	1. 15%への切り下げで自動車等の追加関税額は0.9兆円、相互関税額は1.2兆円減.....	131
	2. 日米合意によりトランプ関税総額は2.1兆円減少.....	133
	3. 生産年齢人口一人当たり約3万円の関税負担が減少.....	134
第4節	トランプ関税はビルトインされ制度化されるか.....	134
	1. トランプ関税の導入による輸入減から貿易赤字は減退するか.....	134
	2. 米国の8月の平均関税率は11.1%に上昇.....	136
	3. トランプ的なものは制度化されるか.....	136

第 10 章	トランプ通商政策が企業に与えた影響	138
	要約	138
	第 1 節 トランプ関税に軌道修正の動き	139
	第 2 節 米中貿易摩擦の行方	141
	第 3 節 トランプ関税訴訟	143
	第 4 節 拡大する FTA の動向	144
	1. 高関税環境下で進む FTA 拡大の構図	144
	2. 「メガ FTA」を巡る拡大の動き	144
	3. USMCA 見直しの行方	146
	第 5 節 各国で増加する安値輸入品対策	146
	第 6 節 実務の観点からみた輸出事業者の対応策	147
第 11 章	ASEAN のトランプ関税や中国との貿易拡大への対応	152
	要約	152
	はじめに	153
	第 1 節 ASEAN に対し高率の相互関税	153
	1. 対 ASEAN 貿易赤字が急増	153
	2. 中国から ASEAN への輸入シフト	155
	3. 中国から ASEAN への生産拠点の移転が大幅増	156
	第 2 節 米国と ASEAN の貿易交渉	157
	1. 多くの国が 19% で合意	157
	2. 米国に対し多大の譲歩：6 か国が対米関税撤廃	159
	第 3 節 相互関税の ASEAN への影響	161
	1. 米国の輸出シェアが高いカンボジアとベトナム	161
	2. 中国の対 ASEAN 投資は持続	163
	第 4 節 増加する中国の ASEAN 輸出	164
	1. ASEAN が中国の最大の輸出先	164
	2. 輸入急増で国内産業に打撃	167
	3. 習国家主席の ASEAN 訪問	168
	おわりに	170
	参考文献	171

第1章 トランプ第2期政権の経済・通商政策と1年目の動向

桜美林大学 名誉教授

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI) 客員研究員

瀧井 光夫

要約

2025年1月20日から始まったトランプ第2期政権は、第1期とは全く違った政権となった。第1期の経験を踏まえて閣僚の構成、政権運営、政策実行のすべてにトランプ大統領の主義主張が貫かれている。政権の最重要原則は「米国第一主義」。環境問題や世界秩序や大国としての役割などは眼中にない。自分の政権をベストとし、他を徹底的に見下すナルシズムも根強い。第2期政権は政府の構造改革から始め、まず USAID を消滅させた。不法移民対策なども保守主義のシンクタンク・ヘリテージ財団作成の「プロジェクト2025」に従って進められている。成立した大減税・歳出拡大法案（一つの大きく美しい法案）は今後の債務増大が懸念される。通商政策も WTO ルールを無視し、米国の安全保障を最優先している。財の貿易赤字は、米国が他国に利用され、略奪された結果だとし、略奪から脱するために、すでにある関税に追加関税を課す「相互関税」制度が創設され、戦後の自由貿易原則も危うい。相互関税率は二国間のデールにより、相手国の対米投資額が影響した。8月初旬から課税が始まったこの制度に、最高裁がどのような判断を下すかが注目される。物価上昇に慄く米国庶民の期待に十分応えないため、政権支持率も低下し始めた。2026年の中間選挙はトランプ政策に対する信任の度合を測る重要な機会となる。

はじめに

第2期トランプ政権は第1期以上に「米国第一主義」を貫徹している。非常に狭義の国益だけを考えているため、大国としての役割を放棄し、グローバリズムにも与せず、同盟国にも配慮しない。民主党のバイデン前政権を罵倒し、自らの成果を誇示する。例えば、次のとおりである。「9か月間で我々は米国と世界を壊滅の瀬戸際から救った。我が政権は、かつてなく迅速に、4年間の弱体と致命的失敗から脱し、強い米国に復権させた。これほ

どの短期間に劇的転換を果たした政権は皆無だ」(2025年12月5日発表の「国家安全保障戦略」前文)。「トランプ大統領は就任以降、バイデン政権から引き継いだ物価上昇と生計費の悪化を逆転させ、実質的な成果を挙げた」(同12月9日演説)。

現代の相互依存世界では、米国だけ繁栄すればよいとする考えは成り立たないはずだ。しかし、トランプ政権は地球温暖化防止のためのパリ協定やWHO(世界保健機関)から離脱し、WTO(世界貿易機関)の共通原則を無視し、経済データを恣意的に解釈する。本章では、第2期トランプ政権が最初の1年間に何をしたのか、詳しく検討する。なお、本文中で月日だけを表記したものは、すべて2025年であり、2025年は省略した。

第1節 第2期トランプ政権の特色

1. 連邦政府の体制と行政権の拡大

「抑制と均衡」の原理に基づく三権分立制^(注1)は米国の政治体制の基本だが、トランプ政権下では大統領を頂点とする行政権の拡大が極めて顕著である。トランプ大統領は、前例のない、多くの大統領令を発出し、小差ながら^(注2)共和党多数の連邦議会は大統領の意向に合わせた立法活動を推進し、独立行政機関として独立性が強く求められている連邦準備制度理事会議長に金融政策で圧力をかけ続けている。トランプ大統領は、バイデン前政権下で自身が連邦法違反の疑いで告訴されたことから、司法府および司法省に介入し、政策の正当性を求めて最高裁判所に頻繁に上訴している。

政権の核となる閣僚および閣僚級の人事は第1期とは大きく違った。第1期における閣僚・閣僚級は、回転ドア人事と言われたほど目まぐるしく入れ替わった。しかし、第2期政権では第1期の経験を踏まえて、各人の能力や経験よりも、トランプ大統領に対する忠誠心を最重視して人事を決めた。このため、政権発足からの1年間に解任されたり、辞任した例はない^(注3)。むしろ閣僚が大統領を持ち上げ、あるいは大統領が自ら選んだ閣僚を庇い、政権内の亀裂を防いでいる^(注4)。行政経験のないヘグセス国防長官や異端児とも言われたケネディ厚生長官らも、波乱はあるが職務を継続している。

2. 「政府効率化局」と「プロジェクト2025」

第2期政権で最も注目された行政機関は、トランプ大統領が1月20日付の大統領令(EO 14158)で一時的に設置した政府効率化局(DOGE)である。EVのテスラ、スペー

ス X 等を開発したテクノロジー起業家イーロン・マスクが主導し、政府機関の人員と予算の大幅削減に辣腕を振るったが、5 月末に任期を終え辞任した。その後、巨額の減税・歳出法案に反対し、トランプ大統領と離反した。DOGE 自体も 11 月に廃止された。

DOGE がその最初のターゲットとした USAID（国際開発局）は 2025 年 7 月 1 日で廃止された。ケネディ大統領によって 1961 年に設立された、世界最大の対外援助機関は消滅し、残存する機能は国務省に吸収された。世界の福利厚生の上昇に大きな役割を果たし、米国のソフトパワーの力を発揮した USAID の消滅は、米国の対外関与から身を引くトランプ第 2 期政権を象徴している。

ハリケーンへの対応が遅れ、被害が拡大したと非難された連邦緊急事態管理庁（FEMA）の機能縮小、社会福祉プログラムの削減や不法移民対策の強化なども、すべてヘリテージ財団作成の連邦政府改革構想（Project 2025）が提言したものである。トランプ大統領は 2 期目の就任前には、Project 2025 には関与していないと主張していたが、その関係者がトランプ政権に多数参加している。教育省の廃止はまだ実現していないが、Project 2025 Tracker^(注 5) は、Project 2025 が指摘した 319 件の改革提案のうち 128 件（全体の 40.1%）は実施済み、66 件（同 20.7%）は改革が進行中だと報告している。

反 DEI も第 2 期トランプ政権の重要政策となった。23 年 6 月、最高裁が一部のアフェーマティブ・アクションを違憲としたことなどから、特定の階層に対する優遇措置に反対する動きが強まり、トランプ大統領は 1 月 20 日、Diversity（多様性）、Equity（公平性）、Inclusion（包摂性）を推進する政府プログラムの廃止を大統領令（EO 14151）で宣言し、一部州政府もこれに呼応した。また、反ユダヤ主義問題からハーバードなど著名大学に対する連邦助成資金の拠出を凍結した反アカデミズム政策、さらに海外からの留学生に対するビザ発給の停止等は、米国のソフトパワーに大きな打撃を与えている。

第 2 節 大減税・歳出法案の成立と厳格化する不法移民政策

1. 包括法案 OBBBA の内容

第 2 期政権の国内政策で最大の成果は、トランプ大統領の広範な公約を網羅的に盛り込んだ、その名も「ひとつの大きく美しい法案法」（One Big Beautiful Bill Act、略称 OBBBA）である。法案の名称自体、トランプ大統領の命名だといわれ、名称だけではその内容が分からないが、実態は包括的な大減税・歳出拡大法案であり、その名のとおり内

容は極めて多岐にわたっている。主要内容は次のとおり^(注 6)。

- ・ 第 1 期政権で制定された 2017 年減税・雇用法 (TCJA) による減税を 2026 年以降恒久化
- ・ チップや超過勤務手当に対する非課税措置 (2028 年まで)
- ・ 子供名義の貯蓄口座開設 (2015~28 年生れの子供が対象、連邦政府が 1,000 ドル付与)、TCJA で拡大された子供税額控除の恒久化
- ・ 州・地方税の連邦控除額の上限引き上げ
- ・ バイデン政権下で制定されたインフレ抑制法 (IRA) によるクリーンエネルギー関連の税額控除等の縮小・廃止 (EV 促進のための 7,500 ドルの税額控除廃止、税額控除対象車を 2025 年取得分までに制限、風力・太陽光発電の税額控除を 32 年までから 27 年末までに限定)
- ・ 連邦所有地における化石燃料開発許可の拡大
- ・ メディケイド、フードスタンプ等の低所得者支援策の削減と受給者の就労義務化
- ・ 不法移民削減、防衛のための対策強化 (国境の壁建設、税関・国境警備局 (CBP) の職員増、不法移民収容施設の増設、軍需品の備蓄拡大、造船業の強化等)
- ・ 内国歳入法 899 条 (不当な外国税に対する報復税制) とデジタルサービス税導入国に対する報復税法の削除 (G7 諸国と合意済み)

2. 法案の成立過程と財政への影響

社会的弱者に負担を強いる OBBBA 法案に、民主党議員は全員反対票を投じ、共和党議員からも反対が出るなど審議は混迷を極めた。5 月 20 日に法案 (HR 1) が提出されてから議会両院がすべての審議を終了し、最終的に可決するまで 1 か月半を要し、可決法案への大統領署名は 7 月 4 日の独立記念日に行われた。

その経過を見ると、OBBBA 法案は、まず 5 月 22 日下院が 1 票差で可決し (215 対 214、共和党：賛成 215、反対 2、棄権等 3、民主党：賛成 0、反対 212)、7 月 1 日、上院は連続 27 時間の審議の後、採決の結果、賛成 50、反対 50 の同数となった。このため、上院の議長でもあるバンス副大統領が採決に加わり、51 対 50 でようやく可決された (党派別内訳は共和党が副大統領を含めて賛成 51、反対 3、民主党は賛成 0、反対 47)。その後、上院可決法案は再び下院に回され、7 月 3 日、賛成 218、反対 214 (反対の内訳は共和党 2、民主党 212) の僅か 4 票差で可決された。法案審議はこのように綱渡り状況が続いたため、

もしアラスカ州選出のマコースキー共和党上院議員が反対票を投じていれば、OBBBA 法案は日の目を見なかったはずである^(注 7)。

なお、上院では OBBBA 法案は通常の法案ではなく、単純過半数（51 票）で可決できる予算調整措置法案（Budget Reconciliation）として審議・票決するという苦肉の策がとられた。通常の法案であれば、反対する民主党が議事妨害（フィリバスター）を行使して法案の成立が阻止される可能性があったからである^(注 8)。

税制に関する非営利中立の調査教育機関 Tax Foundation によれば、OBBBA は 10 年間（2025～2034 年）に約 5 兆ドルという 1940 年以降では 6 番目に大きな減税を実施する。長期的には GDP を約 1.2%押し上げるが、連邦債務は 2034 年までに過去最高の GDP 比 124%にまで上昇する。トランプ政権が推進する相互関税制度が維持されれば、関税収入が増えるため、124%は 120%に改善されるという^(注 9)。これは、2025 年 1 月に米議会予算局（CBO）が予測した 117%を超える前例のない高さとなる。

なお、連邦債務額は、今後の状況、例えば国際緊急経済権限法（IEEPA）による関税賦課に関する最高裁の判決、2025 年末で期限切れとなったオバマケア保険料控除の遡及延長、2028～2029 年に期限切れとなる OBBBA のチップ、超過勤務手当、自動車購入ローン、高齢者控除の行方などによって、変動する可能性がある^(注 10)。

3. 民主党側の法案批判

法案成立後、ピーターソン国際経済研究所（PIIE）は連邦債務の増大、一般家庭の負担増等を挙げて OBBBA の問題点を指摘した^(注 11)。また、クリントン政権の財務長官を務めたローレンス・サマーズは、同じく財務長官だったローバート・ルービンとともに、「米国の独立記念日に連邦政府が取った行動でこれほど恥ずかしく思ったことはない」とニューヨーク・タイムズに寄稿している^(注 12)

サマーズは「OBBBA によるメディケイド予算の削減額は 10 年間で約 1 兆ドル（GDP 比 0.3%）に達する。当時過去最大と言われたレーガン大統領のメディケイド削減額は 120 億ドル（同 0.03%）に過ぎ過ぎなかった。この予算削減によって 10 年間で 1,100 万人（レーガン削減では 300 万人）がメディケイドの対象から外れ、死亡者はおそらく 10 万人以上増える」と書いている。

4. 目標を「達成」した不法移民対策

不法移民対策はトランプ政権の最重要国内政策の一つだが、第 2 期政権では移民関税執行局 (ICE, Immigration and Customs Enforcement) による不法移民の摘発、収容、国外追放など、不法移民を米国から排除するための政策は、苛烈さ、厳格さを増している^(注 13)。

米国移民評議会 (AIC, American Immigration Council) は、2024 年に米国に居住する移民は約 5,100 万人、そのうち不法移民は約 1,300 万人と推計している。トランプ大統領は、選挙活動中に年間 100 万人の不法移民を国外に強制送還すると公約し、OBBBA に 1,700 億ドルの予算を計上し、関係職員の増強、国境の壁・障壁および新規の拘留施設の建設などを進めている。国土安全保障省 (DHS) は 12 月、強制送還を迅速かつ効率的に実行するため、航空機をチャーターするのではなく、専用の旅客機 (ボーイング 737 型機 6 機) の購入を発表した。

DHS の 12 月 10 日の発表によると、トランプ大統領が就任した 1 月 20 日以降、60 万 5,000 人以上の不法移民が強制送還され、190 万人が自主的に国外退去した。約 1 年間で合計 250 万人以上の不法移民が国外退去したのは米国史上初めてであり、また DHS は 59 万 5,000 人以上の不法移民を逮捕したと発表した^(注 14)。詳細は公表されていないが、これが事実だとすると、トランプ大統領の公約は就任 1 年を経たずに達成されたことになる。

なお、CBO (米議会予算局) は、流入から流出を差し引いたネットの年間移民人数は、2025 年 1 月時点の推計 200 万人から、9 月時点の推計ではその 5 分の 1 の 40 万人に急減し、2030 年以降は 100~120 万人で推移するとみている (過去のピークは 2023 年の 330~340 万人)^(注 15)。

移民問題に関連して、米国入国ビザの発給も厳しくなった。米国人労働者の雇用を保護するため、新規の H-1B ビザの取得手数料は 1 件 10 万ドルに引き上げられた (9 月 19 日付大統領布告)。また、出生地主義を見直すとする 1 月 20 日付大統領令 (EO14160) の合憲性については、2026 年 6 月末までに最高裁が判決を下すとみられている。

第 3 節 通商政策と関税主義

1. 既存の通商法による追加関税賦課

トランプ大統領は第 1 期政権の冒頭、米国通商法を「積極的かつ厳格に運用」と宣言し、1974 年通商法 201 条 (セーフガード、以下 201 条) を 16 年振り、1964 年通商法

大法 232 条（国防条項、以下 232 条）は 20 年振りに発動した。これら通商法によって多くの国が対象となり、相手国は報復措置で米国に対抗した。

第 2 期政権になると、トランプ大統領は自らを「タリフマン (tariff man)」と呼び、関税を最大の武器にして貿易戦争を仕掛けた。高関税が課される隣国カナダが反発すると、「嫌なら米国の 51 番目の州になればいい」とカナダを挑発する始末である。

さらに第 2 期政権では、これまで通商問題の解決には使われたことがなかった国際緊急経済権限法 (IEEPA, International Emergency Economic Powers Act) を発動し、非合法麻薬フェンタニルや不法移民の流入を規制するとともに、相互関税制度を創設した。その合法性については、近く最高裁から判断が下される。

こうした第 2 期政権の通商政策を、まず既存の通商法の援用状況から見ていこう。既存の通商法で第 2 期政権が頻繁に発動しているのが 232 条、次に 1974 年通商法 301 条（一方的措置、以下 301 条）である。201 条は国内企業による救済要求もなくなり、いまや使われていない。

232 条は、特定品目の輸入の増加によって米国の国家安全保障が脅威にさらされている、あるいはその恐れがあるとして発動される。第 1 期政権では 8 件の 232 条調査が行われ、鉄鋼とアルミの 2 件に対してのみ追加関税が課された。しかし第 2 期政権になると、2025 年の 1 年間だけで、既に 7 品目（鉄鋼、アルミ・同派生製品、自動車・同部品、木材・同製品、銅半製品、中・大型トラック、バス）に追加関税が賦課され、さらに現在、9 品目（医薬品・医薬原料、半導体・同製造装置、レアアース、航空機、ドローン、ポリシリコン、医療機器、ロボット・産業機械および風力タービン）について 232 条調査が行われている（表 1-1）。

一方、301 条は調査件数は増えているが、2025 年中に関税賦課など対応策が決定されたものはない（表 1-1）。中国による米知財権侵害に対して、米国が 2018 年 7 月から制裁関税を発動し、これに対して中国が報復関税を発動するという連鎖的状況が 2019 年 10 月まで続いたが、その後関税率は引き下げられた。

表 1 -1. 既存の通商法制による関税措置等

根拠法	第1期トランプ政権（2017年1月～2021年1月）	バイデン政権	第2期トランプ政権の1年目（2025年1月～12月）	
201条	太陽光パネル：（18年1月）4年間関税割当＋追加関税	提訴・発動なし	提訴・発動なし	
	家庭用大型洗濯機：（同）3年間関税割当＋追加関税			
232条	鉄鋼、追加関税25%賦課（18年3月）	前政権を継承	鉄鋼・アルミ・同派生製品、追加関税10%を25%に引上げ（3月）、冷蔵庫、缶等にも対象を拡大（6～8月）、50%に引上げ（6月）	
	アルミ、追加関税10%賦課（同）	前政権を継承		
	（第1期政権では鉄鋼、アルミ、自動車・同部品、ウラン、スポンジチタン、変圧器、バナジウム、移動式クレーンの8件の232調査が行われたが、関税措置が取られたのは鉄鋼とアルミの2件のみ）			自動車・同部品に追加関税25%賦課（4～5月）
				レアアース国内開発促進の大統領令（3月）、232条調査指示（4月）、豪・タイ・マレーシア協力協定締結（10月）
				木材、232条調査開始（3月）、家具等木製品に26年元旦から関税賦課
				米海運業強化の大統領令（4月）、中国船舶への港湾料・陸揚げクレーンへの関税賦課を1年延期
				銅半製品、追加関税50%賦課（8月）
		232条調査開始：医薬品・医薬原料（4月）、半導体・同製造装置（4月）、レアアース（同）、大型トラック・バス（同）、航空機（5月）、ドローン（7月）、ポリシリコン（同）、医療機器（9月）、ロボット・産業機械（同）、風力タービン（同）		
		中・大型トラック・同部品に25%、バスに10%の追加関税賦課、11月1日実施決定（10月）		
301条	中国の米知財権侵害で対中輸入品に4回の追加関税引上げ（18年7月～19年10月）、同引下げ（19年12月）	前政権を継承	前政権の実施中の関税賦課を継承	
	EUのエアバス補助金問題で報復関税応酬	21年3月解決		
		中国製半導体、調査開始（24年12月）	調査完了（12月）、USTR対応策検討中	
			中国の海運・造船業（USTR調査、1月開始、12月完了、港湾使用料等対応策検討中）	
			デジタルサービス税課税国への対応措置（大統領、USTRに検討指示、2月）	
		海産物の貿易慣行（大統領、4月USTRに調査指示）		
		ブラジルの不正貿易慣行（USTR、7月調査開始、IEEPAでも調査）		

出所： CRS Report R4849 (Presidential 2025 Tariff Actions: Timeline and Status, CRS, Sep.16, 2025、Trump's trade war timeline 2.0: An up-to-date guide, PIIE,Dec.31, 2025。
[\(https://www.piie.com/blogs/realtime-economics/2025/\)](https://www.piie.com/blogs/realtime-economics/2025/)
 および 2025 Donald J. Trump Executive Orders, Federal Register, National Archives and Records Administration (<https://www.federalregister.gov/presidential-documents/executive-orders/donald-trump/2025/>)から筆者作成

2. 初の IEEPA 発動

第2期政権が IEEPA を発動した目的は、三つある。第1は、カナダ、メキシコおよび中国の3か国を対象にした違法な合成麻薬フェンタニル^(注16)と不法移民の流入規制^(注17)、第2は、ベネズエラ産原油輸入国に対する懲罰、第3が世界各国を対象に追加関税を賦課する相互関税制度の創設である。いずれも、①米国への不法麻薬や移民の流入、②ベネズ

エラ・マドゥロ大統領の政策と行動、③米国の持続的な大幅貿易赤字、のそれぞれによって、米国が非常事態に陥っており、その解決を IEEPA の発動に求めたことにある。

トランプ大統領は、フェンタニル等の違法な合成麻薬の流入が、米国民の生命を危険にさらし、医療制度や地域社会に深刻な影響を及ぼしていると判断し、カナダ等 3 か国が合成麻薬の規制を十分に行っていないとして、2月4日から3か国からの輸入に追加関税を課した（表 1-2）。また、国際麻薬組織と繋がっているベネズエラのマドゥロ政権の政策と行動は、米国にとって「異常かつ並外れた脅威（an unusual and extraordinary threat）」であるとし、ベネズエラに制裁措置を課したほか、ベネズエラ原油を直接、間接に輸入する国からの対米輸出品の全てに、4月2日以降、25%の追加関税を課した（EO14245）（表 1-2）。追加関税を課すよりも、違法麻薬を輸入禁止にした方が効果があると思われるが、関税で対応するのがトランプ流である。

表 1-2. フェンタニル・移民流入阻止のための国際緊急経済権限法による措置

対象課題	対象国	実施措置
フェンタニル・移民流入	カナダ	2月4日から対加全輸入品に25%の追加関税、8月1日から25%を35%に引上げ 3月4日からエネルギー・炭酸カリウムに10%の追加関税（USMCA対象外） 3月7日からUSMCA無税品は対象外。迂回品に40%の追加関税
フェンタニル・移民流入	メキシコ	2月4日から対墨全輸入品に25%の追加関税 3月7日からUSMCA無税品は除外、炭酸カリウムに10%の追加関税 8月1日からの25%から30%へ追加関税引上げを90日間延期で米墨合意
フェンタニル流入	中国	2月4日からフェンタニル流入阻止のため対中全輸入品に10%の追加関税。 3月3日から追加関税を20%に引上げ。5月2日から800ドル以下の品目にも課税 （デミニミス免税の廃止、その後全世界からの輸入品に適用）
ベネズエラ原油輸出	米務長官の指定国	ベネズエラ原油の直接間接輸入国からの輸入全品目に25%の追加関税賦課 （4月2日から実施、3月24日付米大統領令）
相互関税制度	全世界（加・墨等は対象外）	（詳細は本文参照）

注. 2月1日署名の大統領令の番号はカナダ 14193、メキシコ 14194、中国 14195

出所：表 1-1 に同じ

3. 相互関税政策と国家非常事態宣言

トランプ大統領は4月2日、ホワイトハウスのローズガーデンで57か国に対する国別相互関税率（Reciprocal Tariff）を示し、相互関税制度を発表した。4月2日付大統領令（EO14257）は、相互関税制度を採用する理由を次のように述べている。

- ・ 米国の巨額かつ持続的な物品貿易赤字は、米国の安全保障と経済に対する「異常かつ並外れた脅威」であり、これに対処するため米国は「国家非常事態」を宣言する。

- ・ 貿易赤字の持続は、二国間貿易における互惠性の欠如が原因である。米国は 1934~45 年に 32 件の二国間貿易協定を結び、1947~94 年には 8 回の貿易交渉ラウンドを進めて関税・非関税障壁の削減をリードしてきた。しかし他の国は米国に追随して削減せず、米国の MFN 関税率は単純平均で世界最低の 3.3%になっているのに、EU は 5%、中国は 7.5%、ブラジルは 11.2%と高い^(注 18)。
- ・ 米国経済が輸入に対して不均衡に開放されているため、米国の貿易相手国は二国間交渉で米国の輸出品に互恵的な待遇を与えるインセンティブがほとんどない。
- ・ この結果、米国と他国との品目別関税率の差も拡大した。米国の乗用車の関税率は平均 2.5%だが、EU は 10%、中国は 15%、粳穀米は米国の 2.7%に対し、インドは 80%、マレーシアは 40%である。
- ・ GDP に占める国内消費の依存度も差が拡大した。米国は 68%だが、中国 39%、韓国 49%、ドイツ 50%と低く、輸出依存を高めた。他国の輸出依存度の上昇で、米国は製造業の生産力が低下し、1997~2024 年間に約 500 万人の製造業の雇用を失い、特定地域の成長鈍化、麻薬の乱用など米国経済・社会に多大の損失を生んだ。

こうした諸問題を解決する手段として、トランプ大統領が採用したのが IEEPA を根拠法^(注 19)とする追加関税である。追加関税には 2 種類あり、一つはすべての輸入品に一律に課される 10%の「ベースライン（基準）関税」（課税開始日は東部時間 4 月 5 日）と、もう一つは上記大統領令の付属書に列挙された 57 か国に課される相互関税^(注 20)（同 4 月 9 日）である（表 1-3）。このため、この 57 か国にはベースライン関税と相互関税の両方が課されることになる。しかし、4 月 9 日から課税が始まる予定であった各国別の相互関税は、金融市場の変動で 8 月 6 日まで 119 日間も課税が延期された。課税開始までの紆余曲折は、米国政府の行動としては実に異常であった。

トランプ大統領は、相互関税を発表した 4 月 2 日を「解放の日」（Liberation Day）と命名した。これは、相互関税によって、米国が外国の「略奪」行為から解放されるという意味を込めたものである。相互関税が実施された 8 月から統計が得られる 10 月までの米国の貿易赤字は 2,205 億ドルで前年同期の 3,026 億ドルから 821 億ドル減った（FT900、通関ベース）。トランプ大統領は、相互関税は狙い通りに貿易赤字を削減していると主張しているが、まだ 3 か月間の実績でしかない。国別にみると、米国の対中貿易赤字は 2024 年 1~10 月の 2451 億ドルから 2025 年同期は 1,754 億ドルに 697 億ドル減ったが、この傾向が定着するか否かを検証するにはもう少し時間が必要であろう。

トランプ大統領は食料品の価格上昇に不満を募らせる庶民に応じて、コーヒーなど一部食料品を相互関税の対象から外したが（11月14日付 EO14360）、これだけで国民が満足するのは難しいようである（注21）。

表 1-3. 相互関税の対象国・地域と相互関税率

(単位：%)

国・地域	大統領令		国・地域	大統領令		国・地域	大統領令	
	4月2日付	7月31日付		4月2日付	7月31日付		4月2日付	7月31日付
アフガニスタン		15	インド	26	25	北マケドニア	33	15
アルジェリア	30	30	インドネシア	32	19	ノルウェー	15	15
アンゴラ	32	15	イラク	39	35	パキスタン	29	19
バングラデシュ	37	20	イスラエル	17	15	パプアニューギニア		15
ボリビア		15	日本	24	0~15	フィリピン	17	19
ボスニア・ヘルツェゴビナ	35	30	ヨルダン	20	15	セルビア	37	35
ボツワナ	37	15	カザフスタン	27	25	南アフリカ	30	30
ブラジル		10	ラオス	48	40	韓国	25	0~15
ブルネイ	24	25	レソト	50	15	スリランカ	44	20
カンボジア	49	19	リビア	31	30	スイス	31	39
カメルーン	11	15	リヒテンシュタイン	37	15	シリア	41	41
チャド	13	15	マダガスカル	47	15	台湾	32	20
コスタリカ		15	マラウイ	17	15	タイ	36	19
コートジボワール	21	15	マレーシア	24	19	トリニダードトバゴ		15
コンゴ民主共和国	11	15	モーリシャス	40	15	チュニジア	28	25
赤道ギニア		15	モルドバ	31	25	トルコ		15
エクアドル	13	15	モザンビーク	16	15	ウガンダ		15
EU	20	0~15	ミャンマー	44	40	英国		10
フォークランド諸島	41	10	ナミビア	21	15	バヌアツ		15
フィジー	32	15	ナウル	30	15	ベネズエラ	15	15
ガーナ		15	ニュージーランド	18	15	ベトナム	46	20
ガイアナ	38	15	ニカラグア	18	18	ザンビア	17	15
アイスランド		15	ナイジェリア	14	15	ジンバブエ	18	15

注 1. 「大統領令 4 月 2 日付」の欄の空白はその時点での相互関税の対象外の国。相互関税適用国が 4 月 2 日付は 57 国・地域、「大統領令 7 月 31 日付」は 69 国・地域。

注 2. この表に掲載されていない国・地域は相互関税が課されない国（オーストラリア等）、または他の大統領令等で関税率が規定されている国（カナダ、メキシコ、中国等）。

注 3. EU、日本、韓国の 0~15 は「MFN 税率が 15%未満の品目にかかる関税率は、MFN 税率と相互関税を合わせて 15%が上限となる。MFN 税率が 15%以上の品目は相互関税が課されない」の意味。

注 4. インドとブラジルの相互関税はその後 40%に引き上げられたためベースライン関税の 10%と合わせて 50%となった（ただしブラジルの相互関税はその後変更されている）。

出所：米大統領令 4 月 2 日付（EO14257）、7 月 31 日付（EO14326）および 8 月 4 日付ジェトロビジネス短
信

おわりに

2025 年 11 月に選挙が行われた 2 州の知事選と二つの市長選では共和党候補がすべて民主党候補に破れた。いま有権者の関心は圧倒的に経済問題に集中し、状況はクリントン民主党候補が共和党のブッシュ現職大統領を破った 1992 年の大統領選挙と似ていると言わ

れる。「問題は経済なのだ。そんなことも分からないのか！」と喝破したクリントン候補が思い出される。2026年11月3日に行われる中間選挙では、上院議員は3分の1の35人、下院議員は435人全員が改選され、トランプ政策の是非が問われることになる。

注

- 1 阿部竹松『アメリカの政治制度』（勁草書房、1993年）は「アメリカの連邦統治機構を説明するのに『三権分立』という語を用いるのはふさわしくない」とし、「三権共立制」が正しいと主張している（p.19-22）。
- 2 2025年1月に開会した第119議会開会時の党派別議席数の差は下院が5〔共和党220、民主党215〕、上院が6〔共和党53、民主党47（無党派2を含む）〕であった。
- 3 就任後ではなく就任前、トランプの指名を辞退した司法長官候補者が1人いた。彼はマット・ゲーツ（フロリダ州選出）連邦下院議員。
- 4 一例を挙げれば、相互関税の実施は当初4月10日であったが、ベッセント財務長官が金融市場の急変を察知し90日間の延期をトランプ大統領に説得した。しかし同長官は「延期はディールの天才・トランプ大統領の発案だ」と主張した。詳細は4月28日付世界経済評論 IMPACT 参照（<http://www.world-economic-review.jp/impact/article3808.html>）。
- 5 <https://www.project2025.observer/en> Project 2025 Tracker によると改革が完了したとしているのは国際開発局（USAID）、商品先物取引委員会（CFTC）、公共放送公社（CPB）の3機関（2026年1月5日検索）。
- 6 OBBBA法から主要項目を取りまとめるのは困難であるため日米双方の関係資料から抽出した。
- 7 マコースキー議員はトランプ政権から提示された地元アラスカ州に対する特別支援措置を受け入れ、その代償としてOBBBA法案に賛成票を投じた。
- 8 予算調整措置法案は単純過半数（51票）の賛成で可決できる。フィリバスターを阻止するには60票の賛成が必要だが、共和党は53議席しか占めていないため阻止は不可能である（注2参照）。
- 9 How Does the OBBBA Impact Debt, Deficits, and Tax Revenue, Tax Foundation, December 9, 2025.（<https://taxfoundation.org/blog/obbba-debt-deficits-tax-revenue/>）
- 10 CBOの次回の予測値は2026年1月発表の予定。
- 11 Three ways the big budget bill fails Americans, July 2, 2025（<https://www.piie.com/blogs/realtime-economics/2025/three-ways-big-budget-bill-fails-americans>）
- 12 This Law Made Me Ashamed of My Country, Lawrence Summers, New York Times, July 8, 2025.
- 13 ジョージア州ブライアン郡所在の現代自動車グループのバッテリー工場でICEとHIS（DHS捜査局）が475人の不法滞在外国人（うち300人以上が韓国人）を拘束し、韓国等に強制送還したこと（9月8日および9日付ジェトロ・ビジネス短信）はまだ記憶に新しい。
- 14 DHS、12月10日発表、Thanks to President Trump and Secretary Noem, More than 2.5 Million Illegal Aliens Left the U.S.（<https://www.dhs.gov/news/2025/12/10/thanks-president-trump-and-secretary-noem-more-25-million-illegal-aliens-left-us>）
- 15 <https://www.cbo.gov/publication/61390>
- 16 12月15日署名の大統領令（EO14367）は、フェンタニルは麻薬というより化学兵器に近いとし、フェンタニルを大量破壊兵器に指定して関連措置を関係長官に命じている。
- 17 移民の流入は中国には適用されていない。

-
- 18 Project 2025 の Section 4: The Economy, 26 Trade 項の公正貿易の部分 (pp.765~795) の筆者は Peter Navarro (トランプ大統領の貿易・製造業担当上級顧問) である。この中でナバロ顧問は米国の貿易赤字が巨大化、恒久化した原因は、GATT・WTO の最恵国待遇原則と中国の不正貿易の 2 つが主因だとし、MFN では関税を引き下げることができない、関税格差を是正するには別の方法が必要だとしている。ナバロ上級顧問は相互関税政策の立案に大きく寄与していると思われる。
- 19 大統領令には、根拠法として米国憲法の次に IEEPA を挙げているが、同時に NEA (国家緊急事態法)、1974 年通商法 604 条なども挙げられている。
- 20 各国別の相互関税率は経済諮問委員会が決めたこと USTR が書いている。また USTR は相互関税率算定の数式を次の資料で示している。Reciprocal Tariff Calculation (https://ustr.gov/sites/default/files/files/Issue_Areas/Presidential%20Tariff%20Action/Reciprocal%20Tariff%20Calculations.pdf)。USTR の解説については次が参考になる。渡部雄太「トランプ政権『相互関税』計算式の“根拠”」、「世界を見る眼」IDE SQUARE、2025 年 4 月。
- 21 PIIE はこれによる救済効果は一世帯当たり 35 ドルと計算している (11 月 25 日付 PIIE 報告)

第2章 トランプ第2次政権におけるデジタル貿易政策の特徴と課題

青山学院大学 名誉教授

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI) 客員研究員

岩田 伸人

要約

米国トランプ政権は、「貿易収支」の巨額な赤字を国家安全保障上の問題と位置づけ、これを是正するために、WTO 協定における安全保障例外 (GATT 第 21 条) に該当すると主張して、**世界共通関税 (10%) と相互関税のいずれも政治スローガンの関税であり、実態は追加関税 (additional duties) と総称できる高率関税措置を多用した。**

他方、1990 年代以降、米国の「サービス貿易収支」は恒常的な黒字基調を維持している。その背景には、金融・知識集約型サービス分野の拡大に加え、世界的な競争力と市場支配力を有する米国のデジタル関連サービス分野の成長が大きく寄与している。

米国のデジタル貿易の黒字基調は、1998 年の WTO 第 2 回閣僚会議で成立したモラトリウム合意 (後述) が延長されることが前提となる。

しかし近年、インド、ブラジル、南アフリカ、インドネシアなど一部新興国は、このモラトリウムの継続 (延長) や恒久化に対して批判的な姿勢を示している。

トランプ政権は、他国との交渉において、議会の承認や司法審査を要する通常の「条約型の協定」よりも、政権 (ホワイトハウス) 主導で迅速かつ柔軟な内容で締結が可能な「合意」や「枠組み合意」を志向する傾向が強い。このことから、同政権は既存の WTO 上の FTA や EPA などの GATT 第 24 条および GATS 第 5 条の要件を満たさねばならない地域貿易協定 (RTA) とは異なる、独自の (関税引き下げ交渉を伴わない) 二国間枠組みの中で、高水準のデジタル貿易規律を構築する可能性がある (後述)。

第1節 デジタル貿易の特徴と概要

「デジタル貿易」 (digital trade) の明確な定義は、WTO でも確定していないが、有形・無形の財・サービスのインターネットを介する有償による越境取引のことであり、WTO の公式文書では「電子商取引」 (electronic commerce) と表記されてきた。

デジタル貿易は、東西冷戦期の中、1980年代の米国政府（国防総省）が主導した ARPANET に代表される分散型デジタル・ネットワークの開発にさかのぼる。その後の冷戦終結を経て 90 年代に、当時のビル・クリントン政権（1993～2001 年）の下でインターネット（Internet）の呼称で、民間レベルでの商業運用として始まったことに由来する。米国では製造業の衰退が著しいと言われる一方で、サービス収支の中のデジタル貿易は、今日に至るまで米国がグローバル市場で絶対的な優位性と貿易黒字を生み出す分野である。

貿易分類上、デジタル貿易は「サービス」に含まれ、WTO 協定上は GATS（サービス貿易に関する一般協定）の管轄下にあるため、関税（tariffs）の対象ではないと認識されてきた。DST（デジタル・サービス税）のような内国税は、WTO の管轄外として、（WTO 内国民待遇に違反しない限り）、国々の主権下で導入可能とされてきた。

他方、デジタル化された映画やゲームなど単体のデジタル・プロダクト（コンテンツ）が、有形財なのか無形財なのかについては、国際貿易上の厳密な定義は 2025 年現在も存在しない。WTO 協定上、有形財と定義されるならば、明確に関税の賦課対象となり、GATT（関税及び貿易に関する一般協定）の管轄となる。そうなれば、自国のデジタル産業の保護・育成を進めたい国々は、外国から送信されてくるデジタル・プロダクトに関税を課すことで、関税収入も増やすことができる。

WTO 閣僚会議において 1 か国でもモラトリアム合意の継続に反対すれば、その時点で、インドや南アフリカはデジタル貿易に際して関税を賦課する仕組みを構築する可能性がある。もっとも、そうなれば現行トランプ政権は、高率関税によってそのような国に圧力をかけるに違いない。

第 2 節 米国の貿易赤字とデジタル貿易

1. 貿易収支の赤字

第 2 次トランプ政権は、2000 年頃より常態化している「貿易収支赤字」を国家安全保障上の危機と位置付け、この対策として、4 月 2 日、大統領令（第 14257 号）により国家非常事態を宣言し、議会の事前承認が不要な IEEPA（国際緊急経済権限法）を根拠とする「世界共通関税」（10%）および「相互関税（reciprocal tariff）」と称する高関税の発動を表明した（第 1 次トランプ政権が行使した関税引き上げ措置は、その根拠に IEEPA ではなく主に通商法 232 条が適用された）。相互関税については、米国の主要経済指標が顕著に悪

化したことを受け、当初の予定を延期して発動された。

同大統領令および続く修正文書（4月8日付大統領令14259号、同9日付14266号）では、対象国・税率の運用を規定した。政権によるIEEPAを根拠とする措置の行使については、議会の事前承認を要しないが、宣言・報告義務や議会による終了権などは残る。

2. デジタル貿易を含むサービス収支の黒字

他方、米国のデジタル貿易（電子商取引）を含む「サービス収支」は、貿易収支の赤字額を相殺できるほどの規模ではないが、1980年代に米国で開発と商業化が進んだインターネットがグローバルに浸透し始めたクリントン政権時の1990年代から今日に至るまで、堅調な黒字を維持し続けている。

ファイナンシャル・タイムズ誌（2024年）によれば、20年はGoogle、Amazon、Metaの3社だけで世界のデジタル広告収入の約70%を占め、GAFAM5社^{（注1）}の総収益7,369億ドルは、世界第18位の国家経済規模に匹敵するという^{（注2）}。

3. モラトリアム合意

米国のデジタル貿易の黒字基調を支えている要因の一つに、1998年にWTO閣僚会議で、原則2年毎に見直すことを条件に暫定的に合意された多国間取り決め「モラトリアム合意」（電子的送信への関税不賦課）がある。モラトリアム合意の下で、WTO加盟国はインターネット上のデジタル・プロダクトを含むデジタル送信（電子的送信）に対する関税の不賦課を順守してきた（“内国税”はWTOの管轄外）。

米国のデジタル貿易を含むサービス貿易収支の黒字には、このモラトリアム合意の継続が不可欠となる。トランプ政権以降、歴代政権は、WTOにおいて電子的送信への関税不賦課ルールを、モラトリアム（暫定）から、恒久的な協定化への移行を目指してきた。だがWTOでは多数国間・複数国間いずれの協定化も全会一致（コンセンサス）が必須条件となる。

第1次トランプ政権は、USMCA（第19.3条）および日米デジタル貿易協定（第7条「関税」）において、「デジタル・プロダクトを含めた電子的送信への課税不賦課」を、暫定的（モラトリアム）ではなく、“恒久的”なルールとしている。このルールが最初に組み込まれたFTAは、ブッシュ（子）政権下で2004年発効の米・シンガポールFTA（第

14.3 条) とされる。

だが、WTO におけるモラトリアム合意の「電子的送信」(electronic transmission) に「デジタル・プロダクトの送信」が含まれるか否かについて、WTO 協定上の明確な規定はない。2024 年に、WTO の 91 か国が参加する「電子商取引に関する有志国間交渉」(以下、JSI 交渉) で策定されたデジタル貿易協定案(テキスト)の第 11.1 条は、「電子的送信とは、電磁的手段を使用して行われる送信を意味し、その送信のコンテンツを含む。」と定め、米国提案に沿ったルールを組み込んだ。しかし、同協定案を支持したのは 91 か国の中の 71 か国であり、米国は本協定案(テキスト)を支持しなかった。

第 3 節 「脅かし」または「制裁」としての相互関税

トランプ政権の追加関税(世界共通関税と相互関税)は、貿易収支の赤字基調を改善するために導入されたものだが、特定相手国への「威圧(脅かし)」や「制裁」に相互関税が活用された。この相互関税による「威圧」は、デジタル貿易の分野でも見られた。

例えば、第 2 次トランプ政権は、相互関税によってカナダ政府に DST(デジタル・サービス税)を撤回させ、さらにインドネシアによる「データの越境移転の自由化」と「WTO でのモラトリアム合意の継続承認」を受け入れさせた感がある。

「制裁」については、インドがロシア産原油の輸入を維持・拡大しているとして、インドに対する相互関税を当初の 25%(4 月 2 日)から 50%(7 月 22 日)^(注 3)に引き上げた事例がある(後述)^(注 4)。

他方、インドネシアと共に「モラトリアム合意の恒久化」に強く反対してきたインドと南アフリカは、いずれも米国による相互関税の圧力に対抗する姿勢を見せている(25 年 12 月現在)。なお、インド政府は、第 2 次トランプ政権が相互関税を発動する直前の 4 月 1 日に、インド国会で、米国政府が撤回を求めていた DST に似た 6%のデジタル広告税の正式な撤回・削除を決定した。

最近では、インドと南アブラジルに加えてブラジルがモラトリアム合意の継続に批判的な姿勢を見せている。

第 4 節 米国通商代表部(USTR)の動向

1. USTR の方針転換

USTR は、トランプ政権の下で、貿易収支の巨額な赤字を国家安全保障上の問題と位置

づけ、これを是正するため、WTO 協定における安全保障例外に該当すると主張しつつ、世界共通関税（10%）や「相互関税」と称する差別的な高率関税措置を多用した。ちなみに「世界共通関税」という表現は、トランプ政権が多くの貿易相手国に一律関税を課した政策の俗称的名称であり、WTO 協定上の税率ではないことに留意する必要がある。

2. ジェイミソン・グリア USTR 代表の方針

Inside U.S.（2025 年 7 月 16 日）は、米国大統領の下で貿易・通商交渉を担う USTR のジェイミソン・グリア代表の発言を掲載している（下記）。

「歴代政権下の通商交渉では、関税引き下げによる自由貿易協定の締結を目的とした交渉が大半だった。しかし私は、第 2 次トランプ政権が目指す米国の貿易赤字削減に取り組む。」

「第 2 次トランプ政権以前の貿易政策では、何よりも貿易自由化が優先されたが、その結果、米国の産業基盤は弱体化した。私の在任中の目標は貿易協定の締結ではなく、財の貿易赤字を解消し、所得を向上させ、製造業を活性化させることだ」と言う。さらに、「私の目標は三つ、第一は、財の貿易赤字の傾向を反転させ、長期的にはこれを縮小させること、第二は、米国の実質世帯所得の中央値を向上させること、第三は、GDP に占める製造業の割合を高めること」。

こうしたグリア USTR 代表の発言は、第 2 次トランプ政権の保護主義的な貿易政策を支える決意表明のように見えるが、デジタル貿易自由化への取り組み姿勢は、その発言からは見えない。

しかし、前述のように、第 2 次トランプ政権は歴代政権と同じくデジタル貿易の自由化推進に積極的に取り組む姿勢を見せていることから、「相互関税」による関税引き上げを交渉の武器に使い、モラトリアム合意の恒久化、すなわち、「デジタル・プロダクトを含む電子的送信への関税不賦課」を受け入れる国々を増やす戦略に取り組むものと見られる。

グリア USTR 代表は、WTO の MFN（最恵国待遇）原則がもはや現代の貿易環境に適合していないとして、新たな原則の模索を唱えるとともに、米国の保護主義的な通商措置を正当化する姿勢を示している。これに対し、米国議会では、政権が MFN 原則を順守しないのであれば、それには事前に議会の承認が必要との声もある。

3. 安全保障例外（GATT 第 21 条）と最恵国待遇（GATT 第 1 条）

米国は、これらを国家安全保障（GATT 第 21 条）上の緊急的な措置としているため、WTO の基本原則である最恵国待遇（MFN）原則に合致するか否かについては、WTO 内でも見解が確定していない。

2025 年 12 月に米国（USTR）が WTO 事務局へ報告した WTO 改革文書（2025 年 12 月 15 日）は、WTO が目指す市場経済とは異なる体制の国がある中で、WTO の MFN（最恵国待遇）原則がもはや現代の貿易環境に適合していないため、MDN 原則の緩和または新たな原則が求められるとした^(注 5)。

この観点から、USTR は、加盟国が異なる貿易関係を柔軟に扱えるように MFN 原則の再検討を訴えている。とりわけ、いわゆる相互関税が WTO の最恵国待遇（MFN）原則に違反するか否かについては、上級委員会（第二審）が機能していないため、WTO としての明確な判断がなされていない。実際、米国の鉄鋼・アルミニウム関税を巡る一連の紛争では、MFN 原則（GATT 第 1 条）と安全保障例外（GATT 第 21 条）との関係が主要な争点となっていた。

第 5 節 WTO で進行中のデジタル貿易協定案作り

WTO では、2017 年に立ち上がり、2019 年から本格始動した有志国 91 か国によるデジタル貿易協定（電子商取引協定）の原案（テキスト）作りでは、2024 年にその最新版と言える協定案（テキスト）が策定されて、WTO 事務局より公開された。

同協定案は、2026 年 3 月開催の WTO 第 14 回閣僚会議（MC14）で審議される予定だが、これには米国がオバマ政権時からデジタル貿易の自由化に必須な条件とする諸項目、本項では「TPP 型」と称する 4 項目の全てが組み込まれてはいない（下記①～④）。

- ① （デジタル・プロダクトを含む）電子的送信への関税不賦課
- ② データの自由な越境移転の確保
- ③ データ・ローライゼーション（コンピュータ設備国内設置）要求禁止
- ④ ソースコードの開示要求の禁止

JSI 交渉で策定されたデジタル貿易協定案（テキスト）には、これら 4 項目（TPP 型）のうち、①のみが（モラトリアム合意の 2 年ごとではなく）5 年ごとに見直すという条件付きで組み込まれたが、他の②③④は、中国やインドなどの反対によって組み込まれな

ったとされる。

同協定案の第 11 条「関税」は、電子的送信にデジタル・プロダクト（コンテンツ）が含まれる（11.1 条）と定めている。

他の三つのルール（②データの自由な越境移転、③データ・ローカライゼーション要求の禁止、④ソースコード開示要求の禁止）は、中国を含む発展途上国の反対が今後も予想されるため、全会一致を原則とする WTO での合意はほぼ得られない。そのため、第 2 次トランプ政権がこれら三つを WTO 上のデジタル貿易協定案に組み込むことは困難である。

2025 年 2 月には、91 か国の中で明確に支持を表明した 71 か国の連名で本協定を WTO 協定附属書 4（Annex 4）に組み込むことを求める要請が一般理事会に提出されたが、当該決定の採択についてはコンセンサスが得られなかった。

現在も、本協定へのより広範な参加を促進する努力、附属書 4 への組み込みに向けた合意形成、および協定内容に対する理解の深化が継続して進められている（2026 年 1 月時点）。

第 6 節 デジタル貿易協定案の成立可能性とトランプ政権の対応

1. 有志国会合としての JSI 交渉

デジタル貿易協定案については、これに関わった JSI メンバー 91 か国のうち 9 か国（ブラジル、コロンビア、エルサルバドル、グアテマラ、インドネシア、パラグアイ、台湾、トルコ、米国）は同協定案を支持しなかったが、策定された協定案は WTO 事務局経由で公開された^(注 6)。これは JSI 交渉が“非公式会合”の位置付けであるためと推察される。

他方、WTO の有志国グループ（JSI）による協定作りに反対するインド、インドネシア、南アフリカのうち、インドネシアは、2025 年に米国の高率関税（相互関税）の圧力に屈して、デジタル貿易の自由化で米国と協力する姿勢を見せている（既述）。

他方、インドと南アフリカは WTO のモラトリアム合意（電子的送信への関税不賦課）の継続には依然として批判的であり、2025 年末にはブラジルもこれに同調する姿勢を見せ始めた。

2. モラトリアム合意とデジタル貿易協定案

これらに鑑みれば、3 月の WTO 閣僚会議（MC14）は、モラトリアム合意の継続を支持する（すなわち次回の閣僚会議までの 2 年間を有効とする）コンセンサスは得られる可能

性はあるものの、モラトリアム合意を 5 年目に見直す案を組み込んだデジタル貿易協定案を支持するためのコンセンサス獲得はあり得ず、WTO におけるデジタル貿易協定の策定に向けた JSI 交渉は、2026 年 3 月開催の MC14 の後も継続される可能性が高い。

第 7 節 米中関係とデジタル貿易の規律化

1. 米中間で異なるデータの越境移転ルール

第 2 次トランプ政権が JSI 交渉で策定されたデジタル貿易協定案（テキスト）の支持を留保した理由の一つには、中国と米国でデジタル・データの越境移転をめぐる政策が異なることにある。

というのも、中国は国家安全保障の確保を理由に、自国内で生成・加工されたデータの国外移転を事実上禁止しているのに対し、米国は、インターネットが商用化され始める 1990 年代よりデータの自由な越境移転を国是として、WTO でもこれを提唱・主導してきた。

2. フリーライダー

データの越境移転につき米中間で異なる状況が変わらないまま、WTO でデータの越境移動の自由化が協定化されれば、デジタルの国外移転を原則禁止している中国は、米国のデータを自由に入手できるが、中国からのデータに米国はアクセスできないことになる。つまりデジタル貿易自由化が協定化されれば、中国だけが、その恩恵をフリーライダーとして享受することになる。米国は、WTO 創設を目指して交渉された GATT ウルグアイ・ラウンド当時から、フリーライダーを生み出す協定化・ルール化には批判的な姿勢をとってきた^(注 7)。

今後、第 2 次トランプ政権は、一方では WTO における JSI 交渉の継続を支持しつつ、他方では GATT 第 24 条（域内の実質的な関税撤廃）および GATS 第 5 条（相当分野の域内サービス自由化）に整合しない 2 国間枠組み協定や経済安全保障合意の中で「(デジタル・プロダクトを含む) 電子的送信への関税不賦課」規定の恒久化、またはモラトリアム合意の恒久化) を推進すると見られる。

第 8 節 第 2 次トランプ政権のデジタル交渉目標

1. USMCA 型

第 2 次トランプ政権は、基本的に USMCA（第 19 章）型を、今後のデジタル貿易自由化を組み込んだ地域貿易枠組みの交渉目標（テンプレート）に据えるものと予想される（後掲の表参照）。

USMCA 型とは、バラク・オバマ政権（2009～17 年）が当時の TPP 交渉で掲げたデジタル貿易自由化のためのデジタル 4 項目（TPP 型）、すなわち①「(デジタル・プロダクトを含む) 電子的送信への関税不賦課」、②「データの自由な越境移転」、③「コンピュータ設備の国内設置要求（データ・ローカライゼーション）の禁止」および、④「(デジタル・プログラムの) ソースコードの開示要求の禁止」をベースに、これに（上記④ソースコードにアルゴリズムを追加・併記し、さらに⑤として、「インターネット上のプラットフォーム企業の民事責任へ上限を設けること」を加えることで、米国の大手 IT 企業の海外展開を後押しするためのルールを加えたものであり、第 2 次トランプ政権はこれら 5 項目をデジタル貿易のハイレベルな自由化の構築に欠かせない規律とみなしている（当然、消費者保護のルールも加わる）。

これは第 1 次トランプ政権が NAFTA（現 USMCA）再交渉に向けた TPA（貿易促進権限）獲得のために、当時の議会向けに交渉目標として事前に掲げた 5 項目と同じ内容である。ただし、現時点では、トランプ政権は”USMCA スタイルを目指す”にとどまり、USMCA 第 19 章の該当規定の全てを、そのまま無修正で継承するのか否かは表明されていない。

2. TPP 型

先のバイデン政権（2021～25 年）は、デジタル分野では産業界の利益よりも労働者の個人情報保護に重きを置いた。そして、新たな地域貿易枠組みとしての IPEF（インド太平洋経済枠組み）において、オバマ政権と同じデジタル 4 項目（TPP 型）の確保を目指したが、インドの同意が得られないなどのために IPEF 交渉ではデジタル貿易の規律化そのものが留保された経緯がある。

表 2-1. TPP 型と USMCA 型

TPP 型	USMCA 型
電子的送信への関税不賦課	電子的送信への関税不賦課
データの自由な越境移転の確保	データの自由な越境移転の確保
データ・ローカライゼーション要求の禁止	データ・ローカライゼーション要求の禁止
ソースコード開示要求の禁止	ソースコードまたはアルゴリズムの開示要求の禁止
	コンピュータを利用した双方向サービスでの免責

注：「コンピュータを利用した双方向サービス（Interactive Computer Services）での免責」とは、米国内に本社を置くデジタル・プラットフォーム企業が関わる第三者による知財・民事問題に、当該プラットフォーム企業は責任を問われないとするルール。これは米国の国内法「1996 年通信品位法」（通称 CDA 第 230 条）がベースとされる。

出所：筆者作成。

第 9 節 米政権のデジタル貿易対応と関連の枠組み交渉

1. 第 1 次トランプ政権

第 1 次トランプ政権（2017～2021 年）では、1974 年通商法 301 条にもとづき、フランス、英国、イタリア、スペイン、トルコ、オーストリア、インドなど複数国のデジタル・サービス税（Digital Services Tax : DST）を米国企業への差別的税制と認定し、制裁措置の検討を行った。

DST は、多国籍企業のデジタルサービス売上（例：広告、プラットフォーム収入）に対し市場国が課税する仕組みであり、主に Google、Meta、Amazon など米国の主要テック企業が対象になると見込まれた。

2. バイデン政権

バイデン政権期（2021～2025 年）には、OECD/G20 の Pillar-1/Pillar-2 に基づく国際課税枠組みが議論されたものの、合意は完全には運用されず、多くの国に DST は依然として存在した。2019 年以降、米国は Pillar-2 から離脱し国際課税の多国間枠組みからは距離を置いている。

3. 第 2 次トランプ政権

第 2 次トランプ政権は、2025 年 2 月に大統領覚書で USTR に対して、英・仏・伊・西・トルコ・オーストリアなどの DST を対象とする調査の復活と差別的な税措置に対する制裁関税の検討を指示し、検討が進められた。

4. カナダの DST

カナダ政府は 2024 年 6 月 28 日付でデジタル・サービス税 (DST) を施行した。DST は、年間世界売上高が 750 億ユーロ以上かつカナダ国内売上が一定額を超える企業に対して、カナダ国内で得たデジタルサービス収益 (例: 広告・オンラインプラットフォーム収入等) に 3%の税率 で課税するものであり、2025 年 6 月 30 日が初回の納税期限に設定されていた。

しかし、カナダ政府は 2025 年 6 月 29 日、米国との通商交渉を進めるためとして、6 月 30 日からの徴収予定であった DST の撤回を発表した。同日、カナダ首相と米国大統領は米加間の包括的な貿易交渉の再開で一致し、DST の撤回法案を議会に提出する方針も示した。カナダの DST の仕組み自体は、フランスや英国などが導入している税制とほぼ同様であり、対象企業の基準と税率は上記のように設定されていた (世界売上高 750 億ユーロ以上、カナダ国内売上一定額以上に対し 3%課税)。

一方、米国側は、カナダの DST が米国企業への差別的措置であると批判し、貿易交渉をいったん停止する構えを示したと報道されている。この圧力に関連してカナダが税制撤回を決定したとの分析がなされているが、米国が具体的にどの税率で報復関税を発動するかについては、公式発表された具体値は確認されていない。

5. EU の DMA/DSA

米国は、EU の Digital Markets Act (DMA) と Digital Services Act (DSA) について、米国大手 IT 企業の活動制限や表現の自由への影響を懸念し、強く批判した。この批判は、2025 年に入ってから米政権や報道機関を通じて継続された。

EU 側は、これらの法律を IT プラットフォーム企業の競争促進や違法コンテンツ対策のための正当な規制と説明して、米国の通商圧力に対して一貫して抵抗する姿勢を示した。

6. 米・英の EPD (Economic Prosperity Deal)

第 2 次トランプ政権は、英国との間で Economic Prosperity Deal (EPD) の交渉を進めた。EPD は法的拘束力が弱く、WTO の GATT 第 24 条/GATS 第 5 条に基づく FTA ではない枠組み協定であり、英国と米国はデジタル貿易に関する共通ルールの協議を進める方

向が示されたが、英国側の DST の扱いについての明確な合意内容は未公表のままであった（2025 年 12 月現在）^(注 8)。

7. 米・インドネシア相互貿易協定

2025 年 7 月 22 日に米国とインドネシアは 貿易枠組み合意（Framework）を発表し、インドネシアは インターネット・データフローへの課税計画を撤回し、WTO（第 14 回閣僚会議）における電子的送信への関税不課税モラトリアムの更新支持を表明したことが報道された^(注 9)。

同声明では、米国がインドネシア産品への相互関税を 32%から 19% に引き下げることにも合意したとされ、交渉戦略として相互関税が活用されたとの分析がある。ただし、インドネシアが WTO/JSI の（第 11 条「関税」を含む）デジタル貿易協定案に合意したかについての報道・公式確認は見当たらない（2025 年 12 月現在）。

第 10 節 終わりに

第 2 次トランプ政権による WTO デジタル貿易交渉への関与は、現状では、「デジタル・プロダクトを含む電子的送信への関税不賦課」（いわゆるモラトリアム合意）を継続または恒久化するためのルール作りにほぼ限定されている。他方、トランプ政権がデジタル貿易自由化に必須の条件に掲げる他の主要要素、すなわち「データの自由な越境移転の確保」、「データ・ローカライゼーション要求の禁止」、および「ソースコード/アルゴリズムの開示要求の禁止」について、米国は WTO の多国間交渉や地域貿易協定（RTA）ではなく、関税引き下げを伴わない独自の地域枠組み（Framework）を通じて推進する戦略にシフトする可能性が高い。

これらに鑑みれば、米国は WTO 協定における既存の紛争解決機関（DSB）とは異なる米国に有利な独自の紛争解決手続きを、独自の地域枠組みの中に組み込み、これによりルール形成と紛争処理の主導権を確保しようとする可能性がある。一方、JSI が策定したデジタル貿易協定（電子商取引協定）案（テキスト）は、今後、多数国間（マルチ）またはプルリ（附属書形式）で協定化されるとしても、その交渉過程は今後も長期化する可能性があり、協定が発効する頃には、デジタル貿易の実態と乖離し、技術的・経済的に陳腐化する恐れがある。デジタル産業の育成・保護を重視する途上国は、協定内容が過度に厳密

かつ拘束的なものとならないものを志向するであろうし、米国は、中国に代表される主要プレイヤーのフリーライダー化を防ぐ協定設計を志向するものと見られる。

他方で、米国は WTO の場におけるデジタル貿易自由化交渉への関与を相対的に後退させる恐れもある。その場合、WTO 枠外において、より迅速かつ柔軟に合意できる「枠組み (Framework)」や「実務協定 (Arrangement)」の形式で、デジタル貿易に関する自由化ルールの構築を加速させる可能性がある。トランプ政権は、WTO で米国に不利なルールが策定される動きがあれば、WTO 枠外での取り組みを一層活発化させることが予想される。

また、トランプ政権は、WTO 協定が前提とする MFN (最恵国待遇) 原則の一律的な適用が、中国の過剰生産・過剰輸出の問題に対処できていないと見ており、MFN 原則そのものの見直しと、より柔軟な対応が可能な仕組みへの改正を提起している。トランプ政権は、現下の貿易体制において、議会の批准を要する「条約 (Agreement)」よりも、政権 (ホワイトハウス) の裁量で発出できる「合意」や「枠組み (Framework)」を用いることで、議会や司法の関与を極力排除し、より迅速な交渉・発動を可能にする方策を志向すると見られる。

全加盟国のコンセンサスを必要とする現行 WTO の下では、米国が提唱するデジタル貿易ルールを協定化するのは困難である。そのため今後は (WTO 協定下でのルールに捉われない) 米国独自のデジタル通商枠組みの形成が加速する可能性が高い。

注

- ¹ 米国の大手 IT 企業は、2017 年ごろには GAFA (Google=Alphabet、Apple、Facebook=現 Meta、Amazon) と総称されていたが、2020 年代には Microsoft を加えた **GAFAM** の呼称が一般的となった。
- ² Financial Times (Dec.9, 2024) "Advertising revenues set to hit \$1tn in market dominated by technology companies"
- ³ WTO 加盟国は、モラトリアム合意の下でインターネット上のデジタル・プロダクトを含むデジタル送信 (電子的送信) に対する関税の不賦課を順守してきた ("内国税"は WTO の管轄外)。
- ⁴ Reuters (July 31, 2025) "Trump says US, India still negotiating after 25% US tariff threat" (https://www.reuters.com/world/india/trump-says-us-india-still-negotiating-after-25-us-tariff-threat-2025-07-30/?utm_source=chatgpt.com)
- ⁵ WTO (15 December 2025) "WT/GC/W/984 " On WTO Reform , Communication from The United States"
- ⁶ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100703900.pdf>

-
- 7 同協定案が WTO の附属書 4 の複数国間協定に組み込まれれば、これを締結した国だけが遵守することになる。そうなれば、それ以外の非締約国は自国向けに海外から送信されるデータにはデジタル関税を賦課することができるが、締約国は当該の日締約国から送信されるデータにはデジタル課税を課すことができないため、当該の非締約国は同協定によって恩恵を受けられる「フリーライダー」となる。
- 8 USTR(May 2025)“Fact Sheet: U.S.-UK Reach Historic Trade Deal”(https://ustr.gov/about/policy-offices/press-office/fact-sheets/2025/may/ustr-fact-sheet-us-uk-reach-historic-trade-deal?utm_source=chatgpt.com)
- 9 トランプ政権 (2025 年 7 月 22 日付けファクトシート) は、インドネシアが、WTO でのモラトリアム合意、すなわち「電子的送信への関税不賦課」の暫定合意を、今後は恒久的ルールとして無条件に支持することを約束し、さらに米国がインドネシアと同等のデータ保護規則を有していると認めて、両国間のデータの自由な移動を認めたと報じた。

第3章 米国の輸出規制がイノベーションや貿易・投資に与える影響

千葉大学大学院 社会科学研究院

教授 伊藤 恵子

要約

本章は、米国の対中輸出規制がイノベーション、貿易、投資、サプライチェーンに与える影響を、最新の実証研究レビューを通じて分析している。2018年以降、米国は特に中国企業をターゲットとしてエンティティ・リスト（EL）に掲載したり、外国直接製品規制（FDPR）の対象とするなど、対中輸出規制を強化してきた。日本やオランダも半導体製造装置の輸出管理を強化した。輸出規制の影響経路として、市場アクセス制限による研究開発（R&D）収益性の低下、技術・中間財へのアクセス遮断による学習効果の低下、一方で国産化 R&D の誘発、さらに規制国・第三国を含むサプライチェーン再編や政策不確実性の上昇が指摘される。先行研究では、ELに掲載された中国企業で R&D 支出は増えるが特許成果は研究により結果が分かれ、米国企業側のイノベーションには負の影響が生じる可能性も示されている。貿易面では、米国企業は中国企業との取引を縮小するが代替先の開拓は容易でなく、収益や雇用に悪影響が及ぶ。日本企業については、ファーウェイ主要サプライヤーの対中輸出が一時的に約半減し、EL 掲載企業向け輸出は約 9 割減少するなど、直接規制対象でなくても政策不確実性による「予防的撤退」が確認される。半導体貿易全体では米中間の取引は減少する一方、第三国から中国への輸出は大きく落ち込んでおらず、分断というより再配置が進んでいると結論づける。

はじめに

2010年代後半以降、国際経済秩序は大きな転換期を迎えている。米中間の経済摩擦は、2018年以降の関税引き上げを中心とする貿易戦争に発展しただけでなく、輸出規制や投資規制といった、より直接的に技術や知識の移転を制限する政策の重視にもつながってきた。関税は価格メカニズムを通じて輸入量に影響を与えるものだが、輸出規制は、特定の技術や製品、さらには企業そのものへのアクセスを遮断しうる。そのため、企業の研究開発（R&D）投資、イノベーションの方向性、グローバル・バリュー・チェーン（GVC）の

構造に与える影響は、より直接的かつ持続的である可能性が高い。軍事転用可能な技術の輸出規制は米国以外の国々でも強化されつつあるが、米国は米国由来の技術を含む製品を他国が輸出する場合にも規制を適用したり、また他国に対しても先端技術の輸出管理強化を求めたりするなど、輸出規制強化は米中以外の国も巻き込んだ世界経済の「デカップリング（分断）」につながることも懸念されている。

そして、近年、米国だけでなく日本や韓国などでも強化されている半導体関連分野での輸出規制は単なる通商政策の変更にとどまらず、経済安全保障戦略や産業政策と深く結びついている。こうした政策動向は、世界経済の構造に中長期的な影響を及ぼすと予想され、日本経済にも影響は大きいと考えられる。

そこで本章では、米国の輸出規制がイノベーション、貿易、投資に与える影響について、既存の理論および実証研究を整理し、政策的観点からその含意を明らかにする^(注 1)。中国側も、米国の輸出規制に対抗する形で、レアアースや高性能コンピューティング、量子技術など輸出規制を強化しているが、本章では紙幅の制約から、米国側の輸出規制に焦点を当てる。

第 1 節 米国の輸出規制の展開と制度的背景

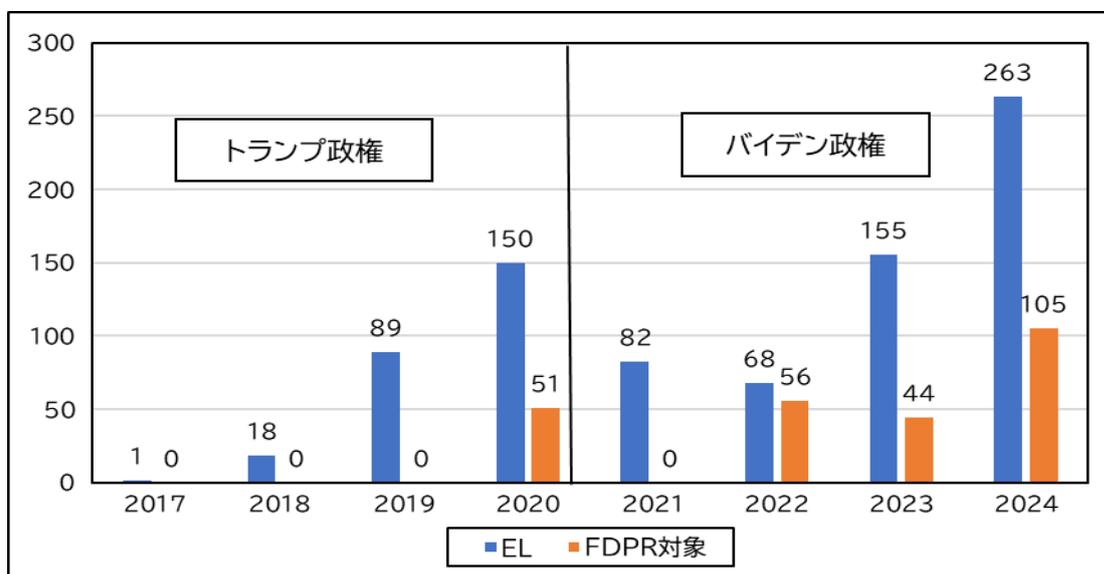
米国は、2018 年 8 月に輸出管理改革法（Export Control Reform Act: ECRA）を立法化し、国家安全保障上の理由で、軍事転用可能なデュアル・ユース品目や技術への輸出管理を強化してきた。特に中国企業を対象とした輸出規制を段階的に強化してきたが、その中心にあるのが、商務省によるエンティティ・リスト（EL）への掲載である。EL に掲載された企業に対しては、米国由来の技術や製品を輸出する際に原則として個別許可が必要となり、事実上の取引制限が課される。

2019 年 5 月に中国の通信機器メーカーである華為技術（以下、ファーウェイ）とその関連 68 社を EL に追加し、2020 年 5 月には、輸出管理規則の外国直接製品規制（Foreign Direct Product Rule: FDPUR）を強化した。規制対象となっている米国由来の技術またはソフトウェアを直接用いて製造された直接製品が、EL に掲載されているファーウェイとその関連法人が設計したチップセットなどの生産・開発に使用される場合に輸出の事前許可が必要となったのだ^(注 2)。たとえば、米国の規制対象技術を用いて日本で製造した製品を、日本企業が日本から輸出する場合も、米国政府の輸出許可が必要になった。

その後、米国政府は 2020 年 12 月に中国の半導体受託製造最大手の中芯国際集成电路製造 (SMIC) とその関係会社、2022 年 12 月には中国の大手メモリ半導体メーカーである長江存儲科技 (YMTC) を EL に追加するなど、半導体や量子技術、人工知能 (AI)、スーパーコンピュータ、軍事関連といった広範な分野の中国系事業体を輸出規制の対象とした。図 3-1 から、第 1 次トランプ政権以降、米国政府が中国系事業体の EL への掲載を増やしてきたこと、またそのうちの一定数の事業体は FDPR 対象となっていることが分かる。

バイデン政権下の 2022 年 8 月には、米国内で半導体製造や研究開発を行う企業に補助金を付与する法律 (CHIPS and Science Act : CHIPS 法) が成立し、さらに同年 10 月には、米国は、中国を念頭に半導体関連製品の輸出管理規則を強化した。半導体製造装置、設計ソフトウェア、さらには高度な技術を有する人材の移動にまで規制対象が拡張された。こうした規制は、米国単独では完結せず、日本やオランダなどの同盟国との協調を前提としており、国際的な政策調整の重要性が高まっている。実際、米国規制に追随して日本 (2023 年 7 月～) やオランダ (2023 年 9 月～) は半導体製造装置の輸出管理を強化した^(注 3)。

図 3-1. エンティティ・リストに追加された中国の事業体数



出所 : Eleanor Hume and Kyle Rutter (2025) "Sanctions by the Numbers: 2024 Year in Review," Center for a New American Society (CNAS), March 11, 2025.

2025 年 1 月に第 2 次トランプ政権が発足した後は、中国を含む各国に対する関税措置が注目を集めてきたが、輸出管理強化の方向は継続している^(注 4)。2025 年 3 月には、新たに 82 事業体を EL に追加・修正したが、そのうち、53 事業体が中国の事業体であった。ただ

し、第 2 次トランプ政権下での輸出管理の実行手段は、バイデン前政権下でみられた輸出管理規則（EAR）の制度改正や官報の公示ではなく、個別の輸出企業にライセンスの申請を要することを書簡（レター）で通知したり、製品ごとのガイダンスの公表など、ケースバイケースの対応（AI 半導体やエタンを輸出管理対象に追加した事例や、航空機部品や半導体関連ソフトウェアのライセンスを停止した事例など）へと移行している。

さらに、2025 年 9 月には、米国政府は「関連事業体ルール（affiliates rule）」を導入し、輸出管理規制の対象となる企業の範囲が大幅に拡大された。米国の EL や軍事エンドユーザー・リストに掲載されている企業が直接的または間接的に 50%以上株式を保有している外国の企業も規制対象となり、輸出先企業の株式保有比率から実質的に支配している事業体を特定しなければならないことになった。こうした規制強化を受けて、行き過ぎた輸出管理が米国企業の輸出や売上に負の影響を及ぼす可能性も懸念されている（Chorzempa 2025）。ただし、2025 年 10 月 30 日の米中首脳会談での合意を受けて、同年 11 月 10 日に米国政府は関連事業体ルールの適用を 26 年 11 月 9 日まで 1 年間停止すると発表した^(注 5)。

第 2 節 輸出規制が経済に影響するメカニズム

輸出規制がイノベーションや貿易・投資に影響を与える経路は多岐にわたる（図 3-2）。規制を受ける側への影響として第一に、市場アクセスの制限を通じた影響が挙げられる。特定市場へのアクセスが制限されることで、企業の売上機会が縮小し、R&D 投資の収益性が低下する可能性がある。とりわけ、規模の経済が重要な先端技術分野では、市場規模の縮小が R&D 投資の抑制につながりやすい。

第二に、技術や中間財へのアクセス制限は、学習効果や知識スピルオーバーを阻害する可能性がある。国際的な分業や取引を通じて得られてきた技術的知見が遮断されることで、イノベーションの効率が低下する恐れがある。一方で、輸入代替や国産化を目的とした R&D が誘発される側面もあり、その影響は一様ではない。

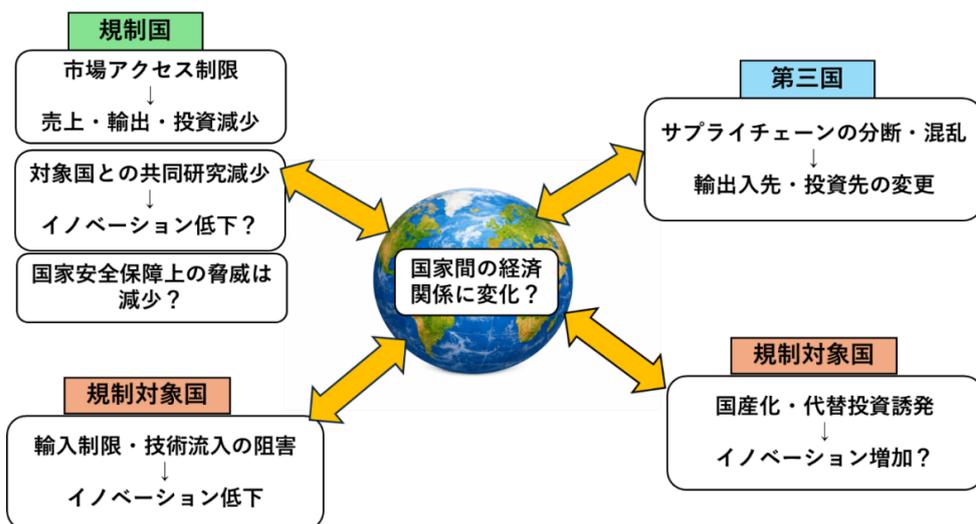
一方、輸出規制は、規制国側の企業や第三国の企業の貿易や海外直接投資の意思決定に影響を及ぼし、GVC の再編を促す可能性がある。また、規制国側企業は規制対象企業に輸出できなくなるため、代替の販売先がすぐに見つからなければ売上や収益の減少につながるかもしれない。収益の減少が R&D 投資の抑制につながったり、技術輸出の規制が国際共同研究を抑制することになれば、規制国側企業のイノベーションに負の影響を及ぼしかねない。さらに、規制対象国企業が国産化に成功すれば、規制国側企業の技術優位が低

下・喪失していく可能性もある。

第三国企業については、FDPR が適用されれば、規制対象国への輸出が直接的に負の影響を受ける可能性がある。第三国企業の輸出が直接的に規制されない場合も、将来の規制強化を警戒するなどして予防的に輸出先を変更するかもしれない。第三国企業も、特定国への過度な依存を避けるため、生産拠点や調達先の分散を進めると予想される。

また、こうした輸出規制は、安全保障例外を根拠とすることが多く、WTO ルールとの整合性が必ずしも明確ではない上、規制の内容や運用が頻繁に変更されるため、政策の不確実性が高い点も特徴である。規制対象となる技術の範囲や水準について、輸出企業は詳細に規制内容を確認する必要がある、さらに上述の「関連事業者ルール」が適用されれば、輸出先企業の資本構造まで詳細に把握しなければならなくなる。こうした政策の不確実性や輸出規制にかかわる情報収集費用の増大が、貿易や投資、R&D を抑制する要因となりうる。そして、貿易投資の延期や縮小を通じて、実体経済に影響を与えることも懸念される (Caldara et al., 2020)。

図 3-2. 輸出規制が世界経済に与える影響（概念図）



出所：筆者作成

Clayton et al. (2025) による大規模言語モデル (LLM) の分析結果は、輸出規制が企業の投資や貿易の意思決定にさまざまな影響を及ぼすことを示唆している。彼らは、膨大な数の企業の決算報告やアナリスト・レポートを AI で解析し、関税、輸出規制、経済制裁に各国企業がどのように対応するかを分析している。輸出規制の対象となった企業では投

資、国内投資、R&Dを増やし、売上も増加する傾向がみられた（Clayton et al. 2025; Figure 6）。つまり、技術や中間財へのアクセス制限は国産化 R&D 投資を誘発するといえそう。一方、規制国側の企業や第三国企業の R&D も増加するが、規制国や第三国企業の利益は減少する傾向がみられた。また、規制国企業については売上も減少する傾向がみられ、輸出規制は規制国企業にとって必ずしも望ましい結果をもたらさない。

さらに、米国の輸出規制強化を受けて、米国企業や第三国企業は中国でのサプライチェーンを縮小し他国へシフトする傾向がみられた（Clayton et al. 2025; Figure 7）。米国企業は米国内へシフトする傾向が強いが、第三国企業は米国だけでなくインドや台湾、メキシコなどへサプライチェーンを分散させていく傾向がみられた。ただし、中国へサプライチェーンをシフトした米国企業や第三国企業も一定数存在し、産業や企業属性によって反応が異なることが示唆される。インドなどが新たな生産拠点として注目されているが、中国の役割が急速に失われているわけではなく、分業構造は依然として複雑だといえそう。一方、中国企業は米国でのサプライチェーンを縮小して中国へシフトする傾向であった。

第3節 米国の対中輸出規制強化の影響に関する先行研究

1. イノベーションへの影響

近年、輸出規制強化の効果について、詳細な企業レベルのデータを用いた実証分析が活発に行われている。輸出規制が企業のイノベーション活動に与える影響について、最近のいくつかの研究結果を整理しよう。

表 3-1 は、米国の EL へ追加されたことが、中国企業のイノベーションに与えた影響についての分析結果をまとめたものである。(1)、(2)、(3)、(6) の研究では、EL に追加された中国企業では中国政府からの補助金が増え、R&D 集約度が高まることを示唆している。しかし、R&D の成果である特許数が増えるかどうかは、研究によって異なる結果が出ている。(1)、(3)、(6) の研究では EL に追加された企業で特許数が増える傾向だが、(2)、(4)、(5) は、EL への追加は特許数に負の影響を与えるという。ただし、(4) では、もともと技術力が高かった企業や米国の技術知識への依存が小さかった企業では、EL への追加が特許数を減らす効果は小さかった。(6) でも、企業内に研究者が多い企業ほどイノベーションへの正の効果が大きかったという結果を示しており、(4) の結果と整合的といえるかもしれない。

さらに、(4) と (5) の研究はともに、EL に追加された企業の上流の産業に属する企業の特許数は増加する可能性を示しており、米国による輸出規制強化が中国企業のイノベーションを加速する場合もあり得る。しかし、表 1 の (6) と同様に 2015～2022 年の中国上場企業のデータを利用した分析した Hayakawa and Yang (2025) では、EL に追加された企業で補助金が増えるが、R&D 支出や R&D 集約度が増えたという結果は得られなかった。さらなる研究の蓄積を待ちたい。

表 3-1. エンティティ・リスト (EL) への追加はイノベーションを促進するのか？

著者	データ期間	EL企業／産業		上流企業	下流企業	米国企業
		研究開発	特許	特許	特許	特許
(1) Anwar et al. (2024)	1997-2021	+	+			-
(2) Hu et al. (2024)	2013-2022	+	-			
(3) Shen et al. (2024)	2007-2020	+	+			
(4) Cao et al. (2024)	2006-2021		-	+	-	-
(5) Han et al. (2024)	2007-2019		-	+	-	
(6) Lin et al. (2025)	2015-2022	+	+			

出所：筆者作成。

一方で、(1) や (4) の研究は、自社の顧客である中国企業が EL に追加された米国企業の特許数や、EL 追加前に中国企業と共同研究を行っていた米国企業の特許数には負の影響があることも示唆している。Gao et al. (2025) は、制裁対象として中国企業だけではなく、ベネズエラやロシア、イランの企業なども含めた分析を行っているが、輸出先企業が EL に追加されると、米国企業のイノベーション誘因を弱めることを示している。図 3-2 に示したように、輸出規制は、規制国の企業のイノベーションに負の影響をもたらす可能性がある。

2. 貿易・投資やサプライチェーンへの影響

追加関税措置や地政学リスクの高まりによる貿易や直接投資への影響については先行研究が蓄積されてきているものの、米国による対中輸出規制に注目した先行研究はまだ少ない。対中輸出規制がサプライチェーンに与えた影響を分析した数少ない研究として、Crosignani et al. (2026) が 2007～22 年の米国企業の売上や取引関係のデータを利用して分析している。その結果、米国の EL に追加された中国企業と取引していた米国企業は、

取引相手がリストに追加された後、中国企業との取引を停止または減少させたことが確認された。とはいえ、米国内企業や友好国企業との新規取引関係を増やしたとはいえ、新規取引先の開拓には時間がかかることを示唆している。

さらに、こうした中国企業のサプライヤーであった米国企業の利益や雇用、時価総額なども減少傾向がみられた。制裁を受けた側の中国企業が無傷であったわけではなく、リストに掲載された中国企業の時価総額も大きく減少したが、中国企業は中国内のサプライヤーや、米国の規制が適用されない米国以外の国のサプライヤーからの調達を増やすなどの対応が見られた。そして、米国による対中輸出規制は、中国企業よりも米国企業により大きな負担を強いたと結論づけている。対中輸出規制強化によって、米国企業は中国企業向け販売を減らす傾向がみられたものの代替の販売先へのシフトが進んだとはいえない。

直接投資への影響については、中国の国際収支統計によると 2024 年の中国の対内直接投資額は 2021 年以降減少傾向であり、米中貿易戦争などの対立によって外国から中国への直接投資は減少している。Alfaro and Chor (2023) や Kallen (2025) も、米中間の直接投資が減少する一方で、第三国への投資が増加する傾向を示し、さらに、政策不確実性が高い分野ほど、投資が慎重化する傾向が強いことを示唆している。

米国による対中輸出規制強化の影響に焦点を当てた分析は少ないが、地政学リスクの高まりや米中対立が世界的に海外直接投資を抑制している傾向や、友好国への投資にシフトする傾向などが近年の研究から明らかになっている (Aiyar et al. 2024; Grover and Vézina 2025; Chari et al. 2025; Liu et al. 2025 など)。こうした傾向は、在中国の米国商工会議所による在中国米系企業に対する調査で、米系企業の対中投資マインドが低下していることとも整合的である (AmCham China 2025)。在中国の外資系企業データを用いて分析した Vortherms and Zhang (2024) も、米中対立によって、外資系企業の中国からの撤退確率が高まっていることを示している。ただし、米系企業の退出率が他国系の企業と比べて格段に高いわけではなく、米系企業に限らず、多くの外資系企業が中国を含む各国での事業の見直しや再編を行っている状況といえるかもしれない。Alfaro and Chor (2023) も言及しているように、米中間の直接的な貿易・投資関係が停滞したとしても、ベトナムやメキシコなど第三国を経由して、サプライチェーンは中国とつながっている可能性は高く、依然として中国は GVC における重要な位置にある^(注 6)。

3. 米国による対中輸出規制強化が日本企業に与えた影響

次に、米国による対中輸出規制強化が日本企業にどのような影響を及ぼしたかについて、最近のいくつかの研究を紹介する。第1節で触れたFDPRの対象となる場合、日本からの輸出についても米国政府の許可を得る必要がある。輸出許可取得のための時間コストや手続きコストが大きければ輸出を止める可能性があるし、米国政府の輸出許可が下りなければ輸出できず、米国の規制によって直接的に負の影響をうけることになる。

FDPRの対象となるような最先端技術を利用していなければ、米国政府の輸出許可を得ずに日本から中国へ輸出できるが、米国の規制によって中国企業の売上が減少すれば、当該中国企業に部品などの中間財を販売していた日本企業から当該中国企業への輸出が減少するかもしれない。米国の規制による需要減少を受けて、間接的に日本企業の輸出や売上にも負の影響が及ぶ可能性がある。

さらに、米国や他国の政策の不確実性の増大から、予防的に米国の規制対象となった企業への輸出を差し控えるかもしれない。販売先企業が米国のELに掲載された場合、将来、当該企業がFDPR対象となったり、規制対象技術の範囲が拡大されたりするかもしれない。また、たとえば、半導体関連製品の輸出について、米国政府が友好国の日本やオランダなどにも米国と同様な規制強化を要請したように、米国以外の国も米国に追随して規制を強化する可能性がある。こうした政策の不確実性も日本企業の輸出に負の影響を与えると予想される。

Hayakawa et al. (2023) は、相手国別・品目別の貿易データを分析して、米国のファーウェイに対するFDPRが日本から中国への輸出に負の影響を与えたことを示している。さらに、Hayakawa and Ito (2025) は、経済産業省の『企業活動基本調査』の企業レベルのデータを用いて、ファーウェイの主要サプライヤーであった日本企業の輸出への影響を分析している^(注7)。分析対象は、同調査に回答した、電気通信機器や電子部品などの産業に属する企業のうち、2016年～18年に中国へ直接輸出をしていた企業である。そのうち、ファーウェイの主要サプライヤーの本社と子会社・関連会社38社(2018年時点)を処置群、その他の企業を対照群として、差分の差分(DID)法で分析している。

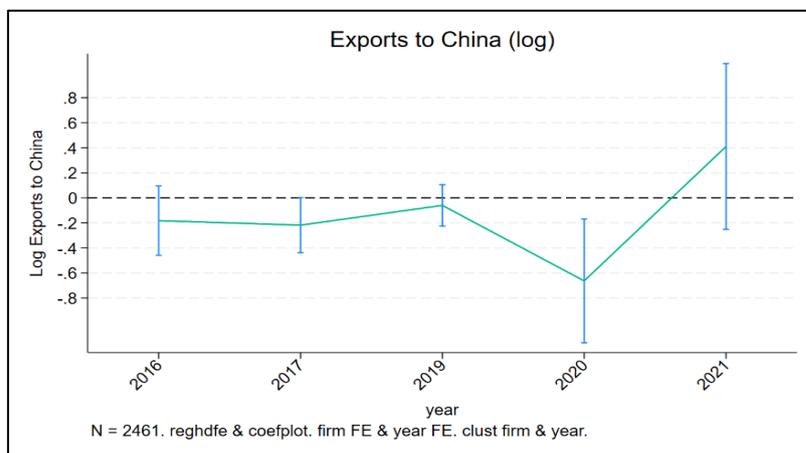
その結果、ファーウェイの主要サプライヤーであった日本企業の中国向け輸出は、同一産業の他の日本企業の対中輸出と比較して、2020年度に大きく減少したことが示された(図3-3)。推定された数値から概算すると、ファーウェイの主要サプライヤー企業の対中輸出額は、49%減少したと推計される。ただし、21年度には回復しており、対中輸出の大幅な減少は一時的であったともいえる。また、21年度には中国以外の国に立地する自社の

子会社・関連会社向けの輸出を増やしたという結果も示しており、代替輸出先として、より不確実性やリスクの少ない相手へシフトしたと言えそうだ。

ただし、日本企業は、FDPR 対象となる最先端技術を使った製品をファーウェイに輸出していたわけではなく、ファーウェイに対する輸出禁止措置の対象ではなかった。しかし、一時的にせよ、ファーウェイのサプライヤー企業の対中輸出が停滞したことは、政策の不確実性を受けて、各企業が予防的にファーウェイへの供給を減らしたことを示唆している^(注 8)。また、日経電子版 2023 年 11 月 13 日の記事によれば^(注 9)、20 年の秋に発売されたファーウェイのスマートフォンモデル (Mate40Pro) では部品コストの 19%相当が日本産部品であったが、23 年 8 月に発売された新モデル (Mate60Pro) では、日本産部品の占める割合は部品コストの 1%と大幅に減少しており、中国産部品の割合が大幅に高まったという。

以上から、日本企業は米国の規制による直接的な影響は受けていないと考えられるが、米国の規制によるファーウェイのスマートフォン売上の減少や、将来の規制に対する不確実性などにより、日本からファーウェイへの部品供給が減少するという、間接的または副次的な負の影響、いわば「巻き添え被害」を受けたのではないかと懸念される。

図 3-3. ファーウェイのサプライヤー企業の対中輸出額の変化



注：図は、ファーウェイのサプライヤー企業とその他の企業の対中輸出額の差（対数値の差）の推計値を示す。縦棒は 95%信頼区間である。

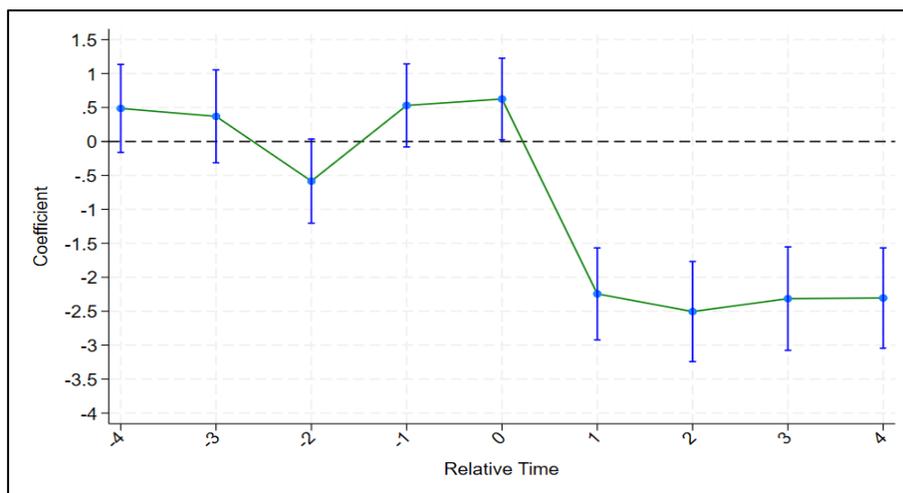
出所：Hayakawa and Ito (2025) Figure 3 (a)

Hayakawa and Ito (2025) は、ファーウェイに対する輸出規制強化の影響に注目したが、Jinji et al. (2025) は、ファーウェイのみならず、2018 年以降に米国の EL に掲載された中国企業向けに輸出していた日本企業の輸出行動を分析している。Jinji et al. (2025)

は、日本の税関が収集している 2017 年 1 月から 22 年 12 月までの輸出申告データを利用しており、仕向先企業名称を使って、米国の EL に掲載された企業を特定している（注 10）。

Jinji et al. (2025) の分析では、ファーウェイ以外の中国企業も含めて、異なる時期に発生した複数のイベント（EL への掲載）を考慮し、イベントが発生した期（0（ゼロ）期）の 4 期前から 4 期後までの対中輸出額の変化を検証している（各企業の相手先別・品目別輸出額を半年ごとに集計したデータを用いているため、ここでの 1 期は半年を意味する）。図 3-4 は、EL に掲載された企業に輸出をしていた企業の対中輸出額が、輸出先が EL に掲載された 1 期後以降大きく減少したことを示している。推定された数値から概算すると、EL に追加された中国企業を顧客に持っていた日本企業の対中輸出額は、リスト追加後約 90% 減少したと推計される。さらなる分析によると、多くの場合で、顧客が EL に追加された後、当該企業向けの輸出を停止していることが、対中輸出額の大幅な減少の要因であることも分かった。上述のファーウェイの場合は、ファーウェイが FDPR の対象となったが、Jinji et al. (2025) で分析している EL 掲載企業の多くは FDPR の対象ではない。つまり、日本から当該中国企業への輸出が直接的に米国の規制を受けてはいないものの、当該中国企業への輸出を停止している場合が多いという興味深い結果であった。政策の不確実性が高い状況下で、多くの日本企業が米国の制裁を受けた中国企業への輸出を予防的に停止、ないし減少させたことを示唆している。

図 3-4. 顧客の中国企業がエンティティ・リスト（EL）に追加された後の対中国輸出額の変化



注：図は、輸出先が EL に掲載された企業とその他の企業の対中輸出額の差（対数値の差）の推計値を示す。縦棒は 95% 信頼区間である。

出所：Jinji et al. (2025) Figure 7

さらに、Jinji et al. (2025) によると、複数の顧客が EL に追加された企業においては、中国以外の国への輸出を増やす傾向が確認された。ただし、中国以外への輸出が有意に増加するのは 4 期後（つまり 2 年後）であり、他国へ販売先を拡大するにはある程度時間がかかることを示している。これは、第 3 節 2 で触れた Crosignani et al. (2026) の結果から得られる示唆とも整合的といえる。また、米国の友好国^(注 11) 向けの輸出を増やす傾向も見られ、不確実性やリスクの少ない代替輸出先へシフトしていると言えそうだ。

日本の対中投資に関しては、Deseatnicov and Fukao (2024) が、2010 年代半ば以降、在中国日系現地法人の退出率が、他地域の日系現地法人の退出率よりも高いことを報告している。2020 年以降は、在中国現地法人の退出率がさらに上昇しているという。特に、米国の輸出規制強化の対象となった品目が多い、通信・電子機器製造業において現地法人の退出確率が大きかった。この結果から、米国の規制強化が中間投入コスト上昇を通じて日系多国籍企業の退出に影響した可能性や、特定の品目や技術に狙いを定めた輸出規制が、サプライチェーンを通じて中国および世界に波及し、また多国籍企業の対応を通じてサプライチェーン自体を変化させた可能性を指摘している。

第 4 節 半導体関連の対中輸出規制が各国の貿易に与えた影響

米国だけでなく、日本を含む多くの国で実施されている輸出管理は、もともと、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、自国や国際社会の安全性を脅かす国家やテロリストに渡ることを防ぐという安全保障の観点に立ったものであった。しかし、近年、その目的は、重要技術の国内での研究開発や生産という産業政策、科学技術政策をより効果的に推進するために、競争相手となる国家への先端技術流出を防ぐ手段としても使われるようになっていく。

その代表的な例が上述の CHIPS 法で、米国内の半導体生産や半導体分野の研究開発に補助金を支給するものである。この背景には、米国内のサプライチェーンを強靱化し、中国への依存を減らすことや、軍事・防衛分野にも不可欠な半導体の国内生産能力を確保することが、経済安全保障・国家安全保障上の重要課題であることが挙げられる。しかし、先端技術を自国でコントロールし、国際競争力を高め、米国の技術覇権を維持する目的もあるとされ、CHIPS 法のもとで補助金を受け取った企業は、中国などで先端半導体の生産能力を増強することを 10 年間禁止される（「ガードレール条項」という）。バイデン政権は CHIPS 法成立後の 2022 年 10 月には対中半導体輸出規制も大幅に強化し、さらに政権末

期の 24 年 12 月には多くの半導体関連の中国企業を EL に掲載した。こうした政策には、中国への先端半導体の輸出や中国における先端半導体生産を制限しつつ、米国内での技術開発や生産を推進し、米国の技術優位を高めるという狙いがある。

半導体は、設計、製造装置、材料、製造、後工程に至るまで国際分業が高度に進んでおり、米国による輸出規制は、規制対象国のみならず、第三国を含むグローバルな貿易・投資に波及する可能性がある。特に、最先端半導体を輸出する台湾や韓国、半導体製造装置を輸出するオランダや日本などの貿易や投資に影響が及ぶと予想される。

そこで、本章の最後に、近年の半導体関連製品の貿易動向について触れる。米国は 2019 年から上述のファーウェイなどの企業に対する輸出規制を強化してきたが、22 年 10 月以降は、先端集積回路の対中輸出規制をさらに強化した^(注 12)。

図 3-5 は、中国の半導体製造装置 (HS8486.20) と集積回路 (HS8542) の輸入額と主要輸入相手国シェアの推移を示し、図 3-6 は、米国の輸入についての同様な推移を示している。図 3-5 (a) から、中国の半導体製造装置輸入額は 2017 年～25 年までの期間で大幅に増加しているなかで、中国の米国からの輸入シェアは大きく低下していることが分かる。図 3-5 (b) の集積回路の輸入については、米国からの輸入シェアは 2022 年～23 年にかけて低下したが 25 年には拡大傾向にあり、バイデン前政権期に導入された AI 向け半導体などへの輸出規制をトランプ政権が 25 年 5 月に撤回したことを反映しているかもしれない。

一方、図 3-6 (a)、(b) から、米国の輸入における中国のシェアは 2024 年にかけて低下傾向であり、図 3-5 と合わせて、米中間の貿易は相対的に減少していることが示唆される。また、中国と米国の輸入額合計をみると、中国の半導体関連製品輸入額は米国のそののほぼ 10 倍であり、さらに輸入額の伸び率も中国の方が格段に大きい。国内生産分も考慮する必要があるが、これらの図から、半導体関連産業の規模としては、中国の方が米国よりも格段に大きいことが示唆される。

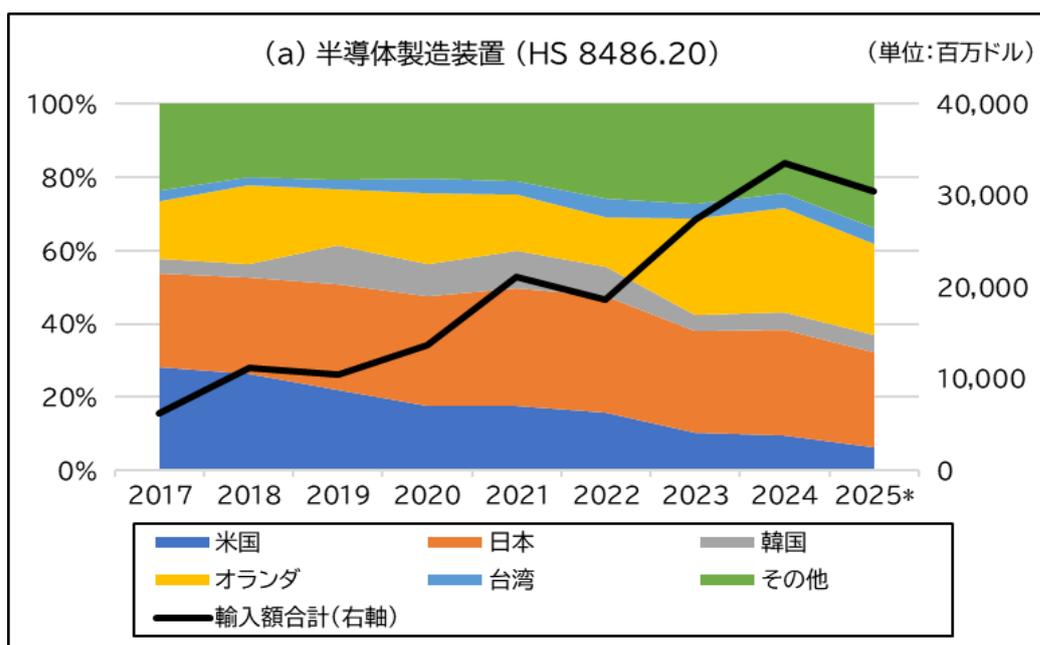
米中以外の国に目を転じると、日本は、半導体製造装置や材料分野で国際的に高いシェアを有しており、第 1 節で触れたとおり、米国による対中輸出規制強化を受けて、日本も半導体製造装置の輸出管理規制を強化した。先端プロセス向け装置の輸出は難しくなったものの、成熟プロセス向け装置や保守・補修関連取引に対しては厳しく規制されていないためか、日本から中国への半導体輸出は堅調である (図 3-5 (a))^(注 13)。

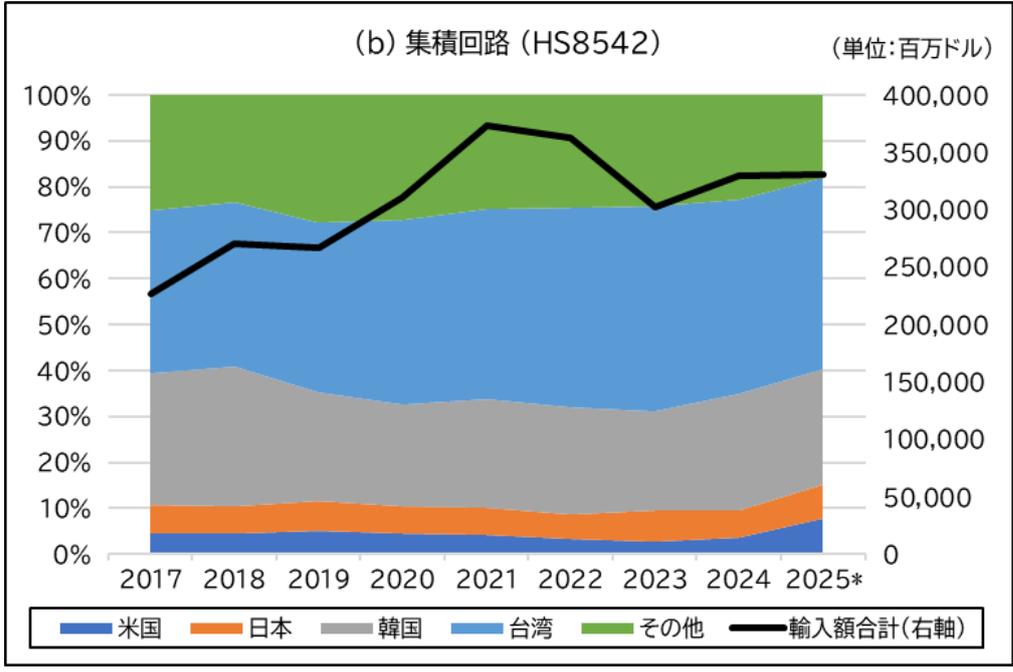
オランダも半導体製造装置の主要輸出国であり、米国の対中規制強化に対応して、自国の輸出規制も強化した。しかし、図 3-5 (a) のとおり、中国の輸入に占めるシェアは近年

拡大傾向で、図 3-6 (a) では米国の輸入に占めるシェアも急拡大している。半導体製造の中核を担う台湾や韓国から中国への集積回路輸出も減ってはいない (図 3-5 (b)) (注 14)。さらに、台湾は、米国の集積回路輸入においてもそのシェアを近年拡大している。

以上のように、これまでのところ、半導体関連製品の貿易について、米中間の貿易は減少傾向とはいえ、米国以外の国から中国への輸出については大きな負の影響は確認できない。Ando et al. (2024) も言及しているように、バイデン政権下では、“small yard and high fence”と表現される方針、つまり、規制すべき技術は厳格に規制するが規制の範囲はできるだけ狭くする方針であったため、輸出規制の影響はごく一部の品目にとどまり、全体の貿易額への影響は限定的だったといえよう。

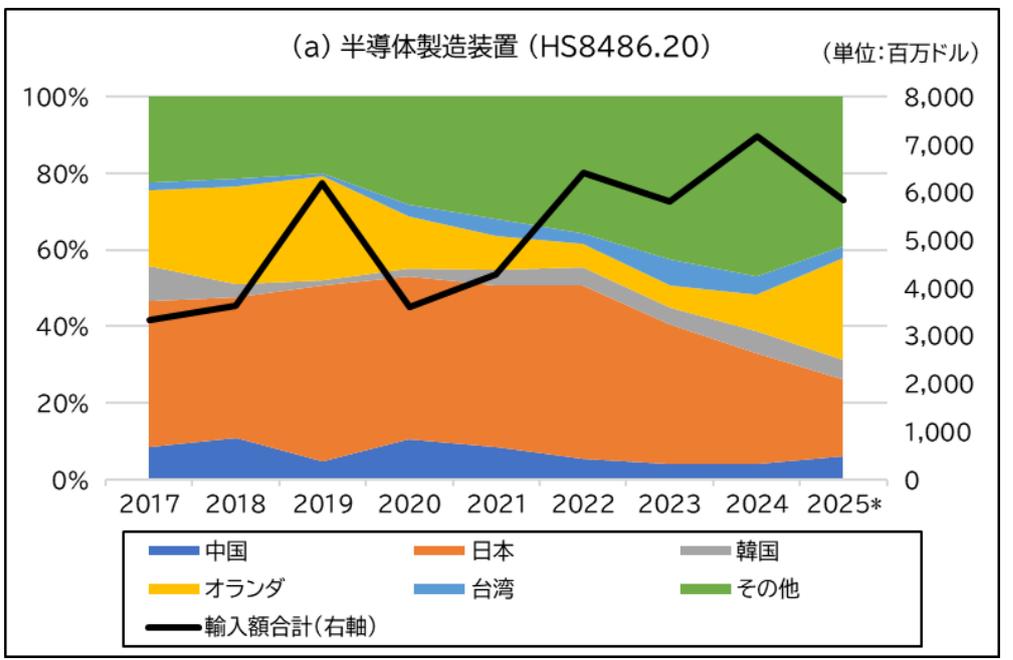
図 3-5. 中国の半導体関連輸入額と主要輸入相手国シェアの推移

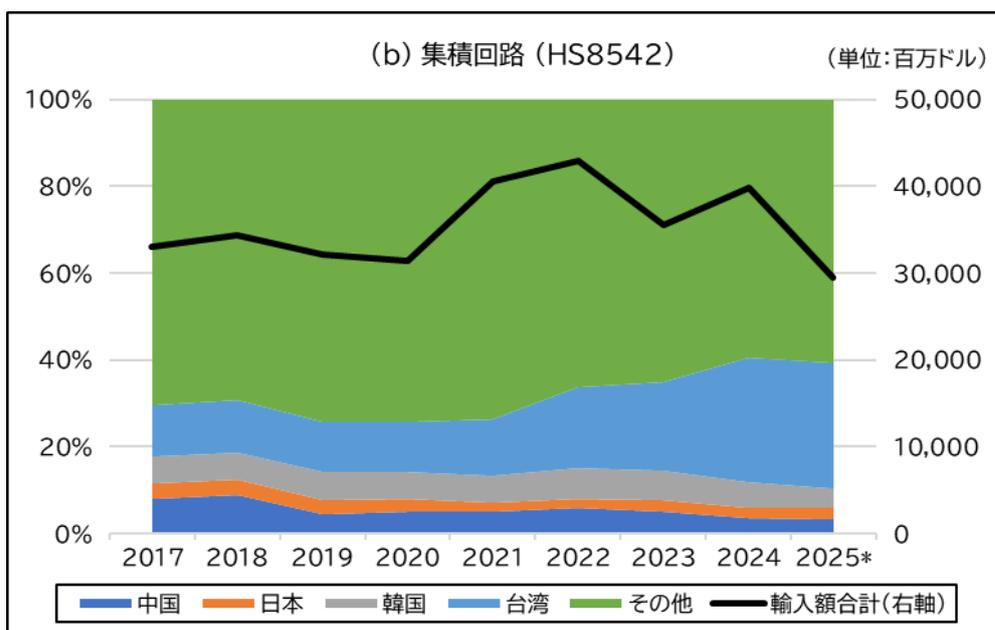




注：中国の2025年のデータは、1月～11月までのデータであるが、一部推計値を含む。
 出所：Global Trade Tracker, 2025年12月27日ダウンロード。

図 3-6. 米国の半導体関連輸入額と主要輸入相手国シェアの推移





注：米国の2025年データは1月～9月までのデータである。

出所：Global Trade Tracker, 2025年12月27日ダウンロード。

ただし、CHIPS法成立以降、米国の半導体関連の投資は急増し、米国内の半導体関連生産は拡大を続けている。米国内外の主要な半導体関連企業である、TSMC、Intel、Samsung、Micronなどが米国政府の補助金を受け、アリゾナやテキサス、オハイオなどで巨額な投資を行ってきた^(注15)。米国のセントルイス連邦準備制度理事会のデータベースなどからも、米国の半導体関連の生産指数は、CHIPS法が成立した2022年後半以降増加スピードが加速していることが分かる^(注16)。主要半導体メーカーが米国への先端投資を拡大する一方、中国における投資を抑制すれば、貿易や投資の流れが徐々に変化していく可能性はあり、今後、貿易・投資の地理的・技術的再配置は進むかもしれない。

さらに、第2次トランプ政権は、バイデン政権とは異なる形での支援を模索している。企業への補助金ではなく、米国政府が半導体企業の株主となり、半導体の対中輸出を許可することで当該企業が得た利益を株主である米国政府に還元させようとしている^(注17)。

このように、米国政府の政策の不確実性は高く、さらに、日本、韓国、台湾などは各国独自に国内半導体産業への補助・育成を進めている。中国も第3節1で触れた先行研究が示唆するように、米中対立を受けて国内でのイノベーションを加速している。半導体GVCは、技術水準ごとに分断された形で再編されつつあり、この再編が長期的な効率性やイノベーションにどのような影響を及ぼすかが、今後の重要な研究課題である。

第 5 節 結論と政策的含意

本章の分析から、輸出規制はイノベーションや貿易・投資を一律に抑制するものではなく、その方向性や構造を変化させることが示唆される。世界経済は完全な分断に向かっていくというよりも、リスクを考慮した再配置の過程にあるといえるだろう。第 3 節で紹介した最近の実証研究から、米国の対中輸出規制強化を受けて、米国企業のみならず、第三国である日本の企業も間接的にせよ影響を受けていることが確認できる。今のところ、一国経済全体から見れば規制強化の影響は限定的といえるが、特定企業との取引停止や取引先の組み替えが起きており、徐々に GVC の再編が進んでいくと予想される。ただし、先行研究の結果は、新規取引先の開拓は容易ではなく、時間がかかることも示唆しており (Crosignani et al. 2026; Jinji et al. 2025 など)、企業にとっての負担は小さくない。そして、第 2 次トランプ政権の通商政策の不確実性やトランプ関税による米国内での生産コスト上昇も各国企業の意味決定を困難にしているといえよう。

サプライチェーンの再編のコストをできるだけ抑えつつ、一定の効率性も維持するには、政策の不確実性を減らすことが重要だが、残念ながら、現状では、米国の通商政策の不確実性はさらに高まっているように見受けられる。さらに、第 2 次トランプ政権が、経済合理性に基づかない理由で関税を振りかざすことを続ければ、同盟国からも米国は信用を失い、米国を除いた国々でサプライチェーンの効率化を進めることになるかもしれない。そうなれば、米国のみが GVC から分断されることにもなりかねない。米国は国内市場規模が大きいので、地産地消でも企業は一定の収益を得ることは可能だろう。しかし、関税に守られ、国際競争に晒されない市場にとどまっているだけではイノベーションは停滞する。第二次世界大戦後、比較的高い関税率で国内産業を保護しながら経済成長を実現した日本や韓国の経験を踏まえれば、国内産業を保護しつつも輸出を促進し、国際競争に晒すことが産業の成長には必要だろう。

第 2 次トランプ政権の通商政策の方向性は依然として不明確で、最優先目標が何なのかが見えないが、第三国としては、自国産業の技術的不可欠性を高めつつ、企業の予見可能性を確保する政策対応が重要である。各企業は、他国にとっても不可欠で重要な技術を握り、サプライチェーン内で付加価値が高く重要な工程を担うために不断の努力を続けていくしかない。政府に対しては、自国の政策の不確実性を低下させるだけでなく、他国の政策についても自国企業に情報提供し、企業の情報収集コストを下げ、意思決定を容易にす

るための支援が求められる。今後も輸出規制など貿易制限的な措置が広がっていくならば、各国企業にとって新規の輸出先開拓の必要性やそのコストが増していくと懸念される。各国政府は、新規輸出先・取引先開拓の支援も強化していく必要があるだろう。

参考文献

- Aiyar, S., D. Malacrino, & A. F. Presbitero (2024) “Investing in Friends: The Role of Geopolitical Alignment in FDI flows,” *European Journal of Political Economy* 83, 102508.
- Alfaro, L., & D. Chor (2023) “Global Supply Chains: The Looming “Great Reallocation,” NBER WP 31661, National Bureau of Economic Research.
- AmCham China (2025) *AmCham China's 2025 China Business Climate Survey Report*, The American Chamber of Commerce in the People's Republic of China.
- Ando, M., K. Hayakawa, & F. Kimura (2024) “Supply Chain Decoupling: Geopolitical Debates and Economic Dynamism in East Asia,” *Asian Economic Policy Review* 19(1): 62-79.
- Anwar, S., B. Hu, Q. Luan, & K. Wang (2024) “Export Controls and Innovation Performance: Unravelling the Complex Relationship between Blacklisted Chinese Firms and U.S. Suppliers,” *The World Economy*, 47(7): 2995-3033.
- Caldara, D., M. Iacoviello, P. Molligo, A. Prestipino, & A. Raffo (2020) “The Economic Effects of Trade Policy Uncertainty,” *Journal of Monetary Economics* 109: 38–59.
- Cao, Y., F. De Nicola, A. Mattoo, & J. Timmis (2024), “Technological Decoupling? The Impact on Innovation of US Restrictions on Chinese Firms,” Policy Research Working Paper; 10950, Washington, DC: World Bank.
- Chari, A., N. Converse, A. Mehl, G. M. Milesi-Ferretti, & I. Vansteenkiste (2025) “Geopolitical Tensions and International Financial Fragmentation: Evidence and Implications,” Geneva Reports on the World Economy 28, International Center for Monetary and Banking Studies (ICMB) and Centre for Economic Policy Research (CEPR).
- Chorzempa, M. (2025) “A New Export Rule Escalates US-China Tensions,” *Realtime Economics*, Peterson Institute of International Economics, October 27, 2025, <https://www.piie.com/blogs/realtime-economics/2025/new-export-rule-escalates-us-china-tensions>.
- Clayton, C., A. Coppola, M. Maggiori, & J. Schreger (2025) “Goeconomic Pressure,” July, NBER Working Paper No. 34020, National Bureau of Economic Research.

- Crosignani, M., L. Han, M. Macchiavelli, & A. F. Silva (2026) “Securing Technological Leadership? The Cost of Export Controls on Firms,” *Journal of Financial Economics* 175, 104192.
- Deseatnicov, I., & K. Fukao (2024) “Restructuring of Global Value Chains: An analysis of Japanese multinationals’ exits from China,” RIETI Discussion Paper 24-E-082, Research Institute of Economy, Trade and Industry.
- Gao, H., N. Shroff, & P. Zhang (2025) “Sanctions Paradox: Do U.S. Export Restrictions Hurt Domestic Innovation?,” July, MIT Sloan Research Paper No. 7328-25.
- Grover, A., & P.-L. Vézina (2025) “Geopolitical Fragmentation and Friendshoring: Evidence from Project-Level Foreign Investment Data,” World Bank Policy Research Working Paper 11149, World Bank.
- Han, P., W. Jiang, & D. Mei (2024) “Mapping U.S.-China Technology Decoupling: Policies, Innovation, and Firm Performance,” *Management Science* 70(12): 8386-8413.
- Hayakawa, K. (2024) “The Trade Effects of the US Export Control Regulations,” IDE Discussion Paper No. 911, January, Institute of Developing Economies.
- Hayakawa, K. (2026) “Trade Effects of US Tariffs Under Trump 2.0,” *The Developing Economies*, forthcoming.
- Hayakawa, K., & K. Ito (2025) “The Collateral Damage of US Export Control Regulations on Japanese Suppliers’ Exports to China,” RIETI Discussion Papers E-25-061, Research Institute of Economy, Trade and Industry (RIETI).
- Hayakawa, K., K. Ito, K. Fukao, & I. Deseatnicov (2023) “The Impact of the Strengthening of Export Controls on Japanese Exports of Dual-use Goods,” *International Economics* 174: 160-179.
- Hayakawa, K., F. Kimura, and K. Yamanouchi (2025) “The Trade Effects of Export Control Regulations in Japan,” *Journal of the Japanese and International Economies*, 77: 101366.
- Hayakawa, K., and C.-H. Yang (2025) “Technology Sanction and Firm R&D: Evidence From the US-China Trade Dispute,” IDE Discussion Paper No. 950, January, Institute of Developing Economies.
- Hu, H., S. Yang, L. Zeng and X. Zhang (2024) “U.S.–China Trade Conflicts and R&D Investment: Evidence from the BIS Entity Lists,” *Humanities and Social Sciences Communications* 11, 829.
- Jinji, N., K. Ito, & T. Matsuura (2025) “The Impact of US Export Controls on Firms’ Export Behavior in a Third Country: Evidence from Japanese Customs Data,” Kyoto University Graduate School of Economics Discussion Paper No. E-25-008, October,

Kyoto University.

Kallen, C. (2025) "How is Geopolitical Fragmentation Reshaping U.S. Foreign Direct Investment?," FEDS Notes 2025-04-10, Board of Governors of the Federal Reserve System (U.S.).

Liu, L. G. Gozgor, M. K. Mahalik, & S. Pal (2025) "The Impact of the US-China Tensions on FDI Dynamics in Emerging Economies," *Finance Research Letters* 78, 107255.

Shen, H., Y. Gao, X. Cheng, & Q. Wang (2024), The Impact of the U.S. Export Controls on Chinese Firms' Innovation: Evidence from Chinese High-Tech Firms," *International Review of Financial Analysis* 95(C): 103510.

Vortherms, S. A., & J. J. Zhang (2024) "Political Risk and Firm Exit: Evidence from the US-China Trade War," *Review of International Political Economy* 31 (6): 1814-39.

戸堂康之・西脇修・松本泉・吉元郁 (2023) 『経済安全保障と半導体サプライチェーン』
文眞堂

日本貿易振興機構 (2025) 『2024 年度海外進出日系企業実態調査 中国編』 2025 年 2 月。

注

- 1 第 1 次トランプ政権下の米中間の関税引き上げによる影響については、すでに膨大な数の実証研究結果が提出されているため、本章ではとりあげない。
- 2 同年 8 月にはさらに規制強化され、ファーウェイなどが直接生産・開発に関わっていても、ファーウェイなどが購入、注文する部品・機器の直接製品については輸出の事前許可が必要となった。JETRO ビジネス短信 (2020 年 5 月 19 日) 『米商務省、ファーウェイおよび関連企業への輸出管理を強化、米技術を用いた外国製造製品も対象』、JETRO ビジネス短信 (2020 年 8 月 18 日) 『米商務省、ファーウェイなどへの輸出管理を強化、第三者からの調達を制限』などを参照。
- 3 韓国と台湾は、自国の包括的なリスト規制強化ではなく、個別の運用で対応してきた。ただし、台湾は 2025 年 6 月にファーウェイと SMIC を輸出管理リスト (戦略ハイテク関連) に追加し、輸出には政府承認を必要とした。JETRO ビジネス短信 (2025 年 6 月 17 日) 『台湾、輸出規制リストに中国のファーウェイと SMIC 追加』参照。
- 4 JETRO 地域・分析レポート 『トランプ米政権の輸出管理政策』 (2025 年 8 月 6 日)。
- 5 JETRO ビジネス短信 (2025 年 11 月 10 日) 『トランプ米政権、米中合意を履行、輸出管理の「関連事業体ルール」や入稿手数料徴収の停止を正式発表』。
- 6 日本企業も対中直接投資を減少させているが、日本貿易振興機構 (2025) の日系企業向けアンケート調査結果などによれば、中国での事業を今後縮小したり、中国から撤退すると回答している企業が多いわけではなく、日本企業にとって、中国は依然として重要な事業拠点であるといえるだろう。
- 7 「2018 ファーウェイ コアサプライヤー大会」において、重要サプライヤーとして表彰された 92 社に含まれていた日本企業 11 社に、新聞報道等から特定したファーウェイと取引がある企業 6 社を加えた 17 社を、ファーウェイの主要なサプライヤー企業としている。ファーウェイの主要サプライヤーは、以下のサイトの情報をもとに特定されている。<https://mitsutomi.jp/huawei-10209>, <https://newswitch.jp/p/23820>, <https://www.nikkei.com/article/DGKKZO50417540Q9A930C1TJ1000/>

-
- 8 たとえば、当時ファーウェイに画像センサーを供給していたソニーは、米国の輸出規制強化を受けてファーウェイへの供給を一時的に停止していたが、2020年10月末に米国政府の輸出許可を得たと報道された（日経電子版「米、ソニーに画像センサーの輸出許可:ファーウェイ向け」2020年10月30日）。その後のソニーグループの業績報告でも、他社への販売を強化してきたことが報告されており、本分析の結果と整合的な状況といえよう。
 - 9 日本経済新聞（2023年11月13日「ファーウェイスマホ「Mate60Pro」中国部品 47%に増加」(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC053ZA0V01C23A1000000/>)）。
 - 10 化学製品（HS2 桁分類で 28、29、34、37、38）プラスチック（同 39）、機械（同 84、85）、光学機器等（同 90）に分類される合計 417 の品目を分析対象としている。
 - 11 米国の商務省産業安全保障局が 2025 年 1 月 15 日に発表した、「人口知能普及のための枠組み暫定最終規則（Framework for Artificial Intelligence Diffusion Interim Final Rule）」において第一層（Tier 1）とされた 18 の低リスク国を米国の友好国と想定している。
 - 12 戸堂ほか（2023）、Hayakawa（2024）などが、米国から中国への集積回路の輸出が 2021 年ごろから減少してきたことを論じている。また、Ando et al.（2024）は、中国の米国からのプロセッサやコントローラーの輸入は、2021 年半ばごろから大きく減少していることを示している。
 - 13 Hayakawa et al.（2025）は 2024 年 12 月の貿易データを使って、米国の対中輸出規制強化やそれに追隨した日本の輸出規制強化の影響を分析しているが、規制強化は一部の半導体製造装置（中国の HS コードで 84862022 の PVD 装置）の日本から中国への輸出を減少させたものの、他の品目にはほとんど影響がなかったという。
 - 14 Ando et al.（2024）によれば、中国の韓国からのメモリ輸入は 2022 年ごろから減少傾向だが、機械類全体では明確な減少はみられず、輸出規制強化の影響は一部の品目にとどまると結論づけている。
 - 15 米商務省の NIST ウェブサイト「CHIPS for America Awards」に助成を受けた企業と助成額が掲載されている (<https://www.nist.gov/chips/chips-america-awards>)。また、JETRO ビジネス短信（2025 年 3 月 4 日）『トランプ米大統領と TSMC が米国史上最大の外国直接投資を発表』なども参照。
 - 16 FRED データベース <https://alfred.stlouisfed.org/series?seid=IPG3344S>（データ閲覧日：2025 年 12 月 24 日）
 - 17 米政府は、インテルの株式の 9.9%相当を市場価格より割安な価格で取得し、筆頭株主となると発表した（2025 年 8 月 22 日）。JETRO ビジネス短信（2025 年 8 月 27 日）『トランプ米政権、インテルに約 89 億ドルを投資し、筆頭株主へ』参照。

第4章 米国は USMCA をどう変えようとするのか

丸紅米国会社 ワシントン事務所

政策経済分析シニアマネージャー 阿部 賢介

要約

- USMCA (United States-Mexico-Canada Agreement : 米国・メキシコ・カナダ協定) のレビューが 2026 年 7 月に行われる。この共同レビューはどのように行われるのか、また協定を修正する場合の米国内の手続きはどのようなものか。不明な点が多々ある。
- USMCA で共同レビューが設けられたのは、「貿易協定を定期的かつ強制的に見直すメカニズムが必要」という考えから。従い今回の共同レビューで、現行のまま延長される可能性は小さい。
- 米国産業界は自動車、繊維、医薬品産業などは原産地規則の緩和を訴える一方、鉄鋼、アルミ、木材産業などは原産地規則強化を求めている。政権の交渉方針では、原産地規則強化のほかに、安全保障面での域内連携強化や、メキシコ、カナダそれぞれに対する市場開放や制度変更の要求が挙げられた。それらは長年議論が続けられてきており、解決の糸口が見えにくい課題から、比較的容易に合意が見出せそうな課題まで網羅されている。
- USMCA の共同レビューと密接に関係してくるのが、232 条関税 (1962 年通商拡大法 232 条により、安全保障の脅威となる輸入品に対し、関税を賦課する権限が大統領に付与されている) の動向。カナダ、メキシコからはもちろん、米国内からも USMCA 適合製品の 232 条関税適用免除を求める声は大きい。
- 2026 年 11 月の中間選挙に向け、トランプ政権が通商政策をどのように修正するのかしなくないのか、米側の共同レビューに対する姿勢を大きく左右する。日本企業は、これまでのサプライチェーン最適化に加え、必要に応じて政権、議会への働きかけも検討する余地がある。

はじめに

トランプ政権は第 1 次政権と第 2 次政権で差異が大きい点は多々あるが、他方で一貫している点も少なくない。その中で、通商政策はドナルド・トランプ大統領が長年拘り続けている分野であり、第 1 次政権でも第 2 次政権でも、目玉政策の一つだ。2025 年はあらゆる手段を使って大幅に関税を引き上げた。一部の国は交渉を通じてピーク時よりは低い関税が適用されているが、関税をレバレッジとした通商政策は 2026 年も続くだろう。

その関税の脅威の下に 26 年 7 月に行われるのが、USMCA (United States-Mexico-Canada Agreement : 米国・メキシコ・カナダ協定) の共同レビューだ。メキシコとカナダは米国の最大貿易相手国であり、かつ 3 か国は密接なサプライチェーンを構築し、多くの日本企業もその供給網に依存している。USMCA はトランプ第 2 次政権で他国と合意したような大枠の関税合意ではなく、原産地規則や労働者の権利などを定めた伝統的な貿易協定だ。第 1 次政権で自らまとめあげた USMCA を、どのようなスタンスで作り変えようとするのか注目される。

第 1 節 USMCA の共同レビューとは？

1. NAFTA から USMCA へ

USMCA の前身である NAFTA (North America Free Trade Agreement : 北米自由貿易協定) は、1992 年 12 月に共和党のジョージ・H・W・ブッシュ政権において署名され、1994 年 1 月に民主党クリントン政権下で発効した。それから約 25 年が経過し、自由貿易に反対するトランプ政権によって NAFTA の再交渉が行われ、2018 年 9 月に USMCA が署名された (その後、2018 年 11 月の中間選挙で下院において多数派を奪還した民主党の要求を受け再度交渉となり、最終協定書は 2019 年 12 月に署名)。発効は全ての締約国が批准した後の 2020 年 7 月となる。

そもそもトランプ大統領はなぜ NAFTA に不満を持っていたのか。低賃金をレバレッジにメキシコから安い輸入品が流入してくることで、米国内の一部の製造業が壊滅的なダメージを受けた。典型的な自由貿易の負の側面であり、トランプ大統領だけではなく米国労働者が不満を募らせている点だ。ただ第 1 次政権のトランプ政権が問題視したのは、米国製造業を守れなかった NAFTA そのものだけではなく、その事態を四半世紀も放置してきた米国政治家及びそのメカニズムも含まれていた。これに対応するために、同政権が NAFTA 再交渉=USMCA 交渉で拘ったのが、「定期的かつ強制的に協定を見直す機会を設ける」という事であった。

この目的のために、当時のトランプ政権が持ちだしたのは、3 か国が延長に合意しなければ、5 年間で協定が無効となるサンセット条項だ。しかし 5 年間で突然関税が引きあがる可能性をはらむ条項に、メキシコやカナダからは当然のこと、米国内からも反対が上がった。これを受けて、トランプ政権も譲歩し、6 年目での共同レビューとして、延長に合意できなければ、その 10 年後に協定が失効するという合意に至った。当初のサンセ

ット条項と比べると、非常にモデレートな条件となったものの、トランプ政権の意図である、協定を強制的に見直す機会は担保された。そしてこれも運命なのだろう。もし2020年の大統領選挙でトランプ大統領が再選されていれば、この最初の共同レビューの機会は他の政権が担っていただろうが、奇しくも USMCA を作り上げた同じトランプ政権が、最初の共同レビューを行うことになった。自ら作り上げた協定の欠点を指摘することは、常人であればやりにくいだろうが、トランプ大統領はそのようなことは気にしないだろう。

2. 共同レビューの仕組み

共同レビューのメカニズムに関して、USMCA 協定書^(注1)に沿ってみたい。共同レビューを定めている条項 34.7 ではまず第 1 号に「以下第 2-6 項で定める手続きに則り、各締約国が新たに 16 年間の継続を望む事を確認しない限り、発効から 16 年で失効する」とある。第 1 号から失効を前提にしている書きぶりは、サンセット条項の名残だろう。そして第 2 号では「発効から 6 年目の日に自由貿易委員会（閣僚級で構成される、USMCA の運営上の意思決定及び監督機関である Free Trade Commission、以下 FTC）は、『共同レビュー』を行うために会合を開催し、締約国から提出された行動のための提言をレビューし、適切な行動を決定する」となっている。USMCA は 2020 年 7 月 1 日に発効したため、共同レビュー日は 2026 年 7 月 1 日であり、提言の提出期限はその 1 か月前に 6 月 1 日になる。第 3 号以下で、共同レビューを経て、さらに 16 年間の延長を希望する締約国は、書面でその意思を確認し、全ての締約国の延長希望の意思が確認されれば、USMCA はさらに 16 年間延長される、と定めている。もし共同レビューの一部として、延長希望の意思を確認しない締約国があれば、FTC はその後毎年共同レビューを行い、失効までの何れかのタイミングで、全ての締約国が継続を確認すれば、そこからさらに 16 年間延長されることになる。一見理路整然と共同レビューのメカニズムが定められているように読めるが、曖昧な点がある。

まず挙げられるのが、締約国が継続の意思を確認する期限が、いつまでなのかが明確になっていない事だ。2026 年 7 月 1 日に FTC が会合を開催することは定められているものの、それまでに意思を確認する必要があるのか、もしくは同日が実質の交渉開始日なのかが分からない。ワシントン DC のシンクタンクでも、捉え方がやや異なっている^(注2)。何れの機関も、いつまでに継続の意思を伝える必要があるかは明確にしていない。また協定書では、継続意思が確認されない場合、毎年共同レビューが行われるとなっているが、

「共同レビュー」が都度どれ程の期間行われるかは決まっていない。極端に言えば、共同レビューは2026年7月1日から2036年6月30日まで続くということもあり得る。

もし共同レビューの結果、協定の一部を修正することで、継続に合意する場合、協定書自体は条項34.3に従い、書面での合意60日後に修正されることになるだろう。しかしその場合、米国内でどのような手続きになるかが不透明だ。米国内では、USMCA 批准のために USMCA 実施法^(注3)が成立しているが、修正に関する規定はない。グリア USTR (United States Trade Representative : 米国通商代表) はワシントン DC で開催されたイベントで、最終的な合意内容を批准するため議会に提出するか、と問われ、「米国内法の改正が必要であれば、議会に諮らなければならないが、相互貿易協定のような状況で議会による変更が必要ない場合は、その必要はない」と回答している。政権が議会の承認を出るだけ避けるのは政権の常であり、トランプ政権も同様だ。特に上下院ともに僅差での多数派を維持しているに過ぎず、かつ移民や気候変動対策など多数の政策を巡って与野党の対立が激しくなっている現状では、野党・民主党の協力を得にくい。また USMCA 締結時がそうであったように、中間選挙で上下院どちらかで過半数を失う事になれば、野党の要求を踏まえた修正内容にならざるを得ない。トランプ政権は、自ら仕込んだ、6年に1度のレバレッジを利かせる機会に接しているものの、議会の承認が必要となる大幅な変更は提示しにくいというジレンマに陥る可能性がある。そうでなくても、いつも通りの強弁で議会承認の必要性を否定する必要性に迫られるだろう。

第2節 米国が求める USMCA 2.0 は

1. 米国産業界の要求

では米国はどのような修正を共同レビューで提案する可能性があるのか。まずは実際に USMCA によって貿易、事業を行う米国産業界の意見を見てみたい。

USMCA 実施法は共同レビューに先駆け、USTR に対し産業界などに対するパブリックコメント (パブコメ) の実施や、共同レビューの方針などの議会報告を義務付けている。これに従い USTR は 2025 年 9 月よりパブコメ^(注4)を実施し 1,500 件超のコメントが寄せられた。また 12 月上旬には 3 日間にわたり 100 を超える団体、企業が証言を行った。そのうちの多くは USMCA の継続の重要性を訴えたが、他方で多くの改善要望も出されている。そのうち原産地規則については、緩和を求める声と厳格化を求める声がセクターによ

って対照的なことが伺える（表 4-1）。例えば生産拠点が北米全体にまたがる自動車業界や、原材料の域内供給が不足している繊維、履物、医薬品/医療機器業界は、現行の原産地規則が、サプライチェーンの実態や技術に合っていないとして、規則の緩和や柔軟化を求めている。他方、輸入品との厳しい競合に晒されている鉄鋼、アルミ業界や、木材、トレーラーメーカーなどは、中国など域外産の原料や中間財がメキシコやカナダで軽微な加工を経て、米国市場に迂回流入していると指摘。原産性付与のための基準を引き上げて、域外国からの流入を阻止するべきだと訴えている。具体的には鉄鋼やアルミにおいて、中核となる溶解や鋳造の工程を域内で行うことを義務付けたり、自動車及び同部品だけに適用されている労働価値要件を他の品目にも拡大適用するべきとの意見も出されている。

表 4-1. 米国産業界の原産地規則に対する意見

	原産地規則の緩和	原産地規則の厳格化
セクター	自動車、繊維、履物、医薬	鉄鋼、アルミ、木材、トレーラー、農畜産
主な主張	<ul style="list-style-type: none"> ● 規則が過度に複雑で北米域内調達を阻害（自動車のトレーシングルール等） ● 技術進展（EV等）を反映した部品分類の見直し ● 域内での供給不足による例外措置の設定（繊維のヤーン・フォワードルールや医薬品のAPI等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国、ロシア産の原料がカナダやメキシコで軽微な加工を経て、北米産として米国に流入（鉄鋼、木材、トレーラー） ● 食肉の原産地表示規則が弱く、輸入肉と米国産の区別が不能
要望	原産地規則の緩和と柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> ● 域外からの迂回を回避するために、実質的加工などの規則の厳格化（鉄鋼、アルミでは溶解・鋳造（melt and pour）ルールの明確化） ● 自動車以外での労働価値要件（LCV）導入 ● 米国産比率の設定

資料：USTR から丸紅ワシントン事務所作成

また公聴会では、経済安全保障の観点から、メキシコとカナダに対し、投資審査基準や輸出規制、技術管理体制の厳格化（特に原子力、先端産業機械、エネルギー関連）の要望があがった。国別ではメキシコ特有の問題点として、同国の労働者権利向上のために設けられた RRM（Rapid Response Mechanism：迅速対応メカニズム）^{（注5）} について、問題として認定される対象の拡大や透明性の向上などが求められている。またエネルギー分野を中心とした国有企業を優先する政策の見直しなども要求事項にあがっている。他方、カナダに対しては、長年問題視されている木材と乳製品に関する市場拡大及び補助金問題のは

正、ストリーミング企業などに罰金を伴うカナダコンテンツ増加の義務化撤廃などが挙げられている。

2. USTR の交渉方針

グリア USTR は上記産業界の声を受け、2025 年 12 月の議会公聴会で、連邦議員に対し交渉方針を伝えた。12 月中旬に通商を管轄する下院歳入委員会と上院財政委員会それぞれの公聴会で証言を行った。公聴会は非公開だが、同 USTR の冒頭証言のみが書面で公開されている^(注 6)。このなかで、同 USTR は USMCA の共同レビューの成功のために、解決する課題を限定列挙ではないリストとして挙げている (表 4-2)。

表 4-2. USTR が共同レビューで取り上げる方針としている課題

メキシコ、カナダ共通
<ul style="list-style-type: none"> 自動車以外の原産地規則厳格化 関税、輸出規制、投資審査などの経済安全保障における連携強化 規制などを理由に米国拠点をメキシコ、カナダに移した際の罰則規定の設置 北米地域における重要鉱物の採掘、精製、リサイクル、リユーズ、製造を奨励するためのマーケットプレイス開発 強制労働による製造物輸入禁止の実施/改善
メキシコに対する課題
<ul style="list-style-type: none"> 第三国原材料の使用を奨励し、米国のサプライチェーンを侵害する政策の改善 (迂回流入防止) 労働者の権利強化 (USMCA 成立を受けて設立された連邦調停・労働登録センターへの制裁権限を付与など) エネルギー分野を中心とする国有企業優遇策 違法漁業取締、EU に対する食肉とチーズの優遇政策の変更、季節作物規制など 高額かつ差別的な周波数割当年間料金の見直し デジタル決済サービスにおける差別的な取り扱いの改善 (サーバー現地化義務等) コストを増加させるメキシコ通関業者の取締
カナダに対する課題
<ul style="list-style-type: none"> 乳製品市場の開放 (関税割当制度の緩和) と同製品輸出の規制 (補助金廃止など) デジタル規制緩和 (Online Streaming 法や Online News 法により、カナダ産コンテンツの扱いが強制されている) 州レベルでの米国産アルコール飲料の流通禁止措置の撤廃 オンタリオ州、ケベック州、ブリティッシュ・コロンビア州における政府購買の差別的な措置の是正 モンタナ州の電力配電事業者に対する、アルバータ州による不公正な取り扱いの是正 (アルバータ州が同州内事業者を過度に優遇している) 米国からの輸出品を受け取るカナダ側受取人に課されている、複雑な通関登録手続の改善

資料：グリア USTR 議会証言冒頭資料などよりワシントン事務所作成

米国産業界の要望を受けての方針となっているが、まず注目すべきポイントとしては、自動車産業以外での原産地規則強化がスコープとなっている点だ。公聴会で挙げられた、鉄鋼、アルミ、木材などの分野で特定の加工工程を北米地域で行うことが義務付けられたり、第三国の原料や半製品が米国市場に多く流入することを阻止する新たなルールが設定される可能性がある。また原産地規則は強化する方針が示されており、自動車や繊維産業界が求めている、同規則の緩和という方針にはなっていない。さらには既存の米国拠点をメキシコかカナダに移転した場合に罰則を科す規定の新設も検討している。詳細は現時点で分からず、どのようなメカニズムを USTR が検討しているのか注目だ。

次に注目すべき点は、メキシコ、カナダそれぞれの国と抱える長年の課題の解決を、USMCA 延長の条件としている点だ。メキシコとは労働者権利の向上とエネルギーセクターなどにおける国有企業優遇策の是正、カナダとは乳製品、木材市場の開放と輸出制限などである。これらは NAFTA 見直しの際にも課題として認識され、ある程度の対応が反映されたが、過去 6 年間の実績を踏まえて不十分という判断が示された格好だ。長年続く問題であるため、根本的な解決が難しい課題であり、USTR がどこまで強硬な態度で臨むかが注目される。

他方で、3 点目としては合意が比較的容易な課題、所謂ローハンギングフルーツも用意されている点だ。安全保障を理由とした輸出規制や投資審査に関する提携や、中国など第三国からの迂回輸入防止策については、比較的合意点を見出しやすいだろう^(注 7)。また重要鉱物などのサプライチェーンを北米域内で拡充させるための方策も、各国が積極的に検討することが可能なアジェンダだ。通関業務の簡素化など貿易円滑化に関するアジェンダも大きな争点とはなりにくい。こうした比較的容易な課題も方針の中に盛り込むことで、最低限の成果を以って USMCA の延長、または 2026 年内に延長に合意できなくとも、少なくとも 2026 年内の成果として修正に合意される道を敷設したともいえる。

3. USMCA と 232 条関税

USMCA の共同レビューの一環として 3 か国で議論されるかどうかは不明だが、USMCA と 232 条関税の関係についても注目される。第 1 次トランプ政権では、メキシコとカナダは 232 条の鉄鋼・アルミ関税は適用除外となっていた。第 2 次政権となり、両国は鉄鋼・アルミ関税の対象に含まれたうえに、自動車、中大型トラック、銅製品にも発動された。日本や韓国、台湾、欧州が相互関税引き下げの交渉のなかで、自動車 232 条関税が 25%か

ら 15%への引き下げに成功しているのに対し、カナダとメキシコは USMCA 適用車に対しては、米国産比率のみに対し、一部関税が免除されるだけの扱いに留まり、232 条関税の 25%は適用されたままだ。米国自動車メーカーからは公聴会などにおいて「日本は中国産部品を用いて、USMCA 産よりも低い関税で米国に自動車を輸出している。USMCA の特恵が取り戻されるべきだ」との強い要望が出されている。鉄鋼やアルミ関税についても、配電設備など米国内でこれら製品を使用する事業者などから、USMCA 適合製品は 232 条関税は免除されるべきとの声があがっている。メキシコ、カナダの鉄鋼・アルミ製品メーカーも各政府に、232 条関税免除の要望が出ていることは想像に難くない。

共同レビューでどれほど原産地規則を強化しても、232 条関税がある限り USMCA に適合するインセンティブは低いままだ。従い、今回の共同レビューをきっかけに、第 1 次政権のようにメキシコ、カナダは 232 条関税の適用除外になるとの期待がワシントンでも一部みられる。ただし後述するように、232 条関税はトランプ政権の関税政策の要であり、第 2 次政権では第 1 次政権で認めていた品目ごとの適用除外措置を完全に廃止し、逆に適用追加措置の受付を開始しているぐらいだ。また 2025 年に入りメキシコに対する貿易赤字が中国に対する貿易赤字を上回る月が出始め、年間でメキシコが初めて最大の貿易赤字国となる可能性も出てきている^(注 8)。そうしたメキシコに対し、25~50%の高関税を課している措置を撤廃することにトランプ大統領自身が首を縦に振るとはやや考えにくい。

第 3 節 政治的計算と日系企業に求められる対応

1. 政治的に見た共同レビュー

上記はあくまでも実務面に沿った見通しだが、共同レビューが政治的な動きにも大きく影響されることは間違いない。カナダのオンタリオ州が 2025 年 10 月にトランプ政権の関税政策を揶揄する広告を出したことに對し、トランプ大統領がカナダとの交渉を打ち切り、追加関税賦課を脅したような事は、今後も起こるだろう。トランプ大統領は既に USMCA 脱退や USMCA への無関心を示し、政権高官も USMCA の枠組みではなく二国間での交渉になる可能性も示唆している。またカナダとメキシコに課せられている「フェンタニル関税」（対カナダは 35%、対メキシコは 25%）が IEEPA（International Economic Emergency Powers Act：国際経済緊急権限法）に基づいていることから、最高裁判所が 2026 年前半に出すと見られている IEEPA による関税の合法性を巡る判決も、USMCA の

交渉に影響を及ぼす可能性はある。もし IEEPA による関税が違法となった場合、トランプ政権はこれまで以上に 232 条関税や 301 条関税（1974 年通商法 301 条により、不公正貿易慣行を行う国に対し賦課される関税）を多用すると見られている。そうなった場合、既存の 232 条関税が撤廃される可能性も小さくなり、既に 232 条関税があることで USMCA 適合の意義が減少しているなか、共同レビューにおいて 232 条関税緩和と引き換えにメキシコ、カナダが譲歩するという構図は描きにくくなる。そして共和党が 11 月の中間選挙で上下両院での過半数を維持するためには、通商政策における強硬姿勢維持か、USMCA 延長合意をきっかけとした 232 条関税の緩和など、実質的な関税引き下げによる輸入物価の押し下げか、どちらが得策なのかという計算も働くだろう。アフォードビリティ（暮らし向き）が大きな争点となるなか、2025 年後半から、一部の「相互関税」の撤廃や、税率を引き上げ予定だった木材や家具に対する 232 条関税の発動を延期するなどの姿勢が見られ始めている。もし米国が USMCA を脱退すれば、フェンタニル関税の適用除外となっていた USMCA の条件が消滅し、輸入相手国 1 位、2 位のメキシコ、カナダからの輸入品価格が大幅に上がることになる。2026 年夏頃の世論調査が、USMCA の共同レビューに対する米側の姿勢を大きく左右する可能性があるだろう。

想定し得るシナリオとしては、① USMCA 延長合意せず、2027 年に持ち越し、② USMCA 延長合意せず、2 国間協定に移行、③ 部分修正を行い、延長合意、④ 米国などが脱退、⑤ 現行のまま延長合意、などが考えられる。トランプ政権の優先順位が 2029 年までの任期を通した加墨に対するレバレッジ維持という事であれば、①か②の可能性が高いだろう。それ以外では次の共同レビューは 2032 年となり、レバレッジを活かすチャンスを失う。ただ産業界からの修正要望も高いため、①と③の組み合わせとして、実務的に規定修正を行うものの、延長合意はしないという良いところ取りを米国が狙うかもしれない。もし USMCA を改善させ、かつビジネス寄りの姿勢を見せることを優先するのであれば、③の結果になる可能性もある。②と④は実質的な USMCA 解消となり、市場へのインパクトは大きく、ベッセント財務長官などが阻止に動くだろう。⑤は既述の通り、USMCA 最大の特徴であるサンセット条項を活かせないという点で、可能性は低いように思われる。

2. 日系企業に求められる対応

自動車に代表されるように、多くの日系企業が NAFTA、USMCA を前提として、北米地域で 3 か国を跨ぐサプライチェーンを構築してきた。この前提が揺れ動く可能性がある

という点で、共同レビューは大きな不確実性要素となっている。既に多くの企業が域内調達比率の引き上げ、米国内への拠点移転などのサプライチェーン再編を検討、実行している^(注 9)。共同レビューが本格化する前には、原料や部品などの在庫を厚めにしておくといった取り組みも既に着手する必要があるだろう。

そうした取り組みに加え、想定外の影響が発生することを防ぐためには、許容される範囲内での政権へのインプットは必要だろう。既に全体的なパブコメや公聴会は終了したものの、これとは別に USMCA 実施法により、定期的に産業界からの意見聴取を行うことが USTR に義務付けられており、政権側に意見を表明する機会はまだ残されている。また今回の共同レビューにおいて議会がどれ程の役割を担うのかを見定めたいと、必要に応じて事業拠点を地盤とする連邦議員に対しても、共同レビューにおける要望を伝える必要があるだろう。

今回の共同レビューで USMCA が全く瓦解してしまうリスクは小さいであろうが、「never say never」というのはトランプ政権の動きをみるうえでは必ず必要な心構えだ。またトランプ大統領の一言一句を文字通りに受け止める必要はないが、その発言の意図は真剣だと理解するのも、トランプ政権 1 期目からよく聞かれる言葉だ。こうした点を理解しつつ、現実的な産業界の意見や交渉当事者たちの思惑、そして米国政治全体の趨勢などを加味して、USMCA の共同レビューを冷静に分析していくことが、今まさに必要とされている。

注

- 1 英語原文は [USTR ページ](#) 参照。
- 2 例えば議会調査局 (CRS) は、2026 年 7 月 1 日に共同レビューが開始されると [解説](#)。戦略国際問題研究所 (CSIS) も共同レビューが 2026 年 7 月に開始されると [表現](#) しているが、ブルッキングス研究所は、2026 年 7 月 1 日までにレビューを行い、その後に継続について合意しなければならないと [解説](#) している。
- 3 Public Law 116-113 [United States-Mexico-Canada Agreement Implementation Act](#)
- 4 3 日間の公聴会のトランスクリプトなどは、[USTR ページ](#) を参照
- 5 労働者権利が侵害されている事業者を特定し、是正措置による問題解決を認定するパネルを設置するなどのメカニズム。これまで 45 件のケースが米国政府から在メキシコ事業者に対して、取り上げられている。
- 6 公開された [冒頭陳述](#)。一部の民主党議員は、USMCA 実施法で定めている議会への報告は書面で行われるべきだと主張しているが、グリア USTR は、同法は書面での提出を求めていると反論。代わりに冒頭証言を公開することを決めた。

-
- 7 メキシコは既に非自由貿易相手国に対して特惠関税率を引き上げる措置を講じている。他方、カナダは2026年1月、カーニー首相の訪中に合わせ2024年から中国産電気自動車に課していた100%の高関税を、49,000台を上限に適用除外するなど、一部中国への市場開放を認めた。これがUSMCAの共同レビューにおいてどれほど米国との交渉阻害要因になりえるかは、今後の評価が待たれる。
 - 8 2025年1～10月では、対中財貿易赤字額は1,754ドル、対メキシコ財貿易赤字額1,648億ドル。メキシコが最大の貿易赤字国となれば、2000年に中国が日本を抜き最大貿易赤字国になって以来、初めて最大貿易赤字国が変わることになる。
 - 9 JETRO（Japan External Trade Organization：日本貿易振興機構）が毎年行っている海外進出日系企業実態調査では、米国、メキシコ、カナダそれぞれで中国や日本からの調達を北米域内に移行している状況が伺える（JETRO：[2025年度 海外進出日系企業実態調査 | 北米編](#)、[2025年度海外進出日系企業実態調査 | 中南米編](#)）

第5章 問題だらけのトランプ 2.0 の対中通商戦略

杏林大学 名誉教授

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI) 理事

馬田 啓一

要約

- 関税を武器に他国にディール（取引）を仕掛けて譲歩を引き出すトランプ米大統領は、「史上最強の貿易交渉人」と自画自賛するが、中国に対しては勝手が違うようだ。米メディアから「TACO」（トランプはいつも腰砕け）としばしば揶揄されるように、トランプの対中関税も腰砕けになっている。
- トランプ関税への対抗措置として 2025 年 4 月に実施された中国によるレアアース（希土類）の輸出規制は、軍需を含む幅広い米先端産業に甚大な影響を及ぼす。中国の対米依存を突こうとしたトランプが、逆に米国の対中依存を突かれ、白旗を揚げた。
- トランプ関税に司法の壁が立ちはだかった。国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき発動した相互関税などについて、米裁判所は一審、二審とも「違法で無効」と判断した。トランプ政権は判決を不服として最高裁に上訴、遅くとも 26 年 6 月までには判断が下される予定だ。
- 米国が AI（人工知能）向け半導体の対中輸出規制を強める中、米エヌビディアは性能を落とした半導体を開発し対中輸出を続けた。しかし、トランプ政権は 25 年 4 月に性能低下版「H20」を規制対象に加えた。規制強化のきっかけは 1 月の「ディープシーク・ショック」だ。
- トランプ政権は 25 年 8 月、エヌビディアなどに中国への半導体輸出を認める代わりに、売り上げの 15% を米政府に支払わせる方針を表明した。だが、半導体の対中輸出への「上納金」は、安全保障をリスクにさらすことになりかねない。
- 中国は 25 年 9 月、エヌビディアの中国向け半導体 H20 の国内使用に待ったをかけた。外部からシステムに侵入できる「バックドア」が H20 に仕込まれ、情報が抜き取られる可能性を指摘しているが、その裏には、AI 半導体の国産化を進め、半導体の対米依

存を減らしたいという中国の思惑がある。

- レアアースだけでなく、中国政府は大豆輸入を対米交渉のカードに使い、トランプを揺さぶる構えだ。中国は世界最大の大豆輸入国であり、米国産大豆の中国依存を見据えた中国のしたたかな戦略といえる。
- 韓国での APEC 首脳会議に合わせ、25 年 10 月末に米中首脳会談が行われた。トランプは、その成果について「10 点満点中 12 点」と楽観的な見方を示したが、本当にそうだろうか。今回の合意は高関税や輸出規制の実施を「1 年延期」したに過ぎない。米中の「火種」が先送りされた格好だ。
- 中国は 26 年 4 月のトランプ訪中を、台湾問題でトランプから譲歩を引き出す絶好のチャンスと踏む。このため、11 月の中間選挙も睨み、「休戦」によってレアアース規制や大豆輸入の交渉カードを温存した。下手をすると「飛んで火に入る夏の虫」のごとく、4 月訪中で「中国に急所を握られたトランプが手玉に取られる」という米中の新たな構図が浮き彫りになりかねない。
- 25 年 12 月に公表されたトランプ 2.0 の「国家安全保障戦略 (NSS)」は、米国の国益を優先し、南北米大陸を含む西半球を勢力圏と位置づけた。強大国が世界を各々の勢力圏に分割、支配するという話は、米国だけでなく中国にとっても好都合。米国が西半球を支配するのと引き換えに、中国に東アジアでの支配を認めることになれば、「超ウルトラ級のディール」となる。
- 米国は 25 年 12 月、ベネズエラへの軍事作戦を決行した。今後、埋蔵量が世界一とされるベネズエラの石油資源の確保に力を注ぐ方針であり、中国をベネズエラの石油資源から引き離すことが、トランプが「裏庭」に軍事介入した理由の一つだ。
- 中国に台湾問題を「高値」で売ろうとしているトランプの魂胆を、習近平は見抜いている。米国の介入を排除し、台湾を中国の好き勝手にできるのであれば、ベネズエラへの中国の関与を放棄するかもしれない。4 月の米中首脳会談でベネズエラと台湾に関する「G2 の密約」が交わされるとの懸念も、まんざら絵空事ではなさそうだ。

はじめに

第 2 次トランプ米政権 (=トランプ 2.0) が 2026 年 1 月、発足 1 年を迎えた。関税を武

器に他国にディール（取引）を仕掛けて譲歩を引き出すトランプ米大統領は、「史上最強の貿易交渉人」と自画自賛するが、中国に対してはどうも勝手が違うようだ。

米中貿易交渉の力学が大きく変わる中で、もはや中国は一筋縄では妥協してくれない。中国はレアアース輸出と大豆輸入を強力な交渉カードに使い、トランプを揺さぶる構えだ。中国に急所を握られたトランプは一体どうするつもりなのか。「予測不能」と言われるトランプの対中通商戦略は波乱含みだ。

25年10月末に米中首脳会談が行われ、トランプは、その成果について「10点満点中12点」と楽観的な見方を示したが、本当にそうだろうか。今回の合意は高関税や輸出規制の実施を「1年延期」したに過ぎない。米中の「火種」が先送りされた格好だ。

26年11月に中間選挙を控えるトランプが可能な限り多くの成果を出そうとすれば、危険な賭けとなる。中国に台湾問題を「高値」で売ろうとしているトランプの魂胆を、習近平は見抜いている。下手をすると「飛んで火に入る夏の虫」のごとく、トランプの26年4月訪中で、「中国に急所を握られたトランプが手玉に取られる」という米中対立の新たな構図が一段と浮き彫りになりかねない。

以上の論点を踏まえつつ、本章では、問題だらけのトランプ 2.0 の対中通商戦略について考察する。

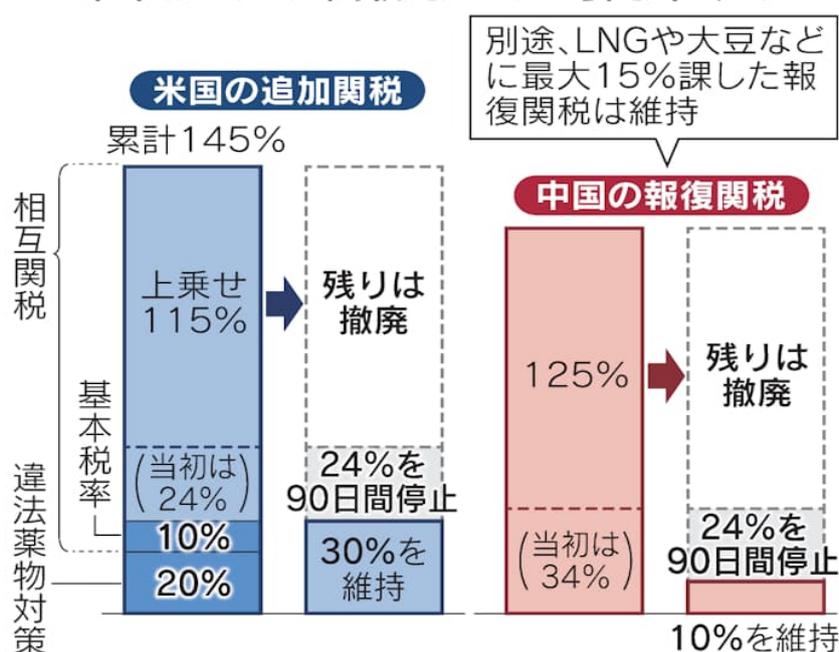
第1節 「TACO」と揶揄されるトランプ：対中関税の死角

1. トランプの対中関税は腰砕け？

関税を武器に他国にディール（取引）を仕掛けて譲歩を引き出すトランプ米大統領は、「史上最強の貿易交渉人」と自画自賛するが、中国に対してはどうも勝手が違うようだ。米メディアから「TACO」（Trump Always Chickens Out＝トランプはいつも腰砕け）としばしば揶揄されるように、トランプの対中関税も腰砕けに終わるのか。

トランプは2025年4月2日、国・地域別の相互関税の発動を表明した（その直後に発動を90日間延期、さらにその後、各国との交渉のため発動を8月1日まで延期）。中国への相互関税は当初34%、その後米中の報復の応酬で125%に引き上げられた。薬物対策で20%の追加関税がすでに発動、米国の対中関税は累計で145%になった。一方、中国の対米関税も米国の相互関税と同一税率を上乗せしたので125%になった。

図 5-1. 米中が互いに関税を 115%引き下げ



出所：日本経済新聞

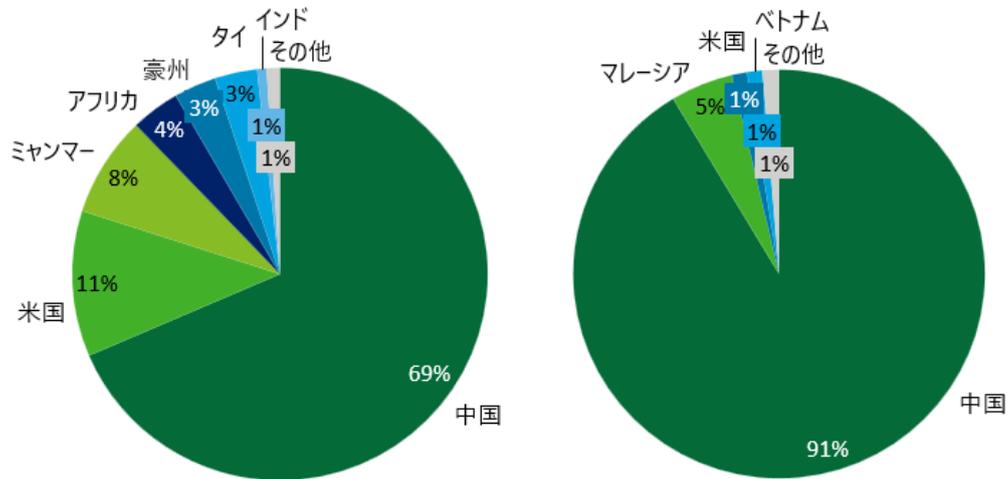
米中は 5 月、この異常な状況を解消するため、スイスのジュネーブで貿易協議を行い、相互関税の廃止や停止、協議の継続などで合意、互いに関税を 115%引き下げると発表した。また、7 月にもスウェーデンのストックホルムで貿易協議を行い、関税発動の停止期限を 90 日間（11 月 10 日まで）延長することで合意、「一時休戦」となった。この劇的な合意の裏で、一体、何が起きていたのか。

2. 重要鉱物レアアースの中国支配、トランプの誤算

トランプ関税への対抗措置として 25 年 4 月に実施された中国によるレアアース（希土類）の輸出規制は、米国の自動車産業に壊滅的な打撃を与えるだけでなく、軍需を含む幅広い米先端産業にも甚大な影響を及ぼす。このため、トランプ政権が中国に譲歩、規制の解除と引き替えに追加関税の大幅引き下げに応じたとみられる。

中国との交渉でトランプは戦術を誤った。中国の対米依存を突こうとしたトランプが、逆に米国の対中依存を突かれ、白旗を揚げた。トランプが中国に仕掛けた関税戦争で露呈したのは、レアアースなど重要鉱物のサプライチェーン（供給網）をめぐる中国支配だ。レアアースの生産は 7 割、精製は 9 割を中国が占めている。もはや「後の祭り」だ^(注 1)。

図 5-2. レアアースの生産（左）と精錬（右）における中国のシェア



出所：米地質調査所（USGS）、国際エネルギー機関

中国は 5 月の米中合意でレアアースの輸出規制を緩和するとし、輸出量も回復傾向にあったが、それは糠喜びだった。中国政府によってレアアース管理強化の新規制が公布されたからである。

中国商務省は 10 月 9 日、レアアースに関連する技術を輸出する際に中国政府の許可を得るよう義務付ける（発効は 12 月 1 日）など、規制を一段と強化した。この規制強化で、中国は防衛産業に対する輸出の原則禁止を打ち出した。中国のレアアースを 0.1% 以上含む外国製品の輸出にも「域外適用」されるので、米国は、戦闘機やミサイルなどの軍事兵器に必要なレアアースの調達が困難となり、防衛産業に大きな痛手となる。

トランプは 10 月 10 日、SNS で中国からの輸入品に対して 11 月 1 日から 100% の追加関税を課すと表明した。中国によるレアアース関連の輸出規制への対抗措置であり、中国に対して撤回を迫った。

だが、そもそも中国がレアアース規制を強化した背景には、トランプ政権による禁輸措置の拡大がある。米政府は 9 月末、事実上の禁輸対象となる「エンティティリスト」のルールを改め、リストに掲載された企業の子会社（株式の 50% 以上）も禁輸対象に含めたが、影響が甚大で、中国側には到底受け入れられない措置だった。

第2節 独りよがりのタリフマン：司法の判断

1. トランプ関税に司法の壁

関税を武器にして貿易相手国に譲歩を迫るディール（取引）外交が、「タリフマン」を自称するトランプ米大統領の常套手段である。だが、トランプ関税に司法の壁が立ちはだかった。

米国際貿易裁判所は 2025 年 5 月、トランプ関税は「違法で無効」と判断し、関税を停止するようトランプ政権に命令した。差し止めの対象は、すべての国・地域に対する相互関税と、合成麻薬（ファンタニル）や不法移民の流入を阻止する名目で導入されたカナダとメキシコ（いずれも 25%）、中国（10%）に対する追加関税で、いずれも国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく措置である。

図 5-3. トランプ関税の法的根拠



出所：筆者作成

IEEPA は、米国の経済や安全保障に「異例かつ重大な脅威」がある場合、大統領が緊急事態を宣言し、貿易制限を課すことができると規定している。しかし、貿易裁は、米国憲法では関税を課す権限を議会に付与し、IEEPA は大統領に無制限の関税を認めておらず、拡大解釈で関税措置を打ち出した大統領令は権限の逸脱と指摘した。

なお、自動車や鉄鋼・アルミニウムへの 25% の関税は、通商拡大法 232 条（安全保障条項）に基づくので、今回の対象に含まれない。

2. 関税を巡る法廷闘争は最高裁へ

トランプ関税が力づくで、司法の壁を突破しようとしている。一審判決を、「米国の安全保障と経済的利益を犠牲にし、貿易交渉を台無しにするもので、司法の越権行為だ」と批判し、即日控訴、徹底抗戦の構えである。

二審にあたる米連邦巡回区控訴裁判所は 25 年 5 月 29 日、トランプ政権の要求に応じ、訴訟が審理されている間、差し止め命令を一時停止する判断を下した。

連邦控訴裁は 8 月 29 日、トランプ政権が IEPA に基づき発動した相互関税などについて、大統領の権限を逸脱し違憲とした一審の判決を支持する判断を下した。トランプ政権は判決を不服として米連邦最高裁に上訴した。

判事 9 人で構成する最高裁は保守派 6 人、リベラル派 3 人（トランプ 1.0 で保守派 3 人指名）である。保守に傾斜した最高裁がトランプの大統領権限をどこまで認めるかが焦点となっている。11 月 5 日のトランプ関税の合憲性に関する口頭弁論では、大半の判事は関税の法的根拠に対して懐疑的な見方を示した。

違法と判断されれば、巨額の関税払い戻しが発生する。トランプはそれを念頭に置き、SNS で「敗訴すれば米国にとって壊滅的な打撃になる。第 2 プランが必要だ」と述べ、別の法律で関税を継続する考えを示した。

遅くとも 26 年 6 月までに判断が下される見通しだが、「無理が通れば道理が引っ込む」、トランプの逆転勝訴の可能性も残されている。因みに賭けサイトでは、最高裁が関税を認める確率は現在 30%となっている。

第 3 節 対中半導体規制強化の虚実

1. 「自立自強」を目指す中国：ディープシーク・ショック

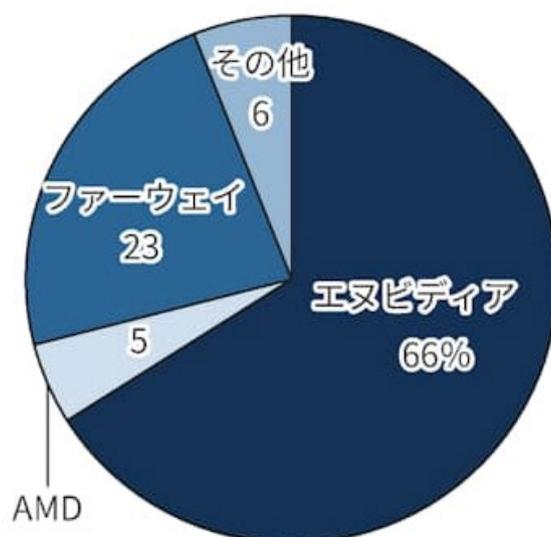
米国が最先端の AI（人工知能）向け半導体が軍事目的に使われる懸念から対中輸出規制を強める中、米エヌビディアは規制基準より性能を落とした半導体「H20」を開発し中国への輸出を続けた。

H20 は「性能低下版」とされるが、実際には十分な実用性を持つ。このため、トランプ政権は 2025 年 4 月にこうした AI 半導体も規制対象に加えた。規制強化のきっかけは、1 月に起こった「ディープシーク・ショック」だ。中国の生成 AI 企業ディープシークが安価で高性能な AI モデルを開発したことを受け、中国への半導体輸出規制が有効に働いていな

い可能性が指摘された。

米国の半導体輸出規制を横目に、中国は AI（人工知能）の「自立」を進めている。習近平国家主席は 4 月、新世代の AI の急速な進化に対応し、挙国体制で「自立自強」を目指すとして、AI 半導体の開発や生産を支援する方針を示した。

図 5-4. 中国 AI 半導体市場のシェア（2024 年、数量ベース）



出所：米調査会社バーンスタイン

中国の狙いは、埃努ビディアへの依存からの脱却を進めることにある。多くの中国企業が埃努ビディア製の AI 半導体を採用してきた。中国は埃努ビディアに依存せざるを得ないのが現状だが、米調査会社バーンスタインによると、中国の AI 半導体市場における埃努ビディアのシェアは 24 年の 66% から 26 年には 8% まで急低下する。一方、存在感を高めるのがファーウェイ（華為技術）で 23% から 50% に拡大、中国勢の合計は 8 割に達する見込みである。

2. 対中半導体輸出への「上納金」、悪しき前例

トランプ政権は 25 年 8 月、米半導体大手に中国への輸出を認める代わりに、売り上げの 15% を米政府に支払わせる方針を表明した。埃努ビディアは「上納金」の支払いに合意した。

米国のAI半導体が軍事転用されるとして対中輸出規制を強める一方、米エヌビディアは性能を落とした半導体の対中輸出を続けた。トランプ政権は4月にこうした半導体も規制の対象に加えたが、7月に一転して輸出を認めた。上納金の支払いはその見返りだ。

しかし、この半導体の対中輸出への上納金は、安全保障をリスクにさらすことになりかねない。ベッセント米財務長官は、上納金を他の製品にも拡大する可能性を示唆している。だが、安全保障を目的とする規制を金銭と引き換えに緩和するのは異例で、悪しき前例となる恐れがある。

3. エヌビディア半導体に「バックドア」疑惑

米エヌビディアの中国事業にまた新たな難題が生じた。トランプ政権は25年4月に禁止したAI半導体の対中輸出再開を7月に認めたが、今度は中国政府が9月、エヌビディアの中国向け半導体H20のセキュリティ面の懸念を理由に国内利用に待ったをかけた。

トランプ政権が7月にAIの国家戦略を策定し、高度な半導体には位置情報の追跡機能を搭載する方針を盛り込んだからだ。輸出後にどこで誰が使っているかを監視できるようにし、第三国を経由して不正に中国へ半導体が渡るのを防ぐ狙いだった。

中国は、外部からシステムに侵入できる「バックドア（裏口）」がH20に仕込まれ、情報を抜き取られる可能性を指摘した。19年の米政府によるファーウェイ締め出しを逆手にとった形で、ファーウェイ問題の「逆輸入」といえる。

中国政府が国内企業に利用中止を呼び掛ける背景には、AI半導体の国産化を進め、半導体の対米依存度を下げたいという中国政府の思惑もある。

実際にバックドアの証拠は見つかっておらず、疑惑の域を出ない。エヌビディアは、H20にセキュリティ上の懸念があるとする中国政府の主張に反論、H20にバックドアが仕込まれている可能性を全面否定した。

疑惑が事実であるのか否か、政治的な思惑なのか、いずれにせよ、中国政府による「不買通達」は、エヌビディアに少なからぬダメージを与えるのは避けられない。

第4節 中国のもう一枚の交渉カード

1. 大豆輸入の「脱米国」、中国で加速

レアアースだけでなく、大豆もトランプを窮地に追い込んだ。トランプにとって、まさ

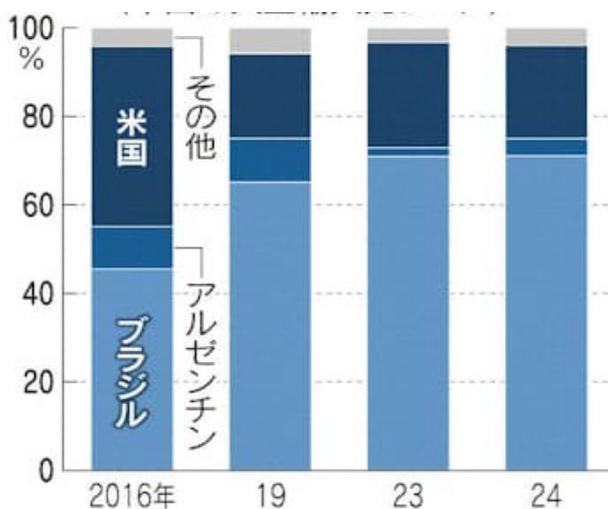
に「泣きっ面に蜂」だ。

中国は米中の貿易戦争を見据えて、食糧安保の強化のため大豆輸入先の多角化を図っている。米国産の輸入が減る一方、ブラジル産の輸入が増え、輸入全体に占める比率は7割に達している。さらに、最近では大豆の調達網をアルゼンチンやウルグアイなどにも広げるなど、大豆輸入の「脱米国」が加速している。

中国は2025年5月以降、米国産大豆の輸入を中止した。米国の大豆の収穫期は9～11月だが、トランプ米大統領は10月14日、中国政府が米国産の大豆を「意図的に買わないのは敵対行為だ」と非難、対抗措置として中国からの食用油の輸入停止を検討していると表明した。

米大豆協会は8月、「買い手のない大豆」と題したレポートを発表、中国向け輸出の蒸発は米国大豆農家にとって深刻な問題となった。米国の中西部の農村地帯はトランプの支持基盤であるため、中国が狙い撃ちしたとみられている。

図 5-5. 中国の大豆輸入先シェアの推移



出所：LSED、中国税関

2. 中国がちらつかせる「大豆カード」の威力

中国政府は大豆輸入を対米交渉のカードに使い、トランプを揺さぶる構えだ。中国は世界最大の大豆輸入国であり、以前は米国産大豆の最大の輸出先だった。米国大豆輸出にとって、中国市場はなくてはならない存在。米国産大豆の中国依存を見据えた中国のしたたかな戦略といえる。

中国に米国産大豆の輸入拡大を要求するトランプに対して、中国はトランプ関税を撤廃すれば輸入拡大に応じる可能性を示した。米政府は、25年10月末の米中首脳会談（詳細は後述）で中国が米国産大豆を年内に1200万トン、その後3年間にわたり年2500万トンを輸入することで合意したと発表した。しかし、中国政府は、大豆に対する追加関税を引き下げ、米国の輸出業者3社に対する輸入禁止も解除したが、大豆の具体的な輸入計画について公式には確認していない。

中国はすでにブラジルなどの南米産大豆を大量輸入しており、大量の在庫を抱えているため、仮に合意の内容が実行されたとしても、当分の間、米国産大豆への需要は抑えられる見通しだ。このため、米国産大豆の輸入ペースは米国の期待どおりにはなっていない。

そうした中、ベッセント米財務長官は12月3日、「1200万トンを25年の最後の2か月に輸入する」とした合意当初の期限を事実上延長し、26年2月末までとした。通常、中国は毎年3月以降にブラジル産大豆の輸入を本格化させるため、それ以前の売り込みを狙ったと見られる。

ただ、米国産大豆は南米産に比べて割高であるため、米国が主張する規模の大豆輸入が果たして実現するのか懐疑的な見方が根強い。

第5節 中国を狙う貿易休戦の取引：くすぶる「火種」

1. 米中首脳会談で先送りされた「火種」

米中貿易交渉の力学が大きく変わる中で、もはや中国は一筋縄では妥協してくれない。トランプは一体どうするつもりなのか。トランプの対中通商戦略は波乱含みだ。

韓国で開催されたAPEC首脳会議に合わせ、2025年10月30日に米中首脳会談が行われた。トランプは米国への帰途、大統領専用機エアフォースワンの機内で、習近平との首脳会談の成果について「10点満点中12点」と楽観的な見方を示したが、本当にそうだろうか。

今回の合意は、26年11月の米議会の中間選挙を睨んで、高関税や輸出規制の実施を「1年延期」したに過ぎない。米中の「火種」が先送りされた格好だが、トランプにとって中国の仕掛ける罠に嵌る危険な賭けだ。

米国政府は25年11月1日、米中の合意内容をまとめた「ファクトシート」を公表した。それによると、中国は、12月1日に発効予定だったレアアースの新たな輸出規制を1年延

期、米国産大豆の輸入再開も約束した。

それと引き換えに、米国は、中国によるレアアース規制強化への対抗措置として 11 月 1 日から発動するとしていた中国の輸入品に対する 100%の追加関税を見送った。また、中国のレアアース規制強化の引き金となった禁輸措置対象を定める「エンティティリスト」の拡大（輸出管理 50%ルール）も 1 年延期した。

2. 台湾問題が取引材料になれば、中国の思う壺

事前の予想では、トランプが台湾問題でディールをするかもしれないとの懸念があったが、今回、中国がこれを議題にしなかったのはなぜか。

台湾有事に米軍がどう動くか明示せず不確実性を残し、中国に最悪の事態を想定させることで武力行使の抑止につなげる「戦略的曖昧さ」が、これまでの米国の台湾政策の基本だ。一方、中国は米国に対し、台湾独立について「支持しない (disagree)」から「反対する (against)」というより明確な表現に変えるよう要求している。

中国は今回合意した 26 年 4 月のトランプ訪中を、台湾問題でトランプから譲歩を引き出す絶好のチャンスと踏んでいる。このため、11 月の中間選挙もにらみ、「休戦」によってレアアース規制や大豆輸入の交渉カードを温存した^(注 2)。

中国が中間選挙を前にレアアースの規制強化や大豆の輸入停止に踏み切れば、米国の労働者や農家から不満が噴出し、共和党離れが生じ選挙で大敗する恐れがある。それを避けるため、追い詰められたトランプが交渉の取引材料として台湾政策を巡る文言の修正に応じるかもしれない。トランプなら、「不支持」と「反対」に大差はないと言い出しそうだ。

3. トランプの急所を握った中国

トランプ米大統領が 25 年 12 月 8 日、米半導体大手エヌビディアの AI（人工知能）向け半導体「H200」の対中輸出を許可したことで、波紋が広がっている。

H200 は、エヌビディアの現在の主力品「ブラックウェル」の前世代のモデルに属する。ブラックウェルについては今回の規制緩和に含まれない。だが、トランプの対中通商戦略に危うさが漂い始めているのは確かだ。

これまで米政府は安全保障上の懸念を理由に半導体の輸出規制を実施することで、中国企業による AI 開発を封じ込めてきた。H200 の輸出許可は「敵に塩を送る」ことになると

して、米国内では反発が強まっている。

そうした批判を百も承知で H200 の対中輸出を許可したトランプの戦略的な狙いは何か。10 月に韓国で行われた米中首脳会談での合意の履行を中国に促すためである。米国にとっては、中国によるレアアースの輸出規制は米産業への打撃が大きく、何としても避けたいというのが本音だ。

「一時休戦」によって、米国はとりあえず中国にレアアースの輸出を保証してもらい、代わりに中国は最先端ではないが高性能の AI 向け半導体へのアクセスを確保するというのが、今回の米中ディールの本質だ。

米中貿易戦争の焦点は今や、一方的なトランプ関税に対して中国が報復関税を発動するという構図から、米国の先端半導体輸出規制に対して中国がレアアースの輸出規制で対抗するという新たな構図に変化している。

政権の発足当初に比べると、トランプの対中強硬姿勢は大きく後退した。その理由は単純だ。トランプの追加関税よりも中国のレアアース規制の方が、政策手段としての威力がはるかに大きいことが明らかになったからである。

トランプは中国を相手に相変わらず強気のディール外交を仕掛けるつもりだ。しかし、下手をすると「飛んで火に入る夏の虫」のごとく、トランプの 26 年 4 月訪中で、「中国に急所を握られたトランプが手玉に取られる」という米中对立の新たな構図が一段と浮き彫りになりかねない。

第 6 節 トランプ 2.0 の「国家安全保障戦略」と米中関係

1. 危険な「ドンロー主義」

トランプ 2.0 の「国家安全保障戦略 (NSS)」が 2025 年 12 月 4 日に公表された。「トランプの対中戦略」を見極める上で非常に興味深い。

国際社会に介入せず南北米大陸の縄張りを守るという「モンロー主義」に「トランプ補論」が盛り込まれた「トランプ版のモンロー主義」(Trump Corollary to the Monroe Doctrine) が打ち出されている。トランプの名前、ドナルドとモンローを組み合わせ、「ドンロー主義」とも呼ばれる。

米国の国益を優先し、南北米大陸を含む西半球を勢力圏と位置づけ、中南米諸国と友好関係を築いている中国などを、米国の縄張りを荒らす外部勢力として締め出す方針を示し

た。

強大国が世界をいくつかの勢力圏に分割し支配しようとする世界分割論は、米国だけでなく、中国にとっても好都合である。13年の米中首脳会談で、習近平がオバマに「太平洋は米中にとって十分な広さだ」と太平洋の2分割支配を提案したが、当時は相手にされなかった。

米国が西半球を支配するのと引き換えに、中国に東アジアでの支配を認めることになれば、それは「超ウルトラ級のディール」となる。トランプが26年4月の訪中を最重要視している理由は、このディールの実現を狙っているからなのかもしれない。

なお、今回のNSSの最大の問題点は、欧州に関する部分だ。米国が中国の台頭に歯止めをかける有効な手段は、欧州との連携を強化することではないか。だが、NSSは、もはや同盟国とは思えないほど欧州を露骨に批判し、移民流入などで欧州が「文明の消滅」に向かっていると決めつけ、欧州の極右政党を後押しする姿勢をにじませたため、欧州からの猛反発を招いている。

フィナンシャルタイムズ紙（12月9日付）の社説は、「今回のNSSは欧州に対する目覚まし時計（Wake-up Call）だ」と酷評している。米国と欧州の溝が深まれば、米欧の離反を画策している中国にとって、まさに「思う壺」だ^(注3)。

2. 米国のベネズエラ攻撃：中国の建前と本音

トランプ政権は麻薬対策などの名目で25年12月3日未明、南米ベネズエラへの軍事作戦を決行し、マドゥロ大統領を拘束した。

トランプが中南米への関与を強める背景には、影響力を増す中国への警戒感がある。中国は、ベネズエラの石油を輸入するなど、天然資源が豊富な中南米との関係を強化してきた。

米国のベネズエラ攻撃は、国益の確保を優先するために他国への武力行使も辞さないトランプ政権の姿勢を鮮明にした。トランプ関税は中国の報復で後退を余儀なくされ、「TACO」と皮肉られた。経済的な威嚇の限界に直面したトランプが、圧倒的に優位な軍事力を背景に、自らの脅しが「はったり」ではないことを行動で裏付けたくなったのだろう。

トランプ政権は今後、埋蔵量が世界一とされるベネズエラの石油資源の確保に力を注ぐ方針であり、中国をベネズエラの莫大な石油資源から引き離すことが、トランプが「裏庭」

に軍事介入した理由の一つだ。

だが、懸念されるのが台湾問題に与える影響だ。米国のベネズエラ攻撃で中国が勢いづくか否かに焦点が集まっている。中国は米国がベネズエラを攻撃したことを非難しているが、それはあくまでも建前で、本音では、米国が裏庭で軍事行動しても許されるのなら、中国も同じことができると考えても不思議ではない。南シナ海を自国の裏庭とみなす中国が、台湾に武力侵攻する「台湾有事」の現実味が一段と高まったと言える^(注4)。

今回のNSSは、トランプの急所を握った中国への批判を和らげ、中国との「戦略的安定」の確立を目指すとしている。トランプが、こうした動きと相まって、大国の勢力圏に分割された世界秩序を実現することに積極的になることは、中国にとっても決して悪い話ではない。

訪中して中国に台湾問題を「高値」で売ろうとしているトランプの魂胆を、習近平は見抜いている。米国の介入を排除し、台湾を中国の思い通りにすることができるのであれば、ベネズエラに対する中国の関与を放棄するかもしれない。このため、4月に開催される米中首脳会談でベネズエラと台湾に関する「G2の密約」が交わされるのではないかとの懸念も出ているが、まんざら絵空事ではなさそうだ。米中が勢力圏を分け合う「ヤルタ 2.0」への危うい動きに警戒が必要だ。

主な参考文献

新垣拓 (2026) 「第2次トランプ政権の国家安全保障戦略」防衛研究所『NIDS コメンタリー』第412号、2026年1月9日。

馬田啓一 (2025) 「トランプの大誤算：対中通商戦略の死角」国際貿易投資研究所『世界経済評論 IMPACT』No.4075、2025年11月10日。

佐橋亮 (2025) 「トランプ 2.0 における米中対立」アジア経済研究所『IDE スクエア・世界を見る眼』、2025年3月。

平木綾香・奥田宏二 (2025) 「米中の輸出管理競争—中国のレアアース規制から考察する」デロイトトーマツ『Financial Advisory Portal』、2025年8月28日。

細川昌彦 (2025) 『トランプ 2.0 米中新冷戦 予測不能への備え方』日経BP、2025年3月。

ヘスス・メサ (2025) 「アメリカの対中大豆輸出「ゼロ」の衝撃」『ニューズウィーク日本版』、2025年9月30日。

注

-
- 1 1992年に鄧小平が「中東に石油あり、中国にレアアースあり」と述べ、レアアースを戦略物資と位置付けた。中国の30年来の野望に気づかず無策であった米国が、中国にレアアース支配を献上したと言っても過言でない。
 - 2 習近平は持久戦の構えだ。中間選挙を控えて短期的な成果を求めざるを得ないトランプを焦らせれば焦らすほど、中国に有利な譲歩が引き出せると見ている。
 - 3 グリーンランドを巡っても、米欧の亀裂が深まっている。西半球に位置するグリーンランドを「我々の領土だ」と主張し、武力行使も排除しない構えで欧州に圧力をかけていたトランプは2026年1月、米国のグリーンランド取得に反対する英仏独など欧州8カ国に10%の追加関税を課すと表明した。だが、その後、「合意の枠組みを策定した」として、関税の発動を撤回したので、米欧の決裂はひとまず回避された。
 - 4 ベネズエラ攻撃でトランプが犯した大きな過ちは、大国が不都合と見なした「裏庭」の国への軍事介入を許すような前例を作ってしまったことだ。ロシアのウクライナ侵略や中国の台湾侵攻に、「お墨付き」を与える恐れがある。

第6章 トランプ関税と米国の輸入

一般財団法人 国際貿易研究所 (ITI)

研究主幹 大木 博巳

要約

米国製造業の復活を目指すトランプ関税は、中国を対象とした追加関税措置（トランプ 1.0）から EU、日本、ASEAN 等全世界を対象とする相互関税（トランプ 2.0、2025 年 4 月に発表）へと拡大した。

相互関税によって、米国の実効関税率は、2025 年 10 月で 10.91%（FT 紙試算）と 1930 年代の高関税時代以降では、最も高い水準に跳ね上がった。特に、対中実効関税率はトランプ 1.0 の 6.88%（2019 年 1 月）から 37.71%（2025 年 10 月）に高まった。

トランプ関税は、トランプ 1.0 では米国の輸入に占める中国の比率を、2018 年の 21.6% から 2024 年には 13.8% まで引き下げてサプライチェーンの脱中国を推進し、トランプ 2.0 は、さらに 9.7%（2025 年 1～10 月）にまで対中輸入依存度を引き下げている。

トランプ大統領は、トランプ 2.0 を始めて僅か 1 年で、「私の関税（相互関税）が米国を復活させた」（WSJ 紙 2026 年 2 月 1 日）とその成果を自画自賛している。しかし、相互関税は米製造業に黄金時代を呼び戻すはずだったが、これまでのところ効果はないという見方が妥当であろう。

トランプ関税の成果として、確実に言えることは、米国の対中輸入がピークを過ぎ、今後も一段と縮小することである。中国に代わり米国市場向けに製品を供給する新たな国として、メキシコ、ベトナム、インドなどが台頭し、世界貿易の拡大を牽引することになる。

第1節 トランプ 1.0

1. 対中追加関税措置

2017 年 1 月に発足した第 1 次トランプ政権（トランプ 1.0）は、2 年目の 2018 年に入って、公約していた対外通商政策に着手した。手始めが NAFTA の修正協議、次に、232 条発動による鉄鋼・アルミニウムの関税引き上げを発表した。

表 6-1. トランプ 1.0 (対中追加関税措置) と中国の報復措置

日付	米国の対中追加関税	中国の対米報復措置
2018年7月6日	818品目 (リスト1:自動車および部品、航空機、情報通信、産業ロボットなど) に25%の追加関税	輸入額約340億ドル相当の545品目 (大豆など農産物、牛肉、豚肉などの畜産物、自動車、水産物など) に25%の追加関税賦課 (第1弾)
2018年8月23日	279品目 (リスト2:プラスチックや半導体、鉄道車両・部品、トラクターなど) に25%の追加関税	輸入額160億ドル相当 (古紙、銅のくず、乗用自動車等) に25%の追加関税賦課 (第2弾)
2018年9月24日	5,745品目 (リスト3:家具、家電、機械など、2018年末までは10%)	
2019年1月1日	5,745品目 (リスト3:家具、家電、機械など、25%にさらに引き上げ)	輸入額600億ドル相当5207品目 (液化天然ガス、機械類、レーザー機器、走査型超音波診断装置など) に10%と5%との報復関税 (第3弾)
2019年5月15日	通信機器大手ファーウェイへの規制を発表	
2019年6月29日	主要20カ国・地域 (G20) サミットにて、トランプ大統領と習近平国家主席が首脳会談	
2019年9月1日	3,000億ドル相当の中国原産の輸入品に対し、9月1日 (リスト4A) と12月15日 (リスト4B) から15%の追加関税を賦課	1,717品目 (大豆、原油など) に5%と10%の追加関税 (第4弾)
2019年12月13日	第1段階の合意 合意事項の効果的かつ執行力のある実施のための紛争解決システムの構築	
	<ul style="list-style-type: none"> ・12月15日に予定していた対中追加関税リスト4B (輸入額1,560億ドルに相当する品目) の発動を見送り ・9月1日に発動した対中追加関税リスト4A (輸入額1,200億ドルに相当する品目) の追加関税率を15%から7.5%に引き下げ。 ・リスト1～3 (輸入額2,500億ドルに相当する品目) の追加関税率は25%のまま据え置き。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権、技術の強制移転、農業、金融サービス、為替の分野を含む構造改革 ・数年にわたる米国製の物品・サービスの大量購入
2019年12月15日		3,361品目 (トウモロコシ、乗用車など) に5%～10%の追加関税賦課
2020年1月15日	第1段階となる経済・貿易協定に署名	
	<ul style="list-style-type: none"> ・中国は2020年に農産品125億ドルを含む767億ドル分、2021年に農産品195億ドルを含む1,233億ドル分の米国産品の購入を増やすことに合意。 ・リストには牛肉や豚肉、大豆、原油に加え、新型コロナウイルスの感染拡大阻止に必要な医療機器など7,000近い製品が含まれている。 	

出所: ジェトロビジネス短信 (2019年12月16日)、各報道によりITI作成

4月3日には、対中経済制裁を本格化させた。米通商代表部 (USTR) は、1974年通商法301条に基づき中国の知的財産の侵害に対して制裁関税の原案を公表した。食器洗い機から医療用機器、工具、産業用ロボットなど生産機械に至る約1,300品目に25%の関税を課すというものであった。このうち、まず、2018年7月6日に対中追加関税措置の第1弾 (対中輸入340億ドル相当の818品目に25%、リスト1) が発表され、次に8月23日に第2弾 (対中輸入160億ドル相当の279品目に25%、リスト2)、第3弾 (対中輸入額2,000億ドル相当の5,745品目に10%、リスト3) は9月24日に公表された。

翌2019年5月10日には、リスト3の追加関税率を25%に引き上げ、5月23日に第4弾

(リスト4)の対象品目案(対中輸入額3,000億ドル相当の3,805品目に最大25%)を公表した。さらに、8月23日には、リスト1~3(対中輸入額2,500億ドル相当の6,842品目)の品目に対して追加関税率を30%に、リスト4(対中輸入額3,000億ドル相当の3,805品目)の品目に対しては15%に引上げる強化策を表明した。しかし、10月11日には、リスト1~3の品目に対する追加関税率の引き上げの延期を表明した。

2020年2月14日に米中の第1段階の経済・貿易協定が発効したことを受けて、リスト4の品目のうち、2019年9月1日に発動した中国原産の輸入品1,114億ドル相当(3,243品目、リスト4A)に対する追加関税率を、2020年2月14日に15%から7.5%に半減させた。また、残りの品目(リスト4B)については、結局、追加関税措置を発動しなかった。

2. 中国の報復措置

米国の対中追加関税措置に中国は迅速に反応した。中国商務部は、米国が原案を公表した18年4月4日、米国の違法な行動から中国の権利を守るため、中国の対外貿易法や国際法の基本原則に基づき、米国産の大豆やその他の農産物、自動車、化学品、飛行機など計106品目に25%の関税を賦課する報復措置を打ち出した。対米追加関税対象品目の輸入額は、WTOの相互主義に基づき、米国と同程度の規模で対抗した。

2018年7月6日にトランプ政権は対中輸入品、818品目(リスト1:対中輸入額340億ドル、自動車および部品、航空機、情報通信、産業ロボットなど)に対して25%の第1弾の追加関税措置を発表(米国東部時間で7月6日午前0時1分)すると、中国は、即時に対米輸入額約340億ドル相当の品目に対して25%の報復措置を公表した(第1弾:対米輸入品のうち、大豆など農産物、牛肉、豚肉などの畜産物、自動車、水産物など545品目)。

次に、8月23日に米国が、対中輸入額160億ドル相当の279品目(第2弾:リスト2プラスチックや半導体、鉄道車両・部品、トラクターなど)に25%の追加関税を発動したことに対して、中国は第2弾の報復措置を発表した。対米輸入額160億ドル相当に25%の追加関税(古紙、銅のくず、乗用自動車等)を即時に発動した。

続いて、9月24日に米国は第3弾として、対中輸入額2,000億ドル相当の5,745品目(リスト3:家具、家電、機械など)に2018年末までは10%、19年以降は25%の措置を発動すると、これに対抗して、中国も対米輸入額600億ドル相当に10%と5%との報復措置を即時に発動した。液化天然ガス、機械類、レーザー機器、走査型超音波診断装置などが含まれた。

第4弾は、19年8月23日に報復措置対象品目を発表した。9月1日には1,717品目(大豆、原油など)に、12月15日から3,361品目(トウモロコシ、乗用車など)に5%か10%の追加関税を賦課する。

3. バイデン政権の戦略分野

2021年に発足したバイデン政権は、トランプ1.0の対中追加関税措置を引き継ぎ、2024年5月には、米産業の保護や安全保障上を重視する観点から、EVやテック、半導体などを戦略分野として関税率の引き上げを実施した(注1)。例えば、中国製のEVに対しては4倍の100%、太陽電池と半導体に対しては2倍の50%、鉄鋼・アルミニウム、バッテリー、重要鉱物、STSクレーン、医療製品に対しては25%の追加関税が新たに賦課された。

表6-2は、トランプ1.0の対中追加関税リストに追加分野品目を加えた米国の対中追加関税リストである。

表6-2. 対中追加関税リストと戦略分野品目(2023年時点)

対中追加関税リスト				戦略分野				
対象品目	品目数	引き上げ時期	税率	引き上げ時期	税率	品目	HS	
対象品目	10,954			対象品目				
リスト1	873			リスト1				
--	856	--	25.0%	2024	100%	バス プラグインハイブリッド車 電気自動車 その他乗用車	8702 870360-70 870380 870390	
戦略分野	8	2024	100.0%	2025	50%	半導体等	8541	
	9	2025	50.0%	リスト2				
リスト2	292			2024	50%	半導体等	8541	
--	283	--	25.0%	2025	50%	半導体等	8541	
戦略分野	2	2024	50.0%	50%	50%	集積回路	8542	
	7	2025	50.0%	リスト4A				
リスト3	5,951	--	25.0%	2024	25%	マスク 鉄鋼 アルミニウム及び製品	630790 72-73 76	
リスト4A	3,293			2026	25%	蓄電池 医療用手袋 蓄電池	8507 401512 8507	
--	2,969	--	7.5%	リスト4B				
戦略分野	322	2024	25.0%	2024	25%	鉄鋼	72-73	
	2	2026	25.0%	非対象品目				
リスト4B	545			新規				
--	541	--	0.0%	2024	25%	鉱石 放射性元素・化合物他 鉄鋼の一次製品	26 28 72	
戦略分野	4	2024	25.0%	50%	50%	亜鉛の塊 すずの塊 その他の卑金属 クレーン等	7901 8001 81 8426	
非対象品目	538			2026	25%	注射器・注射針等 天然黒鉛 永久磁石	9018 2504 8505	
--	505	--	0.0%	総計				
戦略分野	27	2024	25.0%					
	2	2024	50.0%					
	4	2026	25.0%					
総計	11,492							

注. リスト4B: 2020年時点の「China Tariff」リストで作成

資料: Global Trade Atlas, USITC; China Tariff, 連邦官報(2024年5月28日付)よりITI作成

第2節 相互関税の発動と実行関税率の高まり^(注2)

トランプ 2.0 の号砲は、2025 年 2 月 4 日に、カナダとメキシコの輸入品に 25%の関税賦課である。移民や合成麻薬フェンタニルの流入に対する報復措置というのが理由であった。しかし、すぐに、3 月 4 日まで発動を 1 か月停止し、協議を続ける方針に転換した。

同じ 2 月 4 日には、公約通り、中国製品に 10%の追加関税を賦課した。さらに、10%上乗せすると表明し、3 月 4 日に発動された。今回の対中追加関税措置発動は、合成麻薬フェンタニルの取引における中国の役割を理由に挙げた。一方、中国は一部の米国製品を対象に報復関税を課すと反発した。

2025 年 2 月 10 日には、自動車メーカーや航空宇宙企業、建設、インフラ整備などに利用される全ての輸入鉄鋼・アルミニウムに 25%の関税を課すと発言した。カナダ・メキシコ・日本・韓国などの同盟国に対する例外措置を設けない世界一律の関税を復活させた。特に中国が自国の鉄鋼企業に補助金を提供していることを問題視していた。

2025 年 2 月 18 日に、分野ごとに「25%前後」の関税を課し、その後引き上げる可能性があるとして述べて、自動車や半導体、医薬品に対し 25%以上の関税措置を検討していると明らかにした。企業が米国に生産を移せるよう、猶予期間を設ける可能性も示唆した。また生産を国内に戻す「少しばかりのチャンス」を認めるとした。

米国は輸入乗用車に 2.5%の課税をしているが、EU は 10%を課税しており、米国の 4 倍に上る。EV を含めた他の車種には 100%かそれ以上の税率を適用する考えも打ち出した。

輸入半導体に適用する関税率も当初「25%ないしそれ以上」に設定し、その後大幅に引き上げると発言したものの、いつから実行するかは明言していなかった。

医薬品で影響を受ける国は、インドである。インドの大半の国内後発薬メーカーは米国を最大の市場としており、インド製薬業界の全輸出の約 31%を米国が占めている。

1. 相互関税

トランプ大統領は、2 月 13 日に、「相互関税」に関する覚書に署名し、商務省と通商代表部に対して、外国が米国製品に課している関税や、特定の経済障壁に対抗するため、米国の関税率をどのように調整すべきか調査するよう指示した。調査は 4 月 1 日までに完了する見込みである。

相互関税は、トランプ大統領が選挙戦で掲げた公約の一つで、側近のピーター・ナバロ

大統領上級顧問（通商・製造業担当）が主導した^(注 3)。ナバロ氏は「米国が 1 兆ドル（約 153 兆円）を超える致命的な貿易赤字を抱えているのは、世界の主要輸出国が懲罰的な関税とさらに懲罰的な非関税障壁で米国市場を攻撃しているからだ」（2 月 13 日）という見解を述べている。

相互関税は、事実上すべての米国の貿易相手国との関税を均等化することで、トランプ 2.0 が進める「常識の革命」の一つである。

トランプ大統領は、4 月 2 日（「解放の日（Liberation Day）」と呼んだ）に、「相互関税による輸入制限により、米国の巨額かつ恒常的な財貿易赤字に寄与する貿易慣行を是正する」と題する大統領令を発表した^(注 4)。

大統領令では、米国と貿易相手国との 2 国間貿易関係における互惠性の欠如や、米国とは著しく異なる関税率・非関税障壁などが米国の巨大かつ長期にわたる貿易赤字額の要因になっており、この貿易赤字が米国の国家安全保障と経済にとって異常かつ特別な脅威になっており、米国の拡大する貿易赤字を抑制し、米国の製造業を立て直すため、同盟国と敵対国の両方に新たな大幅な関税を賦課（「相互関税」）としている。

相互関税は 57 の国・地域ごとに個別に設定し、対米貿易赤字額が大きい国に対しては、関税率を引き上げる。「相互関税」は、すべての国や地域を対象に基本の関税率は一律で 10%、これに日本は 24%、中国は 34%、韓国は 25%、台湾が 32%、ベトナムが 46%、カンボジアは 49%、EU は 20%に上乗せした。中国には既にかけた計 30%の上乗せ（追加関税）とあわせて計 84%とした。

トランプ大統領は、これらの関税は米国からの輸入品に対する他国の関税だけでなく、煩雑な規制やその他の非関税障壁も反映しているとその根拠を述べた。貿易相手国が報復措置を取った場合、関税率を引き上げ、反対に、貿易相手国が非相互的な貿易関係の是正に向けた重要な措置を講じ、経済と国家安全保障の問題で米国と足並みをそろえた場合は、関税を引き下げる。一律にかける 10%の基本税率は 4 月 5 日、上乗せ税率は 4 月 9 日に発動するとしたが、上乗せ税率は、90 日間停止するとして、90 日の猶予期間内に 90 件の通商合意について交渉すると宣言した。一方で、中国に対しては相互関税率を 125%に引き上げた。

主要国に課されている相互関税は、2026 年 1 月時点で見ると、「解放の日」に発表した税率を大幅に下回っている。

理由の一つは、トランプ大統領が実態を無視した高い関税を吹っかけてきたことに対し

て、大半の貿易相手国・地域は、じっと待っていれば、一部の関税を見直すかもしれないと見ていたことである。これをフィナンシャル・タイムズ紙は「TACO（Trump Always Chickens Out、トランプはいつもビビってやめる）」理論と呼んだが、株価や米国債の価格が下がるとすぐに取りやめるなど、関税政策も二転三転している。

他方で、中国は米国に対抗策で応じた。米国産品に対する最大 140%の高関税率の報復関税とレアアースの輸出制限で応じ、トランプ大統領は慌てて貿易戦争の休戦を求める事態を招いた。

表 6-3. 米国の相互関税率（2026 年 1 月）

国名	税率	国名	税率
日本	15%	カナダ	35%
中国	10%	メキシコ	25%
韓国	15%	EU	15%
台湾	15%	英国	10%
カンボジア	19%	ブラジル	10%
ラオス	40%	インド	18%
ベトナム	20%	バングラデシュ	20%
ミャンマー	40%	南アフリカ	30%
タイ	19%		
インドネシア	19%		
ブルネイ	25%		
マレーシア	19%		
フィリピン	19%		
シンガポール	10%		

注：中国は、2026/11/10 までベースライン関税 10%のみ適用

インドは、2026 年 2 月初旬に 25%から 18%への引き下げで合意

出所：ジェトロ資料、各種報道等により ITI 作成

2. 米国の実効関税率の高まり

トランプ 2.0 の相互関税は、米国の実効関税率（関税収入に対する輸入額の比率）を押し上げている。2025 年 10 月の実効関税率は 10.91%と 1930 年代の高関税時代以降では、最も高い水準となっている（表 6-4）。

米国の実効関税率は、トランプ 1.0 が始動した 2018 年 1 月の 1.45%が、米中間で経済

貿易合意が締結された 2020 年 1 月には 3.19%に上昇した。2020 年 3 月には 2.0%に低下した後、2022 年 8 月まで 3%前後で推移している。バイデン政権が EV やテック、半導体などを戦略分野として対中追加関税率を引き上げた 2024 年 5 月では 2.25%であった。

トランプ 2.0 が始動した 2025 年 1 月は 2.21%、同 2 月は 2.31%、同 3 月は 3.82%と上昇し始め、相互関税が発表された 4 月には 7.07%、5 月は 8.85%、6 月に 9.14%、7 月は 9.75%、8 月には 10.55%と 10%台を突破し、9 月は 10.65%、米中首脳会談が開催された 10 月は 10.91%になった。

米国の実効関税率を国地域別にみると対中実効関税率が最も高い。トランプ 1.0 では、2018 年 1 月の 2.76%、2020 年 2 月に 12.65%、さらに、トランプ 2.0 では 2025 年 1 月に 11.04%、3 月には 26.31%に跳ね上がり、さらに 10 月には 37.71%に高まった。

加えて、中国以外の諸国の関税率が引きあがったことで実効関税率が高まった。例えば、対日実効関税率は、2018 年 1 月に 1.75%、2025 年 3 月は 1.82%と低い水準で推移していたが、2025 年 4 月には 9.28%、10 月には 14.62%に高まっている。同様に ASEAN は、2018 年 1 月には 3.83%、2025 年 3 月は 2.53%と低下していたが、2025 年 4 月には 3.89%、10 月には 12.15%に高まっている。

EU も 2018 年 1 月に 1.24%、2025 年 1 月が 0.99%と低い水準であったが、2025 年 10 月には 8.64%に上昇している。

発展途上国の実効関税率では、タイやマレーシアは、2025 年 10 月で 9%台、他方、ベトナムは 12.32%、カンボジアは 28.94%と高い。バングラデシュは 33.48%に高まっている。

実効関税率が国によってばらつきがあるのは、第一に適用除外品目を多く抱えているか否か、第二に対米輸出品目に機械機器品目を多く含んでいるか、あるいは労働集約財が多いかで実効関税率が異なってくるためである。

第一については、相互関税は原則全ての輸入品が対象であるが、相互関税を定めた大統領令の付属書には 1,000 以上の品目が対象外となっている。対象外品目は、原油、医薬品、半導体デバイス・集積回路製造機器、スマートフォン、ノートパソコンなどで、2024 年の米国の輸入額の 3 割程度を占めている^(注 5)。また、米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA) の下約 4,000 億ドル分の関税が免除されている。

実際、メキシコ、カナダ、台湾の実行関税率が低い水準にある。適用除外品目の輸入額を国別にみると、中国が 1,196 億ドルで最大、次いでアイルランドの 783 億ドル、台湾が

760 億ドル、ベトナムの 408 億ドルと上位を占めている。米国の対中輸入額の 27.3%が適用除外となっている。同じく対アイルランドが 75.9%、対ベトナムは 29.9%、対マレーシアが 46.4%などとなっている。対日輸入の適用除外の比率は 12.7%と低い(注 6)。

第二は、業種別実効関税率を比較すると、機械機器と比較して食料品やアパレル、履物などの労働集約財の関税率が高く、実行関税率も高くなる。例えば、アパレル(ニット製品)に実効関税率は、2018 年 1 月に 14.63%、2025 年 1 月で 15.27%であったが 2025 年 10 月には 33.69%に跳ね上がっている。

表 6-4. 米国の国地域別実効関税率

(単位：%)

	2018年	2019年		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年					
	1月	1月	12月	1月	1月	1月	1月	12月	1月	2月	3月	4月	9月	10月
中国	2.76	6.88	11.53	12.78	11.34	11.27	10.97	11.02	11.04	12.93	26.31	38.62	37.33	37.71
EU	1.24	1.53	1.41	1.33	1.34	1.32	1.29	1.32	0.99	1.01	1.06	3.93	6.99	8.64
英国	0.88	1.08	0.94	0.93	1.09	0.93	0.95	1.06	0.78	0.99	1.23	6.21	5.63	5.71
メキシコ	0.15	0.39	0.11	0.16	0.21	0.20	0.25	0.26	0.28	0.27	3.81	4.11	4.72	4.58
カナダ	0.08	0.08	0.08	0.10	0.09	0.08	0.09	0.10	0.11	0.11	1.85	2.28	3.90	3.89
日本	1.75	1.81	1.66	1.60	1.56	1.56	1.46	1.55	1.47	1.45	1.82	9.28	16.55	14.62
韓国	0.22	0.28	0.29	0.26	0.22	0.21	0.20	0.24	0.24	0.36	0.41	5.68	15.51	14.66
台湾	1.68	2.05	1.53	1.65	1.53	1.75	1.55	0.93	0.86	0.83	1.16	1.74	4.92	3.52
ASEAN	3.83	4.07	3.46	3.84	3.10	2.99	2.97	2.50	2.47	2.28	2.53	3.89	12.11	12.15
ベトナム	8.14	7.72	6.29	6.92	4.89	4.52	4.86	3.70	3.53	3.19	3.42	4.83	12.61	12.32
タイ	1.58	1.91	1.74	1.73	2.11	1.68	1.65	1.52	1.39	1.41	1.55	2.79	10.02	9.05
マレーシア	0.59	0.97	1.27	1.43	1.18	0.81	0.81	0.57	0.65	0.61	0.76	2.22	8.59	9.49
カンボジア	13.29	12.09	9.78	10.24	8.44	8.08	7.36	7.88	7.74	6.99	7.84	8.91	26.37	28.94
インドネシア	6.34	6.47	5.17	5.77	4.44	4.69	4.77	4.60	5.01	4.67	4.78	6.26	19.12	22.04
インド	2.22	2.41	2.71	2.79	2.51	2.77	2.44	2.39	2.25	2.05	2.32	3.87	17.41	21.86
バングラデシュ	15.38	15.49	15.00	15.38	14.37	14.87	15.31	15.03	15.22	15.04	14.81	15.89	30.20	33.48
トルコ	2.24	3.63	3.15	3.67	3.62	4.58	3.60	3.11	3.60	3.91	4.99	5.60	17.38	18.36
南アフリカ	0.07	1.78	0.55	0.53	0.40	1.30	0.42	0.26	0.10	0.21	0.26	1.02	2.67	6.64
対世界平均	1.45	2.55	2.90	3.19	3.07	3.11	2.57	2.31	2.21	2.31	3.82	7.07	10.65	10.91

資料：FINANCIAL TIMES；Trump tariff tracker: US trade, markets and the economy より ITI 作成
<https://www.ft.com/content/2c473393-35fb-479d-8bba-236a1a98087c>

表 6-5. 米国の業種別実効関税率

(単位：%)

	2018年	2019年		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年					
	1月	1月	12月	1月	1月	1月	1月	12月	1月	2月	3月	4月	9月	10月
コーヒー・茶・香辛料	0.05	0.05	0.53	0.51	0.31	0.21	0.20	0.20	0.22	0.21	0.95	2.71	18.10	20.13
鉄鋼	1.06	7.23	6.83	7.23	7.37	7.58	6.01	6.00	6.11	6.78	16.77	29.44	39.76	40.82
アルミニウム	1.14	7.08	5.15	5.14	4.60	4.37	3.84	4.22	4.23	4.29	9.36	23.21	38.04	39.82
織物														
その他の織物	6.87	6.94	11.43	11.83	9.01	9.45	9.00	8.78	8.81	9.07	14.53	19.23	28.97	32.98
衣類														
ニット	14.63	14.71	16.56	17.35	15.47	16.02	15.29	15.13	15.27	15.15	15.91	20.61	31.15	33.69
その他衣類	13.89	13.87	16.10	17.38	13.78	15.15	15.20	14.20	15.16	14.68	16.04	19.81	29.14	31.35
履物	11.16	10.93	14.24	13.97	12.81	12.43	11.86	12.40	12.16	12.77	16.82	20.50	30.21	30.44
家具	1.01	5.11	7.87	8.07	8.56	8.48	6.44	5.55	5.91	5.83	9.04	12.01	19.21	21.09
玩具	0.96	1.11	2.31	2.90	2.12	1.70	1.29	1.29	1.46	2.61	9.88	16.51	24.14	24.40
革製品	10.19	13.65	15.21	15.76	14.10	14.33	13.27	12.27	13.60	13.05	13.47	17.38	28.70	29.66
一般機械	0.53	1.85	2.37	2.49	2.78	2.66	2.26	1.79	1.91	2.04	4.29	5.52	8.71	7.59
電気機器	0.60	2.05	3.04	3.18	3.20	2.90	2.57	2.29	2.30	2.82	5.50	8.32	11.52	11.20
自動車・同部品	1.22	1.67	1.67	1.90	2.38	2.38	2.01	2.16	2.13	2.13	3.86	13.36	17.85	15.90
化学品														
有機化学品	1.52	1.54	1.99	1.92	2.88	3.46	2.98	2.78	1.21	1.12	1.05	4.36	1.57	11.74
無機化学品	0.82	1.30	1.90	2.02	2.21	2.21	1.84	1.89	1.81	1.95	2.15	3.63	4.99	5.26
その他化学品	1.64	2.06	2.40	2.50	2.62	2.35	2.33	3.28	3.26	2.80	3.79	6.74	12.74	12.99
医薬品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.06	0.20	0.33	0.44	0.53
その他の製造品	2.72	3.06	7.00	7.10	4.87	5.18	4.64	4.98	5.06	5.42	11.81	18.17	22.94	23.27

資料：FINANCIAL TIMES；Trump tariff tracker: US trade, markets and the economy よりITI作成
<https://www.ft.com/content/2c473393-35fb-479d-8bba-236a1a98087c>

第3節 トランプ関税の成果と展望

1. 米国の対中輸入依存度の低下

トランプ関税の目的の一つは、膨れ上がる対中貿易赤字の削減、過度な対中輸入に依存するリスクを軽減することである。

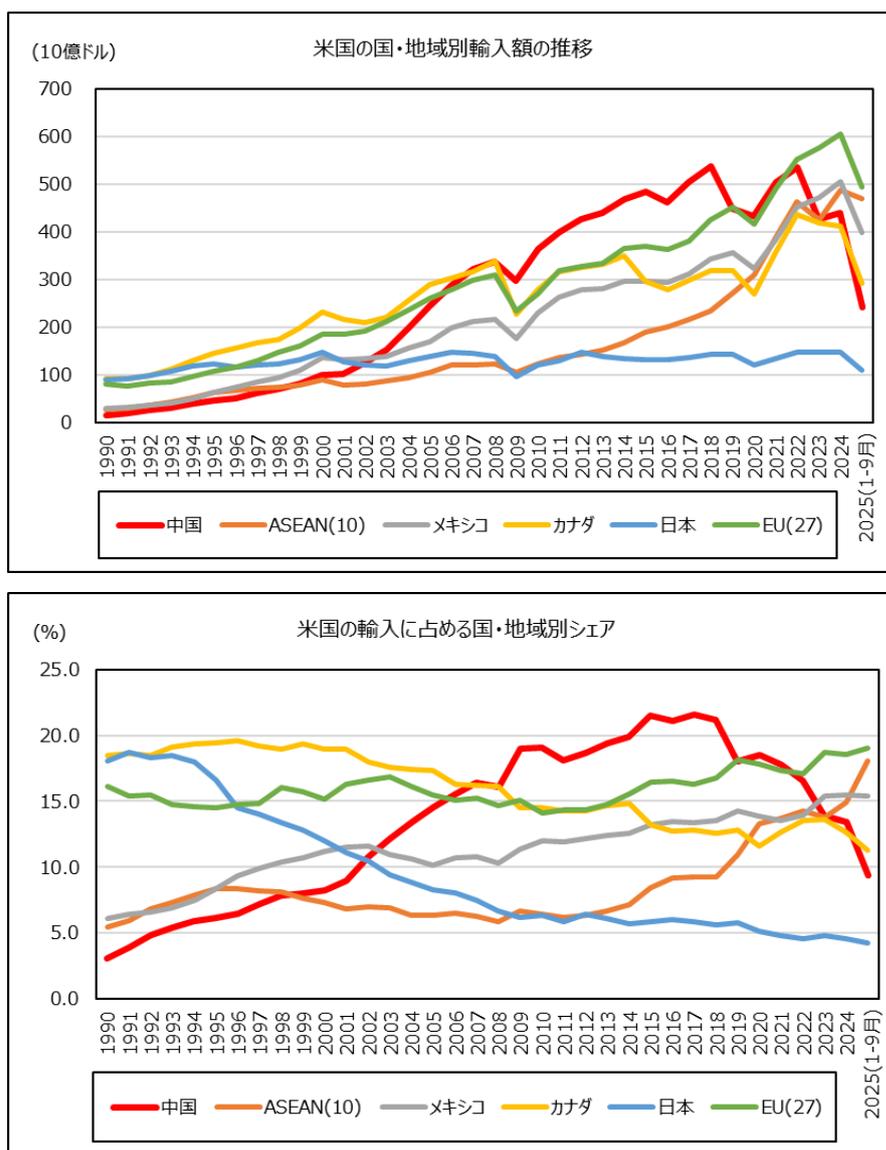
米国の対中輸入額は、トランプ 1.0 を発動した 2018 年から 2020 年にかけて大きく減少した。ところが、バイデン政権が発足した 2021 年には、コロナ禍により情報機器や医療用品の特需により対中輸入が拡大した。特需が一服した 2023 年には再び対中輸入は減少し始め、トランプ 2.0 が始動した 2025 年に一段と対中輸入が大きく減った（図 6-1）。

米国の輸入に占める中国のシェアの推移をみると、2015～2018 年には 20%超を維持していたが、トランプ 1.0 以降に 2018 年の 21.2%から 2025 年 1～9 月で 9.3%と 10%を割り込んでいる。

米国の対中輸入の減少は、対米輸出の新たなチャンス（漁夫の利）をもたらした。2018 年以降米国の国地域別輸入ランキングを見ると、2019 年に対中輸入と対 EU 輸入が同じ水

準で並び、2023 年以降にはメキシコ、ASEAN の輸入が中国輸入を上回った。さらに、2025 年には対中輸入が大きく落ち込む一方で、メキシコ、ASEAN、EU の落ち込み幅は、相対的に軽微であった。

図 6-1. 米国の国地域別輸入・輸入シェアの推移



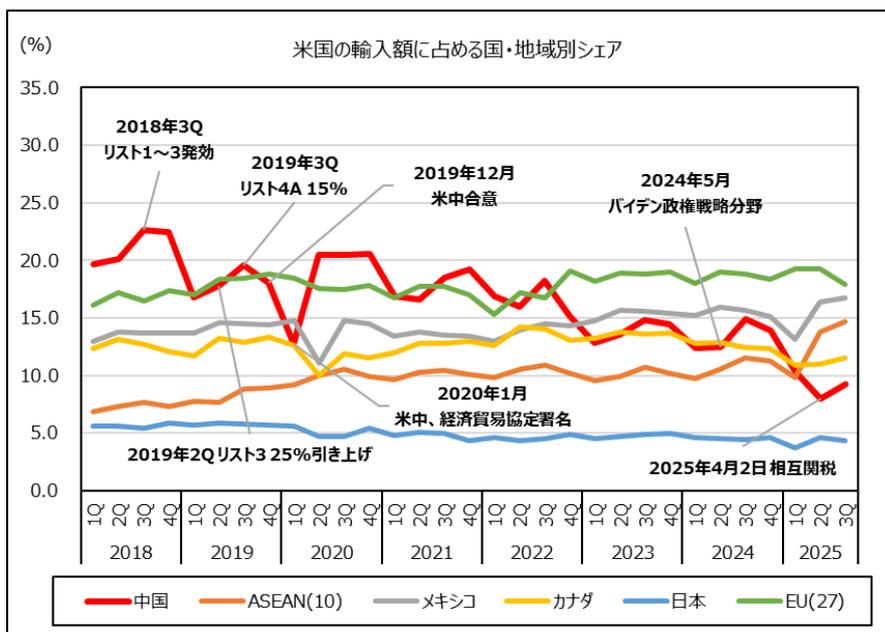
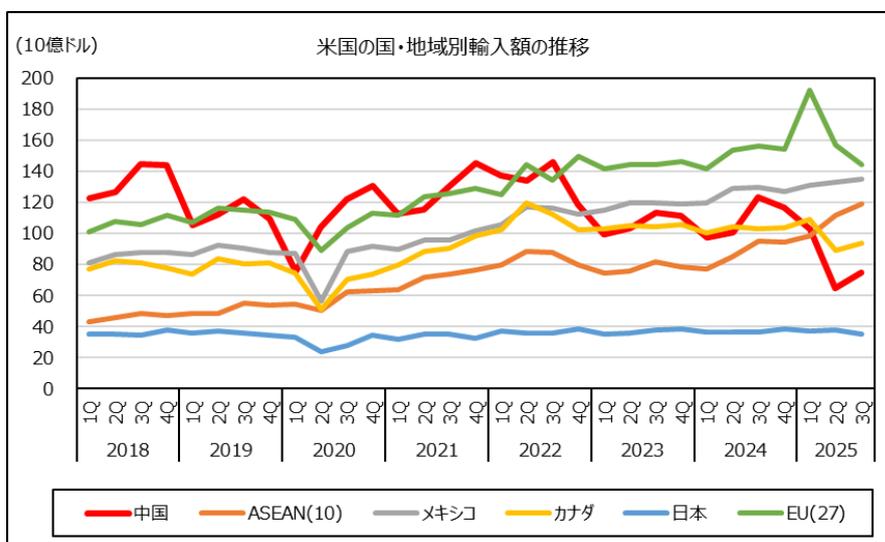
資料：米国商務省国勢調査局（U.S. Census Bureau）より ITI 作成

トランプ 1.0 以降の米国の国地域別輸入の動きを四半期別データで見たのが図 6-2 である。トランプ 1.0 の対中追加関税措置が発動された 2018 年第 2Q から、米中経済貿易協定（2020 年 1 月）が締結された 2020 年第 1Q まで米国の輸入は下落した。バイデン政権（2021 年 1

月) 発足後に、対中輸入は回復に転じたが、2023年1Qに落ち込んでから対中輸入は減少トレンドを辿り、トランプ2.0が始動した2025年に入り、対中輸入は急落している。

米国の輸入に占める中国の比率は、2018年第1Qの20.5%から2020年第1Qには16.9%に落ち込み、EUの比率が中国と並び、2022年第4Q以降には米国の最大の輸入相手先は中国からEUに代わった。また、2023年第1Q以降には、対メキシコ輸入が対中輸入を上回るようになった。さらに、2025年第1Qからは対ASEAN輸入が対中輸入を上回り始めた。

図6-2. 米国の輸入（四半期データ、国地域別）



注. 季節調整済の輸入額

資料: 米国国勢調査局 (Census Bureau) より ITI 作成

米国の業種別対中輸入

トランプ 1.0 で米国の対中輸入がどのように変化したのか、2018 年と 2024 年、2025 年 1～9 月の業種別対中輸入に変化を見たのが表 6-6 である。

米国の輸入に占める中国の比率は、2018 年の 21.6%が 2025 年 1～9 月で 9.7%と激減している。トランプ 1.0 (2018～2024 年) で 7.8%ポイント減、トランプ 2.0 (2024～2025 年 1～9 月) では 4.1%と僅か 9 か月で大きく落ち込んでいる。

2018～2024 年間で減少率が高かった業種は、コンピュータ部品、太陽光パネル、革製品、集積回路で 10%以上の減少幅であった。逆に、医薬品は 30.7%増と大幅に増加している。

米国の対中輸入の業種別構成比では、対中輸入に占める一般機械の比率が、2018 年の 21.2%から 2025 年 1～9 月は 16.7%に縮小している。特に PC は半減している。

最大の対中輸入業種であった電機機器の比率は 27.7%から 24.9%に低下している。労働集約財が 20.8%から 17.5%に低下、衣類、家具が大きく低下している。

米国の業種別輸入に占める中国の比率（依存度）では、PC が 2018 年には米国の PC 輸入の 94.4%が対中輸入であったが、2025 年 1～9 月では 21.9%に激減している。同じく、スマートフォンは 82.1%から 44.7%、コンピュータ部品は 60.5%から 7.5%等一般機械、電機機器の対中輸入依存度が大きく低下している。

また、過度に対中輸入に依存していた労働集約財も 2018 年の 50.0%から 2025 年 1～9 月では 26.0%とほぼ半減している。対中輸入依存度の軽減という視点では、トランプ関税は、所期の目的を達成しており、一層の対中輸入依存度の低下が見込まれる。

表 6-6. 米国の業種別対中輸入（金額・構成比・シェア）

（単位：10億ドル、%）

業種	HTS	対中輸入額			構成比			依存度			平均伸び率
		2018	2024	2025 (1-9月)	2018	2024	2025 (1-9月)	2018	2024	2025 (1-9月)	2018-2024
鉄鋼	72~73	15	14	8	2.6	3.0	3.1	20.0	16.0	14.0	▲1.3
鉄鋼の一次製品	72	1	1	0	0.1	0.1	0.1	2.3	1.6	1.5	▲4.2
鉄鋼製品	73	14	13	8	2.5	2.8	2.9	32.8	25.0	21.7	▲1.2
化学品	28~40	44	48	31	7.8	10.4	12.0	13.5	9.8	7.4	1.6
医薬品	30	2	8	5	0.3	1.7	1.8	1.4	3.7	2.8	30.7
無機化学品	28	2	2	1	0.3	0.4	0.4	13.4	9.9	7.4	0.8
レアース(化合物を含む)	注	0	0	0	0.0	0.0	0.0	56.6	68.4	56.3	4.1
有機化学品	29	10	9	7	1.8	1.9	2.7	18.4	12.5	7.5	▲2.0
プラスチック	39	21	22	13	3.6	4.7	5.2	33.3	27.5	23.2	0.8
ゴム	40	4	3	1	0.8	0.6	0.6	14.6	7.7	5.2	▲7.3
その他	31~38	6	5	3	1.0	1.1	1.3	10.9	7.0	6.1	▲1.0
その他原料及び製品	注	20	14	8	3.5	3.1	3.3	16.6	9.1	4.6	▲5.2
ガラス及びその製品	70	4	3	2	0.7	0.6	0.7	42.3	30.4	25.0	▲3.5
一般機械	84	119	85	43	21.2	18.4	16.7	31.0	16.0	9.0	▲5.5
PC	847130	38	33	8	6.7	7.1	3.2	94.4	66.2	21.9	▲2.3
一般機器部分品	注	32	20	14	5.7	4.3	5.6	27.9	12.4	10.4	▲7.5
コンピュータ部品	8473	17	7	4	3.0	1.4	1.7	60.5	12.2	7.5	▲14.4
電気機器	85	156	127	64	27.7	27.5	24.9	42.6	26.2	17.1	▲3.4
スマートフォン(携帯電話を含む)	注	44	42	16	7.9	9.1	6.4	82.1	80.9	44.7	▲0.8
集積回路	8542	3	1	1	0.6	0.3	0.4	9.1	3.6	3.5	▲12.1
電子部品	注	20	16	9	3.5	3.4	3.4	36.5	17.6	12.1	▲3.4
太陽光パネル、セル	注	1	0	0	0.1	0.1	0.1	11.2	1.3	1.7	▲14.3
家電製品	注	23	19	11	4.1	4.1	4.1	45.4	29.6	22.5	▲3.4
輸送機器	86~89	20	19	11	3.6	4.2	4.4	5.9	4.5	4.0	▲0.8
乗用車	注	2	3	1	0.4	0.6	0.4	1.3	1.3	0.8	2.4
自動車部品	8708	12	10	7	2.1	2.2	2.8	16.3	11.2	10.9	▲2.3
精密機器	90~91	14	13	8	2.4	2.8	3.2	14.0	9.6	8.2	▲1.2
労働集約財	注	117	85	45	20.8	18.4	17.5	50.0	35.0	26.0	▲5.2
衣類	61~62	29	18	10	5.1	4.0	3.8	33.3	22.0	15.5	▲7.2
履物	64	15	10	6	2.6	2.2	2.3	53.2	36.2	28.2	▲5.7
家具・寝具等	94	38	21	12	6.7	4.5	4.6	53.1	28.9	22.9	▲9.4
玩具等	95	28	32	16	5.0	6.9	6.1	81.1	73.8	57.5	2.3
革製品	42	8	3	2	1.4	0.7	0.7	54.3	22.7	17.2	▲13.6
総額		562	462	257	100.0	100.0	100.0	21.6	13.8	9.7	▲3.2

注. その他原料及び製品：HS25、41、43、45~49、68~71

レアース（鉱石は除く。化合物を含む）：HS280530、284610、284690

一般機械部分品：HS84 の品目名に「部分品」と記載がある品目の合計。一部の品目には附属品を含む。

電子部品：HS8504、8518、8522、8523、8529、8532~8536

太陽光パネル、セル：HS854140~854143、854149

家電製品（小物家電を含む）：HS8415、8418、8450、8508~8510、8516、852871~852873

資料：USITC より ITI 作成

2. トランプ関税の成果

トランプ大統領の自画自賛

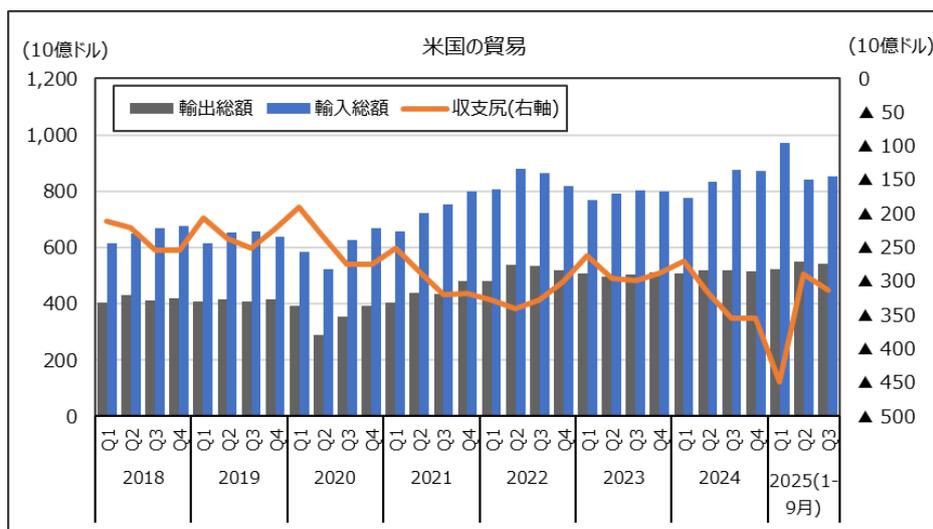
トランプ大統領は、トランプ関税の開始から僅か 1 年間で、輝かしい成果を上げているという自画自賛を WSJ 紙に寄稿した（「私の関税が米国を復活させた」、2026 年 2 月 1 日）。

- ・ 「専門家」は市場の崩壊、大規模なインフレ、景気後退を予測したが、彼らは皆間違っていた。私の 2 期目の大統領就任からわずか 1 年で、われわれは今や正反対の状況にある。非常に低いインフレ率と、極めて高い経済成長率を実現している！
2025 年第 3 四半期の米国内総生産（GDP）成長率は 4.4% と好調だった。第 4 四半期は、民主党が引き起こした昨年秋の政府機関閉鎖により少なくとも 1 ポイント失ったにもかかわらず、アトランタ連銀の予測では 5% を大きく上回る見通しだ。
- ・ 過去 3 か月間のコアインフレ率は年率換算でわずか 1.4% に低下しており、私以外のほぼ全員が予測していた水準よりもはるかに低い。
- ・ 一般的な労働者の実質所得は昨年、1,000 ドル、2,000 ドル、あるいはそれ以上増加し、消費者物価よりもはるかに速いペースで拡大した。賃金上昇はインフレを大きく上回った。
- ・ 「解放の日」以降、株式市場は急騰しており、ダウ工業株 30 種平均が間もなく 5 万を突破する可能性が高い。これは誰もが不可能だと考えていたことだ——少なくとも 1 年では！
- ・ ジョー・バイデン（前大統領）は、壊滅的に巨額な財政赤字と世界史上最大の貿易赤字を私に引き継いだ。しかし、われわれは関税を活用することで、連邦財政赤字をわずか 1 年で 27% 削減という、とてつもない規模を実現し、さらに驚くべきことに、月間の貿易赤字についても 77% もの劇的な削減を行った。これらは全て、事実上インフレなしで達成されたもので、誰もが不可能だと言っていたことだ。
- ・ 米国の輸出は 1,500 億ドル増加した。国内の鉄鋼生産は月間 30 万トン以上増加している。工場建設は 2022 年以降 42% 増えている。米国の輸入に中国が占めるシェアは、2001 年に中国が世界貿易機関（WTO）に加盟して以来、最も低い水準だ。そして、さらに数千億ドルが米国に流入している。最高裁判所がこれらの数字を注視していることを心から願っている。なぜなら、わが国はこのような状況を経験したことがないからだ！
- ・ わずか 1 年前、われわれは「さえない」国だった。今や、われわれは世界のどの場所よりも「イケてる」国だ！
- ・ WSJ は、関税は米国の消費者に対する「税金」にすぎないと繰り返し主張してきたが、これは完全に誤りであることが証明された。「解放の日」以降に起きたことは、こうした分析が単純化されすぎているだけでなく、絶対的に間違っていることを証明している！データによると、関税の負担、つまり「帰着」は、圧倒的に外国の生産者や、米国以外の大企業を含む仲介業者にのしかかっている。ハーバード・ビジネス・スクールの最近の研究によると、これらのグループが関税コストの少なくとも 80% を負担している。等々

トランプ関税のコスト

当然、トランプ大統領の自画自賛に対して、多くの異論が噴出している。米国の経済指標を見ても、自画自賛を裏付けるようなものではない。2025年の米国の貿易赤字は、第1四半期に劇的な改善が見られたが、第2四半期には悪化して、元の水準に戻っている（図6-3）。また、輸出が拡大している動きも見えない。米国の製造業に黄金時代をもたらすと喧伝したものの製造業の雇用が伸びている兆候は見られない（注7）。

図6-3. 貿易収支



資料：米国国際貿易委員会（USITC）よりITI作成

関税負担（帰着）についても、外国の輸出業者ではなく、米国の消費者、生産者がほぼ全額負担しているという分析も出ている。米ニューヨーク連銀は、相互関税の90%を消費者と企業が負担しているという調査報告書を公表（2026年2月12日）した。ニューヨーク連銀の調査結果は、議会予算局（CBO）の報告書と一致している。外国の輸出業者は、関税を輸出価格に転嫁しているか、輸出数量を削減することでトランプ関税に対応をしている。トランプ関税のコストは、短期的には、関税は多くの企業で外国から調達する材料のコストを押し上げ、米国の消費者や生産者が負担することになる。

WSJ紙は、様々な視点でトランプ2.0を検証（注8）しているが、特に、懸念している点は、トランプ2.0の外交的コストである。同盟国を軽視するトランプ関税は、米国を信頼できない経済パートナーとして、同盟国から見放されるようになってきていると指摘している。EUは、2026年1月27日にインドとFTA締結で合意した。このEUインドFTAにより、世界GDPの約25%、世界貿易の約3分の1、約20億人規模の巨大な自由貿易圏が

誕生するという。EU はメルコスール（南米南部共同市場）とも FTA を合意している。アジア太平洋地域には、中国が加盟している RCEP、2017 年に米国が離脱した TPP（環太平洋パートナーシップ協定）を再構築した CPTPP（TPP12：2024 年に英国が加わり加盟国は 12 か国）が発効している。米企業は、こうした経済圏から除外され、世界貿易から置き去りにされる可能性が出てきている。

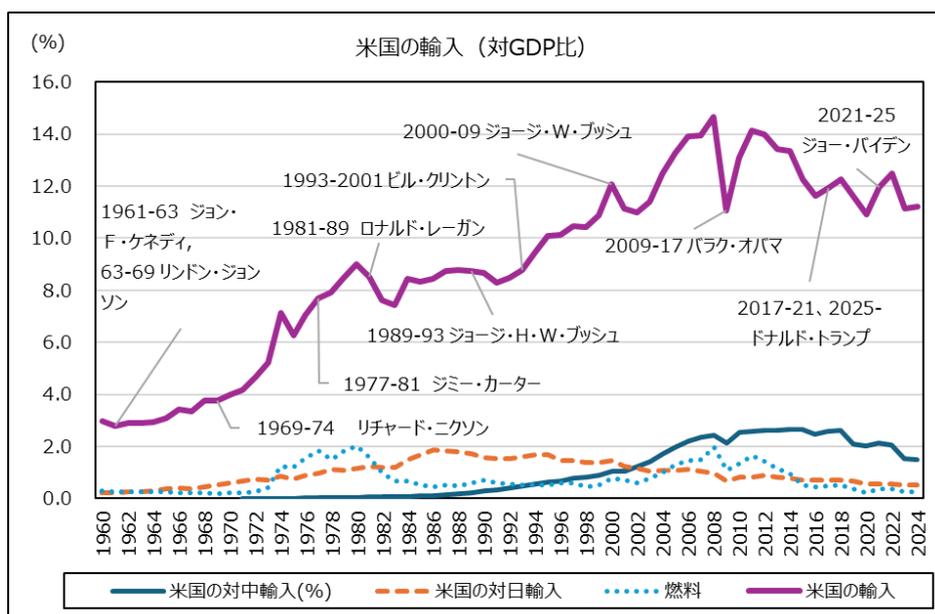
また、グリーンランドを巡り軋轢が高まっている欧州や中国との貿易交渉を進めているカナダに対して新たな関税の賦課を示唆している。こうしたトランプ大統領の場当たりな政策が、世界の貿易・投資の拡大を阻害している。

3. 米国の輸入における脱中国

米国は、中国の WTO 加盟（2001 年）以降、対中輸入依存度を高めてきた。米国の GDP に占める対中輸入の比率の推移をみると、1990 年の 0.1% が、2000 年には 1.0% にまで上昇、2000 年代に入るとさらに高まった。2005 年に 2.0% に達し、リーマンショックでやや落ち込んだ後、2014 年には 2.7% を記録した。そこから 2018 年まで、2.6% 台の高原状態が続いた後、トランプ 1.0 で、下落し始め、2023 年に 1.5% と 2% を割り込み、2003 年の水準に戻っている。

米国の輸入における中国バブルが弾けた感がある。

図 6-4. 米国の輸入（対 GDP 比）



注. 輸入額は Cost insurance freight (CIF)

資料: 輸入額; IMF「IMTS(旧 DOT)」, GDP; 世界銀行より ITI 作成

対中輸入の拡大から縮小の動きは、かつて、1970年代後半から1990年代までの米国の輸入における日本の盛衰と重なる。米国の対日輸入は、1977年に対GDP比で1.0%を超え、1986年にはピークとなる1.9%に高まった。以降、徐々に減衰して2009年に0.7%と1%を割り込み、2024年には0.5%にまで縮小している。

また、トランプ関税を契機に米国の輸入が減衰トレンドに入っているようにも見える。米国の輸入は、対GDP比で、2008年に14.7%を記録した後、リーマンショックで落ち込み、2009年は11.1%、2011年には14.1%に回復したが、ここをピークに下落し、2018年に12.3%、2024年は11.2%と2001年の水準に戻っている。

注

1 追加関税措置 季報 137

2 ロイター 2024年2月19日

トランプ米大統領は1月20日に第2次政権を発足させて以来、輸入関税について実際に幾つかの措置を発動したほか、より頻繁に発動をちらつかせてきた。

自らの政策要求をかなえるために言及した範囲は外国製品への一律関税から、特定のセクターや地域・国を対象とするものまで多岐にわたる。

ただトランプ氏は脅しの中身を何度も修正し、他国や企業は次に何が出てくるのか不透明感に直面している。

3 WSJ「トランプ氏の相互関税、世界貿易の規範からさらに逸脱へ By Gavin Bade 2025年2月13日 09:40 JST

4 ジェトロビジネス短信「トランプ米大統領、世界共通関税と相互関税課す大統領令を発表」2025年04月03日

5 ブルームバーグ「トランプ関税、1兆ドル相当の輸入品が対象外一業種で明暗分かれる」2025年8月1日

6 ジェトロビジネス短信 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/04/5bb1f59a0aca19d5.html>

7 WSJ「米製造業は後退、トランプ関税の効果なく関税は米製造業に黄金時代を呼び戻すはずだったが、これまでのところ効果はない」2026年2月3日

8 WSJ「【社説】トランプ関税は成功しているのか？本人はそうだと主張するが、有権者自身が判断するための証拠に注目しよう」2026年2月6日

第7章 トランプ関税が米中の国際競争力および グローバル・サプライチェーンに与える影響

株式会社オウルズコンサルティンググループ

チーフ通商アナリスト 福山 章子

要約

第2期トランプ政権において、関税政策は再び米国通商政策の中核に据えられ、経済安全保障や産業政策と密接に結び付けられる形で運用されている。本章では、同政権下で拡張された関税措置に加え、輸出規制や制裁といった関連政策を含め、これらが①米中両国の国際競争力、②グローバル・サプライチェーンの構造、③第三国とりわけ ASEAN 諸国に及ぼす影響を及ぼすかを分析した。関税と規制の応酬は、米中いずれか一方の競争力を一方的に低下させるという単純な帰結をもたらしているわけではなく、むしろ両国における競争力のあり方や政策手段の選択を変化させる要因ともなっている。また、関税は、貿易赤字や雇用といった短期的指標に対しては限定的な効果にとどまる一方、サプライチェーンの再編や企業行動の変化を通じて中長期的な影響を及ぼしている。関税や輸出規制が相互に作用する昨今のグローバル情勢下で、「国際競争力」は単なるコストや効率性、技術力のみならず、政策の予見可能性や需給構造等の変化に耐える適応力としても再定義されつつある。

第1節 はじめに

米国トランプ政権における関税政策は、戦後米国が主導してきた自由貿易体制を前提とする通商政策とは明確に異なる性格を有している。トランプ大統領にとって関税は単なる貿易調整手段ではなく、経済・外交・財政を横断する政策ツールとして位置付けられている。関税導入の目的は、第一に貿易赤字削減だ。トランプ大統領は貿易をゼロサムと捉え、赤字は米国が外国から「搾取」されている結果だとの認識を一貫して示してきた。次に関税はディールとしての交渉手段だ。高関税を回避する条件として米国内への投資や生産拠点の立地を求めることで、製造業の米国内回帰や雇用創出を図っている。また、減税政策

による財政収入の減少を補うための歳入確保手段としての側面も重視されている。第 2 期政権下では、この傾向がさらに強まり、関税は貿易赤字削減、国内投資誘致、歳入確保、さらには経済安全保障の確保といった複数の目的を同時に担う「万能薬」として用いられている。

とりわけ注目されるのは、関税政策が産業政策および経済安全保障政策と強く結び付けられている点だ。第 1 期トランプ政権においては、1962 年通商拡大法第 232 条に基づき、国家安全保障を理由として鉄鋼およびアルミニウム製品に対する追加関税が発動された。第 2 期政権下ではこの枠組みが維持されるだけでなく、対象分野の拡大が試みられている。自動車および同部品、半導体、重要鉱物、銅製品といった、サプライチェーン上で戦略的重要性を有する分野について、232 条に基づく調査の開始や適用可能性の検討が相次いで表明された。さらに第 2 期政権では、IEEPA (International Emergency Economic Powers Act : 国際緊急経済権限法) を関税措置の法的根拠として積極的に用いている。IEEPA は 1977 年制定の法律で、大統領が「対外から来る異常かつ尋常ならざる脅威」に対処するため、国家非常事態宣言の下で国際経済取引を規制する権限を与える制度だ。本来、国家非常事態下における金融取引や資本移動の規制を主たる対象として設計された。第 2 期トランプ政権では、この IEEPA を通商・関税政策の根拠として用いることにより、議会による個別の事前承認を経ずに、迅速かつ大幅な関税措置を発動している（ただし、その法的妥当性については裁判所で激しく争われている）。

中国に対しては、2025 年以降、IEEPA と通商法第 301 条に基づく「相互関税」等を組み合わせる形で、原則として全品目を対象に追加関税が段階的に引き上げられた。一時は 100% 超まで達した後、2025 年後半の米中合意を受けて相互関税 10% と IEEPA に基づく関税等を含め、おおむね 30% 前後の水準に再編されている。カナダ、メキシコ、ブラジル、インドなどの主要貿易相手国に対しても、例外品目を残しつつ、ほぼ全ての輸入品に最低 10% の相互関税と国別の高率追加関税が課されており、カナダ・メキシコで 25% 前後、ブラジル・インドでは 50% 程度に達している。

なお、IEEPA に基づく関税措置は、「全世界」を対象とする一律関税や、国・地域別に差別化された相互関税として設計された。ほぼすべての国・地域に対して一律 10% の追加関税が課される一方、国別には 15% や 25% の税率の上乗せが検討され、日本、EU、ASEAN 諸国を含む幅広い国が対象とされた。影響は米中にとどまらず、グローバル・サプライチェーン全体に波及している。企業は、生産拠点や調達先の再編を迫られ、サプラ

イチェーンの地理的再配置が進行している。

本稿では、以上のような関税政策を分析の起点としつつ、実際の米中間の政策運用においては、関税に加えて輸出規制や制裁的措置と組み合わせられる形で機能している点にも着目する。とりわけ米国による先端技術分野を中心とした輸出規制と、それに対する中国側のレアアース輸出規制などの応酬は、関税と並ぶ重要な政策手段として、両国の国際競争力およびグローバル・サプライチェーンに影響を及ぼしている。本稿は、こうした関税と輸出規制が相互に作用する環境を前提として、その複合的な影響を分析する。

第2節 米国の関税政策と国内影響

2025年時点で米国の平均実行関税率は約28%に達し、1909年以来の水準となるなど、歴史的に見ても極めて高い水準にある。これは、スムート・ホーリー関税法期を含む過去の高関税局面と比較しても例外的な水準であり、第2期トランプ政権下における関税政策が、戦後の米国通商政策の枠組みから大きく逸脱していることを示している。米中間の関税交渉や一部の適用除外措置により、平均実行関税率は一時的に低下する局面も見られたが、それでもなお長期的な平均値と比べて高水準にとどまっている。

しかしながら、こうした高関税政策にもかかわらず、米国の貿易収支は依然として恒常的な赤字構造から脱していない。第1期トランプ政権下で鉄鋼・アルミ関税や対中追加関税が導入されて以降も、米国の対世界貿易赤字は拡大と縮小を繰り返しつつ継続しており、関税が貿易赤字そのものを解消する決定的な手段とはなっていない。対中貿易赤字については、2018年前後をピークとして縮小傾向が見られるものの、その一方で、メキシコ、ベトナム、カナダといった国々に対する赤字が拡大していることから、赤字の「相手国」が変化したにすぎないとの評価が妥当である。

この点は、輸入構造の変化からも裏付けられる。米国の対中輸入依存度は2017年以降低下しており、2025年央時点では10%を下回る水準にまで減少している。他方で、メキシコやベトナムの輸入シェアは着実に上昇しており、関税は輸入総額の抑制よりもサプライチェーン上の調達先を中国から第三国へと移転させる効果をもたらしたとも言える。これは関税政策が貿易赤字の「削減」ではなく、「分散」をもたらした可能性を示唆している。

また、トランプ政権における関税政策の主要な政治目的である米国内製造業の復活と雇

用創出についても、経済学的観点から懐疑的な評価が示されている。例えばピーターソン国際経済研究所のロバート・ローレンス氏が2025年6月に公表したレポート「Closing the trade deficit would barely raise the share of US manufacturing employment」では、「貿易赤字を解消しても米国の製造業雇用の比率はわずかにしか増えない」と主張する。

当レポートでは、雇用を直接的に生み出すのは貿易額そのものではなく、国内で創出される付加価値であるとする。例えば、輸入品が国内生産に置き換えられた場合でも、その製品価格のすべてが国内付加価値として残るわけではなく、原材料・サービス・流通などの非製造業分を差し引いた一部にとどまる。

ローレンス氏の試算によれば、2019年時点において、米国の輸出に含まれる国内付加価値は約4,567億ドルであったのに対し、輸入に含まれる外国の付加価値は約8,605億ドルに達していた。この結果、付加価値ベースで見た米国の貿易赤字は約4,038億ドルとなり、名目貿易赤字のおよそ半分強に相当する。すなわち、貿易赤字の金額そのものが国内の雇用喪失金額とは一致せず、実際に国内の仕事として失われた部分は、その見た目よりずっと小さいと指摘する。

さらにローレンス氏は、仮に製造業における付加価値ベースの貿易赤字が完全に解消された場合を想定し、その雇用効果を推計している。その結果、増加する雇用は約280万人にとどまり、米国全体の就労者数（約1億6,140万人）に占める割合では限定的であることも示す。すなわち、製造業の雇用シェアは7.9%から9.7%へと約1.7ポイント上昇するにすぎず、関税政策によって「製造業黄金時代」が再来するとの期待とは大きな乖離があるとするこれは、製造業の雇用シェアが1950年代以降一貫して低下してきたことや、現在の中間所得層雇用に占める製造業の比率が相対的に小さいといった長期的な構造変化を背景としており、関税だけで製造業雇用を大幅に押し上げるにはもともと限界があることを示唆している。

さらに、Financial Times においてマーティン・ウルフ氏が論じた「Trump's tariffs won't deliver many jobs」（2025年10月）では、ローレンス氏の試算結果も引用しつつ、いわゆる「手に油のついた労働者」（伝統的な製造現場における肉体労働者）の増加に限れば、トランプ関税という巨大な政策的試みが、最終的には「ネズミ一匹」を生むにすぎないと比喩的に表現している。ウルフ氏は関税政策の分配面での影響にも注目している。関税は本質的に「モノ（財）」に対する課税であり、一般に低所得層ほど消費に占める財の比率が高い一方、高所得層ほどサービス消費の比率が高い。このため、関税は所得分配

の観点から逆進的（regressive）な税として機能する可能性が高く、関税によるコスト上昇は、相対的に低所得層により重くのしかかる構造を持つとしている。

ウルフ氏はまた、トランプ政権の関税政策を、かつてインドやラテンアメリカ諸国が採用した「輸入代替型工業化政策」と重ね合わせて批判している。これらの国々では、国内産業を保護することで工業化を進めようとしたものの、結果として競争力の低下や技術革新の停滞を招き、最終的には政策転換を余儀なくされた。保護された産業は、国際競争にさらされている産業と比べて効率性や革新性で劣後し、長期的な成長基盤を損なうという点が、歴史的経験として示されている。

この文脈において、ウルフ氏は、現代の米国が同様の道をたどる可能性に警鐘を鳴らしている。特に、科学技術政策やクリーンエネルギー分野における国際協調を軽視し、保護主義的手段に依存する姿勢は、長期的には米国の競争力を損なう恐れがあると指摘する。関税政策は短期的には政治的求心力を持ち得るものの、経済構造の根本的課題を解決する手段とはなり得ないというのが、同氏の結論である。

以上を踏まえると、第 2 期トランプ政権における高関税政策は、平均実行関税率を歴史的な高水準に押し上げる一方で、貿易赤字の解消や製造業雇用の大幅な回復といった目標を十分に達成しているとは言い難い。むしろ、貿易構造やサプライチェーンの地理的再編を促す効果を持ち、米国経済の構造的課題そのものを解決する手段とはなっていない。

第 3 節 中国の対応：国家主導モデルと供給面での支配的地位

第 1 節、第 2 節では米国の対応と米国内の影響を見てきた。本節では中国の対応を考察する。2026 年 1 月に公表された統計において、中国から米国への直接輸出は減少傾向を示している。米国関税の影響との分析もある。しかし、輸出減少の内実を精査すると、より複雑な構造が浮かび上がる。中国企業は米国への関税負担を回避するため、生産工程の一部を第三国に移転し、ASEAN 諸国やメキシコを経由した輸出を拡大させている。結果として、中国由来の付加価値を含む製品は、形態を変えて米国市場に供給され続けているのが現状だ。このことは、関税が中国製品を市場から排除したというよりも、サプライチェーンの経路を変更させたとも捉えられる。米国にとって重要なのは、付加価値・技術・資本がどこに残存しているかであり、その観点から見れば、中国の関与は依然としてサプライチェーンに組み込まれていると考えられる。

つまり、トランプ政権下で拡張された関税措置は、中国経済に一定の調整圧力を与えたものの、中国の国際競争力そのものを低下させたとは断言しにくい。また、輸出規制や供給制約といった非関税措置についても中国企業の行動様式や国家主導モデルの進化に影響を与えている。

Huawei（華為技術）の事例は象徴的だ。Huawei は 2019 年に米国のエンティティ・リストに追加され、米国製技術や部品へのアクセスが大幅に制限された。当初、この措置は同社の競争力を著しく損なうと予想されたが、その後の展開は異なる。Wall Street Journal の記事「The U.S. Wanted to Knock Down Huawei. It's Only Getting Stronger.」

（2024 年 7 月）によると、Huawei は米国の制裁を契機として中国政府との関係を一段と強化し、事実上の「ナショナル・チャンピオン」として再編成されたのだ。

具体的には、エンティティ・リストに追加された直後（記事では「翌日」とされている）から中国政府は、政府調達、補助金や政策金融を通じて Huawei への支援を拡大した。中国の国有企業や政府機関が通信機器、半導体、クラウドサービス、ソフトウェアの調達先として Huawei を指定する事例も増加し、同社の売上高の約 3 分の 2 は国内市場から得られる構造となった。財務報告書によれば、Huawei が 2023 年に受け取った政府補助金は約 10 億ドルに達し、これは 2019 年比で 4 倍以上に相当する。この 5 年間での累計補助額は約 30 億ドルに上り、研究開発費の一定割合を占める水準にある。かつては中国政府の支援を受けない企業であることを自負していた Huawei の様変わりだ。

このような支援の下、Huawei は米国製技術への依存度を引き下げ、自国開発部品の採用を全製品に広げる方針を明確にした。結果として、同社は通信機器分野における世界的地位を維持するとともに、高価格帯スマートフォン市場でも存在感を回復させてきた。2026 年 1 月の報道によると、Huawei は中国のスマホ市場の出荷台数で首位に振り返った。この Huawei の復活は、米国の関税・制裁政策が、中国の技術的野心を抑制するどころか、国家主導型の産業政策を通じて競争力強化を促す側面を持つことを示唆している。米国の対外的圧力が、中国の国内市場と政府支援を梃子とした内向きの成長モデルを加速させる結果となった。

また、2025 年 4 月、中国政府はトランプ政権の関税措置への対抗として、レアアース（サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウムなど）について輸出ライセンス制を導入し、規制を強化した。これらのレアアースは EV、半導体、軍需産業に不可欠で、中国は加工・供給で構造的優位を有してい

る。関税という「価格」の武器に対する「供給支配」という次元違いの対抗策となった。その結果、米国は同盟国からの代替調達や在庫積み増しを迫られ、サプライチェーンの脆弱性が露呈した。10月末の米中首脳会談で追加規制が一時停止されたものの、関税と規制の応酬は、中国の競争力を一方的に低下させるのではなく、国家主導型モデルの高度化と供給面における支配的地位の戦略的重要性を浮き彫りにする効果をもたらした。

第4節 先端産業における中国の国際競争力

中国の国際競争力を評価する際、従来は「模倣型」「追随型」といったイメージが強調されることが多かった。しかし、ITIF（Information Technology and Innovation Foundation：米国情報技術イノベーション財団）傘下のハミルトンセンターが公表した報告書「China is Rapidly Becoming a Leading Innovator in Advanced Industries」（2024年9月）は、この見方を大きく修正する必要性を提示した。同報告書は、中国が総合的にすべての分野で米国を凌駕しているわけではないものの、多くの先端産業分野において、10年以内に西側諸国と同等、あるいはそれ以上の競争力を獲得する可能性が高いとする。

同報告書の特徴は、単一の技術指標ではなく、研究開発能力、市場規模、企業行動、国家の制度的支援といった複数の要素を組み合わせることで中国の産業競争力を総合的に評価している点にある。そこでは、中国経済が高度成長段階から成熟段階へと移行する中で、大学、研究機関、民間企業のイノベーション能力が質的に変化していることが強調されている。

ITIFの分析によれば、中国はベースメタル、電気電子機器、機械、加工金属など、幅広い先端産業分野において世界市場シェアを着実に拡大してきた。1990年代には限定的であった中国企業の存在感は、2000年代以降急速に高まり、2010年代には多くの分野で世界最大の生産・輸出国としての地位を確立している。

特に注目されるのは、単なる数量ベースでのシェア拡大にとどまらず、製品の高度化と技術集約度の上昇が同時に進行している点だ。EVや電池分野では、中国企業はすでに世界市場をリード、あるいは先進国企業と同等の競争力を有していると評価されている。国内市場の規模、政府による需要創出、産業標準の主導といった要因が相互に作用した結果である。

ITIF報告書は、先進産業を分野別に整理し、中国の位置付けとキャッチアップ速度を評価している。

例えば下記のような内容だ。(2024年9月公表／2025年に一部更新)

- ・ 半導体分野では、中国は依然として先端ロジック半導体において世界トップ企業から数年の遅れを取っているものの、その差は固定的なものではなく、製造装置や材料分野への投資拡大を通じて縮小しつつある
- ・ AI分野については、中国は急速に米国に接近しており、大規模言語モデル(LLM)を含む基盤技術において、米中が事実上の双極構造を形成しつつある
- ・ 量子技術分野では、中国は量子通信で先行し、量子センサーでは米国と同等水準にある一方、量子コンピュータのハードウェア開発では依然として遅れが見られる。ただし、中国は短期的に実用化が可能な分野に資源を集中させる戦略を採用しており、効率的なキャッチアップが進行している
- ・ ロボット工学や工作機械分野では、中国はハイエンド製品で輸入依存を残しつつも、低・中価格帯市場では国産製品が広く普及している。ソフトウェアや統合システム分野における弱点を認識しつつも、発展速度そのものは極めて速く、技術規制を通じた封じ込めが長期的に有効であるとは限らない

また、ITIFは中国のイノベーションシステムについて、完全ではないものの、従来想定されていた以上に強靱であると評価している。その背景には、中国共産党による明確な戦略目標設定、重点分野への集中的投資、国内市場を活用したスケール効果が存在する。

この点で中国のモデルは、いわゆる「国家資本主義」と呼ばれる特徴を有している。政府は、国家の競争力にとって重要と判断した分野を特定し、研究開発支援、税制優遇、政府調達を組み合わせる民間企業の行動を誘導している。このモデルは、市場原理との摩擦を内包する一方で、技術キャッチアップ段階においては高い有効性を発揮している。

なお、ITIFの報告書は、中国の台頭を単なる脅威として捉えるのではなく、米国自身の産業・イノベーション政策を再構築する契機として位置付けている。具体的には、産業研究機関の設立、国家主導のDARPA(Defense Advanced Research Projects Agency:国防高等研究計画局)型組織の拡充、産業開発銀行の創設、研究開発および設備投資に対する税額控除の大幅拡充など、国家主導型の産業政策を積極的に導入すべきだと提言した。関税を中心とするトランプ政権の通商政策とは対照的である。ITIFの分析は、関税による外部圧力よりも、国内の制度・投資・人材育成を通じた競争力強化こそが、中国との技術競争において決定的に重要であると主張する。

第5節 中国のサプライチェーンの再構築と第三国の役割

米国市場へのアクセスが不安定化する中で、中国は輸出および直接投資の地理的分布を大きく転換させている。近年、中国は ASEAN および一帯一路諸国への輸出を急速に拡大している。特に ASEAN に関しては、2020 年以降、互いに最大の貿易相手となっている。

輸出構造の変化と並行して、中国から ASEAN への対内直接投資（FDI）も大幅に増加している。ASEAN 統計によれば、中国から ASEAN への直接投資フローは過去数年間で約 3 倍に拡大し、日本を上回る水準に達している。投資対象も、従来の建設・資源分野から、再生可能エネルギー、EV、電子機器、デジタルインフラといった次世代分野へと移行している。

具体例として、自動車大手の BYD（比亞迪）は、タイに大規模な EV 生産拠点を建設し、年間 15 万台規模の生産能力を有する工場を稼働させている。2025 年には、このタイ工場から欧州向けに EV を輸出する計画も報じられており、ASEAN が単なる生産拠点にとどまらず、中国企業のグローバル輸出拠点として位置付けられつつあることを示している。

また、Huawei はシンガポールに設置した研究開発施設「OpenLab」を大幅に拡充し、公共サービス、金融、交通、エネルギーなど幅広い分野でのデジタル変革を支援するエコシステム構築を進めている。中国企業が ASEAN を単なる市場としてではなく、技術開発・人材育成・標準形成の拠点としても重視しているといえる。

第 2 期トランプ政権下の米国の関税政策は、経済的影響にとどまらず、国際社会における「信頼」の構造にも変化をもたらしている。シンガポールの ISEAS（ユソフ・イシャク研究所）が 2025 年 1 月～2 月に ASEAN10 か国および東ティモールの識者・研究者・政府関係者など合計約 2,000 人を対象とした調査によれば、「自由貿易の推進者として最も信頼される国・地域」について、中国を挙げる回答が 2024 年より増加している一方、米国への信頼は相対的に低下している。この認識の変化は、必ずしも中国が一貫して自由貿易を推進してきた結果というよりも、米国が高関税政策を通じて既存の通商ルールから距離を置く姿勢を明確にしたことの反作用としても理解することができる。また、「世界の平和・安全・繁栄・ガバナンスに向けた「正しいことをする」と思うか？」という質問について、日本は比較的高い評価を維持している。他方で米国の信頼度は低下しているため、日本が米国に過度に追随する姿勢を示した場合、その信頼が損なわれる可能性もある。日本は、米中対立の文脈において、単なる同盟国としてではなく、ルール形成や制度協力を通じた独自の役割を果たす余地も有している。

第6節 国際競争力の再定義

関税と規制の応酬は、国際競争力の定義そのものを変えつつある。従来、国際競争力は生産コスト、価格、品質、技術水準といった企業レベルの要素によって評価されることが多かった。しかし、第2期トランプ政権下で顕在化したのは、国家支援や政策運用のあり方が競争力を左右する重要な要因となっているという現実だ。

米国は関税を通じて、短期的には国内産業保護や交渉上の優位性を確保しようとしたが、同時に通商ルールの予見可能性を低下させた。関税措置が裁量的に発動される状況下では、企業は長期的な投資判断を行いにくくなり、結果として投資の抑制や第三国への分散を招く。

一方、中国は国家主導型モデルへの批判を受けつつも、政策の一貫性と長期目標の明確さを通じて、企業行動を方向付けている。レアアース輸出規制に見られるように、中国は供給支配という構造的優位を戦略的に活用した。このことは、競争力が単なる市場シェアではなく、「自律性」や「不可欠性」によっても規定されることを示唆している。

こうした環境下において、ビジネスは関税や規制を一過性のコスト要因として捉えるのではなく、政策の不確実性そのものを前提条件として、調達・生産・投資・市場戦略を組み替える戦略的対応が求められている。つまりは、競争力が変化に耐える適応力としても再定義されつつある。

参考文献

Robert Z. Lawrence, The Peterson Institute for International Economics (PIIE)
「Closing the trade deficit would barely raise the share of US manufacturing employment」2025年6月

Financial Times 「Trump's tariffs won't deliver many jobs」2025年10月

Wall Street Journal 「The U.S. Wanted to Knock Down Huawei. It's Only Getting Stronger.」2024年7月

Information Technology and Innovation Foundation (ITIF) 「China is Rapidly Becoming a Leading Innovator in Advanced Industries」2024年9月

ASEAN Secretariat/United Nations 「ASEAN Investment Report」2024年10月

Yusof Ishak Institute (ISEAS) 「The State of Southeast Asia 2025 Survey Report」2025年4月

第 8 章 第 2 次トランプ政権の関税措置と韓国政府・企業の対応

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）調査部
中国北アジア課アドバイザー

一般財団法人 国際貿易投資研究所（ITI）
客員研究員 百本 和弘

要約

韓国の対米輸出は 2020 年以降、急増した。牽引役は自動車・同部品で、米国市場での韓国車の販売が堅調だったことが大きかった。韓国の対米直接投資も 2020 年代に入り大幅に増加した。対米投資の狙いは、成長する米国市場を取り込むことや、半導体・二次電池などの分野における米国政府の外資誘致政策に対応することにあつた。

2025 年 1 月に発足した第 2 次トランプ政権が新たな関税措置をとると、状況が変化した。2025 年の対米輸出は一転して減少に転じた。およそ半年間、25%の輸入関税が課せられた自動車の輸出減が輸出を押し下げた。他方、対米直接投資は、米国の関税措置に対応するかたちで、2025 年も引き続き底堅かった。

米韓関税交渉は 2025 年 7 月末に大筋合意、10 月末に合意がなされ、11 月中旬に両国共同で合意内容が公表された。合意の内容について、韓国国内では概ね肯定的に評価された。対米投資に関しては、韓国は 3,500 億ドルの対米投資（造船分野向けの米韓造船協力ファンド 1,500 億ドル、半導体をはじめとした戦略的投資 2,000 億ドル）を行うこととなった。また、韓国の大手企業も相次いで対米投資計画を発表している。

第 1 節 増加から減少に転じた米韓貿易

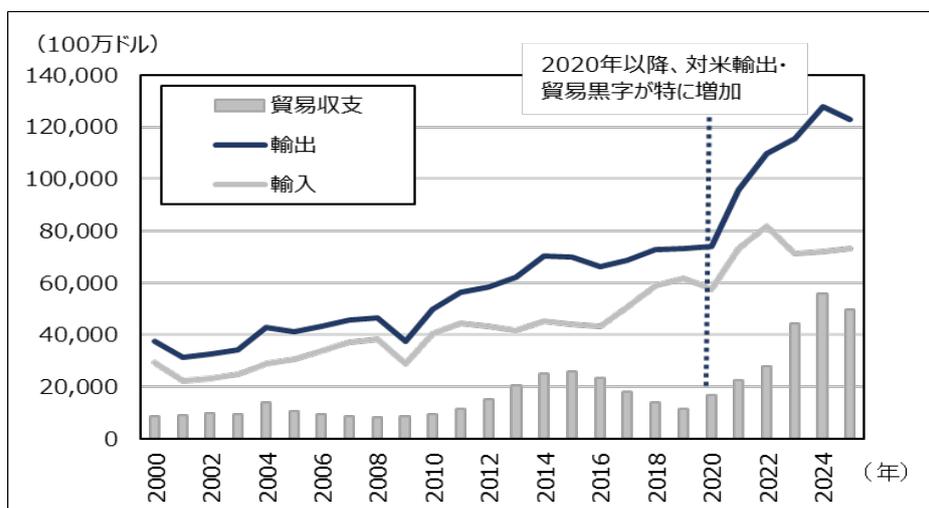
1. 増加が続いた韓国の対米輸出

韓国の対米輸出は増加傾向が続き、特に、2020 年以降、急増した（図 8-1）。品目別（韓国独自区分の MTI 3 桁ベース）で見ると、自動車〔ほとんどがガソリン乗用車、ハイブリッド車、電気自動車（以下、EV）のいずれかで、それ以外は限定的〕の存在感が大きい。2024 年における対米輸出全体に占める自動車輸出の割合は 27.2%で、2 位の半導体以下を大きく引き離している（表 8-1）。自動車に 3 位の自動車部品を加えると、その割合は 33.6%と、全体の 3 分の 1 超に達している。対米輸出を牽引したのは自動車だった。これは、現代自動車・起亜を中心に、米国市場で韓国車の販売が堅調だったことが大きい。ちなみに、現代自動車・起亜の米国市場での販売台数は 2020 年 181 万台から 2024 年には

259万台に拡大している。

ついで、2024年の韓国の対米貿易黒字を品目別にみると、対米貿易黒字が最も多かったのが自動車であった。自動車の対米貿易黒字額は、韓国の対米貿易黒字総額の6割弱に達し、2位以下を大きく引き離れた。さらに、自動車に次いで、貿易黒字額が多かったのは自動車部品であった。対米貿易黒字総額に対する自動車・自動車部品の対米黒字額の比率は7割を超えた。つまり、韓国の対米貿易黒字の主体は自動車関連であった。

図 8-1. 韓国の対米輸出入の推移



注. 2025年は産業通商部発表（2026年1月1日）の暫定値

出所：韓国貿易協会、産業通商部

表 8-1. 韓国の品目別対米輸出・貿易黒字上位 10 品目（2024 年）

(単位：100万ドル、%)

順位	輸出			貿易収支		
	品目名	金額	構成比	品目名	金額	貿易黒字総額に対する比率
1	自動車	34,744	27.2	自動車	32,564	58.5
2	半導体	10,680	8.4	自動車部品	7,899	14.2
3	自動車部品	8,220	6.4	半導体	7,429	13.4
4	コンピュータ	5,785	4.5	コンピュータ	5,115	9.2
5	石油製品	5,105	4.0	石油製品	4,313	7.8
6	乾電池・蓄電池	3,910	3.1	乾電池・蓄電池	3,844	6.9
7	その他機械類	2,636	2.1	その他機械類	2,413	4.3
8	原動機・ポンプ	2,352	1.8	冷蔵庫	1,714	3.1
9	電力用機器	2,323	1.8	建設鉱山機械	1,697	3.1
10	プラスチック製品	2,105	1.6	電力用機器	1,661	3.0
	合計	127,761	100.0	合計	55,629	100.0

注 1. 品目区分は韓国独自の MT13 桁ベース。

注 2. 合計は、その他を含む。貿易赤字の品目もあるため、貿易黒字上位 10 品目の合計黒字額（686 億 4,900 万ドル）は、貿易黒字総額を上回る。

出所：韓国貿易協会データベース

2. 2025年の対米輸出総額・貿易赤字と品目別対米輸出の動向

前述のように、韓国の対米輸出は2020年以降、急増したが、2025年に入り、状況は一変した。同年の対米輸出（暫定値）は前年比3.8%減の1,228億6,500万ドルと、減少に転じた（前掲の図8-1参照）。これは、2025年1月に発足した第2次トランプ政権が新たな関税措置を講じたことが大きな影響を与えている。米国の韓国からの輸入関税は、従来は米韓FTAに基づき、ほとんどの品目が無税であった。ところが、2025年3月12日以降、鉄鋼・アルミに25%（6月4日以降は50%。8月18日以降、品目追加）の輸入関税が課せられた。ついで、4月3日以降、自動車に25%の関税が課せられた（自動車部品は5月3日から25%）、さらに、4月5日以降、10%の相互関税（ベースライン関税）が課せられた（8月7日以降、25%）。このような相次ぐ関税措置は韓国の対米輸出に影響を与えた。ちなみに、2025年の対米輸出実績について、韓国・産業通商部（日本の経済産業省に相当）は2026年1月1日発表のプレスリリースで、「半導体、バイオなど米国の関税例外品目の輸出は増加したが、自動車・鉄鋼など、関税対象品目は減少し、全体で減少した」としている。

対米輸出の減少を詳しくみるために、品目別にみてみよう。執筆時点では2025年通年の品目別対米貿易統計が公表されていないため、2025年1～11月の品目別対米輸出をみると、自動車と自動車部品の減少率が大きい（表8-2）。ちなみに、2025年1～11月の対米輸出減少額全体（53億2,928万ドル）に占める自動車、自動車部品の対米輸出減少額の割合は、それぞれ85.4%、10.0%となった。これら2品目だけで、対米輸出減少分全体の95.4%を占めたわけで、対米輸出額の減少は、自動車と自動車部品の輸出額減少によるところが大きいことが確認できる。ちなみに、第2位の対米輸出品目の半導体は、半導体価格上昇を受けて、大幅に増加している。

なお、自動車について、数量ベースで同期間の対米輸出をみると6.2%減となった。つまり、自動車の対米輸出は、輸出数量減と輸出単価下落の二つに起因するものである。米国における現代自動車・起亜の販売は堅調であることから、輸出数量減の原因の一つとして完成車輸出から米国現地生産への代替が考えられる（その他に、米国での完成車在庫、現代自動車グループ以外の中堅自動車企業の動向などもみる必要がある）。ちなみに、米国現地生産への代替に関しては、現代自動車グループは2025年3月に米国ジョージア州で新工場「現代自動車グループ・メタプラント・アメリカ」（当初の年間生産能力は30万台）の竣工式を行い、新工場が本格稼働に入った。また、輸出単価について、1トン当た

り対米自動車価格をみると、2024年1万5,074ドルから、2025年1～11月は1万3,880ドル（2024年同年比8.3%低下）と、輸出単価が下落している。これは、為替レートの変動（ウォン安ドル高）とともに、関税賦課分の一定割合を韓国本社が負担した結果と考えられよう。

表 8-2. 韓国の品目別対米輸出（2025年1～11月）

（単位：100万ドル、%）

品目	金額	前年同期比
自動車	27,489	△ 14.2
半導体	11,655	26.6
自動車部品	7,006	△ 7.1
石油製品	5,034	6.6
コンピューター	4,594	△ 6.4
乾電池・蓄電池	3,311	△ 3.6
電力用機器	2,654	30.5
原動機・ポンプ	2,289	6.1
無線通信機器	2,220	79.5
石鹼・歯磨き粉・化粧品	2,028	16.1
合計（その他を含む）	110,525	△ 4.6

注. 品目区分は韓国独自区分のMTI 3桁による。

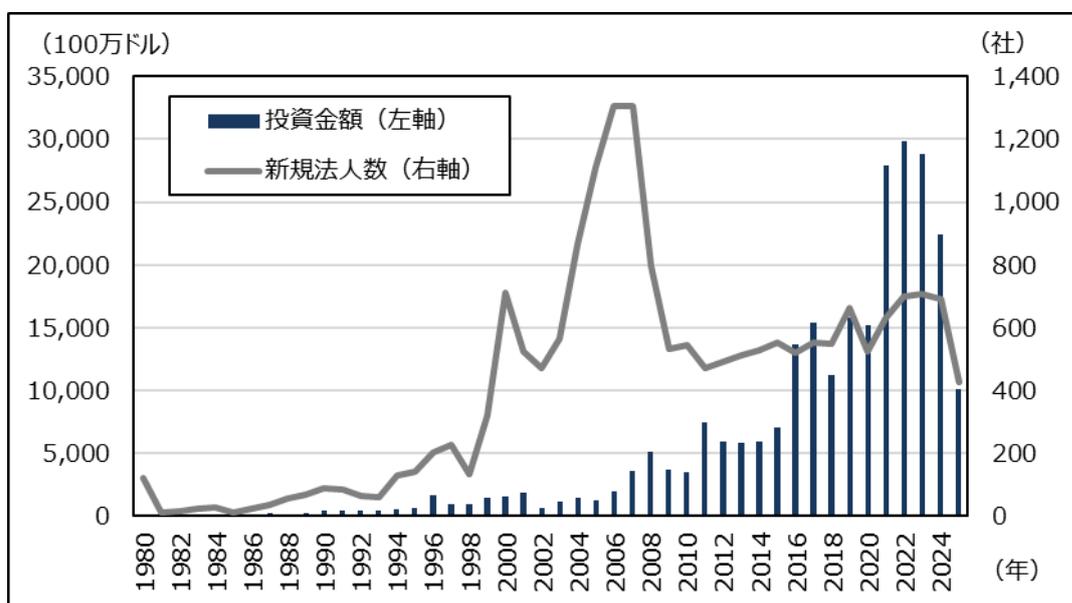
出所：韓国貿易協会データベース

第2節 引き続き堅調な韓国の対米直接投資

1. 2020年代に増加した韓国の対米直接投資

韓国の対米直接投資額は増加基調が続き、特に、2021年に急増した。2022年にピークを付けた後、減少に転じたものの、依然として2020年に比べると投資額の水準ははるかに高いことから、韓国の対米直接投資が活発な状況が続いているとみるべきである（図8-2）。

図 8-2. 韓国の対米直接投資の推移（実行ベース）



注：2025年は1～6月

出所：韓国輸出入銀行データベース

2021年以降の対米直接投資を牽引した業種は製造業と金融・保険業である。このうち、製造業については、「蓄電池製造業」と「メモリー用電子集積回路製造業」が増加しており、二次電池関連や半導体の投資が対米直接投資を牽引したことが分かる。これら2業種の対米直接投資が増加したのは、(1) 米国市場の拡大が見込まれたこと、(2) バイデン前政権がCHIPSおよび科学法（CHIPSプラス法）、インフレ削減法（IRA）といった対内直接投資を誘導する産業政策を採用したためである。

二次電池関連については、LGエナジーソリューション、SKオン、サムスンSDIの二次電池大手3社全てが米国で一斉に新工場を建設している。新工場は2025年以降、順次稼働する予定となっている。また、当初の予想ほど米国のEV市場が拡大していない半面で、ESS（電力貯蔵システム）需要が拡大していることから、米国で生産する二次電池の用途をEVからESSに変更する例なども出てきている。さらに、一部の韓国の二次電池材料企業の間でも、米国で生産拠点を構築する動きがみられる。

半導体については、サムスン電子が21年11月、170億ドルを投じ、テキサス州テイラー郡にファウンドリ工場を新設する計画を発表した。新工場では5G、HPC（ハイパフォーマンス・コンピューティング）、AI（人工知能）などのさまざまな分野の先端システム

半導体を生産するとした。さらに、韓国メディアによると、同社は 24 年 4 月、投資額を 450 億ドルに増やし、工場を追加建設し、先端パッケージング、研究開発施設も構築することとした。このような経緯を経て、現在、同社は工場建設を進めているところである。また、SK ハイニックスもインディアナ州ウェストラファイエット市で 38 億 7,000 万ドルを投資して、AI 製品用のメモリーパッケージング工場と先進パッケージング製造・研究開発施設を建設する計画を進めている。

他方、金融・保険業は、投資会社としての持ち株会社設立やベンチャーキャピタル投資などが中心である。持ち株会社は投資会社としての性格が濃い。つまり、金融・保険業の対米直接投資は、米国企業への出資、米国企業の買収を狙った投資が中心といえる。

表 8-3. 韓国の業種別対米直接投資の推移（2000 年～2025 年上半期、実行ベース）

（単位：100万ドル）

業種名	年	2020	2021	2022	2023	2024	2025
農業・林業・漁業		3	42	7	2	2	1
鉱業		66	253	3	4	6	15
製造業		2,333	4,756	7,604	10,818	6,585	3,064
食料品製造業		62	613	125	62	115	69
飲料製造業		2		0			0
繊維製品製造業（衣服を除く）		6	6	11	15	22	3
衣服・衣服アクセサリ・毛皮製品製造業		1	1	16	3	22	8
皮革、かばん、靴製造業			3	4	2	1	0
木材・木工製品製造業（家具を除く）		0	1	0			
パルプ・紙・紙製品製造業		0	0	1	3	5	1
印刷・記録媒体複製業						0	
コークス・練炭石油精製品製造業		0	1	0	0	0	0
化学物質・化学製品製造業（医薬品を除く）		182	178	2,123	728	1,069	163
医療用物質・医薬品製造業		265	296	197	787	328	191
ゴム・プラスチック製品製造業		41	18	15	20	119	8
非金属鉱物製品製造業		93	48	32	265	25	5
一次金属工業		1	19	14	224	48	22
金属加工製品製造業（機械・家具を除く）		49	350	16	94	72	13
電子部品・コンピュータ・映像・音響・通信装置製造業		618	1,461	1,754	2,834	278	21
医療、精密、光学機器・時計製造業		32	35	158	57	121	31
電気機装置製造業		736	1,284	2,470	4,858	3,638	2,160
その他機械・装置製造業		41	22	109	156	303	254
自動車・トレーラー製造業		125	311	291	639	384	109
その他輸送機械製造業		28	10	82	65	2	2
家具製造業		35	30	1	1		
その他製品製造業		18	67	184	5	30	4
産業用機械・装置修理業					1	2	
電気・ガス・蒸気・空気調節供給業		610	473	1,609	116	278	132
水道・下水・廃棄物処理・原料再生業		0	7	467	1	88	43
建設業		82	326	36	108	36	33
卸売り・小売り		547	1,458	701	989	761	507
運輸・倉庫業		112	741	43	74	206	127
宿泊・飲食店業		963	69	84	820	628	61
情報通信業		2,801	2,473	2,325	1,635	1,681	828
金融・保険業		4,457	11,804	11,873	11,613	9,761	4,107
不動産業		2,748	3,594	3,380	1,640	1,184	572
専門・科学・技術サービス業		348	1,694	1,470	881	1,020	501
事業施設管理・事業支援・賃貸サービス業		52	201	69	55	63	54
公共行政・国防・社会保障行政		6	0	0	0	0	0
教育サービス業		8	6	9	2	2	1
保健業・社会福祉サービス業		39	18	27	20	69	37
芸術・スポーツ・余暇関連サービス業		35	7	94	42	13	20
協会・団体・修理・その他個人サービス業		4	7	17	2	29	2
世帯内雇用活動・他に分類できない自家消費生産活動		0	0	0	0	0	0
不明		0	0	0	0	0	1
合計		15,215	27,930	29,817	28,823	22,412	10,107

注 1. 2025 年は 1～6 月

注 2. ブランクは実績がないことを、0 は実績があるものの小数点以下を四捨五入した結果、0 になったことを示す。

出所：韓国輸出入銀行

2. 第2次トランプ政権発足以降の韓国企業の対米投資事例

トランプ政権の関税政策は、製造業を中心に韓国企業の対米投資に影響を及ぼし始めている。そこで、トランプ政権発足後の製造業分野での韓国企業の対米投資事例をみてみた（表 8-4）。表のように、二次電池、自動車、ロボットをはじめとした幅広い製造業分野で、拡大する米国市場の取り込み、米国企業への出資や米国企業の買収、トランプ政権の関税政策に対応した動きが活発化している。例えば、拡大する米国市場の取り込みに関しては、HD 現代エレクトリック（1月）、LG エナジーソリューション（6月）のように、データセンター、ESS 関連の動きがみられる。米国企業への出資・米国企業の買収に関しては、サムスン電子（5月）、斗山ロボティクス（7月）のように、米国企業の技術力などを活用し自社事業の強化を図る事例がみられた。トランプ政権の関税政策に関しては、ハンコック &カンパニー・グループ（3月）やポスコ・グループ（4月）のように、米国の生産拠点を新增設する動きがみられる。

表 8-4. 製造業分野における韓国企業の対米直接投資事例
(第2次トランプ政権発足時～8月中旬)

月	韓国企業名	総投資額	概要
1月	HD現代エレクトリック	-	米国では、政府の電力網現代化とデータセンター需要拡大を背景に電力機器市場が拡大している。当該市場を獲得するため、2026年初めまでにアラバマ州の超高压変圧器の生産能力を最大で50%増強する。
	LG電子	-	同社のロボット事業強化の一環として、シリコンバレーに本社を置くベアロボティックスの株式30%を追加取得することを取締役会で議決。これにより、出資比率は51%に。
2月	ハンファオーシャン	1,532億ウォン	投資財源の確保のため、米国現地法人に追加出資。
	シンソンST	144億ウォン	車載用・ESS（電力貯蔵システム）用電池コア部品の量産に向けた設備投資資金を確保する目的で、米国現地法人に追加出資。
3月	暁星重工業	-	テネシー州メンフィス市所在の変圧器工場の生産能力を2倍に拡張する計画を策定。2024年に6%だった米国変圧器市場におけるシェアを2年以内に10%超に引き上げる。
	L&F	145億ウォン	EV・ESSなど向け電池用LFP（リン酸鉄リチウム）正極材企業のミトラ・フューチャー・テクノジーズの株式3.3%を取得。同社との戦略的協業関係の強化が目的。
	現代自動車グループ	210億ドル	「自動車」「部品・物流・鉄鋼」「未来産業・エネルギー」の3部門で、2025年から2028年までの4年間で210億ドルを投資すると発表。
	ハンコック&カンパニー・グループ	-	同グループ傘下で持株会社でもあるハンコック&カンパニーは、テネシー州所在の鉛蓄電池工場の生産能力を倍増する計画を策定。同じく同グループ傘下のハンコックタイヤは、同州所在のタイヤ工場の生産能力を年550万本から年1,200万本に拡大する計画を策定。米国の自動車部品関税賦課リスクに対応する目的。
4月	LGエナジーソリューション	3兆562億ウォン	GMとの合弁会社アルティウム・セルズのミシガン州ホランド市の第3工場の買収を発表。新規増設投資負担を最小化し、既存の設備運用を効率化する狙い。
	LSエレクトリック	2億4,000万ドル (2030年までの追加投資)	テキサス州バスタープ郡に建設していた生産設備の竣工式を開催。データセンターなどに納品する低・中圧配電システムを本格生産へ。2030年までにさらに生産規模を拡大し、米国における「電力企業トップ4」入りを目指す。
	ポスコ・グループ	-	鉄鋼・二次電池分野の相互協力に向けた業務提携を現代自動車グループと締結。米国では、現代製鉄が2029年稼働を目標にルイジアナ州で建設する製鉄所に、ポスコ・グループが出資する。ポスコ・グループの狙いは米国の鉄鋼関税に対する対応。
	ハンセモビリティ	-	自動車駆動システム・インフォテインメント・自動走行システムなどを生産する同社は、米国での生産規模を3倍に拡大する計画を発表。既存のミシガン州の工場を、最大顧客のステランティスのデトロイト工場近くに移転・拡張する。第2次トランプ政権の米国現地生産化の流れを受けたもの。
	LS電線	6億8,100万ドル	バージニア州チェサピーク市で米国最大規模の海底ケーブル工場を着工。韓国企業としては、第2次トランプ政権発足以降に韓国企業が着工した初の大型案件。
5月	サムスン電子	3億5,000万ドル	米国子会社ハーマンインターナショナルを通じ、医療機器大手マシモのオーディオ事業部を買収する契約を締結。ハーマンインターナショナルとのシナジー効果、サムスン電子の携帯電話・テレビ・家電事業とのシナジー効果を期待。
	トゥナム	92億ウォン	ブロックチェーン企業の同社の子会社・投資会社トゥナム&パートナーズが米国の飲料自動化ロボット・スタートアップのポトリスタに出資。
	サムスンSDI	-	2027年完成予定のインディアナ州のGMとの合弁工場にLFP電池の生産ラインを導入することを決定。GMが車両価格引き下げのために当初生産予定だった三元系電池をLFP電池に変更することを要請したため。
	LGエナジーソリューション	-	GMとの合弁でテネシー州で建設中の工場の生産ラインの一部をLFP生産ラインに変更することを決定。
6月	LGエナジーソリューション	-	ミシガン州ホランド市の工場でESS用LFP電池の量産を開始。
7月	韓国コルマー	-	ペンシルバニア州で建設していた米国第2工場を竣工。新工場では米国で人気の基礎スッケンケア・サンクア化粧品を生産する予定。
	斗山ロボティクス	356億ウォン	米国のロボットソリューション企業のワンエクシア持ち分89.59%を買収すると発表。自社の人工知能（AI）プロジェクトのノウハウと、ワンエクシアが保有するロボット関連の技術・ノウハウを組み合わせて、ロボット開発やソリューション事業を推進する狙い。
	サムスンSDI	-	従来、米国のESS向け電池は韓国から全量、輸出していたが、相互関税（15%）に対応すべく、ステランティスとの合弁会社で生産へ。
8月	LG化学	-	テネシー州に年産6万トンの正極材工場を建設。

出所：国際貿易投資研究所；141号特集 トランプ関税政策の影響及びその対応「トランプ政権の関税政策が韓国の対米輸出・直接投資に及ぼす影響と韓国企業の対応」に加筆して作成

第3節 米韓関税交渉の経緯と結果

1. 合意内容の概要

第2次トランプ政権発足後の関税に関する米韓間の交渉の経緯は概ね次のとおり（日付は韓国時間。関税賦課については前述と重複）。

- ・ 2025年3月12日、鉄鋼・アルミニウムに25%（6月4日以降は50%。8月18日以降、品目追加）の輸入関税を賦課。
- ・ 4月3日以降、自動車に25%の輸入関税を賦課（自動車部品は5月3日から25%）
- ・ 4月5日以降、10%の相互関税（ベースライン関税）が課せられた（8月7日以降、25%）。
- ・ 4月24日 初の閣僚級交渉を実施し、関税撤廃を視野に協議を開始することで合意。
- ・ 4月30日 産業通商資源部（当時）の担当者が訪米し、USTRと協議。
- ・ 7月30日 米韓首脳会談で両国が大筋合意。米国は韓国産輸入品に15%の相互関税を適用し、韓国は3,500億ドル規模の対米投資、1,000億ドル規模のエネルギー購入などを約束。韓国政府は、「米・牛肉などセンシティブな品目は追加開放しなかった」と発表。
- ・ 10月29日、APEC首脳会議（韓国・慶州）を機に米韓首脳会談を開催。関税交渉で両国が合意。
- ・ 11月14日、米国政府が共同ファクトシートを公表、両国は対米投資に関するMOU（覚書）に署名。

上記のように、米韓関税交渉は10月29日に合意され、その内容が11月14日に公表された。米国側が発表した共同ファクトシート（英文）には、(1) 重要産業の再建と拡大、(2) 外国為替市場の安定、(3) 商業的連携の強化、(4) 相互貿易の促進、(5) 経済繁栄の保護、(6) 米韓同盟の現代化、(7) 朝鮮半島や地域問題に関する協力、(8) 海洋・原子力分野のパートナーシップ深化の8項目が含まれた。これらのうち、米国の追加関税や韓国の対米投資など通商面に関する主な内容は表8-5のとおり。さらに、米韓戦略的投資に関する了解覚書（MOU）の概要は、表8-6のとおり。

表 8-5. 共同ファクトシートの概要（通商分野）

項目	内容
相互関税率の修正、一部対象外品目の設定	相互関税率を、MFN税率（米韓自由貿易協定を適用する場合はその税率）、または15%のうち、より高い税率へと修正する。
	ジェネリック医薬品や米国で入手不可能な特定の天然資源などが掲載された「連携パートナー向け潜在的関税調整（Potential Tariff Adjustments for Aligned Partners）」リスト上の品目や、航空機・同部品に対する追加関税を撤廃する。
1962年通商拡大法232条に基づいて課される追加関税率の修正	自動車・同部品（注）、木材・製材とその派生品に対して課されている追加関税率をMFN税率（米韓自由貿易協定を適用する場合はその税率）、または15%のうち、より高い税率へと修正する。
	追加関税など輸入制限措置の発動に先立つ232条に基づく調査が行われている医薬品については、15%を超えない範囲で追加関税を課す。
	半導体および製造装置については、韓国と同等以上の貿易量を持つ他国の製品に適用される税率を超えない範囲で、韓国の製品への関税率を設定する。
対米投資の促進	造船セクターに対する1,500億ドルの対米投資と、米韓で締結される戦略的投資に関する覚書（MOU）に基づく2,000億ドルの対米投資を行う。なお、韓国は毎年200億ドルを超える金額を負担することは求められない。
その他通商面の合意事項	米国で製造され、米国で安全が認証された乗用車について、これまで設定していた年間5万台までの輸入制限措置を撤廃し、追加試験なしで受け入れる。また、国内での排ガス認証プロセスに際し、米国認証当局に提出された書類以外の追加書類を要求しない。

注：中・大型トラック・同部品は追加関税率修正の対象外。

出所：ジェトロ・ビジネス短信「トランプ米政権、10月末の米韓首脳会談に関する共同ファクトシート発表」（2025年11月18日）を基に作成

表 8-6. 米韓戦略的投資に関する了解覚書（MOU）の主な内容

項目	内容
総論	2025年7月30日に発表された米国と韓国間の合意を忠実に迅速に履行することを約束する。 韓国および韓国企業が経済および国家安全保障上の利益を促進するため、多様な分野にわたり米国に投資することが両国双方の最善の利益に合致することを認識する。 総投資には、米国が承認した造船分野における1,500億ドルの投資（以下「承認投資」）と、韓国が投資することを約束した2,000億ドルの追加投資（以下「投資」）も含まれることを確認する。
投資の選定	米国大統領は投資委員会の推薦を受け投資を選定する。投資委員会は商業的に合理的と判断される投資のみを大統領に推薦する。
投資の実行・運営	米国大統領は投資および承認投資を推薦し監督するための投資委員会を設置する。
	投資委員会は米国商務長官が委員長を務め、投資委員会が随時選定するその他の委員で構成される。
	投資委員会は、大統領に投資を勧告する前に、韓国と直接、または産業通商部長官が委員長を務め、韓国と米国が指名した者で構成される協議委員会を通じて韓国と協議する。
資金調達	韓国は各年度ごとに総額200億ドルを超える投資金額の調達を要求されない。
	米国は可能な場合、(A) 投資および承認投資対象プロジェクトに対する米国連邦土地の賃貸、アクセス、用水、電力および/またはエネルギー供給を提供し、(B) 購入契約を取りまとめようとする。米国は投資および「承認投資」対象プロジェクトに関連して適用される関連規制手続きを加速する。
韓国のベンダー、供給業者、プロジェクト管理者	投資特別目的会社（以下「SPV」）、プロジェクトSPV、投資および投資対象プロジェクトに商品およびサービスを提供するベンダーおよびサプライヤーを選定するにあたり、米国は可能かつ利用可能な場合、韓国のベンダーおよびサプライヤーを選定しなければならない。 米国は可能かつ利用可能な場合、各プロジェクトについて韓国が推薦するプロジェクトマネージャーを選定しなければならない。
キャッシュフローと分配	米国は新たな投資SPVを設立する。韓国は投資資金を直接投資SPVに調達するか、韓国機関またはその他の団体が投資資金を直接投資SPVに調達するよう手配する。
	投資SPVはプロジェクトSPVから受領した全ての分配金を毎年ドル建てで、以下の優先順位に従い分配するものとする。(A) まず、みなし分配額に相当する全額が米国と韓国にそれぞれ分配されるまで、米国に50%および韓国に50%（米国税控除後）、(B) その後は米国に90%、韓国に10%（米国税控除後）。
投資分野	米国における投資は、経済および国家安全保障上の利益の増進に寄与する分野に集中する予定。これには造船、エネルギー、半導体、医薬品、重要鉱物、人工知能・量子コンピューティングなどが含まれるが、これらに限定されない。
法的性格	米国と韓国は、それぞれの国内契約、法律及び政策を遵守する意思を表明する。
	本覚書は、米国と韓国間の行政的合意として、法的拘束力のある権利および義務を生じさせるものではない。

出所：「米韓戦略的投資に関する覚書（MOU）」（英語）を基に作成

2. 韓国メディアの評価

公表された共同ファクトシートについて、韓国メディアはおおむね肯定的に評価した。公表を受けた主要経済紙・日刊紙の社説（全て、11月15日付、電子版）における通商分野についての内容をみると、次のとおりである。

総論では各紙とも、韓国政府は米韓交渉で一定の成果を上げた、韓国企業の不確実性解消に有効だとし、肯定的にみている。「韓国経済新聞」は、「今回のファクトシートは、わが国の経済安保の不確実性を解消し、韓米同盟を安保と経済、先端技術を包括する真の

『未来型戦略的包括的同盟』へと格上げた点でその意義は極めて大きい」としている。

「ソウル経済新聞」は、「EU や日本などと比べ交渉期間は長かったが、一定の成果を上げたのは、二度の韓米首脳会談を通じた両国首脳の信頼が築かれた結果と言える」としている。「中央日報」は、「今回の合意成立により、韓国の通商・安保上の不確実性は大幅で解消された。これまで競合国より高い関税適用で苦境に陥っていた産業界は安堵の表情を見せている」としている。「東亜日報」は、「これまでファクトシートの公開が遅れていたことから、米国側の無理な要求があるのではないかという懸念が大きかったが、首脳会談で合意した内容がほぼそのまま文書で公表され、トランプ発の関税不確実性が払拭された」としている。

個別品目で特に関心が高かった自動車、半導体関税についても、韓国製品が他国産製品に比べ不利な条件にならなかったことに対して、肯定的に評価している。「韓国経済新聞」は「自動車・部品、原木・製材木・木材製品の関税を 15%に引き下げ、半導体は他国より不利でない条件を韓国に適用することを約束させた。当初懸念された『関税爆弾』を回避し、事実上の最恵国待遇を保証された点は歓迎すべきだ」と述べた。「ソウル経済新聞」は、「半導体関税を『可能な限り不利にならないように』確定した点は大きな成果として挙げられる」と述べた。

対米直接投資については、機会ではあるがリスクも少なくないとの見方が示されている。「韓国経済新聞」は「成功した投資につながれば、米国中心のグローバルサプライチェーンに乗り、莫大な果実を得られる。中国が先端産業で米国の牽制を受けることだけでも、中国に追われる我々にとって有利となり得る」「問題は『一つの籠に卵を盛る』ような集中投資に伴うリスクだ。現地で投資効率が低下したり、グローバル企業との競争で押され元本回収すら困難になれば、我が国経済と産業に致命傷となる」と報じた。

全般的に肯定的な評価が多い一方で、残念だった点や、今後の課題として残された点も指摘された。前者については、鉄鋼関税が高率のまま引き下げられなかったことが挙げられる。「ソウル経済新聞」は、「韓国の主力産業の一つである鉄鋼分野で 50%の品目関税を引き下げられなかった点は残念な点である」と述べた。後者については、例えば対米直接投資について詳細なルールが定まっておらず、詳細なルール作りが今後必要という点が指摘されている。「中央日報」は、「しかし、乗り越えるべき山は少なくない。対米投資に関してはガイドラインが発表されただけで、具体的な投資時期や投資先、方式などはまだ明確ではない」と述べた。中国との関係に関連し、「今回の合意に対する中国の敏感な反応

も管理が必要だ」と述べた。「東亜日報」（同日）は対米投資について言及した後、「今後、詳細な後続協議で最後まで細部まで気を配り、国益を最大化する方策を見出す必要がある」と述べた。

第4節 主要企業が発表した対米投資計画

2025年7月30日に行われた米韓首脳会談で米韓関税交渉が大筋合意されて以降、韓国の主要企業はどのような対米投資計画を発表したのだろうか。

2025年8月の李在明大統領訪米に合わせ、韓国の主要企業グループのトップなどで構成された経済視察団も訪米した。8月25日（米国時間）、日本の経団連に相当する韓国経済人協会の柳津（リュ・ジン）会長はワシントンで開かれた米韓ビジネスラウンドテーブルで、韓国経済界を代表して、「韓国企業は1,500億ドルの大規模対米投資を計画している」と発表した。また、それに先立ち、大手企業グループは韓国政府に具体的な投資計画を提出したもようである。1,500億ドルの内訳は公表されていないが、韓国メディアは計画の一部を報道している。

次いで、10月29日に韓国・慶州で開かれた米韓首脳会談後、ホワイトハウスは **Fact Sheet** を発表し、具体的な韓国企業の投資計画を公表している。さらに、8月末以降、主要企業の対米投資計画がされている。主要企業の対米投資計画について、ホワイトハウスの発表に基づき、さらに、各種韓国メディア報道で情報を補完し、主要企業の対米投資計画をまとめた（表8-7）。

表 8-7. 韓国の主要グループ・企業の米国向け投資計画

グループ名	企業名	内容	備考
サムスン	サムスン電子	ファウンドリー（半導体委託生産）拠点構築のために2030年までにテキサス州テイラーに170億ドルを投資することとしていたが、2024年に投資額を370億ドルに増額。アップルなどからの受注拡大に対応。	
	サムスン重工業	MASGA（米国の造船業を再び偉大に）プロジェクトの一環として、米国NASSCO（造船設計・船用工業企業）などとMOUを締結、米国の海軍用船舶・商船建造に進出へ。	
SK		崔泰源SK会長が訪米を契機に半導体・二次電池・エネルギーなどの戦略産業で対米投資をさらに拡大する意向を表明。総投資額は130億ドル。	
	SKハイニックス	インディアナ州ウエストラファイエットで38億7,000万ドルを投じ、次世代HBM生産のための半導体後工程工場を建設。	
現代自動車	現代自動車	2025年3月に210億ドルの投資計画を発表、同年8月に50億ドルの追加投資計画を発表。傘下企業がロボットを生産する構想。	
	現代製鉄	ルイジアナ州に総額58億ドル規模の電気炉製鉄所建設計画を発表。原料から製品まで一貫工程を備えた自動車鋼板特化の製鉄所と位置付ける。年産270万トンの熱延・冷延鋼板などを生産する予定。	
LG		二次電池、家電などの主力産業に関連した米国向け投資を増やす方針を表明。	
	LGエナジーソリューション	ミシガン州とアリゾナ州で独資の二次電池工場を建設中。ジョージア州で現代自動車と、オハイオ州でホンダとそれぞれ合弁工場を建設中。	
ポスコ	ポスコインターナショナル	米国のReElement Technologiesと提携し、米国に拠点を置く垂直統合型希土類分離・精製・磁石生産複合施設を立ち上げ。高付加価値のモビリティ用磁石生産に重点を置く。アラスカ州のLNG事業開発企業のグレンファーンと基本合意書（HOA）を締結。韓国企業初のアラスカLNG事業参加。	a
	ポスコ	現代製鉄がルイジアナ州で推進中の電炉製鉄所建設プロジェクトに出資。出資率は20%、出資額は約5億8,200万ドル。	
ハンファ	ハンファオーシャン	ペンシルベニア州フリー造船所の労働力強化と現行生産能力の10倍超拡大を目指す50億ドル規模のインフラ計画を発表。	a
HD現代	HD現代	米国造船所の近代化、サプライチェーン強化、自律航行・デジタル化・自動化などの新技術導入に向けた50億ドル規模の投資プログラムで、サーベラス・キャピタル・マネジメントと提携する。	a
CJ	CJ第一製糖	サウスダコタ州で5億ドルを投じ、マンドウ（韓国式ギョウザなど）工場を建設。	
LS		海底ケーブル、電力機器、巻線などを含む米国の電力網インフラに2030年までに30億ドルを投資。	a
	LSケーブル	米国子会社であるLSグリーンリンクが、バージニア州に6億8,100万ドルの製造施設を建設中。	a
永豊	高麗亜鉛	11兆ウォン（高麗亜鉛が約5億8,500万ドル、残りは投資家の出資や米国政府の補助金）を投じ、テネシー州に統合精錬所を建設。2026年に着工し、2029年に生産開始予定。生産品にはトランプ政権が重要鉱物に指定する11品目も含む。	

注. 備考欄の「a」は、米国ホワイトハウス「Fact Sheet: President Donald J. Trump Brings Home More Billion Dollar Deals During State Visit to the Republic of Korea」（2025年10月29日）に基づく。無印は韓国各種メディアに基づく。

出所：ホワイトハウス、各種韓国メディアを基に筆者作成

参考文献

国際貿易投資研究所；141号特集 トランプ関税政策の影響及びその対応 「トランプ政権の関税政策が韓国の対米輸出・直接投資に及ぼす影響と韓国企業の対応」

第9章 トランプ関税の日本の対米投資や製造業への影響

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)

研究主幹 高橋 俊樹

要約

- 米国の関税措置に関する日米協議は難航したが、日本時間の2025年7月23日に合意に達した。トランプ大統領は日本に対して自動車関税と相互関税を15%に引き下げ、日本は80兆円の対米投資の実施に合意した。
- トランプ大統領は9月4日、「日米合意に関する大統領令」に署名。同時に、日本が出資・融資・融資保証を行う対米投資に関する覚書が署名された。覚書によれば、投資から生じる利用可能なキャッシュフローは、一定の利益を日米に配分すべきと定めた基準額である「みなし配分額」に達する段階までは日米で50%ずつ分配され、みなし配分額に達した後は「米国9対日本1」の割合で分配される。
- これは、ある意味では、投資の初期段階での日本の利益確保に配慮していると言えるものの、全体的には米国側の利益分配を重視するスキームと考えられる。
- 日本企業はUSMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）の見直しを控え、北米サプライチェーンの中で米国産部材の割合を高めざるを得なくなっている。その一環として、米国の製造業への投資拡大を検討せざるを得ないし、成長する米国の市場の確保にはさらなる投資が求められる。
- 米国はこれまで日本に対して自国の戦略的産業への投資を制限することはあっても、これほど強く同分野への資金投入を求めたことはない。米国が自国主導で「日本の投資資金」を戦略産業に投入する枠組みを導入したのは初めてのことであり、日本はこの状況の変化を上手く捉えることが肝要である。
- 2024年の日本の米国へ輸出において、自動車・同部品の追加関税率や相互関税率が25%から15%に切り下げられたと仮定した場合、日本のトランプ関税総額の減少額は2兆1,434億円となる。つまり、トランプ関税に関する日米合意は、2.1兆円の対米関税支払額の減少をもたらしたと指摘することができる。

- 同様に、自動車追加関税率と相互関税率を 15%まで切り下げた日米合意により、日本の関税負担額は生産年齢人口一人当たり約 3 万円減少する。また、GDP 比では 0.3% ほど減ることになり、その分だけトランプ関税の日本の名目 GDP を押し下げる直接的な効果を抑制したことになる。

はじめに

トランプ大統領は、日本（2025 年 7 月 23 日）、EU（7 月 27 日）、韓国（7 月 30 日）との貿易交渉において、自動車関税と相互関税をそれぞれ 15%に引き下げること合意した。その見返りに、日韓 EU から対米投資資金を用いた米国への投資の約束を取り付けた。本稿では、この対米投資資金などの活用により、日本企業の米国への進出に勢いづくかどうか、あるいは自動車関税と相互関税が 15%に引き下げられたことの製造業に与える効果、などについて探ることにしたい。

第 1 節 トランプ大統領は日本や EU 及び韓国などとの関税交渉に合意

1. 主要国・地域との関税交渉の動向と課題

トランプ大統領は、表 9-1 のように、麻薬・移民の流入の阻止のため、中国には 2025 年 2 月と 3 月に 10%ずつの計 20%、カナダとメキシコには 3 月に 25%の追加関税を発動した。ただし、カナダからの天然ガス・石油やリチウムなどの重要鉱物及びウランなどの輸入には、10%の追加関税の賦課にとどめた。そして、トランプ大統領は 3 月 6 日、USMCA で北米産と認定されたカナダ・メキシコからの輸入品に対して、3 月 7 日以降には IEEPA に基づく 25%の追加関税の適用対象から除外することを表明した。

また、各国からの分野別の輸入に関する関税賦課の動きとしては、3 月に鉄鋼・アルミ、4 月に自動車、5 月に自動車部品に追加関税を発動した。鉄鋼・アルミ及び自動車・同部品の追加関税率は当初は 25%であったが、6 月には鉄鋼・アルミへの関税率は 50%に引き上げられた。

表 9-1. 2025 年におけるトランプ関税政策（2026 年 1 月中旬時点）

	移民・麻薬	鉄鋼・アルミ	自動車・同部品	相互関税	1962年通商拡大法232条調査分野などの動き
根拠法	国際緊急経済権限法 (IEEPA)	1962年通商拡大法232条	1962年通商拡大法232条	国際緊急経済権限法(IEEPA)	1962年通商拡大法232条、1974年通商法301条
発動内容	中国への追加関税は2月4日と3月4日に10%ずつ計20%発動：カナダ・メキシコへの25%の追加関税は3月4日に発動：7月31日、カナダへの追加関税を8月1日から35%に引き上げることを発表：8月1日からのメキシコに対する追加関税の30%への引き上げは、90日間延期で合意(25年末でも継続中)：中国への追加関税20%の内10%分を11月10日から撤廃	3月12日に鉄鋼とアルミへの25%の関税賦課を発動：6月4日に鉄鋼・アルミの追加関税を50%に引き上げた	4月3日に輸入車に25%の追加関税を発動：5月3日に主要自動車部品の輸入に25%の追加関税を発動：7月23日の日米合意においては、自動車関税については、現行の25%を12.5%に引き下げることで合意、MFN税率2.5%と合わせて、米国に輸出する日本の自動車・同部品には15%の関税を賦課：7月27日米EU合意、7月30日には米韓合意が行われ、自動車関税率と相互関税率を15%とするなどの内容で合意：9月4日、トランプ大統領が大統領令に署名し、自動車を含む日米合意に関する内容を公表	4月5日から10%のベースライン関税を賦課：4月9日から日本(24%)を含む57の国・地域ごとに異なる「相互関税」を賦課：4月10日から相互関税を90日間一時停止、中国へは125%の相互関税を賦課：5月12日には中国への相互関税の125%を当初の34%に戻し、上乗せ部分の24%を90日間停止することに合意(8月12日まで)：7月2日、ベトナムからの輸入には20%、第三国からの積み替え品には40%の相互関税を賦課：7月9日、ブラジルに50%の関税の賦課を表明：7月31日には、約70か国・地域に対して4月発表の相互関税率を修正する大統領令を公表、日本やEU及び韓国には8月7日から15%の相互関税率を適用：8月11日、24%の対中相互関税の適用停止期限を11月10日まで90日間延期する大統領令に署名：11月4日の大統領令で、中国への相互関税率34%の内、ベースライン関税10%のみの適用を2026年11月10日まで延長することを公表	2月25日に銅や銅関連製品、3月1日に木材・木製品、4月14日に半導体・医薬品、4月15日に重要鉱物、4月22日に中型・大型トラック、5月1日に航空機・ジェットエンジン、9月2日にロボット・産業機械、医療用消耗品・医療機器(デバイスを含む)に1962年通商拡大法232条調査を指示：7月8日、銅や銅関連製品の輸入に50%の追加関税、医薬品・医薬品原料にも1年超の猶予期間を設けたうえで200%の追加関税の賦課を表明：7月28日発表の米EU合意に関するファクトシートでは、医薬品と半導体の追加関税は15%と明記：7月30日、銅に8月1日から50%の追加関税を発動すると発表：10月14日以降、木材製品に10-25%の追加関税率を課税：11月1日以降、中・大型トラックに25%の追加関税率を課税：USTRは12月23日、1974年通商法301条に基づく中国の半導体産業の調査結果を公表、追加関税率は12月23日から18カ月間は0%とし、2027年6月23日に引き上げる：2026年1月14日、1962年通商拡大法232条に基づき特定の半導体に25%の追加関税を課す大統領布告を発表

資料：各種資料を基に作成。

なお、自動車・同部品の追加関税の対象となるのは、乗用車（セダン、多目的スポーツ車（SUV）、クロスオーバーSUV、ミニバン、カーゴバン）とライトトラック、主要自動車部品（エンジン、トランスミッション、パワートレイン部品、電子部品）であった。

トランプ大統領は、USMCA の北米原産要件を満たす自動車については、商務省の認定を受けることができれば、「非米国産部品の価格に対してのみ 25%の追加関税」を賦課することを明らかにした。また、USMCA の要件を満たす自動車部品に関しては、非米国産部品の価格に対して追加関税を課すためのプロセスが確立されたと商務長官が官報で発表するまで追加関税の適用を猶予することになった。しかしながら、いずれは非米国産部品に 25%の関税を課す仕組みに移行する可能性がある。

さらに、トランプ大統領は 25 年 4 月 9 日、57 か国・地域ごとに異なる相互関税を発動。日本には 24%という高率の相互関税を賦課した。しかし、それにもかかわらず、4 月 10 日からの 90 日間において相互関税を一時停止するとし、その代わりに 10%のベースライン関税を導入した。そして、90 日間の一時停止が切れる直前の 7 月 7 日、日本を含む 14 か国に書簡を送付し、8 月 1 日から新たな相互関税の賦課を開始することを発表した（日本

への相互関税は25%に引き上げられた)。

この他に、トランプ大統領は7月8日、「銅」の輸入に50%の追加関税、また「医薬品」にも1年超の猶予期間を設けたうえで200%の追加関税を賦課すると表明した(銅への50%課税は8月1日から適用開始)。7月9日には、ブラジルに50%の追加関税の賦課を示唆し、8月7日から既存の10%のベースライン関税に加えて40%の追加関税を適用した(ただし、4割強の品目が対象外)。そして7月12日、EUとメキシコに8月1日から30%の追加関税を賦課する旨を通告した。その後、メキシコへの30%の追加関税は90日間延長され、2026年1月下旬の時点においてもこの延長は継続されている。また、カナダに対しては、25年8月1日から追加関税を35%に引き上げた。トランプ大統領は10月14日から木材製品に対して10~25%の追加関税率を課税、11月1日から中・大型トラックに25%の追加関税率を賦課、さらに26年1月14日には1962年通商拡大法232条^(注1)に基づき特定の半導体に25%の追加関税を課す大統領布告を発表した。

一方、トランプ大統領の中国への関税発動の推移を見てみると、最初に25年2月~3月に麻薬関連で計20%の追加関税を賦課した。そして、トランプ大統領は4月2日に公表した相互関税に関する大統領令において、中国へは4月9日から34%の相互関税を課すことを表明。ところが、中国への相互関税は発動予定の4月9日の前日に84%に引き上げられた。そして、トランプ大統領は4月9日、中国を除く多数の国に対して、相互関税の適用を90日間停止し、ベースライン関税の10%を適用すると発表。同時に、中国に対しては相互関税率を125%に引き上げると表明した(中国へのトランプ関税は計145%)。

その後、5月12日のスイス・ジュネーブで実施した米中通商協議において、トランプ大統領は一転して中国からの輸入に対する相互関税を125%から34%に引き下げ、8月12日まで10%のベースライン関税を除く24%の相互関税の適用を停止することに合意した。

そして、トランプ大統領は期限切れが迫った8月11日、24%の対中相互関税の適用停止期限を11月10日まで90日間延期する大統領令に署名した。この期限の延長により、トランプ大統領は中国に対して、11月10日まではフェンタニル流入問題に伴う追加関税の20%とともに、ベースライン関税の10%、そしてトランプ第一次政権からの対中追加関税の平均である25%を加えた約55%を賦課することになった。また、これ以外にも中国には自動車・同部品(25%)と鉄鋼・アルミ(50%)の分野別の追加関税も課している。

11月10日までの対中相互関税の90日間延期の期限が迫る中、トランプ大統領と習近平国家主席は10月30日に韓国で対面での首脳会談を行い、米国は中国に対する追加関税措

置等、中国は希土類（レアアース）などに対する輸出管理の適用などを緩和することで合意した。そして、トランプ大統領は 11 月 4 日、IEEPA（国際緊急経済権限法）^(注 2) に基づき中国に課している相互関税率と、合成麻薬（フェンタニル）などの流入防止を目的に課している追加関税率を修正する大統領令を発表した。

同大統領令は、中国がレアアースやその他の重要鉱物に対する輸出管理規則の適用の延期・実質的な撤廃（域外適用の停止）、大豆などの米国農産物の購入、米国へのフェンタニルの流入阻止のための措置の履行、などに約束したことを盛り込んだ。

さらに、米国は中国への 34%の相互関税を、2026 年 11 月 10 日まで停止するが、ベアスライン関税の 10%は引き続き適用することになった。そして、IEEPA に基づく中国へのフェンタニル関税率は、2025 年 11 月 10 日以降において、それまでの 20%から 10%に削減することになった。この他にも、懸案となっていた輸出管理規則上のエンティティ・リストなどに掲載される事業体が 50%以上所有する事業体も輸出管理の対象とする「関連事業体ルール」の適用を停止した。

また、米国通商代表部（USTR）は 12 月 23 日、1974 年通商法 301 条^(注 3) に基づく中国の半導体産業の調査結果を公表した。同調査に基づき、USTR は中国が国有企業などを通じて支配力を半導体産業に行使することで公正な競争や市場原理に反していると結論づけた。これを受けて、中国製半導体の追加関税率は 12 月 23 日から 18 カ月間は 0%とし、2027 年 6 月 23 日から引き上げられることになった。

2. 自動車関税と相互関税を 15%まで引き下げる日米合意を発表

トランプ関税に関する日米協議は難航したが、日本時間の 2025 年 7 月 23 日に合意に達した。トランプ大統領は日本に対して自動車関税と相互関税を 15%に引き下げ、日本は 80 兆円の対米投資支援の実施に合意した。そして、トランプ大統領は 9 月 4 日、「日米合意に関する大統領令」に署名した。

日米合意に関する日本側発表によると、米国が日本から輸入する自動車の関税率は、既存税率である MFN 税率の 2.5%と追加関税率の 12.5%を足し上げた 15%になる。同時に、自動車や鉄鋼及び銅・木材製品などを除いた日本からの輸入品に対する「相互関税」を 25%から 15%に引き下げる（含：MFN 税率）。すなわち、MFN 税率が 15%以上の品目には追加関税が課されず、15%未満の品目については 15%となる。

ところが、トランプ大統領は 7 月 31 日、4 月に発動した相互関税を修正する大統領令を

発表したが、その中で、EUにはMFN税率が15%未満の場合は追加関税率を含めて15%が適用されると記載されているが、日本に対してはそのような記述がなかった。このため、日本への相互関税率はMFN税率に上乗せして賦課されることになり、相互関税の適用の解釈を巡って、日本側と米国側に食い違いが生じた。また、日本への自動車関税を15%に引き下げる時期は明らかにされなかった。

その後、赤澤経済再生担当大臣（当時）はラトニック商務長官やベッセント財務長官と協議し、会談後の記者会見においては、米国は日米合意の内容に沿うよう大統領令を修正し、支払い過ぎた関税の還付手続きを設けることを明らかにした。

そして、トランプ大統領は米国の9月4日、日米合意に関する大統領令に署名した。これにより、懸案であった日米間の食い違いが解消され、日本側の主張を盛り込んだ15%の相互関税と自動車関税の合意が文書化された。

また、日本側発表の日米合意には、半導体や医薬品、鉄鋼、造船、重要鉱物、航空、エネルギー、自動車、AI（人工知能）/量子などの九つの戦略分野への日本企業の対米投資の促進に、5,500億ドル（約80兆円）の出資・融資などの枠を設けることが盛り込まれた。

一方、9月4日の日米合意に関する大統領令と同時に、対米投資に関する覚書が署名されたが、その中では経済安全保障上の利益を促進する分野として、医薬品、金属、重要鉱物、造船、エネルギー（パイプラインを含む）、AI、量子コンピューティングが挙げられている。同時に、覚書は日米両国間の行政上の理解であり、法的拘束力のある権利・義務を生じさせず、相互の書面同意でいつでも修正できることが記載された。

また、日米合意に関する米国のファクトシートにおいては、日本は米国車の安全確認手続きの簡素化、ボーイング社の航空機の100機購入、LNG等米国産エネルギーの購入、米国の防衛装備品の年間数十億ドルの追加購入に合意したことなどが明記された。そして、バイオエタノール、大豆、トウモロコシ及び肥料等の米農産品の購入とともに、ミニマムアクセス米（関税はゼロ）は年77万トンの総量を維持するが、この枠内で米国からの調達を拡大（75%増）することなどが記載されたし、9月4日の大統領令でもそのことに触れている。

3. 日米合意直後に米EU合意と米韓合意を発表

米EU合意は25年7月27日に公表され、米国がEUから輸入する自動車の関税率は4月発表の25%（実際には、MFN税率の2.5%を加えた27.5%）から15%に引き下げられることになった。その一方、EUが米国から輸入する製品への関税は0%になる。ただし、米

国が EU から輸入する鉄鋼・アルミへの 50%の追加関税は維持されることになった。

また、自動車への追加関税だけでなく、米国が EU からの輸入品に対する「相互関税」を 25%から 15%に引き下げる代わりに、EU は 6,000 億ドル超の対米投資の実施を約束した。そして、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長は、3年に分けて米国から 2,500 億ドルずつエネルギーを購入すること、さらには航空機や半導体製造装置などの戦略物資については互いに関税を 0%とすること、などを明らかにした。

なお、EU 側は半導体や医薬品の追加関税率は 15%と主張する一方で、トランプ大統領は医薬品を米 EU 合意の対象外と発言。しかしながら、米 EU 合意に関する米国発表のファクトシートでは、半導体や医薬品への追加関税は 15%と明記された。したがって、米国は日米合意において、日本に対して半導体や医薬品などで他の国よりも不利な関税を課さないと約束していることから、日本への追加関税は EU 並みにとどまる可能性がある。

一方、トランプ大統領は 7 月 30 日、韓国との貿易交渉に合意したことを発表した。これにより、韓国に対しても、自動車関税と相互関税を 15%まで引き下げることになった。また、韓国は 3,500 億ドルの対米投資に加え、米国産の自動車やコメなどの韓国市場へのアクセスの拡大、さらには 2028 年までに LNG などのエネルギー製品の 1,000 億ドルの購入を約束した。韓国政府高官によれば、対米投資資金の内、出資金は全体の 5%未満との見方を示した。

4. 20%前後の相互関税率でベトナム、インドネシア、フィリピンと合意

トランプ大統領は 25 年 7 月 2 日、ベトナムとの貿易交渉で合意に達したことを表明した。これにより、米国のベトナムからの輸入への相互関税は、当初の 46%から 20%へ大きく引き下げられることになった。同時に、米国は第三国からの積み替え品には 40%の関税を賦課することが可能になった。その一方で、米国からベトナムへの輸出品への関税は無税になる。

また、トランプ大統領は 7 月 15 日、インドネシアとの貿易交渉での合意を発表した。インドネシアは米国の 150 億ドルのエネルギー製品、45 億ドルの農産物、50 機のボーイング社製の航空機の購入に同意した。同時に、米国産品の約 99%に対する関税を撤廃することを約束した。一方、米国は相互関税率を 32%から 19%に引き下げることに合意した。ただし、米国とインドネシアとの貿易協定は 2026 年 1 月下旬の時点においても署名されておらず、協定の実施が遅れている。

さらに、トランプ大統領は7月22日、フィリピンとの貿易交渉に合意した。フィリピンは米国産品に対する関税をゼロにし、米国はフィリピンに対する相互関税を20%から19%へ切り下げるようになった。

なお、トランプ大統領は5月8日、各国に先駆けて英国との間で貿易協定に合意した。これにより、米国の英国市場へのアクセスが大幅に拡大するものの、米国の英国に対する10%のベースライン関税は維持されることになった。一方では、米国は英国からの自動車の輸入に対して10万台の輸入枠を設け、枠内の関税を27.5%から10%に大きく引き下げるようになった。

第2節 米戦略産業への80兆円投資スキームはこれまでとは何が違うか

1. 米戦略産業での緊密な連携を謳う日米合意

「日米合意に関する大統領令」とともに、「日本の対米投資に関する覚書」は25年9月4日に署名された。対米投資に関する覚書に盛り込まれた日本の資金を活用した投資の戦略分野は、「医薬品、金属、重要鉱物、造船、エネルギー（パイプラインを含む）、AI、量子コンピューティング」となっており、日米合意に関する米国ファクトシートに盛り込まれた戦略分野よりも日本側発表にやや近いものになっている。

日米合意直後においては、日本は政府系金融機関を通じて最大80兆円規模の出資・融資・融資保証を提供し、工場建設やM&A（合併・買収）などの出資の際における日米の利益の配分は日本1割に対して米国が9割ということであった。ところが、その後に署名された日本の対米投資に関する覚書では、みなし配分額（日米双方が投資回収を達成するまでの収益分配基準額）までは日米の利益配分は5対5、その後は1対9ということになった。

2. 投資アクセラレーターやSPVの支援を盛り込んだ対米投資スキーム

対米投資に関する覚書によれば、トランプ大統領は投資を監督する投資委員会を設置し、ラトニック商務長官が投資委員会の議長を務め、他のメンバーを選出する。つまり、日米が指名した者からなる委員会での協議後、ラトニック商務長官を議長とする投資委員会が推薦した案件からトランプ大統領が投資先を選定することになる。

また、ラトニック商務長官は、商務省内に米国投資アクセラレーターの事務所を設立することが明記された。米国投資アクセラレーターは、10億ドルを超える案件に関して、投

資及び投資に関する活動（資金を提供する日本の関係機関とのやり取りを含む）の実行とそれに関する文書の作成、及びこの覚書に従う投資に関する管理・執行を行う責任を負っている。投資及び投資に関連するプロジェクトに商品・サービスを提供するベンダー及びサプライヤーを選択するに当たり、投資委員会は日本のベンダー及びサプライヤーを選択することができる。

さらに、米国側は各投資に関連して特別目的事業体（SPV）を設立する。SPV は特定のインフラ・製造・技術プロジェクト（半導体工場、LNG 施設など）に対して、資金を調達・管理・配分する。米国は大統領の承認を得て、プロジェクトの投資額を提案する。日本は、約 2 か月の猶予で、必要な資金（米ドル建て）を投資アクセラレーターに送金することになる。

日本は、プロジェクトの全部または一部への資金提供を拒否する権利を有している。もしも、日本が投資資金の支出を拒否した場合、みなし配分額に達するまでの利益の配分比率は変更される。同時に、トランプ大統領は日本からの輸入に対する関税率を引き上げることができる。

ラトニック商務長官は 7 月 23 日の日米合意後のインタビューにおいて、日本の対米投資資金の活用において、日本は運営者ではなく銀行のような資金の提供者としての役割を果たすと答えた。日本にとって問題なのは、米国が指示するプロジェクトに投資することになるだけでなく、80 兆円のプロジェクトからの収益の配分が投資資金の利益回収後には 1 割になる場合があるということである。

これに対して、赤澤経済再生担当大臣（当時）は、米国が 9 割で日本が 1 割の利益配分は出資の場合にのみに適用されるとし、出資の割合は 80 兆円全体の 1~2%にすぎないことを示唆した。なお、対米投資資金の活用において、融資や融資保証を供与する対象として、台湾企業の TSMC による半導体の対米投資なども考慮される可能性もあるようだ。

3. 投資回収までの利益配分は日米半々、その後は日米 1 対 9

対米投資に関する覚書によれば、「対米投資から生じる利用可能なキャッシュフロー（利益）は、みなし配分額に等しく分配されるまで日米で 50%ずつ、その後は日本 10%、米国 90%で SPV から分配する」と記されている。この覚書の文言は、ある意味では、投資資金の回収までの日本の利益確保に配慮していると言えるものの、全体的には米国側の利益分配を重視するスキームと考えられる。また、このスキームが、出資の場合のみに適用

されるかどうかは明文化されていない。

一方、米国が公表したファクトシートでは、対米投資プロジェクトの決定はトランプ大統領が判断することになっており、これが実際に行われれば、日本企業の対米投資は受身的なものにならざるを得ない。したがって、日本は対米投資プロジェクトの選定において何らかの形で一定の影響力を確保することが望ましいし、米国が指示するプロジェクトから外れた日本企業の対米投資にどう支援するかが今後の課題となる。

25年9月4日の日米合意に関する大統領令においては、対米投資スキームに基づく日本の対米投資案件は米国政府によって選択されるとの文言が盛り込まれており、米国主導でプロジェクトを選択するという米国の意思が強く反映されている。

80兆円の対米投資は29年1月19日まで遂行されることになっており、日本は資金を提供しないことを選択できるが、決定する前に米国と協議することが盛り込まれた。一方、日本は日米が指名した者からなる委員会での協議の場において、プロジェクトの選択において一定の影響力を確保できる可能性があるかもしれない。

4. トランプ大統領は日本企業に一層の対米投資促進を迫るか

トランプ大統領はIEEPAに基づき麻薬・移民の流入阻止のための追加関税や相互関税を賦課した。もしも、米国最高裁判所がIEEPAの関税適用に対して違憲判決を下した場合（2026年1月20日時点では、判決はまだ発表されていない）、何らかの理由でトランプ大統領がIEEPA以外の根拠法へスムーズにシフトできなければ、その影響で日本や韓国及びEUなどとの貿易協定や覚書に盛り込まれた巨額な対米投資資金の活用に悪影響が現れる可能性がある。

トランプ大統領は日韓EUの自動車関税や相互関税をそれぞれ15%に引き下げる代わりに、日本からは5,500億ドル（約80兆円）、韓国からは3,500億ドル、EUからは6,000億ドルの対米投資資金の拠出の約束を取り付けた。日本の対米投資資金の活用は、日米間の貿易協定や覚書で規定されているが、これがIEEPAの違憲判決で修正されるかどうかは、IEEPAに代わる根拠法の選択の動きとその内容に依存し、今後の日米間における話し合いで具体的な方向性が決まってくると思われる。

トランプ大統領は、IEEPAに違憲判決が下された場合のダメージを打ち消すために、日本に対してむしろこれまで以上に80兆円の対米投資の実行や関連投資を迫ってくる可能性もある。これに対して、日本側は約束の実行を受け入れながらも、状況を判断しながら対

米投資を進めて行くことになると思われる。

一方、最高裁で違憲判決が下されたならば、韓国は日本以上に 3,500 億ドルの対米投資資金の活用で慎重になるかもしれない。韓国は 2025 年 11 月 14 日（韓国時間）、対米投資の覚書に署名した。その内容は、ジェットロによれば、投資委員会は事前に韓国の協議委員会と協議し、商業的に合理的な投資（投資資金の回収が十分に保証される投資）のみを米国大統領に推薦するとしている。韓国の米国への投資分野は、日本が交わした対米投資に関する覚書における戦略的分野と重なる部分が多い。

韓国の 2,000 億ドルの対米投資は、外国為替市場の負担軽減のため、年間 200 億ドルを上限に支出することになった。外国為替市場の不安などが懸念される場合には、投資の時期や規模の調整を要求することが可能である。

投資収益の分配に関しては、元利金返済までは韓国と米国にそれぞれ 5 対 5 の比率で分配され、元利金返済以降は韓国と米国にそれぞれ 1 対 9 の比率で分配することになっており、日米で合意した対米投資に関する覚書の中身と同様と思われる。ただし、20 年などの一定期間内に全額の元利金返済が困難と見込まれる場合、収益分配比率の調整も可能なようだ。

韓国の 1,500 億ドルの造船関連分野への対米投資に関しては、米国投資委員会が承認した事業について、韓国政府は支援することになっているが、2,000 億ドル投資のような収益分配方式は適用せず、発生する全ての収益が韓国企業に帰属するとのことであった。

したがって、日本と韓国の対米投資に関する覚書の内容を比べると、韓国の覚書の方が「自由裁量の度合い」が大きいと見込まれる。このように相対的に自由裁量の度合いが大きな韓国の対米投資スキームであるが、IEEPA の関税適用に関する違憲判決が下され、その後の韓国の対米投資への対応に消極的な姿勢が見られるようであれば、トランプ大統領は特定分野における関税の引き上げや削減などを匂わせた硬軟合わせた戦略でもって、米韓で合意した対米投資資金の確実な実行を迫る可能性がある。

また、EU が合意した総額 6,000 億ドルの対米投資は、日韓のように政府主導ではなく、欧州企業が主体となって実行する性格が強いようである。EU と同様に、スイスは巨額な対米貿易黒字を計上しているが、米国との貿易交渉の末、米国が課している相互関税を 15% まで引き下げる代わりに、米国の工業製品などの関税を削減することに合意した。さらに、スイス企業は 2028 年末までに 2,000 億ドル相当の米国への直接投資を計画しているとのことである。

したがって、トランプ大統領は IEEPA の関税適用に違憲判決が出た場合、EU やスイス

の民間主導の対米投資が進展しない場合、両国・地域に対して医薬品や産業機械及び新たな産業分野などへの高率な関税賦課などをちらつかせながら、約束した対米投資の実行を要求する可能性がある。さらに、トランプ大統領は 2026 年の USMCA の見直しにおいて、関税減免の条件として、北米原産基準の厳格化とともに、一定以上の米国製部材の割合などを求めることもありうる。

なお、米国商務省は 2026 年 1 月 15 日、米国と台湾が関税引き下げや半導体生産の大規模なリショアリングを推進する貿易協定に妥結したことを発表した。この合意に基づき、台湾は米国の半導体産業に 2,500 億ドルの直接投資や 2,500 億ドルの融資保証を提供する。これに対して、米国は台湾への相互関税を 20%から 15%に引き下げることになった。

5. 対米投資スキームは戦略産業への新たな投資機会か

日米合意に基づく対米投資に関する覚書の内容は、日本の資金を活用することで米国の戦略産業への投資拡大を促すものである。LNG 開発などへの投資は、通常は巨額な資金が必要でありその分だけ投資リスクが高いが、覚書によれば、日本政府機関による資金の拠出に加え、「米国は米国連邦の土地のリース、交通アクセス、水、電力、エネルギーを投資に関するプロジェクトに可能な場合にアレンジする意思がある」、としている。したがって、重要鉱物やエネルギー関連などの投資においては、日本企業は対米投資スキームを活用することでリスクを分散できる可能性がある。

赤澤経済再生担当大臣（当時）は、日本の 80 兆円の資金の拠出において、出資の割合は 1~2%であるとの発言を行った。仮に 2%とすると、5,500 億ドルの 2%は 110 億ドル（1.6 兆円）となる。トランプ大統領の残りの任期を 3 年とすれば、1 年あたり 40 億ドル弱となり、日本の 2024 年における 786 億ドルの対米直接投資額の約 5%を占めることになる。

米国への出資による投資に関しては、覚書には記されていないが、日本政府の資金だけでなく、日本企業が拠出する可能性もある。その場合、工場を建てるグリーンフィールド型や M&A のケースもありうるかもしれない。

日本は総合的には不利な条件で対米投資スキームに合意したという見方は成り立つし、LNG 開発などのエネルギー分野への投資リスクは懸念されるものの、対米投資資金を活用したプロジェクトにおいて、米国連邦政府と協力して戦略的産業における経済安全保障と経済的利益を促進するというこれまでとは違う対米投資機会を迎えていると言えなくもないと考えられる。

6. 今後の対米投資などのシナリオとは何か

今後の日本の対米投資戦略のシナリオとして、第 1 に、日本企業は事前の投資リスク調査を十分に行った上で、米国戦略産業に対する 80 兆円の投資プロジェクトへの参加を検討することは、選択肢の一つに成り得ると考えられる。

日本企業は 2026 年 7 月の USMCA の見直しを控え、米国産部材の原産比率を高めざるを得なくなっている。その一環として、米国の製造業への投資拡大を検討せざるを得ないし、成長する米国の市場の確保にはさらなる投資が求められる。また、米国はこれまで日本に対して自国の戦略的産業への投資を制限することはあっても、これほど強く同分野への資金投入を求めたことはなく、この状況の変化を上手く捉えることが肝要であると思われる。

また、第 2 のシナリオとして、日本企業は対米投資資金やその他の資本の活用で当面は期待した利益を得られなくても、米国市場の確保やグローバル事業の拡大及び先進的技術の獲得のために対米進出するという選択もあり得る。いわゆる、市場重視型あるいは技術獲得重視型の投資戦略で、短期的には米国市場での高いマーケットシェア獲得に重きを置くやり方も選択肢の一つに挙げられる。

第 3 として、日本企業が高収益を優先する投資戦略を重視している場合や、内需型で対米投資での利益獲得の見通しが立たず、米国市場確保という投資戦略を採りにくい場合は、米国以外の他の海外市場や日本の国内市場をターゲットにするという選択が考えられる。

さらに、第 4 として、トランプ関税を起因とする対米輸出減に対応するためだけでなく、近年の日本企業の対米投資の順調な拡大を堅持するため、「対米投資専門家の派遣」などのプログラムを新設し、「中小・中堅企業」の対米投資の促進を支援することを挙げることができる。

第 5 には、日米合意に基づく対米投資スキームは、現時点では日本企業が自由に資金を活用できるようには設計されていないものの、今後は日米双方が知恵を出し合いながらルールを柔軟な解釈や運用及び修正等を行うことにより、この巨額な投資資金の流れができるだけ日本企業の投資インセンティブの拡大やリスク分散に繋がるような仕組みにすることが望まれる。

第 3 節 15%の自動車関税・相互関税で製造業の負担はどのくらい減るか

1. 15%への切り下げで自動車等の追加関税額は 0.9 兆円、相互関税額は 1.2 兆円減

トランプ関税の関税総額を計算しようとするれば、第 1 に、自動車や鉄鋼のような既に発動済みの品目への追加関税額、及び半導体や医薬品及び航空機などの発動前の品目への追

加関税額を算出しなければならない。第 2 に、トランプ大統領により新たに導入された相互関税額を計算する必要がある。そして、「発動済みと発動前の分野別品目の追加関税額」と「相互関税額」を足しあげることで、トランプ関税総額を算出することができる。

なお、本稿における「発動済みと発動前の分野別品目の追加関税額」や「相互関税額」は、日本の 2024 年の対米輸出に追加関税率や相互関税率及び MFN 税率が賦課されたと仮定した場合の米国税関で徴収される関税額を指している。

「発動済みと発動前の分野別品目の追加関税額」は、表 9-2 のように、自動車・同部品の追加関税率が 15% の場合、合計で 2 兆 3,381 億円となる（計算の手順については、表 9-2 の資料を参照）。同様に、自動車・同部品の追加関税率が 25% の場合、「発動済みと発動前の分野別品目の追加関税額」は 3 兆 2,453 億円となる。すなわち、自動車・同部品の追加関税率が 25% から 15% に切り下げられた場合、分野別品目の追加関税額の減少額は 9,072 億円（3 兆 2,453 ～ 2 兆 3,381 億円）である。

**表 9-2. 2024 年対米輸出額にトランプ関税が賦課された場合の日本の関税支払額概算
(2025 年 7 月 23 日時点)**

(単位：億円、%)

	分野別品目(自動車、鉄鋼、半導体等)の追加関税額	相互関税額	トランプ関税総額	トランプ関税総額の2024年対米輸出額比・GDP比、生産年齢人口当たりトランプ関税総額
自動車追加関税率・相互関税率：15%	2兆3,381億円	1兆8,542億円	4兆1,923億円	・対米輸出額比：19.7% ・GDP比：0.7% ・生産年齢人口当たりトランプ関税総額：5.7万円
自動車追加関税率・相互関税率：25%	3兆2,453億円	3兆904億円	6兆3,357億円	・対米輸出額比：29.8% ・GDP比：1.0% ・生産年齢人口当たりトランプ関税総額：8.6万円
自動車追加関税率・相互関税率：25%～15%	9,072億円	1兆2,362億円	2兆1,434億円	・対米輸出額比：10.1% ・GDP比：0.3% ・生産年齢人口当たりトランプ関税総額：2.9万円

注 1. 本表での追加関税額や相互関税額の数値は、日本の 2024 年の対米輸出に追加関税率や相互関税率及び MFN 税率が賦課されたと仮定した場合の米国税関で徴収される関税額を示している。

注 2. 本表は、2025 年 7 月 23 日の日米貿易交渉の合意で新たに公表された自動車追加関税率 15% や相互関税率 15% の情報を盛り込んでトランプ関税の影響を計算した。

注 3. 自動車・同部品を除く分野別品目の追加関税額は、対米輸出額に分野別品目の追加関税率と MFN 税率の合計を掛けることで得ている。

注 4. トランプ関税総額 = 発動済みと発動前の追加関税額 + 相互関税額

資料：「15%の自動車関税・相互関税で製造業の負担はどのくらい減るか ～その 1 自動車・相互関税の切り下げ合意で 2.1 兆円のトランプ関税が減少～」国際貿易投資研究所 (ITI)、コラム、2025 年 8 月 4 日、No.156、に掲載の表を基に作成。

また、トランプ関税を構成する相互関税額を計算する時に注意しなければならないのは、自動車や鉄鋼及び医薬品などの分野別品目は、相互関税の対象から除外されていることである。したがって、相互関税額を計算するには、「発動済みと発動前の分野別品目」を除いた品目の対米輸出額に「相互関税率」を乗じなければならない。

すなわち、表 9-2 のように、相互関税率が 15% の場合の日本の相互関税額は 1 兆 8,542 億円（「発動済み・発動前」の分野別品目を除いた品目の対米輸出額 12 兆 3,615 億円×（相互関税率 15%））である。また、相互関税率 25% の場合は 3 兆 904 億円（12 兆 3,615 億円×（相互関税率 25%））となる。

つまり、相互関税率が 25% から 15% に切り下げられた場合、相互関税額の減少額は 1 兆 2,362 億円（3 兆 904 億円－1 兆 8,542 億円）であり、自動車・同部品の追加関税率が 15% に切り下げられた場合（9,072 億円）よりも影響の度合いが少し大きい。

2. 日米合意によりトランプ関税総額は 2.1 兆円減少

24 年の対米輸出額にトランプ関税が賦課された場合のトランプ関税総額（MFN 税額含む）は、自動車・同部品の追加関税率と相互関税率をそれぞれ 15% とした場合、表 9-2 のように、4 兆 1,923 億円（「発動済みと発動前」の分野別品目の追加関税額 2 兆 3,381 億円 + 「発動済みと発動前」の分野別品目を除いた品目の相互関税額 1 兆 8,542 億円）となる。

同様に、自動車・同部品の追加関税率と相互関税率が 25% の場合は、6 兆 3,357 億円（「発動済みと発動前」の分野別品目の追加関税額（3 兆 2,453 億円） + 「発動済みと発動前」の分野別品目を除いた品目の相互関税額（3 兆 904 億円）、となる。

したがって、自動車・同部品の追加関税率や相互関税率が 25% から 15% に切り下げられた場合、日本のトランプ関税総額の減少額は 2 兆 1,434 億円（6 兆 3,357 億円－4 兆 1,923 億円）である。つまり、7 月 23 日の日米合意の成果の一つは、2.1 兆円の対米関税支払額の減少であると指摘することができる。この 2.1 兆円は 24 年の日本の GDP（609.5 兆円）の 0.3% に相当する。

なお、日本の 24 年の対米輸出に 15% の自動車及び自動車部品の追加関税率と 15% の相互関税率を賦課した場合、同年の対米関税支払総額の 4 分の 1 強である 26% は自動車及び自動車部品という計算結果になる。

3. 生産年齢人口一人当たり約3万円の関税負担が減少

自動車追加関税率と相互関税率が15%の場合、表9-2のように、トランプ関税総額は4兆1,923億円であるが、その24年の日本の対米輸出額(21.3兆円)に対する割合を求めてみると、19.7%(4兆1,923億円/21.3兆円)となる。

同様に、このトランプ関税総額の日本の24年名目GDP(609.5兆円)に対する割合は0.7%(4兆1,923億円/609.5兆円)であった。さらに、日本の24年の生産年齢人口(15歳~64歳:7,361.2万人)一人当たりのトランプ関税総額を計算すると、5.7万円(4兆1,923億円/7,361.2万人)となった。

つまり、24年の米国への輸出に自動車追加関税率と相互関税率が15%などのトランプ関税が賦課されたと仮定した場合、日本はその対米輸出額の19.7%を関税として米国に支払わなければならない。この19.7%は、米国への輸出に賦課されるMFN税率を含めた実際のトランプ関税率でもある。また、24年のトランプ関税総額は同年の日本の名目GDPの0.7%に相当し、その分だけ日本から米国へ所得が移転する。更に、日本は生産年齢人口一人当たり約6万円もの関税額を米国に徴収されることになる。

一方、自動車追加関税率や相互関税率を25%とした場合、日本のトランプ関税総額の対米輸出額比は29.8%、GDP比は1.0%、生産年齢人口一人当たりトランプ関税総額は8.6万円であった。

したがって、自動車追加関税率と相互関税率を15%まで切り下げた日米合意により、日本の関税負担額は生産年齢人口一人当たり約3万円減少することになる。また、GDP比では0.3%ほど減ることになり、その分だけトランプ関税の日本の名目GDPを押し下げる直接的な効果を抑制したことになる。

第4節 トランプ関税はビルトインされ制度化されるか

1. トランプ関税の導入による輸入減から貿易赤字は減退するか

トランプ大統領は第二次政権を発足させるや否や、「自動車や鉄鋼などに対する追加関税」や「主要国への相互関税」の導入を図った。このトランプ関税の狙いは、関税を引き上げることで米国の輸入を抑制するとともに、幾つかの戦略的産業の国内転換を促し、最終的には貿易赤字の削減と製造業の復活を実現することにあった。

トランプ大統領は2025年2月と3月において、IEEPAを根拠として移民・麻薬問題で

カナダやメキシコ及び中国に対して追加関税を賦課した。トランプ関税はこの IEEPA に基づく追加関税の引き上げを起点として始まったので、まだ輸出入のデータの期間が短く、関税引き上げの「輸入や貿易赤字の削減効果」を明確に分析するには不十分である。

しかも、米国の 25 年 1～3 月の輸入額は医薬品、コンピューター関連機器、鉄製品を中心に大きく増加しているが（前年同期比 26.3%増）、これはトランプ関税の発動を見越した駆け込み需要によるものと思われる。また、25 年 4～8 月の輸入は前年同期より 0.1%減にとどまっており、この結果、25 年 1～8 月の輸入は 9.6%増であった。一方、米国の 25 年 1～8 月の輸出は前年同期より 4.4%増加しており、輸入の伸び率よりも低い堅調に推移している。

この結果、米国の貿易赤字は 25 年 1～3 月には前年同期より 67.5%増と大きく拡大しているし、25 年 1～8 月においても 18.8%増と 2 桁の伸びを示した。ただし、25 年 4～8 月の貿易赤字は前年同期比 8.3%減と減少した。したがって、25 年 4 月以降においては、トランプ関税による貿易赤字縮小の兆候が現れ始めたように思われる。

しかしながら、25 年 4～8 月の米貿易赤字の減少の原因は、輸入は前年同期よりもわずかに減っていないものの（0.1%減）、輸出が少し増加（4.5%増）したためであり、まだ 8 月までの段階ではトランプ関税による輸入減が主導したものではなかった。すなわち、トランプ関税は貿易赤字を削減する効果をもたらすことは疑いないが、米国の貿易赤字からの脱却に大きく貢献しているかどうかを判断するには、もう一段のデータの積み重ねが必要と思われる。

表 9-3. 関税収入を財輸入で割って得られる平均関税率

（単位：100 万ドル、%）

	2024年10月	11月	12月	2025年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
関税収入額 a	7,297	6,712	6,814	7,341	7,247	8,168	15,634	22,173	26,632	27,670	29,503
財貿易収支	-100,088	-106,002	-122,822	-156,077	-147,190	-162,517	-86,912	-97,352	-85,717	-103,723	-85,608
財輸出額	170,941	176,509	170,476	173,735	180,967	184,226	190,893	180,093	179,217	179,549	179,019
財輸入額 b	271,029	282,510	293,299	329,812	328,158	346,743	277,805	277,444	264,934	283,272	264,627
平均関税率(a/b)	2.7	2.4	2.3	2.2	2.2	2.4	5.6	8.0	10.1	9.8	11.1
財政収支	-257,450	-366,763	-86,732	-128,640	-307,017	-160,528	258,400	-315,652	27,010	-291,143	-344,792
歳出	584,220	668,517	541,146	641,935	603,441	528,174	591,769	686,881	499,436	629,635	689,107
歳入	326,770	301,754	454,415	513,294	296,424	367,645	850,169	371,229	526,445	338,492	344,315

注. 2025 年 8 月の財輸入額（季節調整済み）はセンサスペースで、それ以外の月は国際収支ベース。センサスペースの財輸入額の方がやや低めである。

資料：「Monthly Treasury Statement(MTS) August 2025」米財務省、「U.S. INTERNATIONAL TRADE IN GOODS AND SERVICES, August 2025」米商務省 The U.S. Census Bureau and the U.S. Bureau of Economic Analysis

2. 米国の8月の平均関税率は11.1%に上昇

トランプ関税導入以降の米国の平均関税率（関税収入額÷財輸入額）を見てみると、表9-3のように、25年の2月と3月は2%台であった。ところが、4月にはトランプ関税の影響から平均関税率は5.6%に増加した（トランプ大統領は4月から自動車の輸入に25%の追加関税を発動）。5月には8.0%となり（5月から自動車部品の輸入に25%の追加関税を発動）、6月には10.1%と2桁まで上昇した（3月の鉄鋼・アルミへの25%の追加関税の発動に続き、6月には50%に引き上げた）。7月には平均関税率は9.8%と一旦は下がったものの、8月には11.1%まで上昇しており（7月31日の大統領令に基づく相互関税を8月から発動）、9月以降には二桁台が定着する可能性が高い。

したがって、米国がカナダ・メキシコなどとの今後の関税交渉に合意することができず、幾つかの分野でさらなる高率な追加関税が賦課されることにより9月以降も平均関税率が顕著に上昇し続けるならば、米消費者への価格転嫁も進み、米貿易赤字が縮小する可能性がある。逆に、平均関税率が大きく伸びなければ、輸入は顕著には減少せず、米貿易赤字の削減は大幅には進展しないと見込まれる。

3. トランプ的なものは制度化されるか

米国の貿易収支が慢性的に赤字であるのは、基本的には投資が貯蓄を上回っているため需要超過が発生していることに加え、ドルが割高であることなどが背景にある。

また、外国の輸出者がトランプ関税分の全てを輸出価格に転嫁すれば、米国の消費者物価は上昇し輸入は減少すると見込まれる。しかし、実際には関税引き上げ分の一定割合しか米国の消費者に転嫁されないと見込まれるので、関税引き上げの価格転嫁分しか輸入の減少に繋がらない可能性がある。

トランプ大統領は鉄鋼・アルミ、自動車・同部品、医薬品、半導体、銅、中型・大型トラック、木材・木製品、航空機等の品目において、高率な追加関税を賦課・予定しているため、これらの分野別の品目の輸入は減少傾向を示すと見込まれる。

ただし、半導体・スマホ等の電気・電子機器や医薬品などの関税は軽減されていたり、引き上げの対象外となっている場合がある。また、自動車・同部品への追加関税は日韓EUに対しては25%から15%に引き下げられており、戦略的な産業分野におけるトランプ関税の効果が限定的である品目も少なくない。

すなわち、高率な追加関税や相互関税を賦課しても、半導体やスマホ及び自動車・同部品などの分野で関税減免の見直しや国内生産転換が進まなければ、米国の貿易赤字が当初の見込みのように大幅に削減しないシナリオが実現する可能性がある。

また、たとえ輸入が減少したとしても関税を元に戻すことによる貿易赤字の増加基調への転換の懸念から、トランプ関税はトランプ後の米国にビルトインされ、当面は制度化されることもあり得る。

注

- ¹ 1962年通商拡大法 232 条は、「商務長官が輸入製品による国家安全保障上の脅威の有無を調査し、当該輸入製品が米国の国家安全保障に脅威を与えると判断した場合、大統領は輸入調整措置を取ることができる（調査期間 270 日以内）」と規定している。トランプ大統領は、既に通商法 232 条を鉄鋼・アルミ、自動車、銅などへの追加関税の賦課に適用している。
- ² IEEPA（国際緊急経済権限法）は、「大統領は国家安全保障、外交政策や経済に重大な脅威があるとして、緊急事態を宣言した場合、大統領権限を行使できる」と規定している。前身の対敵通商法（TWEA）は 1971 年 8 月のニクソンショック時の 10%課徴金の課税に適用。米国の国際貿易裁判所（CIT）は 25 年 5 月 28 日、連邦巡回区控訴裁判所は 8 月 29 日、トランプ政権が課した IEEPA に基づく追加関税は違法と判断。これにより、IEEPA が違法かどうかの審議は、最高裁判所に移ることになった。
- ³ 1974 年通商法 301 条は、トランプ第一次政権時に発動した対中追加関税の賦課に根拠法として適用された（調査期間 12 か月以内）。301 条は、貿易相手国の不公正な貿易・通商慣行に対する措置の権限を USTR に与え、大統領が制裁措置を発動する。原則として、発動された措置は 4 年間 が基本期間だが、無制限に延長可能である。

第10章 トランプ通商政策が企業に与えた影響

旭リサーチセンター 主席研究員
旭化成 リードエキスパート（通商）、経営企画部 部付
一般財団法人 国際貿易投資研究所（ITI） 客員研究員
田中 雄作

要約

本稿は、第2次トランプ政権下で展開されている米国の通商政策について、国際通商秩序および企業実務への影響を分析し、輸出事業者が取るべき実務対応案を整理するものである。2025年の米国は、国際緊急経済権限法（IEEPA）や1962年通商拡大法232条、1974年通商法301条などを根拠に、相互関税や用途別関税などを相次いで賦課し、関税を経済・外交交渉の主要な手段として位置付けた。一方で、物価高や中国によるレアアース輸出管理といった制約を受け、農産品の除外といった関税政策の部分的修正も進んだ。

米中関係では、関税率引上げと先端技術・重要鉱物を巡る輸出管理措置が相互に影響し合い、中国によるレアアース輸出規制が実体経済に波及したことで、関税を主軸とする米国の対中圧力戦術の限界が浮き彫りとなった。結果として、両国は関税・先端技術・レアアースなどの武器を使い分けながら、妥協と再燃を繰り返す「条件闘争」の局面に入り、企業にとって政策の予見可能性は大きく低下している。

加えて、IEEPAに基づく追加関税措置を巡る訴訟は、最高裁の判決次第で、巨額の関税還付や新たな追加関税措置の検討、さらには各国・地域との合意済貿易協定への波及といった制度的不確実性が生じる可能性がある（2026年1月16日時点^{（注1）}）。並行して、米国以外では欧州連合（EU）やアジア太平洋地域を軸に自由貿易協定（FTA）の拡大が進み、貿易多角化のための通商環境整備も加速している。他方、世界的にはAD（アンチダンピング）措置が高止まりし、日本でも迂回輸入防止制度の検討が進むなど、価格競争への規律は一層強化されている。

こうした環境下で輸出事業者には、①取引条件の再検証、②関税還付制度の活用検討、③HSコード・原産国の再検証、④適切な輸出価格の設定、以上を踏まえた⑤サプライチェーンの再検証と官民連携の強化が求められる。既存ルールの順守・活用と、新たなルー

ルの形成活動を融合した「通商戦略」の実行が、変動する通商環境下での競争力を左右する重要な鍵となるだろう。

第1節 トランプ関税に軌道修正の動き

2025年に誕生した第2次トランプ政権は、関税を通商政策の中核に据え、対外交渉のレバレッジとして最大限に活用した。具体的には、国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Powers Act：IEEPA）を根拠とするカナダ・メキシコ・中国原産品への「フェンタニル関税」や、全世界の産品を対象とする相互関税の賦課を進める一方、1962年通商拡大法 232条（以下、通商拡大法 232条）を根拠とする鉄鋼・アルミ、自動車・自動車部品などへの「用途別関税」を効果的に導入した。また、第1次政権時に導入した1974年通商法 301条（以下、通商法 301条）に基づく「対中関税」も継続している（表 10-1）。

同時にトランプ政権は、主要国・地域と相対での貿易協議を展開し、追加関税の減免と引き換えに、米国向け投資の拡大や米国原産品の購入拡大、米国側の要求に沿う市場アクセスの改善など、相手国に一方的性格の強い経済的コミットメントを求めた。各種報道によれば、26年1月1日時点で英国、EU、日本、韓国、マレーシアなどと最終合意に至り、中国とは期限付きの暫定版という形で政府間合意がなされている。これらの協定について、政権は、対内的には「投資の呼び込み」と「関税収入の増大」を成果として喧伝し、国内支持基盤の維持に結び付ける構図を作った。

もっとも、こうした交渉が「不平等協定」と批判を招いた事例もある。例えばマレーシアとの合意では、「米国の重要な利益を危うくする自由貿易協定または優遇経済協定を第三国と新たに締結した場合、マレーシアとの協議でその懸念が解消されないと米国が判断したときは、米国は本協定を終了し、2025年4月2日付大統領令 14257 に定められた相互関税率を再適用することができる」旨の条項が取り沙汰され^{（注2）}、相手国が将来の通商・対外経済政策を自主的に決定する余地を狭めるとの批判が生じた^{（注3）}。

一方、2025年後半には、強硬路線を修正する動きも顕在化した。第1に、対中政策において、中国側がレアアース（希土類）の輸出管理を交渉手段として用いることで、米国に政策調整を迫る局面が生じた点である。第2に、インフレ・物価高や、ニューヨーク市長選挙などでの共和党の苦戦といった国内政治情勢が、関税政策の継続に対する制約要因と

して作用した点である。こうした環境のもと、2025年11月には、相互関税の対象から特定農産品を除外する大統領令^(注4)と、ブラジル産の一部農産品に関する追加関税率の調整を行う大統領令が順次発出された^(注5)。すなわち、関税は「対外圧力手段」であると同時に、国内政治や世論の影響を受けて、柔軟に調整され得る政策手段であることが明確になった。

以上を踏まえると、2026年を展望するうえでの注目点は二つある。第1に、「トランプ関税の対象が拡大されるか」という論点である。現在、通商拡大法232条に基づき、医薬品、医療機器などの調査が進んでいるが、2026年は中間選挙の年であることから、政権が国内世論や支持率を踏まえて関税政策の強度・適用範囲などを機動的に変更する可能性は高い。第2に、そもそも「トランプ関税が制度的に継続可能か」という論点である。後述する通り、現在、IEEPAに基づく追加関税措置（以下、IEEPA関税）の合憲性をめぐる連邦最高裁の審理が進行中であり（2026年1月16日時点^(注6)）、その判決の内容次第では、関税政策を支える制度的枠組みそのものが再定義される可能性がある。この点は、今後の関税政策の持続性を左右する重要な不確定要因といえよう。

表 10-1. 発動中の主なトランプ関税（26年1月16日現在）

名称	根拠法	内容	目的
フェンタニル関税	IEEPA (国際緊急経済権限法)	中国原産品に10%、カナダ原産品に35%、メキシコ原産品に25%	合成麻薬（フェンタニル）や不法移民の流入防止
ベースライン関税	IEEPA (国際緊急経済権限法)	全世界の原産品に10%の追加関税賦課（現在は一部の国のみ）	国内産業保護・回帰、税収確保
相互関税 (上乘せ関税)	IEEPA (国際緊急経済権限法)	貿易赤字の大きい国・地域の原産品を対象に個別に賦課	相手国の貿易上の非相互的待遇の是正、貿易赤字是正
鉄鋼・アルミ関税	1962年通商拡大法232条	鉄鋼・アルミに世界一律50%の追加関税賦課	鉄アルミ産業の米国内回帰・保護（特に安全保障の観点）
自動車関税	1962年通商拡大法232条	国・地域ごとに自動車・同部品に個別賦課	自動車産業の米国内回帰・保護（特に安全保障の観点）
銅関税	1962年通商拡大法232条	銅・銅の派生品に世界一律50%の追加関税賦課	銅産業の米国内回帰・保護（特に安全保障の観点）
木材関税	1962年通商拡大法232条	木材に10%、派生品に25%の追加関税を賦課	木材産業の米国内回帰・保護（特に安全保障の観点）
トラック関税	1962年通商拡大法232条	トラック、同部品に25%、バス（HTS8702）に10%追加賦課	トラック産業の米国内回帰・保護（特に安全保障の観点）
半導体関税	1962年通商拡大法232条	特定の半導体に25%の追加関税を賦課、各国との交渉継続	半導体産業の米国内回帰・保護（特に安全保障の観点）
301条関税	1974年通商法301条	中国原産品に7.5%～100%を追加賦課	相手国の不公正貿易措置の是正、貿易赤字の是正

出所：各種資料をもとに筆者作成

第2節 米中貿易摩擦の行方

第1次トランプ政権からバイデン政権にかけて、米国は中国の産業補助金や強制的な技術移転、知的財産の搾取、国有企業支援などを「不公正慣行」と位置付け、追加関税と輸出管理規則（Export Administration Regulations：EAR）の強化を中核手段として対中圧力を強めてきた。これに対し中国は、対米報復関税を発動しつつも、少なくとも表面的には「抑制された対抗措置」に留め、全面的なエスカレーションを回避する局面が多かった。しかし2025年は、米国の「関税を武器とする交渉戦術」が中国に対して必ずしも有効に機能しないことを示した年であった。象徴的な例として、米国の追加関税措置に対し、中国がレアアースの輸出管理を通じて講じた対抗措置が挙げられる。

2025年4月の相互関税の引上げ局面において、米国は中国に対する相互関税率を10%から34%へ引き上げ、さらに中国の報復を理由に一時125%まで引き上げた。これに対し中国は、2025年4月4日付で中・重希土類7種などに関する輸出管理を強化し^(注7)、米国側サプライチェーン（とりわけ自動車・ハイテク分野）の脆弱性を顕在化させることで、交渉上の圧力を高めた。この供給制限のインパクトは、企業行動にも現れた。たとえば、レアアース供給の逼迫が米国の自動車生産に影響を与えることは、米国メディアや各種報道でも指摘されている^(注8)。また、日本企業に関しても、中国のレアアース輸出規制に起因する部材調達遅延などを背景に、生産停止に至った旨が報じられている^(注9)。こうした事例は、輸出管理（数量制限）が短期間で実体経済に影響を及ぼし得ることを示している。

加えて、レアアースのカードが強いのは、需給構造の偏在が大きいからである。中国の支配力については、政策研究機関などの分析でも、採掘のみならず、分離・精錬、さらにはレアアース磁石の製造といった下流工程で高い集中が指摘されている。米国を含む世界各国は、スマートフォンから戦闘機に至るまで、様々なハイテク製品に必要なレアアースの調達を主として中国に依存しており、中国は世界のレアアース生産量の約70%、精錬能力の約90%を握っているため、輸出規制強化の影響は大きい^(注10)。したがって米国は短期に中国依存から脱却しにくく、対中強硬策の一部を調整せざるを得ない局面が生まれやすい。2025年5月には、米中双方が追加関税を115%ポイント引き下げる合意に至り^(注11)、いったん関税紛争は小休止した。

他方で、米国は2025年9月にEARを改正して輸出管理を強化し、中国側もレアアースの輸出管理を交渉上の武器として再度強めるなど、関税と輸出管理の双方を交渉手段とし

て用いる形で、米中摩擦は新たな局面に入った。具体的には、米国は9月29日に「関連事業体ルール」の導入を公表し、エンティティリストや特別指定国民リスト（SDN リスト）などに掲載される一部の事業体が50%以上を所有する事業体にもEARの適用範囲を拡大することとした。この措置は、中国企業を中心に大きな影響を及ぼす内容である。これに対し中国は、10月9日にレアアースの輸出管理を強化して加工技術まで対象に加えるとともに、いわゆる「0.1%ルール」を公表し、世界に衝撃を与えた。当該ルールは、中国産レアアースを0.1%以上含む場合、中国国外で製造されたレアアース関連品目であっても、輸出時に中国政府の許可を要する仕組みである^(注12)。

さらに中国は、農産品、とりわけ政治的波及効果が大きい大豆の分野でも交渉力を行使した。中国は2020年1月に米国と「第1段階の経済・貿易協定」を締結し^(注13)、大豆を含む米国産農産品の購入拡大で合意したが、中国側は目標とされた大豆の購入を拡大せず、むしろブラジルやアルゼンチンからの輸入を増やすことで米国産の比率を低下させる政策をとった。この動きは、大豆の生産地である米国中西部・南部がトランプ政権の支持基盤であることから、政権運営に直結する政治課題となった。こうした状況を背景に、米国通商代表部（USTR）は2025年10月、1974年通商法301条に基づき、中国による第1段階合意の履行状況について調査を開始した^(注14)。

結果として、10月30日の米中首脳会談では、米国はフェンタニル関税を10%に引き下げたほか、相互関税の10%維持を1年間延長し、EARの関連事業体ルールの導入も1年間延期するなど、中国側に一定の譲歩を示した。これに対し中国は、全世界向けのレアアース輸出管理強化や、2024年に公告した一部レアアースの対米輸出規制を1年間延期したほか、米国産大豆の購入を再開する方針を示した^(注15)。中国も国内経済の減速が意識される中で、高関税・貿易紛争の全面的なエスカレーションを望んでいなかったという事情もある。ただし、両国間には合意内容の解釈を巡る相違が残ることから、国内政治情勢の変化などを契機として、再び緊張が高まる可能性がある。よって2026年の米中関係は、「覇権競争」という構造を維持したまま、互いに関税・輸出管理・レアアースなどの武器を繰り出しつつ妥協点を探る、「条件闘争」の色彩が濃くなると考えられる。

企業実務の観点からは、短期的には政策変更頻度の上昇による予見可能性の低下が続く一方、長期的には全面的なデカップリングには至らず、「選別的デリスキング」と部分的相互依存が併存するシナリオが、引き続き有力であろう。

第3節 トランプ関税訴訟

米国における関税賦課権限は、合衆国憲法上、原則として連邦議会に帰属する。議会は通商拡大法 232 条、通商法 301 条などにより、一定要件のもとで大統領が関税賦課を可能とする権限委任を制度化してきた。これに対し、IEEPA は国家緊急事態下で輸入規制などを可能とするが、関税賦課権限を明示的には規定していない。この点を問題視し、複数の企業や州が政権を提訴した結果、相互関税やフェンタニル関税などの追加関税は、国際貿易裁判所（CIT、2025 年 5 月）と連邦控訴裁判所（8 月）において、ともに違憲判決となった。本件訴訟で争われているのは、主として「IEEPA が無制限に関税を課す権限を大統領に委任しているかどうか」といった論点である。政権側は、禁輸や輸入割当を認めながら関税を否定する解釈は非論理的であると反論している一方、違憲判断が確定すれば、相互関税やフェンタニル関税の再設計を迫られることになる。

国際貿易裁判所と連邦控訴裁判所による違憲判決のあと、トランプ政権は即刻最高裁に上告し、2025 年 11 月 5 日から口頭弁論が開始されたが、判事はおおむね IEEPA 関税に厳しい態度を示したと報じられている。仮に最高裁が IEEPA 関税を違憲と判断した場合、直ちに問題となるのは、①徴収済み関税の還付、②別の法的枠組みによる関税措置の再構築、③既存の二国間合意（関税減免と引き換えの投資・購入コミットなど）への波及などであろう。

関税の還付に関しては、裁判所命令で還付される可能性のある関税額が 1,335 億ドルに上るとの報道があり^(注 16)、関税収入が急増していること自体が、政策として関税を手放しにくくするインセンティブを強めているとの観測もある。こうした環境下では、IEEPA 関税が否定された場合でも、通商法や他の権限を用いた追加関税の再発動が検討される可能性がある。

実務の観点から重要なのは、どのような手続を踏めば関税還付を実現できるのかという点である。米国の関税納付の仕組みは、まず輸入者が輸入申告時に推定額を納付し、314 日以内に CBP（米国税関・国境警備局）が確定関税を通知して清算する流れとなっている。輸入者は、関税の清算前であれば修正申告で、清算後であれば 180 日以内の異議申し立てにより、関税の還付を求めることが出来るとされている。しかし、IEEPA 関税が大統領令に基づく措置であることから、CBP に対する異議申し立てがどこまで認められるのかについて疑問視する見解もあり、その不確実性を背景に、清算停止を求める訴訟が提起されてい

る^(注 17)。これに対し CIT は、「清算が進んでも原告が回復不能な損害を被ることはない」として、2025 年 12 月 15 日にこれらの企業の訴えを棄却した^(注 18)。

以上の通り、本件訴訟の動向は、単に IEEPA 関税が合憲か違憲かという問題にとどまらず、①トランプ政権の関税を軸とした通商・外交モデルが今後も維持されるのか、②追加関税の長期化が企業の事業収益にどのような影響を及ぼすのか、③清算や異議申立てといった行政手続と司法による救済をどのように使い分けるべきか、という三つの不確実性を生じさせている。さらに、違憲判決が確定した場合には、これまで日本を含む各国・地域と結んだ（投資を含む）通商合意について、見直しや再交渉を迫られる可能性がある点にも留意する必要がある。

第 4 節 拡大する FTA の動向

1. 高関税環境下で進む FTA 拡大の構図

2025 年は、米国が高関税政策を前面に押し出す一方で、米国以外の国・地域において自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）の拡大に向けた動きが加速した年であった。これは、保護主義的措置に対抗し、ルールに基づく自由貿易体制を維持・強化しようとする動きであると同時に、米国市場への依存度を相対的に低下させ、「貿易の多角化」を図る戦略的対応と位置付けられる。特に EU およびアジア太平洋地域では、複数国が参加する、いわゆる「メガ FTA」を軸に地域横断的な経済連携が進展した（表 10-2）。また、日本はアラブ首長国連邦（UAE）、バングラデシュ、湾岸協力理事会（GCC）などとの EPA 交渉を進めており、2025 年 12 月 22 日にはバングラデシュと大筋合意に至った^(注 19)。

このような FTA・EPA の拡大は、事業者の観点からみれば、輸出の促進に資するだけでなく、米国以外の市場へのアクセス改善を通じて、販売先および調達先の分散という選択肢を提供する。

2. 「メガ FTA」を巡る拡大の動き

「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP）」を巡っては、2025 年に加盟国拡大に向けた動きが加速した。すでに中国、台湾などが加盟申請をしている中、2025 年 8 月にはフィリピンおよび UAE が新たに加盟申請を行った。2025 年 11 月 21 日に開催された CPTPP 閣僚級会合では、ウルグアイとの加盟交渉開始が決定され

るとともに、UAE、フィリピン、インドネシアが、新規加盟審査の基準とされる「オーストラランド原則」を満たす加入申請エコノミーとして特定された^(注 20)。さらに同会合では、EU および ASEAN との間で初めて公式な対話の場が設けられ、ルールに基づく自由貿易体制の維持・強化に向けて地域を越えた連携を進める方針が確認された。CPTPP は、関税撤廃のみならず、国有企業規律、電子商取引、投資ルールなど高い水準の規律を含む協定であり、加盟国拡大は国際通商秩序全体に与える影響も大きい。2026 年はベトナムが CPTPP 議長国となり、引き続き統合深化と加盟国拡大を進める方針だ。

「地域的な包括的経済連携 (RCEP)」協定についても、加盟国拡大の可能性が注目されている。スリランカ、チリ、香港などが加盟に関心を示しており、バングラデシュも加盟に前向きな姿勢を示している。RCEP 協定は、日本・中国・韓国が揃って加盟する唯一の FTA として、アジア地域におけるサプライチェーンの円滑化に寄与しており、さらなる加盟国拡大は企業活動にとっても重要な意味を持つ。

表 10-2. 2025 年 1 月以降の主な FTA 交渉の動き

2025年1月	・EUとマレーシアのFTA交渉が12年の中断を経て再開
3月	・ニュージーランドとインドが10年ぶりにFTA交渉を再開
4月	・EUとUAEがFTA交渉を開始 ・マレーシアとEFTAがFTA交渉を妥結
5月	・EUとオーストラリアが中断していたFTA交渉の再開を発表
7月	・英国とインドがFTAを締結
8月	・フィリピンとUAEがCPTPPに加盟申請
9月	・韓国がCPTPPへの加盟検討を発表 ・EUとインドネシアがFTA交渉を妥結
10月	・インドとEFTAのFTAが発効 ・RCEP首脳会議、加盟国拡大を議論 ・マレーシアと韓国がFTA交渉を妥結
11月	・CPTPP閣僚会合を開催、初めてEUやASEANと対話
12月	・日本とバングラデシュがEPA交渉で大筋合意
2026年1月	・EUとメルコスールがFTAに署名
1月	・フィリピンとUAEがEPAを締結 ・UAEとフィリピンがFTAに署名 ・UAEとナイジェリアがFTAに署名 ・EUとインドがFTA交渉を妥結
2月	・メルコスールとシンガポールのFTAが部分発効

出所：各種資料をもとに筆者作成

3. USMCA 見直しの行方

2026 年の FTA 動向における主要な注目点の一つは、米国、メキシコ、カナダが締約国となっている「米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA)」の見直しであろう。USMCA は 2020 年に発効し、有効期間は 16 年間とされているが、6 年ごとにレビューを行い、協定をさらに 16 年間延長するか否かを確認する仕組みが採用されている。初回のレビューは 2026 年 7 月 1 日に予定されており、3 か国が合意すれば協定は 2042 年まで延長される。一方、合意に至らなかった場合は毎年レビューを継続し、2036 年 7 月 1 日までに延長合意が成立しなければ、USMCA は終了する^(注 21)。2026 年 1 月にユーラシアグループが発表した「Top Risks 2026」では、3 か国の政治的思惑から、初回レビューでは延長も終了も決定されない可能性が高いとの見方が示されている^(注 22)。

米国内では、関税、安全保障、移民問題などを含む再交渉を求める声が強く、自動車・自動車部品や鉄鋼の原産地規則の修正（例：閾値の引き上げ、米国産の含有率の下限設定）、メキシコの労働環境改善、懸念国の外国事業者が生産する品目の排除などが議論の重要なポイントとなる可能性が高い。また、グリア USTR 代表は USMCA からの離脱の可能性に言及しているが^(注 23)、USMCA は議会承認を経て発効しているため、大統領権限のみでの離脱は困難とする見方が有力である。もっとも、仮に離脱が試みられた場合には、サプライチェーン変更に伴う混乱はもちろん、司法判断を含む制度的不確実性も生じる可能性があり、企業の事業戦略に与える影響は極めて大きい。北米に進出する日系企業の多くは、USMCA の利用を前提にサプライチェーンを構築しているため、USMCA の見直し動向を引き続き注視する必要がある。

第 5 節 各国で増加する安値輸入品対策

2025 年は、世界的に安値品対策としてのアンチダンピング (AD) 措置の発動件数が高止まりした 1 年であった。AD 措置は、輸入品が不当に安い価格で国内市場に流入し、国内産業に損害を与えている場合に発動される代表的な貿易救済措置であり、近年、その重要性が再び高まっている。世界貿易機関 (WTO) の報告によれば、2024 年 10 月中旬から 2025 年 10 月中旬までの 1 年間に、G20 諸国が開始した貿易救済調査は月平均 28.5 件であった^(注 24)。これは 2024 年の月平均 32.5 件を下回るものの、依然として高水準が続いているといえる。さらに、貿易救済措置の終了件数は月平均 9.3 件にとどまり、2016 年以降で

3 番目に低い水準となった。貿易救済措置の 55.2%は AD 措置であることから、一度発動された AD 措置が長期間維持される傾向が強まっていることを示している。

この背景としては、大きく二つの要因が指摘できよう。第一に、中国を中心とする構造的な供給過剰の問題である。過剰生産能力を背景に、国際市場に安値で輸出される製品が増加し、各国の国内産業に競争上の圧力を与えている。第二に、米国に代表される政治的な自国優先主義の強まりである。高関税政策や産業保護政策が打ち出される中で、主要な輸出市場を失った製品が安値で第三国市場に流入することへの警戒感が各国で共有され、AD 調査が多用される状況が生じている。

日本においても、安値輸入品対策の強化が進められている。財務省は、AD 措置の実効性を高める観点から、第三国を経由した迂回輸入への対応を検討しており、2025 年 9 月には「不当廉売関税の迂回防止に関するワーキンググループ」を開催した^(注 25)。同制度案は、第三国を経由して輸入される製品であっても、一定の要件を満たす場合には AD 関税を賦課できる新たな枠組みを導入するものである。日本においても近年、AD 関税の発動件数が増加しており、対象製品について第三国からの輸入が増加する事例が確認されていることから、AD 関税の迂回が行われているとの指摘がされている。こうした状況を受け、事業者や産業界からは、迂回輸入対策を制度的に強化すべきとの要望が示されている。

このような国際通商動向のもと、輸出事業者としては、米国の追加関税措置の影響を踏まえて輸出価格を引き下げた場合、ダンピング輸出と判断されるリスクが否定できない点に注意が必要である。また、世界的に AD 調査が高止まりしている状況では、輸出先国から AD 措置を発動される可能性が相対的に高まる傾向にある。一方で、国内企業にとっても、不当に安値の製品が輸入されるリスクが存在するため、輸入価格動向を注視し、必要に応じて貿易救済措置の活用を検討することも一考に値するだろう。2026 年においても、世界的な安値品対策としての AD 措置は高い水準で推移すると見込まれる。とりわけ、トランプ関税の影響を緩和するための値下げ輸出は、新たな AD 措置リスクを生じさせる可能性があることから、輸出価格の設定には引き続き慎重な対応が求められる。

第 6 節 実務の観点からみた輸出事業者の対応策

これまで見てきたとおり、第 2 次トランプ政権の誕生を契機に、国際通商秩序は大きな変化を余儀なくされている。以下では、輸出事業者が検討可能と思われる実務面での対策

案を整理する。

第一は、輸入者との取引条件の再検証である。とりわけ DDP (Delivered Duty Paid) については、関税・通関リスクを踏まえた慎重な判断が求められる。DDP は、売主が輸入国の指定場所まで商品を届け、関税・輸入税の支払い、通関手続きまでをすべて負担・実施する条件であり、買主は原則として商品を受け取るだけとなる。一見すると顧客サービスの向上につながるが、関税政策が頻繁に変更される局面では、DDP 条件は想定外の関税負担や通関トラブルを輸出者側に生じさせる可能性があるため、輸入者側に一定の責任を残す条件への見直しも検討に値する。

第二は、DDB (Duty Drawback) 制度の活用検討である。DDB とは、輸入時に支払った関税について、一定の条件を満たす場合に、後から還付を受けることができる制度であり、関税を実質的に軽減する手段となり得る。もっとも、全ての関税が還付対象となるわけではなく、例えば、通商拡大法 232 条に基づく自動車関税など、制度上、還付が認められないケースも存在する。したがって、DDB 制度を活用する場合には、対象品目、関税の根拠法、手続期限などを事前に十分確認する必要がある。

第三は、米国での輸入申告情報、特に HTS コード (HS コード) と原産国の再検証である。まず HTS コードについては、誤分類で本来より低い関税率を適用していた場合、追徴課税や罰則が科される可能性がある。トランプ関税の一部や AD などの貿易救済措置は、HTS コードで対象品や追加関税の適用除外品を判断しており、HTS コードの正確な分類はいつそう重要な実務となっている。次に、原産国判定も重要である。これまでは、WTO 加盟国の原産品であれば、原産国によらず同一品目の関税率は同じだった。しかし相互関税では、同一品目であっても原産国によって追加関税率が大きく異なるため、原産国の判定は、事業の採算性を左右する重要な要素となっている。米国向け輸出においては、米国の非特惠原産地規則に従い、正確な原産国判定と表示を行い、適切な輸入申告手続きを行う必要がある。HTS コードや原産国の判断に際し、不確実性が高い場合には、CBP による事前教示 (Ruling) を取得することも、有効なリスク管理手段として検討する価値があるだろう。

第四は、適切な輸出価格の設定である。追加関税負担を緩和する目的で輸出価格を引き下げる対応は、実務上は複数の制度リスクを高める点に注意が必要である。まず、輸出価格が日本の工場出荷段階の国内販売価格を大きく下回る場合、輸出先国においてダンピング輸出と認定され、AD 関税を課されるリスクが高まる。加えて、グループ企業向け輸出

では、特殊関係者間取引として移転価格税制の対象となり、安値輸出が利益移転と判断され、税務上の調整を受ける可能性がある。さらに、輸出価格の引き下げは、関税評価額を引き下げる結果となるため、CBP による関税調査で問題視されるリスクも生じる。したがって、追加関税対応としての価格設定は、通商と税務の双方を横断した観点から慎重に検討することが不可欠である。

第五は、これまでの論点を踏まえた「サプライチェーンの再検証」である。例えば、原料や部材の調達先、あるいは生産工程を見直すことで、原産国の判定が変わり、結果として相互関税の負担を軽減できる場合も生じ得る。また、FTA を活用した販売先・調達先の開拓も、有力な選択肢として検討する価値があるだろう。もっとも、調達先や生産拠点の変更は、コスト構造や供給安定性に影響を及ぼすため、短期的な関税負担のみならず、中長期的な事業戦略との整合性を踏まえた判断が求められる。いずれにしても、米中貿易摩擦の動向やレアアース輸出管理の強化など、本稿で検討してきた通商環境の変化全般に継続的に目を配り、その上で最適なサプライチェーンの構築を進めることが重要であろう。

これまで、実務面でのトランプ通商政策対策を論じてきたが、政府や業界団体などを通じた情報収集やロビー活動の継続も重要である。通商政策は政治的要因によって変動しやすく、企業単独で対応できる範囲には限界がある。こうした限界を踏まえると、個社による実務対応に加え、業界全体として制度や運用に関与していく視点も不可欠となる。本節で検討してきた対応策は、いずれも「既存ルールの順守・活用」によるものであるが、業界全体としての問題提起やルール・制度改善要望などを通じ、通商政策の予見可能性の向上を図る取り組みも不可欠である。企業としては、既存ルールの「修正・改善」や「新たな政策・ルールの形成」にも注力し、「既存ルールの順守・活用」とあわせた「企業としての通商戦略」を立案・実行していくことが、変動する通商環境下での競争力を左右する重要な鍵となるだろう。

注

¹ 2026年1月16日時点では、最高裁による判決は出ていない

² The White House, “Agreement between the United States of America and Malaysia on Reciprocal Trade”, 2025年10月26日:
<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/2025/10/agreement-between-the-united-states-of-america-and-malaysia-on-reciprocal-trade/>

³ The Guardian, “Malaysia defends Trump trade deal after critics warn it will compromise country's sovereignty”, 2025年11月5日:

-
- <https://www.theguardian.com/world/2025/nov/05/malaysia-defends-trump-us-trade-deal>
- 4 The White House, “Modifying the Scope of the Reciprocal Tariff with Respect to Certain Agricultural Products”, 2025 年 11 月 14 日:
[https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/11/modifying-the-scope-of-the-reciprocal-tariff-with-respect-to-certain-agricultural-products/The White House](https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/11/modifying-the-scope-of-the-reciprocal-tariff-with-respect-to-certain-agricultural-products/The%20White%20House)
 - 5 The White House, “Modifying the Scope of Tariffs on the Government of Brazil”, 2025 年 11 月 20 日:
[https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/11/modifying-the-scope-of-tariffs-on-the-government-of-brazil/ The White House](https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/11/modifying-the-scope-of-tariffs-on-the-government-of-brazil/The%20White%20House)
 - 6 2026 年 1 月 16 日時点では、最高裁による判決は出ていない
 - 7 Ministry of Commerce, PRC, “Announcement No.18 of 2025 of The Ministry of Commerce and The General Administration of Customs of The People’s Republic of China Announcing the decision to implement export control on some medium and heavy rare earth related items”, 2025 年 4 月 4 日:
https://english.mofcom.gov.cn/Policies/AnnouncementsOrders/art/2025/art_0dd87cbee7b045bf93fa-be6ab2faceee.html
 - 8 Reuters, “Ford struggles with supply of rare earth magnets ...” 2025 年 6 月 13 日:
[https://www.reuters.com/business/autos-transportation/ford-struggles-with-supply-rare-earth-magnets-ceo-tells-bloomberg-news-2025-06-13/ Reuters](https://www.reuters.com/business/autos-transportation/ford-struggles-with-supply-rare-earth-magnets-ceo-tells-bloomberg-news-2025-06-13/Reuters)
 - 9 Reuters, “Suzuki Motor halted Swift production due to China's rare earth curb ...” 2025 年 6 月 5 日:
[https://www.reuters.com/markets/commodities/suzuki-motor-halted-swift-car-production-due-chinas-rare-earth-curb-nikkei-says-2025-06-05/ Reuters](https://www.reuters.com/markets/commodities/suzuki-motor-halted-swift-car-production-due-chinas-rare-earth-curb-nikkei-says-2025-06-05/Reuters)
 - 10 CSIS, “China’s New Rare Earth and Magnet Restrictions Threaten ...” 2025 年 10 月 9 日:
[https://www.csis.org/analysis/chinas-new-rare-earth-and-magnet-restrictions-threaten-us-defense-supply-chains CSIS](https://www.csis.org/analysis/chinas-new-rare-earth-and-magnet-restrictions-threaten-us-defense-supply-chains%20CSIS)
 - 11 The White House, “Joint Statement on U.S.-China Economic and Trade Meeting in Geneva” 2025 年 5 月 12 日:
 - 12 JETRO 「中国、レアアース輸出管理の関連規制を強化」 2025 年 10 月 14 日:
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/10/3604e5b18bf9755d.html>
 - 13 USTR, “Economic and Trade Agreement Between the United States of America and the People’s Republic of China (Phase One Agreement) (PDF),” 2020 年 1 月 15 日:
 - 14 USTR, “USTR Initiates Section 301 Investigation of China’s Implementation of the Phase One Agreement,” 2025 年 10 月:
<https://ustr.gov/about/policy-offices/press-office/press-releases/2025/october/ustr-initiates-section-301-investigation-chinas-implementation-phase-one-agreement>
 - 15 The White House, “Fact Sheet: President Donald J. Trump Strikes Deal on Economic and Trade Relations with China”, 2025 年 11 月 1 日:
<https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/11/fact-sheet-president-donald-j-trump-strikes-deal-on-economic-and-trade-relations-with-china/>
 - 16 Reuters, “US tariffs that are at risk of court-ordered refunds exceed \$133.5 billion”, 2026 年 1 月 6 日:
https://www.reuters.com/world/us/us-tariffs-that-are-risk-court-ordered-refunds-exceed-1335-billion-2026-01-06/?utm_source=chatgpt.com
 - 17 JETRO 「コストコが IEEPA 関税還付を求め提訴、背景には還付の不確実性と異議申し立ての期限」 2025 年 12 月 4 日:
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/12/b36b608420bb11e9.html>
 - 18 United States Court of International Trade, “AGS Co. Auto. Sols. v. U.S. Customs & Border Prot.”, 2025 年 12 月 15 日:
<https://www.cit.uscourts.gov/sites/cit/files/25-154.pdf>
 - 19 外務省 「日・バングラデシュ経済連携協定 (EPA) の大筋合意について」 2025 年 12 月 22 日:
https://www.mofa.go.jp/press/release/pressite_000001_01950.html

-
- ²⁰ “CPTPP Joint Ministerial Statement” 2025 年 11 月 21 日 :
https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2025/pdf/20251121_cptpp_seimei_en.pdf
- ²¹ USTR, “United States–Mexico–Canada Agreement” :
<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement>
- ²² Eurasia Group, “Top Risks 2026”
<https://www.eurasiagroup.net/issues/Top-Risks-2026>
- ²³ Reuters, “Trump could decide next year to withdraw from USMCA trade deal”, 2025 年 12 月 4 日 :
https://www.reuters.com/world/americas/trump-could-decide-next-year-withdraw-usmca-trade-deal-ustr-greer-tells-politico-2025-12-04/?utm_source=chatgpt.com
- ²⁴ The World Trade Organization, “Surge in new tariffs accompanied by measures to increase trade, WTO report on G20 finds”, 2025 年 11 月 13 日 :
https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/tmg20_13nov25_196_e.htm
- ²⁵ 財務省「第 1 回不当廉売関税の迂回防止に関するワーキンググループ（令和 7 年 9 月 10 日開催）配付資料」2025 年 9 月 10 日 :
https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/futorenbaiwg/futorenbaiwg_gijihaihu/index.html

第 11 章 ASEAN のトランプ関税や中国との貿易拡大への対応

亜細亜大学 アジア研究所 特別研究員

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI) 客員研究員

石川 幸一

要約

第 1 期トランプ政権では ASEAN は漁夫の利を得たと評された。中国に対して最大 25% の制裁関税が課され、中国の対米輸出が減少した中で ASEAN の対米輸出は増加し、米中対立という投資リスクが増加した中国が対内投資を減らす中で ASEAN は対内外国投資が増加したからである。特に中国から ASEAN への製造業投資は大幅に増加した。しかし、漁夫の利の対価は大きく、第 2 期トランプ政権により ASEAN に対しては高率の相互関税が発表された。米国の対 ASEAN 貿易赤字が大幅に増加したためである。米国と ASEAN 各国は貿易交渉を行い、ASEAN に対する相互関税は 19%あるいは 20%に引き下げられた。交渉では ASEAN 各国は大幅な譲歩を余儀なくされ、対米輸入関税撤廃、非関税障壁撤廃、航空機・エネルギー・農産品輸入、迂回輸出の管理強化などを内容とする不平等な協定を結んだ。

米国は ASEAN にとり中国と並ぶ輸出市場であり、引き下げられたとはいえ相互関税の影響は大きく、ASEAN の 25 年および 26 年の GDP 成長率は下方修正されている。影響の大きさは輸出依存度、輸出に占める米国のシェアによる。相互関税によりチャイナプラスワンの投資先としての ASEAN の魅力は減退したと報じられているが、第 1 期トランプ政権時の制裁関税と合計した中国に対する追加関税は 45% (25 年 12 月時点、相互関税は交渉中でベースラインの 10%が賦課) であり ASEAN 各国より高く、人件費も中国は ASEAN より高いため中国から ASEAN への投資は今後も継続するだろう。

相互関税、不平等な貿易協定と USAID の解散による ASEAN への経済協力の削減により ASEAN の米国に対する信頼度は低下するだろう。一方、中国は相互関税発表直後に習近平国家主席が ASEAN3 か国を訪問し経済協力強化を打ち出すなど ASEAN へのアプローチを強めており、影響力が増す可能性が高い。ただし、ASEAN の均衡戦略は維持されるだろう。ASEAN は EU との FTA や BRIS 参加、GCC との FTA などで貿易での対米依存を低下させようとしている。

はじめに

第1期トランプ政権では ASEAN は漁夫の利を得たと評された。中国に対して最大 25% の制裁関税が課され、中国の対米輸出が減少した中で ASEAN の対米輸出は増加し、米中対立という投資リスクが増加した中国が対内投資を減らす中で ASEAN は対内外国投資が増加したからである。とくに中国から ASEAN への製造業投資は大幅に増加した。しかし、漁夫の利の対価は大きく、第2期トランプ政権により ASEAN に対しては高率の相互関税が発表された。米国の対 ASEAN 貿易赤字が大幅に増加したためである。米国と ASEAN 各国は貿易交渉を行い、ASEAN に対する相互関税は 19%あるいは 20%に引き下げられた。交渉では ASEAN 各国は譲歩を余儀なくされ、対米輸入関税撤廃、非関税障壁撤廃、航空機・エネルギー・農産品輸入、迂回輸出の管理強化などを約束した。

米国は ASEAN にとり中国と並ぶ輸出市場であり、引き下げられたとはいえ相互関税の影響は大きく、ASEAN の 25 年および 26 年の GDP 成長率は下方修正されている。影響の大きさは輸出依存度、輸出に占める米国のシェアによる。相互関税によりチャイナプラスワンの投資先としての ASEAN の魅力は減退したと報じられているが、第1期トランプ政権時の制裁関税と合計した中国に対する追加関税は 45%（25 年 12 月時点、相互関税は交渉中でベースラインの 10%が賦課）であり ASEAN 各国より高く、人件費も中国は ASEAN より高いため中国から ASEAN への投資は今後も継続するだろう。

相互関税と USAID の解散による ASEAN への経済協力の削減により ASEAN の米国に対する信頼度は低下するだろう。一方、中国は相互関税発表直後に習近平国家主席が ASEAN3 か国を訪問し経済協力強化を打ち出すなど ASEAN へのアプローチを強めており、影響力が増す可能性が高い。ただし、ASEAN の均衡戦略は維持されるだろう。ASEAN は EU との FTA や BRICS 参加、GCC との FTA など貿易での対米依存を低下させようとしている。本章は ASEAN のトランプ関税への対応と中国との経済関係の拡大について論じている。

第1節 ASEAN に対し高率の相互関税

1. 対 ASEAN 貿易赤字が急増

トランプ大統領は 2025 年 2 月 13 日に相互関税の導入に向けた調査を指示する「公正で相互的な計画」に署名した^(注 1)。調査対象は、①米国製品に課される関税、②不公正で差

別的な税金（付加価値税を含む）、③補助金、規制など非関税障壁、④為替操作などであり USTR、商務省が全貿易相手国を対象に調査を行った。

4月2日に発表された相互関税は ASEAN に対し高い関税を課すものとなっていた。とくに CLMV に対してはカンボジア 49%、ラオス 48%、ベトナム 46%、ミャンマー 44% と禁止的といえる極めて高い関税を課している。国際ルールでは途上国には「特別かつ異なる待遇」として有利な待遇が行われるため、所得水準の低いこれら 4 개국への高関税は驚きをもって受け止められた。ASEAN6 についてはタイ 36%、インドネシア 32%、マレーシア 24%、ブルネイ 24% と高く、フィリピンは 17% だった。米国が黒字を計上し、関税がほぼない自由貿易港シンガポールにも 10% が課されている。ASEAN の最大の貿易相手国は中国だが、輸出では米国は中国と並ぶ重要な輸出先であり、相互関税は ASEAN の輸出に大きな影響を与えることは避けられない^(注 2)。

ASEAN 各国に対し高い相互関税が発表されたのは米国の ASEAN 各国に対する貿易赤字が増加したためである。2024 年の米国の ASEAN に対する貿易赤字をみると、ベトナムが 1,243 億ドルで世界では中国 (2,954 億ドル)、メキシコ (1,714 億ドル) に続く第 3 位の貿易赤字相手国となっている。ベトナムに続いてタイが 456 億ドルで世界 11 位、マレーシアが 248 億ドルで世界 14 位、インドネシアが 178 億ドルで同 15 位、カンボジアが 123 億ドルで同 18 位など ASEAN 各国は米国の貿易赤字で世界の上位 20 개국に 5 개국が入っている。また、ASEAN を合計すると 2,311 億ドルに達し世界 2 位の規模である (表 11-1)。

表 11-1. 米国の対世界および対 ASEAN 貿易赤字 (2024)

世界			ASEAN		
1.	中国	2,954 億ドル	1.	ベトナム	1,243 億ドル
2.	メキシコ	1,718 億ドル	2.	タイ	456 億ドル (11 位)
3.	ベトナム	1,234 億ドル	3.	マレーシア	248 億ドル (14 位)
4.	アイルランド	867 億ドル	4.	インドネシア	178 億ドル (15 位)
5.	ドイツ	848 億ドル	5.	カンボジア	123 億ドル (18 位)
6.	台湾	739 億ドル	6.	フィリピン	49 億ドル (28 位)
7.	日本	684 億ドル	7.	ラオス	7.6 億ドル (52 位)
8.	韓国	666 億ドル	8.	ミャンマー	5.8 億ドル (57 位)
9.	カナダ	633 億ドル	9.	ブルネイ	1.1 億ドル (70 位)
10.	インド	456 億ドル		ASEAN 合計	2,311.5 億ドル

注. シンガポールに対しては米国が黒字を計上している。

出所 : Bureau of Economic Analysis, U.S. Department of Commerce.

2. 中国から ASEAN への輸入シフト

貿易赤字の要因は ASEAN からの輸入の急増である（表 11-2）。米国の ASEAN6 からの輸入は 2018 年の 1,850 億ドルから 19 年以降 2 桁の増加を 22 年まで続けた。23 年は 3,109 億ドルで 7.6%の減少となったが、2024 年は 3,522 億ドルで 13.3%の大幅増加となった。輸入に占めるシェアは 2018 年の 7.5%から 2024 年には 10.7%に上昇した。一方、中国からの輸入は 2018 年の 5,396 億ドルから 2019 年、20 年に減少したものの、21 年は 16.7%増加し 5,042 億ドルに回復し、22 年には前年比 6.3%増の 5,362 億ドルと 18 年の水準まで回復した。しかし、2023 年は 4,267 億ドルで前年比 -20.4%と大幅減少に転じ、首位をメキシコに明け渡し 2 位の輸入相手国となった。2024 年は 4,389 億ドルで 2.8%の増加と若干回復したが 2 位に変わりはなかった。シェアをみると、2018 年の 21.1%から 2020 年を除いて低下が続いている。金額が増加した年もシェアは低下しており、2024 年には 13.4%となった。

米国の対アジア輸入で中国から ASEAN へのシフトが起きたのである^(注 3)。輸入シフトを引き起こしたのは 2018 年に第 1 期トランプ政権の導入した 1974 年通商法 301 条による 4 次にわたる最大 25%の追加関税である。FTA の経済効果には、貿易創出効果と貿易転換効果があるが中国からの輸入にのみ関税を引き上げるのは FTA と逆の措置（逆 FTA）である。そのため、中国からの輸入が減少し ASEAN やメキシコからの輸入が増加する貿易転換が起きた。

表 11-2. 米国の ASEAN および中国からの輸入の推移

(単位：100 万ドル)

	2018	2024	増加率
ラオス	142	803	466.1%
カンボジア	3,818	12,662	231.6%
ベトナム	49,173	136,561	177.7%
ブルネイ	98	239	143.6%
タイ	31,872	63,328	98.6%
シンガポール	26,612	43,204	62.3%
インドネシア	21,842	28,085	34.7%
マレーシア	39,356	52,535	33.5%
ミャンマー	495	656	32.5%
フィリピン	12,597	14,177	12.5%
ASEAN	186,005	352,250	89.4%
中国	539,676	438,947	△18.6%
世界	2,450,806	3,267,397	33.3%

出所：Bureau of Economic Analysis, Department of Commerce

3. 中国から ASEAN への生産拠点の移転が大幅増

中国から ASEAN への輸入シフトの要因は中国から ASEAN への生産拠点の移転（投資）である。ASEAN への中国の外国直接投資は 2018 年の 128 億 4,100 万ドルから 24 年は 193 億 2,100 万ドルで中国は米国、EU に次ぐ第 3 位の投資国となった（表 11-3）。製造業部門の投資は、米中対立が起きてから順調に増加しており、2018 年の 15 億 800 万ドルから 24 年には 67 億 100 万ドルと 4.4 倍の増加となった（表 11-3）。

ジェットロによると、日系企業の中国から ASEAN への生産拠点の移管（直近 5 年間）は 176 件であり、移転先国はベトナム 90 件、タイ 25 件、インドネシア 16 件、マレーシア 19 件となっている（注 4）。移転理由は、①チャイナリスクの回避、②米中貿易摩擦による関税対策、③中国工場の生産縮小、閉鎖、撤退など、④顧客の方針変更（現地調達化、生産移管など）となっている。中国企業も ASEAN への移管を進めている（注 5）。ASEAN における中国企業の現地法人数は 2022 年末で 6,500 社と 10 年間で 2.5 倍に増えた（注 6）。2014 年に米国が中国製タイヤにアンチダンピング税を導入した結果、中策ゴム、玲瓏タイヤなど中国の大手メーカーがタイに進出し、太陽光パネルでは大手パネルメーカーの天合光能（トリナ）や晶科能源（ジンコソーラー）がベトナムに進出している（注 7）。タイでは中国 EV メーカーの現地生産が活発になっている。タイは ACFTA で EV への関税を撤廃しており、中国 EV メーカーは ACFTA を利用してタイへの EV 輸出を増加させた。タイ政府は 2024 年または 25 年の国内生産を条件に輸入 EV に対し補助金付与や物品税免除など優遇措置を付与したため BYD、長城汽車など大手中国 EV 企業は 24 年以降相次いで工場を立ち上げ生産を開始している（注 8）。タイは優遇措置を受けた EV 企業に対して EV のコア部品のタイでの製造を要求している。

米国企業にも ASEAN への移転を行い、あるいは移転を検討する動きがある。中国米国商会によると、中国以外への製造・調達の移転については、「移転の検討をしていない」が 77% と圧倒的に多いが、「移転プロセスを開始」が 11%、「移転を検討しているが具体的な行動はとっていない」が 12% で、23% の企業が移転を行うか検討している。移転を検討する理由では、「地政学的緊張の高まり」が 56%（2022 年は 20%）、「リスク管理」が 41%（同 60%）、「不確実な政策環境への懸念」が 34%（29%）、「米中貿易摩擦」が 32%（43%）などであり、移転先については、開発途上アジア（インド、ベトナム、タイ、インドネシア、マレーシア）が 41% で最も多かった（注 9）。

中国から ASEAN に製造拠点を移し米国への輸出を行うことは迂回輸出との疑念を生ん

でいる。迂回輸出かどうかは ASEAN での原産付加価値のレベルによると考えられる。ASEANで現地調達を行いASEAN原産地比率が高く、とくにキー部品をASEANで調達、製造していればASEAN原産品と考えられるが、CKDのように原料や部品の大半を中国から持ち込んでいる場合は迂回輸出といえよう。

表 11-3. ASEAN への中国からの外国投資（フロー）

（単位：100 万ドル）

年	全業種	製造業
2018	12,841	1,508
2019	9,151	3,097
2020	7,181	2,667
2021	17,313	3,913
2022	15,641	5,576
2023	17,341	6,394
2024	19,321	6,701

出所：ASEAN(2024)および ASEAN Stats Key Indicators

第 2 節 米国と ASEAN の貿易交渉

1. 多くの国が 19%で合意

4月2日に相互関税が発表され、ASEAN 各国にはカンボジアが世界全体で 2 番目に高い 49%となるなど高い相互関税が発表された（表 11-4）。ASEAN は 4 月 11 日に ASEAN 特別経済大臣会議を開催し、ASEAN と米国の強固で永続的なパートナーシップを確認するとともに米国の関税に対して報復措置を取らないことで合意した。さらに、5月26日－27日に ASEAN 首脳会議を開催し、一方的な関税に深刻な懸念したが米国と建設的關係を維持するとともに報復措置を採用しないことを確認し ASEAN の経済統合を強化・加速することで合意した。

米国は 4 月 5 日から一律 10%のベースライン関税を追加関税として実施し、4 月 2 日に発表した相互関税を 4 月 9 日に発動した。ところが 4 月 9 日に株式、通貨、債券がそろって下落する「トリプル安」が起き、4 月 10 日に相互関税の上乗せ分が 90 日停止された。上乗せ分については 7 月 9 日までの停止中に交渉により決定されることになった。

ASEAN 各国は米国政府と交渉を続け 7 月 2 日にベトナムが 20%で合意して以降、順次合意に至っている（表 11-4）。相互関税は 8 月 7 日に発動されたが、ASEAN については次

のようになっている^(注10)。最も高いのはラオス（4月2日は48%）とミャンマー（同44%）で40%である。続いてブルネイが25%で4月2日の24%より1%高くなっている。ベトナムは46%から20%に引き下げられた。

19%に引き下げられた国が多く、カンボジア（同49%）、インドネシア（同32%）、マレーシア（同24%）、タイ（36%）となっている。フィリピンは19%だが、4月2日の17%から20%に引き上げられた後19%となった。米国が貿易黒字を計上しているシンガポールはベースライン税率の10%で変更がない。新しい税率の根拠は発表されていない。カンボジアは49%から36%に引き下げられ、タイとカンボジアの国境紛争が停戦に至ると19%に引き下げられた。タイも同様に国境紛争停止の翌日に19%に引き下げられている。米国税関が迂回と判断する場合、40%の追加関税あるいは罰金が課される。

ASEAN に対する相互関税は、日本への相互関税と異なり米国の MFN 税率に追加される。米国の MFN 税率が5%の場合相互関税は日本に対しては15%だが、たとえばベトナムの場合5%+20%で25%となる。また、MFN 税率が20%など15%を超える品目の場合、日本では20%だがベトナムでは20%+20%で40%となる。相互関税以外の分野別関税も当然 ASEAN からの輸出に課税される。分野別追加関税は、鉄鋼・アルミ製品と同派生製品が3月に25%、6月から50%、自動車は4月から25%、同部品が5月から25%、銅製品が8月から50%、医薬品が10月から100%となっている。

表 11-4. ASEAN に対する相互関税

	4月2日発表	8月7日発動
カンボジア	49%	19%
ラオス	48%	40%
ベトナム	40%	20%
ミャンマー	44%	40%
タイ	36%	19%
インドネシア	32%	19%
ブルネイ	24%	25%
マレーシア	25%	19%
フィリピン	17%	19%
シンガポール	10%	10%

出所：The White House, Executive Order 14257 of April 2, 2025. *Regulating Import with a Reciprocal Tariff to Rectify Trade Practices that contribute to Large and Persistent Annual United States Goods Trade Deficits.*

The White House, *FURTHER MODIFYING THE RECIPROCAL TARIFF RATES*, July 31, 2025.

2. 米国に対し多大の譲歩：6 国が対米関税撤廃

相互関税交渉では ASEAN 各国は貿易赤字の削減を目的として様々な提案を行い次のような市場開放措置で合意している。①米国産品に対する関税の撤廃であり、相互関税の引下げに成功した 6 国が対米関税の撤廃（あるいはほぼ撤廃）、②米国産品の購入であり、航空機、農産品、エネルギーの輸入、③迂回輸出に対する規制の強化、④米国産品を対象とした非関税障壁の撤廃、⑤米国企業を対象とするデジタル分野の規制緩和、⑤米国の利益を損なうような国と FTA を締結する場合米国との貿易協定を終了できる（マレーシア、フィリピン、カンボジア）などが合意されている。また、米国はマレーシアおよびタイと重要鉱物のグローバルなサプライチェーンの多角化と投資促進のための協力覚書を締結した^(注 11)。重要鉱物のサプライチェーンの開発と拡大のための協力を目的に重要鉱物の資源探索・採掘・加工・精製・リサイクル・回収を促進し、単なる輸出よりも国内価値付加と加工を支援する投資を促進し、オープンで効率的、安全で透明な重要鉱物市場への移行を支援し、米国とタイおよびマレーシアの重要鉱物とレアアースのサプライチェーンの強靱性、安全性を改善のために協力を行うことに合意している。

次に貿易交渉の合意内容を主要国別にみてみよう^(注 12)。

- **インドネシア**：①対米輸入約 99%関税撤廃、②貿易と投資に影響を与える非関税障壁に対処（ローカルコンテンツ要求から米国企業を除外、米国の自動車安全及び排出基準受入れ、医薬品の米国食品医療品局 FDA 証明書受入れ、化粧品や医療用機器などのラベリング要求、知的所有権に関する長期的な問題の解決に向けた取組み、米国製品に対する船積み前検査の廃止など）、③米国の食品と農産品を全ての輸入許可制度の除外とし米国の規制当局の監督を承認し証明を受け入れる、④個人データの米国への移動に確実性を提供、WTO における電子的送信への関税不賦課モラトリアムを即時かつ無条件に恒久化することを約束、⑤鉄鋼過剰能力に関するグローバルフォーラムに参加し効果的な措置を取る、⑥国際的に認められた労働の権利の保護を確約する、⑦高いレベルの環境保護の採用と維持を約束する、⑧重要鉱物を含む工業製品の米国への輸出制限を撤廃する、⑧サプライチェーン強靱性やイノベーション、他国の不公正な貿易慣行への取組みなどを含む経済および国家安全保障協力を強化、⑨32 億ドル相当の航空機の購入、45 億ドル農産物（大豆、小麦、綿花など）購入、150 億ドルのエネルギー製品（LPG、原油、ガソリン）の購入^(注 13)。
- **タイ**：①99%の米国製品への関税撤廃、②工業製品に対する非関税障壁撤廃（輸入許可

と規制の緩和、米国の安全基準と排出基準を満たした米国車の受入れ、米国食品医薬品局（FDA）の認証と医療機器と医薬品の事前販売承認の受入れ、エタノールへの輸入許可など）、③農産品に対する非関税障壁の撤廃（米国の規制監督の承認と認証の受入れ、食品と農産品の衛生植物検疫措置の受入れ）、④デジタル貿易、サービス、投資の障壁の除去（WTO での電子的送信への恒久的な関税不賦課への支持、デジタルサービス課税や差別的な措置を行わない、米国映画の上映制限（スクリーン・クォータ）削減、タイの通信事業への米国の投資出資制限緩和など）、⑤知的財産の保護強化、⑥経済安全保障協力、⑦労働保護の強化、⑧高いレベルの環境保護、⑨飼料用とうもろこし、大豆ミールなど年間 26 億ドルの輸入、年間 54 億ドルの LNG などエネルギー輸入、80 機の航空機購入など合計 188 億ドルの輸入（注 14）。

- **マレーシア**：①98.4%品目で対米関税撤廃、②米国のハタル認証団体からハタル認証を得た肉製品の輸入を許可、米国からの輸入農産品の販売税免税、米国の乳製品、肉、鶏肉の輸出円滑化のために認証と登録プロセスを簡素化、米国の生きた鶏および鶏製品の輸出における家畜伝染病管理の米国の地域化（regionalization）を受け入れる、③自動車・医療機器・医薬品の規格の承認手続きの円滑化、④知財権、労働、環境、持続的漁業などの国際標準の約束と実施強化、⑤米国企業にデジタルサービス税を課さない、⑥米国のソーシャルメディアとクラウドサービス企業にマレーシアでの所得の 6%をユニバーサルサービス基金（USP）に支払う要求は廃止する、⑦全てのドメインネームシステム（DNS）をマレーシアの DNS に切り替える（リダイレクト）するドメインネームシステムトラフィック指令の廃止あるいは恒久的停止、⑧非特惠原産地証明書（NPCOs）の発給を厳格化する、⑨米国原産の AI 半導体の他国への輸出および通過の管理を強化（2010 年戦略貿易法セクション 12 による）、重要なレアアースの米国への輸出制限は行わない、⑩マレーシアはどのような超大国を優遇することなく中立を維持し全ての国と貿易を行うとともに米国の指定した懸念国は所有、管理、支配下にある機関により供給される国際海運サービスに対して課税をしないことを約束（注 15）。⑪ペトロナスは多年度契約により年間 34 億ドルの LNG を購入、⑫マレーシアは年間 4,260 万ドルの石炭と 1 億 1,900 万ドルの通信機器とサービスを購入、⑬30 機のボーイングおよび 30 機の追加購入のオプション、⑭1,500 億ドルの半導体、航空機部品、データセンター機器を購入、⑮マレーシアが米国の重要な利益を損なう国と自由貿易協定あるいは特惠貿易協定を締結する場合、マレーシアとの協議が成功しない場合米国は本協定を終了し 4 月 2 日に公表した相互関税率を賦課する（注 16）。

- **フィリピン**：①対米関税撤廃、②迂回輸出規制強化、③フィリピンが米国が懸念している国と自由貿易協定を締結した場合協定を終了する権利を有する、④大豆、小麦、医薬品の輸入拡大、⑤比側は米国との長期の同盟関係を強調、トランプは対中シフト是正を評価^(注 17)。
- **カンボジア**：①全品目で関税撤廃、②工業製品に対する非関税障壁撤廃（輸入許可と規制の緩和、米国の安全基準と排出基準を満たした米国車の受入れ、米国食品医療品局（FDA）の認証と医療機器と医薬品の事前販売承認の受入れ）、③農産品に対する非関税障壁の撤廃（米国の規制監督の承認と認証の受入れ、食品と農産品の衛生植物検疫措置の受入れ）、④デジタル貿易、サービス、投資の障壁の除去（WTO での電子的送信への恒久的な関税不賦課への支持、デジタルサービス課税や差別的な措置を行わないなど）、⑤（EU が地理的表示の保護を主張している）一般的な名称の米国のチーズと肉のマーケットアクセスを制限しない、⑥知的財産の保護、⑦経済安全保障協力、⑧労働保護の強化、⑨高いレベルの環境保護、⑩カンボジアの国有企業の市場歪曲的な行動および製造業への補助金への取り組み、⑪ボーイング 737 を 10 機以上購入（引渡し 2031 年以降）、⑫米国向け原産地証明書の発行手続きを厳格化。⑬カンボジアが本協定を損ない、米国の経済あるいは国家安全保障に脅威となると米国が考えるような自由貿易協定あるいは特惠貿易協定を締結する場合、米国は本協定を終了できる^(注 18)。
- **ベトナム**：①対米関税撤廃、②工業製品に対する非関税障壁撤廃（米国の安全基準と排出基準を満たした米国車の受入れ、米国の工業製品の輸入容認、米国で販売は承認されている医療機器と医薬品の事前販売承認の受入れ、医薬品の輸入許可と規制緩和、国際知財条約の完全な実施など）、③農産品に対する非関税障壁の撤廃（米国の規制監督の承認と認証の受入れ、食品と農産品の衛生植物検疫措置の受入れ）、④デジタル貿易、サービス、投資の障壁の除去（WTO での電子的送信への恒久的な関税不賦課への支持など）、⑤経済安全保障協力、⑥労働保護の強化、⑦高いレベルの環境保護、⑧国有企業の市場かく乱的行動への対処、⑨航空機 250 機や LNG などの輸入拡大（903 億ドル相当）、⑩中国依存の縮小、⑪第 3 国からの迂回輸出品に 40%課税^(注 19)。

第 3 節 相互関税の ASEAN への影響

1. 米国の輸出シェアが高いカンボジアとベトナム

交渉結果については、各国とも一定の評価を行うとともに競合国も高い相互関税（たと

例えば衣料品でのカンボジアの競合国であるバングラデシュは 20%) も課されているなど冷静な見方もある。ただし、対米輸出減少への懸念は強く、経済へのネガティブな影響は避けられないとみられている。また、輸出を継続するために輸出単価の引下げが実施されている。ASEAN 各国の輸出依存度 (GDP に占める輸出の比率) は、シンガポール 110.9%、ベトナム 90.1%、マレーシア 82.7%、カンボジア 69.9%、タイ 57.9%など非常に高く輸出の減少による経済への影響が大きい (表 11-5)。つぎに、ASEAN 各国の対米輸出比率 (輸出に占める米国向け輸出の比率) はカンボジア 37.9%、ベトナム 27.4%が極めて高い (表 11-5)。その他の国では、タイは 17.2%、フィリピンは 15.6%、マレーシア 11.3%となり、インドネシアは 9.0%、シンガポールは 9.3%と一桁である。ミャンマーは 4.0%、ラオスは 1.4%とほとんど依存していない。

輸出依存度が高く、対米輸出比率の高い国が大きな影響を受けるとともに米国の関税の対象になる品目の割合が大きい国が影響を受ける。ジェットロによると ASEAN 全体では相互関税の影響を受ける品目の割合は 62.6%、自動車は 4.7%、鉄鋼アルミ製品が 6.7%であり、追加関税の除外 (MFN 税率) は 26.0%である (注 20)。対米輸出の大きい国で相互関税対象品目の割合が高いのは、カンボジア 90.0%、ベトナム 68.7%である (表 11-5)。インドネシアは 81.5%と相互関税対象品目の比率が高いが対米輸出依存度はこれら両国よりも低い。除外品目の割合が高いのはシンガポール (55.9%)、マレーシア (43.7%) である。シンガポールは薬品、マレーシアは半導体の対米輸出が多く、これら 2 品目に追加関税が課されると影響は大きくなる。

相互関税は対米輸出の減少やアジアそして世界経済の減速により ASEAN の経済にネガティブな影響を与えることは避けられない。アジア開発銀行が 2025年9月に発表した GDP 成長見通しによると、ASEAN の 25 年の実質 GDP 成長率は 4.3%、26 年も 4.3%と 4 月の見通しから 0.4%ポイント下方修正されている。今後、半導体に高関税が課されるとマレーシアやシンガポールへの影響が大きくなることが懸念される。2009 年の世界金融危機ではマレーシア、シンガポール、タイはマイナス成長となり ASEAN は 4.7%から 2.5%に落ち込んだ。1997~98 年のアジア通貨危機ではインドネシアは -13.6%、タイは -10.5%、マレーシアは -7.4%に落ち込んだことに比べると影響は極めて小さいといえる。

ASEAN 側は対米関税を撤廃したが、米国の対 ASEAN 輸出が増えるかどうかは判らない。たとえばベトナムの対米輸入上位 5 品目はすでに無税である。また、航空機や農産品の輸入は一時的なものになる可能性が高い。自動車など製造業品は米国製品に競争力があ

るかどうかが課題である。また、日本、中国、韓国など競合国は FTA が締結されており、原産地規則を満たせば無税での輸入が可能だからである。

表 11-5. ASEAN 各国の輸出依存度、対米輸出比率など

	輸出依存度 (2023 年)	輸出に占める米国の 割合 (2023 年)	相互関税対象品目の 割合 (2025 年 9 月)
シンガポール	110.9%	9.3%	40.5%
ベトナム	90.1%	27.4%	68.7%
マレーシア	87.7%	11.3%	48.0%
カンボジア	69.9%	37.9%	90.0%
タイ	57.9%	17.2%	59.2%
フィリピン	19.5%	15.6%	56.2%
インドネシア	22.1%	9.0%	81.5%
ミャンマー	27.9%	4.0%	94.8%
ラオス	63.3%	1.4%	90.0%

出所：輸出依存度は ASEAN 事務局、輸出に占める米国の割合はジェトロ資料により作成。
相互関税品目の割合は藪（2025）。

2. 中国の対 ASEAN 投資は持続

前述のように第 1 期トランプ政権で中国に追加関税が課されて以降、中国の対 ASEAN 投資は拡大を続けてきた。ASEAN への相互関税により中国から ASEAN への投資が減少すると報じられたが、中国の対 ASEAN 投資は続く可能性が強い。ASEAN 主要国への相互関税が 19%あるいは 20%程度となる一方で中国への追加関税は最大 45%と高いためだ。

4 月 2 日に発表された中国に対する相互関税率は 34%だったが、中国が報復関税を発表したため 125%に引き上げられ、1 月と 2 月に発表された 20%を加えて中国に対する追加関税は 145%となった。しかし、米中両国は、5 月 12 日に追加関税を 115%引き下げること合意し、米国の対中追加関税は 145%から 30%に低下した。これは、相互関税のうちベースライン税率の 10%に 1 月と 2 月に発表された 20%を加えた税率である。中国も対米追加関税率を 125%から 115%を除いたものである。中国は追加関税に対し報復関税で応じるなど譲歩の姿勢をみせず、4 月にレアアース 7 品目のレアアースの輸出規制により対抗したため、米国側が譲歩したとみられている。中国の追加関税は 25 年 11 月にフェンタニル対応で課されていた 20%の関税が 10%に引き下げられ、相互関税のベースラインの

10%と合わせた 20%となった。第 1 期トランプ政権時代の最大 25%の追加関税は撤廃されておらず、合計すると中国への追加関税は最大 45%となる。

米国のピーターソン国際経済研究所によると、2025 年 11 月 26 日時点の米国の対中平均実効関税率は 47.5%であり、20%の追加関税率より 25%以上高い^(注 21)。これは、第 1 期トランプ政権の 2018 年に発動された最大 25%の対中追加関税が現在も維持されているためである^(注 22)。第 1 期トランプ政権で米国の対中平均関税率は 16.2 ポイント上昇している。

製造業投資の立地決定で重要な工場のワーカー賃金（2024 年 10 月～11 月）をみると、中国は大連を除きバンコクやジャカルタの 1.5 倍から 2 倍程度であり、ハノイやプノンペンの 2.5 倍から 3.5 倍と高い。労働集約型産業は米中摩擦がなくても中国での操業は不利になっている。賃金格差も中国から ASEAN への生産拠点移転の大きな要因である。

表 11-6. 中国および ASEAN 主要都市の工場ワーカー月額賃金

(単位：ドル)

北京	970
広州	721
重慶	685
大連	415
クアラルンプール	490
ジャカルタ	475
バンコク	437
マニラ	314
ハノイ	278
プノンペン	243
ビエンチャン	115

出所：ジェトロ（2025）「2024 年度アジア大洋州・日本投資関連コスト比較調査」、
「投資関連コスト比較調査」。

第 4 節 増加する中国の ASEAN 輸出

1. ASEAN が中国の最大の輸出先

中国と ASEAN は相互に最大の貿易相手国となっている。1995 年の時点では中国は ASEAN の輸出の 2.9%、輸入の 3.0%を占めていたに過ぎず、輸出では第 11 位、輸入では

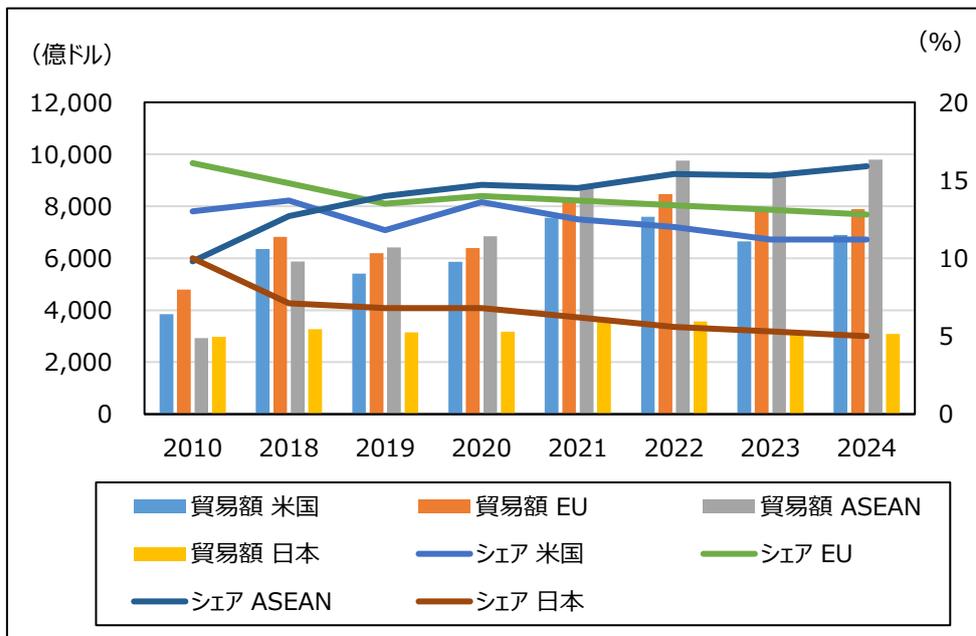
第 9 位の貿易相手国だった^(注 23)。2009 年中国は日本を抜き ASEAN の最大の貿易相手国となった。とくに輸入では中国は ASEAN の域内輸入を抜いて最大となっており、輸出でも米国と並ぶ重要な市場である。ASEAN は 1995 年の時点では中国の輸出の 7.0%、輸入の 7.5%を占めており、輸出で 5 位、輸入で 6 位の貿易相手国・地域だった^(注 24)。しかし、その後着実に貿易額を増加させ、ASEAN は 2019 年に EU を抜いて中国の最大の貿易相手国・地域となった(図 11-1)。主要貿易品目は ASEAN からの輸出では原油や果実などが重要だが、最大の品目は輸出入とも印刷回路、通信機器、事務用機器、熱電子管・半導体など電気電子機械およびその部品であり、ASEAN と中国の間に緊密なサプライチェーンが形成されていることが判る^(注 25)。

中国が貿易相手国として重要になった大きな理由は、東アジアの経済をけん引する国が日本から中国に交代したことである^(注 26)。東アジアの GDP に占める日本のシェアは 1990 年の 70.7%から 2024 年には 13.5%に低落したが、中国のシェアは 8.9%から 62.9%に急増した。中国の台頭は経済規模だけではなく、ASEAN に対する中間財の供給国としても日本に取って代わっている。1980 年に 25%と圧倒的だった ASEAN の貿易に占める日本のシェアは 2023 年には 5.8%となったが、中国は 1.8%から 19.7%にシェアを拡大した。日中のシェアが逆転したのは 2009 年で、GDP で中国が日本を抜いた 2010 年の前年である。2005 年に発効した ASEAN 中国 FTA(ACFTA)物品貿易協定の効果も大きい。助川(2025)によると、2005年から2023年の間に中国の総輸出は約 5 倍拡大したが、ASEAN 向け輸出は約 10 倍拡大している^(注 27)。タイの対中輸出における ACFTA 利用率は発効直後の 1 割前後から 2018 年には約 7 割に高まっており、輸入における利用率も約 3 割となっている^(注 28)。

中国の ASEAN 輸出は 2018 年以降着実に増加しており、2023 年は前年比で減少したものの米国と EU を抜いて最大の輸出先となった(図 11-1)。2024 年は、米国が 5,258 億ドル、シェア 14.7%、EU が 5,151 億ドル、シェア 14.4%に対し、ASEAN 向け輸出は 5,758 億ドルでシェアを前年の 15.5%から 16.4%に拡大した(図 11-2)。中国の ASEAN 輸出の急増の背景には ASEAN 経済の成長と中間層の増加などにより消費市場として ASEAN が発展したことがベースにあるが、さらに二つの要因が指摘できる。前述のとおり第 1 期トランプ政権の最大 25%の対中追加関税への対応で中国から生産拠点が ASEAN に移転し ASEAN への原料や中間財の輸出が増えたことと米国の高関税に対応した代替輸出先として ASEAN に消費財などが輸出されたことである。次に中国での過剰生産により余剰のはけ口

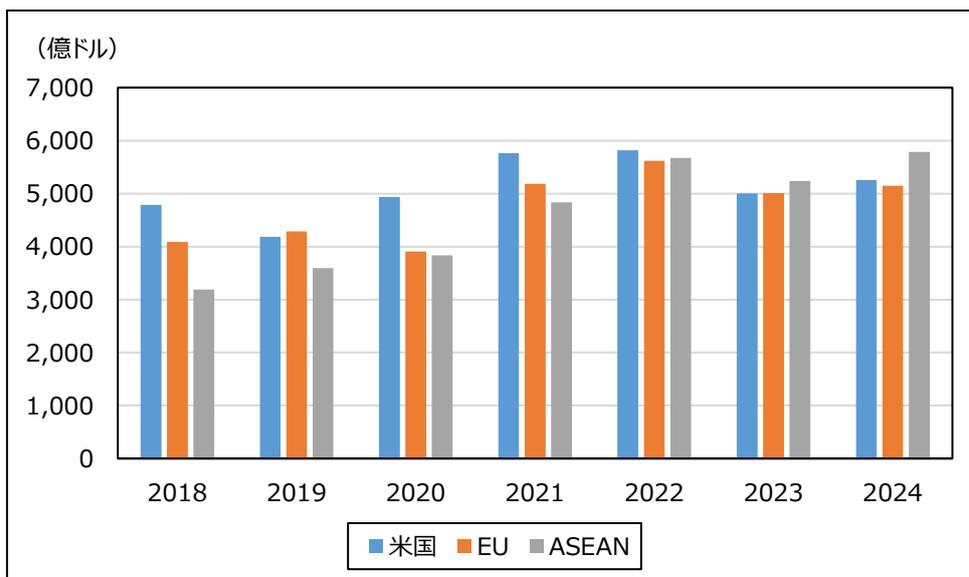
として ASEAN への輸出が増加したことである。これには電子商取引により小口貨物の輸出が急増したことが輪をかけている。中国の 2024 年の小口貨物輸出は 30.3%増だった。

図 11-1. 中国の主要相手国との貿易（単位：億ドル、%）



出所：ジェトロ世界貿易投資報告書。

図 11-2. 中国の米国、EU、ASEAN への輸出推移（単位：億ドル）



出所：ジェトロ世界貿易投資報告書。

2. 輸入急増で国内産業に打撃

前述のように第 2 期トランプ政権で 2025 年の米国の対中追加関税は 20% となり、第 1 期での追加関税と併せて最大 45% に引き上げられた。中国の対 ASEAN 輸出の増加は 25 年に入り加速している。中国からの輸入急増により国内産業に工場閉鎖や人員解雇などの損害が生じている。インドネシアでは中国からの繊維製品や陶磁器の輸入が急増、国内企業が苦境に陥っている。2024 年に繊維産業で 8 万人がレイオフされ、25 年は 28 万人に拡大する恐れもあるという。労働省によると、25 年 1~6 月の解雇者数は 4 万 2000 人で前年同期比 32% 増となっている^(注 29)。

そのため、ASEAN 各国は中国からの輸入急増に対して輸入規制措置を発動している^(注 30)。インドネシアでは、2024 年 8 月から繊維製品に対してセーフガード（緊急輸入制限）が発動され、ニットや織物、カーペット等の輸入関税を引き上げた。25 年 2 月にはセラミックタイル製品に対するセーフガードが発動された。SNS を利用し輸入される 100 ドル以下の低価格品の輸入を禁止した。繊維、履物、セラミックス、化粧品などの中国製品に対し 200% の関税を賦課する計画を明らかにしている。

ベトナムでは、電子商取引（EC）で流入する少額製品から国内企業を保護するため 2025 年 2 月に低価格輸入品に対する関税と付加価値税（VAT）の免税を廃止した。また、25 年 3 月中国を原産地とする熱延コイル（HRC）にアンチダンピング（AD）税を適用した。

タイでは、タイ中央銀行が輸入品の品質検査、AD や相殺関税の迅速化を提案しており、2024 年 7 月から 12 月に CIF 価格が 1,500 バーツ以下の少額輸入貨物にも付加価値税（VAT）と物品税を課税（関税は免除）することを決定した。マレーシアでは、行政審査に基づき、中国製プレストレストコンクリート用撚線銅線に対して、AD 関税措置を見直した。オンラインによる低付加価値輸入品への 10% 販売税賦課を決定した。また、中国製鉄鋼製品に対し、4.48% から 20.42% の反ダンピング課税を発動している

中国の過剰生産能力は 2010 年代から問題とされており、国内の過当競争と価格低落、ダンピング輸出の急増を招いている。中国の巨大な市場に起因する規模の経済や産業政策などが関連する構造的な問題であり、短期的な解決は困難である。経済関係の拡大深化により ASEAN は経済的利益を得ているが、こうした輸入急増による自国の産業への損害という問題も起きている。これらの問題に対しては WTO で認められている輸入規制などの貿易救済措置により当面对応することになる。

3. 習国家主席のASEAN訪問

(1) 戦略性の高い訪問

中国の習近平国家主席が4月14日から18日までASEANの3か国（ベトナム、マレーシア、カンボジア）の3か国を訪問した。米国の相互関税など関税引上げに対する対応を各国が迫られ、自由でルールに基づく通商体制が危機に瀕する中での戦略的な意図を持つ訪問である。

まず、訪問時期が極めて高い相互関税の発表と上乗せ分の90日停止という混乱の直後だった。4月2日に発表された相互関税はASEANに非常に厳しいものだった。相互関税は5日に10%のベースライン関税が実施され、それを超える上乗せ分は90日間の停止が9日に発表された。中国に対する相互関税は34%だったが、中国が報復関税を発表したため125%に引き上げられ、2月と3月に発表されていた20%を合わせて中国に対する追加関税は145%と禁止的な高関税となった。習主席の訪問は中国とASEAN各国がトランプ関税への対応に苦慮している時期だった。

次に訪問先3か国は中国のASEAN戦略にとって極めて重要な国である。ベトナムは中国の対ASEAN輸出（2023年）の26.4%、輸入の23.8%を占めるASEANの中で中国の最大の貿易相手国であり、マレーシアは同じく輸出で16.8%、輸入で26.4%を占めるASEAN第2位の貿易相手国である^(注31)。カンボジアは中国の貿易に占めるシェアは小さいが、プノンペンの外周道路を習近平道路と命名するなど親中国国家であり、一帯一路による中国の融資を積極的に受け入れており、輸入、投資受入れ、援助で中国に依存している^(注32)。

訪問の狙いは二つある。まず、米国は「信頼度に欠け、不安定であり、自国の利益優先であり、圧力や威嚇を使う」のに対し、中国が「信頼でき、安定し、相互の利益を重視し、ASEAN側に寄り添う経済パートナーである」ことを強調することである。また、米国を名指ししていないが、WTOルールに一致しない恣意的な関税引上げを含む一方的な貿易制限措置を拒否するとし、WTOを核とするルールに基づく、無差別でオープン、公正、包摂的で公平かつ透明な多角的貿易システムを中国は支持する国であることを強く示している。

次に、ASEANとの経済関係の強化であり、経済連携の強化と経済協力の拡大を図っている（次項）。経済連携では東アジアの経済連携の強化拡大を進めるとしており、RCEPの

高いレベルでの実施、香港の RCEP 参加支持、ASEAN 中国 FTA(ACFTA)3.0 議定書の調印と実施、中国の CPTPP 参加支持（ベトナムとマレーシア）などが合意されている。経済協力では、米国国際開発局（USAID）の実質廃止により米国の ASEAN への経済協力が縮小する中で中国は ASEAN への経済協力を拡充しようとしており、中国の影響の拡大は避けられないだろう。とくに物品貿易拡大を支えるインフラとなる鉄道の整備など輸送インフラ強化に重点を置いた協力が進められる。

（2）経済協力を拡充・強化

経済協力では、中国と ASEAN の貿易拡大に結び付く輸送インフラ整備やサプライチェーンの強化などを中心にベトナムでは 40、マレーシアとは 31 の協力文書に調印しカンボジアとは 37 の協力案件を進めるなど多くの分野で多角的な協力を実施するとしている。

ベトナム^{（注 33）}とは、広東香港マカオ大湾区と長江デルタを結び、両廊一圈地域を重慶に拡大する地域開発戦略に基づき、中国の「一帯一路構想」とベトナムの「両廊一圈（Two Corridors and One Belt）」を連結する協力計画を実施し、鉄道、道路、国境インフラの整備を加速する。鉄道については、ベトナムと中国間の標準軌の鉄道プロジェクトの推進のために中国はラオカイーハノイーハイフオンの標準軌路線の FS を開始するための技術援助（TA）を行い、建設を早急に開始することに合意した。

AI、クリーンエネルギー、グリーン開発、デジタル経済、スマート通関、越境経済協力モデル、安全で安定したサプライチェーン、金融通貨協力、QR コードを利用した 2 国間小売り支払い協力などの新たな分野で協力を進める。貿易円滑化では認定事業者（AEO）の相互承認とシングルウィンドウ協力を行う。

マレーシアとは 2013 年の包括的戦略パートナーシップ関係を基盤として、「未来を共有するハイレベルな中国マレーシア共同体」を構築する^{（注 34）}。デジタル経済、グリーンエコノミー、ブルーエコノミーと観光経済の 4 分野に焦点をあてた 2024 年調印の「一帯一路イニシアティブ協力計画」の実施促進し、経済貿易協力 5 か年計画（2024-28 年）を実施する。

輸送分野では、マレーシアの航空会社による中国の航空機の採用と運用、シームレスな航空シルクロードに向けてのクアラルンプール国際空港と鄭州新鄭国際空港間の航空ロジスティクス協力、汎アジア鉄道実現に向けての鉄道輸送およびインフラ協力を進める。

科学技術分野では、科学技術イノベーション協力政府間合同委員会により中国マレーシア合同研究プロジェクトと人的交流を実施し、宇宙協力、ワクチン開発協力をを行う。量子技術など先端分野での新たな成長拠点の創出による新質生産力での協力、スマートシティ協力、統合された産業・サプライチェーン開発の強化、中国企業のマレーシアの 5G ネットワークへの参加、安定した半導体サプライチェーンの開発、電子商取引分野での協力などを進める。

カンボジアとは、「未来を共有する全天候型カンボジア中国運命共同体」を創設し、外務防衛の 2+2 戦略対話の設置を決定した^(注 35)。輸送では、カンボジア中国鉄道協力メカニズムによりカンボジア鉄道ネットワーク計画の開発に協力する。貿易円滑化ではカンボジアの農産品と食品の輸出のための検疫議定書の交渉と調印を進める。輸送インフラ・電力・光ケーブル・排水処理・倉庫とロジスティクス設備のある高いレベルの経済貿易協力区を進め、多目的経済特別区としてのシアヌークビル経済特別区開発と中国企業のカンボジア投資を促進する。安全で安定したサプライチェーンの確立を進め、貿易投資における中国とカンボジア通貨の利用を促進し、カンボジアの銀行の人民元クロスボーダー銀行間決済 (CIPS) への参加、越境決済における QR コードの利用を進める。

中国は 2025 年 8 月に天津で開催された上海協力機構 (SCO) サミットにカンボジアのフン・マネット首相、ラオスのトントン・シースリット国家主席、マレーシアのアンワール・イブラヒム首相、ベトナムのファム・ミン・チン首相を議長国招待国として招待した。また、インドネシアのプラボウォ大統領は抗日戦争勝利 80 周年記念式典にこれら指導者とともに参加している^(注 36)。

おわりに

トランプ関税や USAID の廃止による経済協力の削減などにより米国に対する信頼度は低下するだろう。ISEAS ユスフ・イシャク研究所の ASEAN 有識者意識調査によると第 1 期トランプ政権で米国に対する信頼度は大きく低下しており、第 2 期では信頼度はさらに低下すると思われる。一方で中国はこの機会を利用して ASEAN へのアプローチを強めており、中国との経済関係はさらに強まる可能性が大きい。ただし、ASEAN の米中均衡戦略は変わらないだろう。米国への輸出の減少は避けられないが、米国は依然として輸出市場として重要であり、ASEAN への最大の投資国だからである。

相互関税、分野別関税に加え、トランプ政権の政策は予測可能性が低く、米国市場への依存はリスクが大きいため是正が進められるだろう。米国では財政収入に占める関税の比率が 25 年 4 月以降、前年同期比で 4 倍に高まっており^(注 37)、財源として長期化する可能性がある。具体的には ASEAN の輸出の 14.8% (23 年) を占める EU との FTA 締結に取り組み始めている。EU と FTA を結んでいるのはシンガポールとベトナムのみだが、タイ、マレーシア、フィリピンが交渉を再開しており、インドネシアは 2025 年 9 月に合意に至った。

グローバルサウスでは GCC (湾岸協力理事会) と FTA 交渉が始まり、BRICS への接近も始まっている。2025 年にインドネシアが BRICS に加盟し、タイ、マレーシア、ベトナムは候補国となった。日本のメディアでは ASEAN 加盟国の BRICS 参加を中国、ロシア陣営への参加と解釈しているが、これらの国々は同時に米国主導の IPEF(インド太平洋経済枠組み)の参加し、OECD への加盟も進めており、BRICS 参加は輸出に加え、エネルギー、食糧の調達先確保など経済的実利を目的としたものである。

最も重要なことは自由でルールに基づく国際通商秩序の維持である。米国は世界最大の輸入市場であるが世界の輸入に占めるシェアは 13.6%に過ぎない。EU と英国など欧州 36%、東アジア (ASEAN+北東アジア、インド、オセアニア) 34%、カナダ 2.3%、中南米 3.2%を合計すると世界の輸入に占めるシェアは 75.5%となる。これらの地域に属す有志国で自由でルールに基づく国際通商秩序の維持を行うべきである。ASEAN、日本、韓国、豪州、ニュージーランド、インド、カナダ、EU、英国、メキシコ、ブラジルなどが重要である。そのためには WTO に加え、経済連携が重要である。日本と ASEAN は協力して、東アジアでは RCEP の改善と拡大 (とくにインドを含む南アジアへの拡大)、CPTPP の拡大 (ASEAN の主要国、中南米)^(注 38)、ASEAN と EU の FTA、CPTPP と EU との連携、アジアと中東 (GCC など) の FTA、アジアとアフリカとの FTA などに取り組んでいくべきである。

参考文献

石川幸一 (2025) 「米中対立下の ASEAN—均衡戦略の現状と展望」、石川幸一・大泉啓一郎・亜細亜大学アジア研究所編『ASEAN 中国新時代 高まる中国の影響力』文眞堂所収。

牛山隆一 (2025) 「中国企業への ASEAN 投資の現状 ASEAN が最大の投資先に」、石

川・大泉・亜細亜大学アジア研究所編に所収。

石川幸一・大泉啓一郎・亜細亜大学アジア研究所編『ASEAN 中国新時代 高まる中国の影響力』文眞堂、所収。

北見創（2025）「ASEAN」、若松勇・箱崎大・藪恭兵『グローバルサプライチェーン再考』文眞堂。

ジェトロ（2024）「2024 年度海外進出日系企業実態調査 アジア・オセアニア編」。

助川成也（2025）「ASEAN 中国自由貿易地域（ACFTA）をインフラに南進する中国」、石川幸一・大泉啓一郎・亜細亜大学アジア研究所編所収。

鈴木絢女（2025）「ASEAN の対中接近：国際秩序観の共鳴と主体的戦略」、『日中経協ジャーナル』2025 年 10 月号、No.381。

鈴木亨尚（2025）「カンボジアに対する中国の影響力ー経済的プレゼンスと話語権ー」、石川・大泉・亜細亜大学アジア研究所編前に所収。

藤村学（2025）「「一帯一路」とメコン協力の実態」、石川・大泉・亜細亜大学アジア研究所編に所収。

宮島良明（2025）「緊密化する中国と ASEAN の貿易」、石川・大泉・亜細亜大学アジア研究所編に所収。

藪恭兵「岐路に立つ日 ASEAN 政策対話～トランプ関税・中国の台頭～」ASEAN 研究会（2025 年 9 月 19 日）講演資料。

Brendan Kelly (2025), ASEAN Caught Between China's Export Surge and Global De-Risking, Asian Policy Institute.

注

¹ The White House, Reciprocal Trade and Tariff, Memorandum for The Secretary of Treasury, The Secretary of Homeland and Security, The Director of the Office of Management and Budget, The United States Trade Representative, The Assistant to President for Economic Policy, The Senior Counselor to the President for Trade and Manufacturing.

² たとえば、2023 年の ASEAN の輸出先は中国が 2,939 億ドルで第 1 位、米国は 2,744 億ドルで第 2 位である。

³ Bureau of Economic Analysis, Department of Commerce, *U.S. International Trade in Goods and Service, December and Annual 2024*.

⁴ ジェトロ（2024）。

⁵ 中国企業の ASEAN 投資については、牛山（2025）を参照。

⁶ 牛山（2025）89～90 頁。

⁷ 北見（2025）217～219 頁。

-
- 8 助川 (2025) 48～50 頁および牛山 (2025) 98～100 頁。
- 9 The American Chamber of Commerce in the People's Republic of China (AmCham China).
- 10 The White House, *FURTHER MODIFYING THE RECIPROCAL TARIFF RATES*, July 31,2025.
- 11 Memorandum of Understanding between The Government of The United States of America and The Government of Kingdom of Thailand Concerning to Diversify Global Critical Mineral Supply Chains and Promote Investments October 26,2025.
- 12 10 月 26 日発表のホワイトハウス発表のファクトシート、協定案および各種資料により作成。
- 13 The White House , Joint Statement on Framework for United State -Indonesia Agreement on Reciprocal Agreement. July 22,2025
- 14 Thailand Tax News Flash Issue 155、 July 31,2025. および The White House, Fact Sheet: The United States and Thailand Reach a Framework for an Agreement on Reciprocal Trade.
- 15 Outcome of the United States Reciprocal Tariff Negotiations and Implications for Malaysian Manufacturers (ITP/14/2025) August 4,2025.
- 16 The White House, Fact Sheet: President Donald J. Trump Secures Peace and Prosperity in Malaysia. October 25,2025.
- 17 カンボジア、ベトナム、タイについてはホワイトハウスのファクトシートおよび各種報道による。フィリピンについては各種報道による。
- 18 The White House, The United States and Cambodia reach an Agreement on Reciprocal Trade. October 25,2025.
- 19 The White House, Fact Sheet: The United States and Vietnam Reach a Framework for an Agreement on Reciprocal, Fair, and Balanced Trade および報道資料。
- 20 藪 (2025)。
- 21 Chad. P. Bown, "US-China Trade War Tariffs: An Up-to-Date Chart". Peterson Institute for International Economies. August 31,2025.
- 22 第 1 弾 (818 品目) と第 2 弾 (284 品目)、第 3 弾 (5,745 品目) は 25%、第 4 弾 (3,243 品目、スマホ、ノート PC など 555 品目は見送り) は 7.5%の追加関税が発動された。
- 23 宮島 (2025) 65～66 頁。
- 24 同上。
- 25 同上 72～74 頁。
- 26 大泉 (2025) 222～223 頁。
- 27 助川 (2025) 40～43 頁。
- 28 同上 45～46 頁。
- 29 「インドネシア 労働者らデモ」日本経済新聞 2025 年 8 月 29 日付け。
- 30 Brendan Kelly (2025) および各種報道による。
- 31 中国と ASEAN の貿易については、助川 (2025)、宮島 (2025) を参照。
- 32 中国とカンボジアの関係については、鈴木亨尚 (2025)、一带一路の現状については、藤村 (2025) を参照。
- 33 Joint Statement between The Socialist Republic of Vietnam and The People's Republic of China on Continuing to Deepen the Comprehensive Strategic Cooperative Partnership and Promoting the Building the Vietnam-China Community with Shared Future with Strategic Significance.

-
- ³⁴ Joint Statement Between the People's Republic of China and Malaysia on Building a High-level Strategic Malaysia-China Community with a Shared Future (17 April 2025, Kuala Lumpur).
- ³⁵ Joint Statement between The Kingdom of Cambodia and The People's Republic of China on Building an All-weather Cambodia-China Community with a Shared Future in the New Era and Implementing the Global Development Initiative, the Global Security Initiative and the Global Civilization Initiative.
- ³⁶ 鈴木絢女 (2025) 6 頁。
- ³⁷ 日本経済新聞 2025 年 10 月 4 日付け「米関税、税収倍増の 24 兆円」、25 会計年度 (24 年 10 月～25 年 9 月) の関税収入は 8 月末で 1,650 億ドル、歳入に占める比率は 3.5% (前年同期は 1.6%)。
- ³⁸ メキシコは 2025 年 12 月 10 日に輸出入関税法改正の修正案を下院で承認した。FTA を締結していない国からの輸入に追加関税を課するもので中国からの輸入を念頭においている。追加関税は自動車 50%、鉄鋼 20～50%、繊維・縫製品 25～35% など高率であるが譲許税率の範囲内であり WTO ルール違反ではない。メキシコは CPTPP 加盟国であり、メキシコの追加関税は CPTPP 参加の誘因となるだろう。ASEAN からは CPTPP にはシンガポール、ブルネイ、マレーシア、ベトナムが参加しており、インドネシアとフィリピンが加入申請を行っている。「メキシコが対中追加関税」日本経済新聞 2025 年 12 月 11 日付け。

〔禁無断転載〕

トランプ第2次政権の通商産業政策が日本や中国などに与える影響調査研究
令和7年度（一財）貿易・産業協力振興財団 助成事業
発行日 2026年2月

編集発行 一般財団法人国際貿易投資研究所（ITI）
〒104-0045 東京都中央区築地1丁目4番5号 第37興和ビル3階
TEL : (03) 5148-2601 FAX : (03) 5148-2677

Home Page : <https://iti.or.jp>

